各委員会所管事項の動向

－第214回国会（臨時会）における課題等－

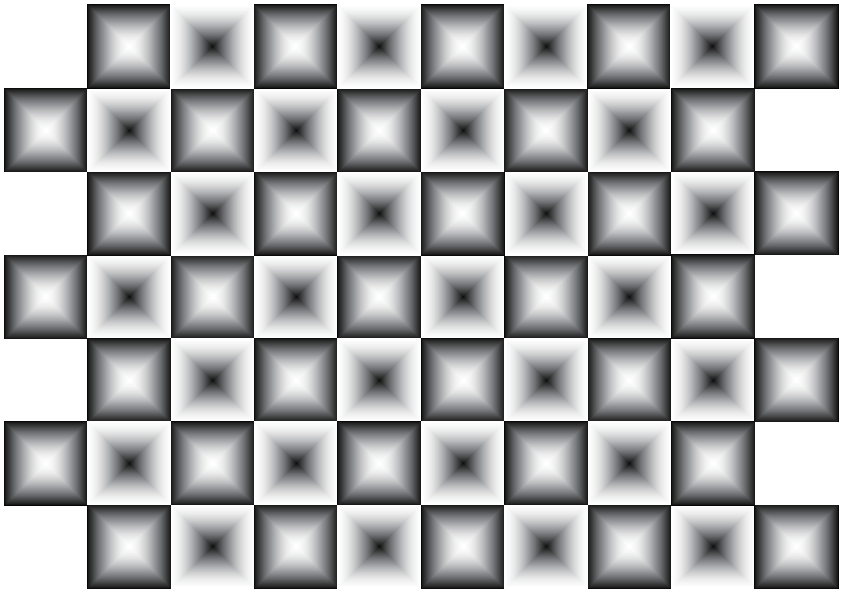

令和６年１０月

衆議院調査局

本書は、各委員会の所管事項に関する、最近の主なトピックスについて、これまでの経緯や今後の動向等を取りまとめたものです。本書が国会における皆様の御活動の一助となれば幸いです。

本書の執筆は、各調査室が担当いたしました。記載内容についてのお問合せは、各調査室の担当者までお願いいたします。

なお、御意見等がございましたら、調査局調査情報課（内線31853）までお電話いただければと存じます。

衆議院調査局長　近藤　博人

目　　次

○内閣委員会 …… 1

所管事項の動向

経済財政政策（岸田内閣の取組/ 物価高への対応）
経済安全保障（経済安全保障推進法 / 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度）
国家公務員制度（令和６年人事院勧告等 / その後の動き）
サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法と我が国のサイバーセキュリティ政策の推進体制 / 能動的サイバー防御）
個人情報保護制度（個人情報保護制度の概要 / 制定及び改正の経緯 / 個人情報保護制度の今後）

○総務委員会 …… 12

所管事項の動向

地方行政（令和６年の地方自治法改正 / 地方公共団体情報システムの標準化 / 地方公務員制度）
地方財政（補正予算によって地方交付税が増加した場合の取扱い / 令和７年度の地方財政への対応等）
地方税（令和６年度与党税制改正大綱における検討事項 / 経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2024 /令和７年度税制改正要望）
情報通信（ＮＴＴに対する規制等を含む情報通信政策の見直し / デジタル空間における情報流通の健全性確保）
放送（ＮＨＫラジオ国際放送の不適切発言）
郵政事業（郵政民営化の見直し / 郵便料金制度の見直し）
消防行政（令和６年能登半島地震の教訓を踏まえた消防防災力・地域防災力の強化）

○法務委員会 …… 23

所管事項の動向

民事関係（区分所有法制の見直し / 性同一性障害者特例法に関する最高裁決定 / 同性婚 / 選択的夫婦別氏（夫婦別姓）制度 / 離婚及びこれに関連する家族法制（離婚後単独親権制度等）の見直し）
刑事関係（刑事裁判手続等のデジタル化 / 再犯防止 / 保護司制度 / 再審制の見直し）
出入国在留管理関係（出入国管理及び難民認定法と在留管理制度 / 外国人技能実習制度 / 特定技能制度 / 育成就労制度の創設）

○外務委員会 …… 36

所管事項の動向

米国大統領選挙と日米関係
中国（日中関係全般 / 中国軍による我が国の領空侵犯・領海侵入事案の発生等）
朝鮮半島（韓国 / 北朝鮮）
ロシア（ロシアによるウクライナ侵略 / 日露関係）
中東情勢

○財務金融委員会 …… 46

所管事項の動向

財政（我が国の財政の現状 / 我が国の財政の課題）
税制（税収の推移 / 令和６年度税制改正等 / 今後の税制改正に関する動向）
金融（日銀の金融政策 / 金融行政に関する最近の取組と課題）

○文部科学委員会 …… 63

所管事項の動向

教育政策の動向（教育振興基本計画 / 教育未来創造会議）
初等中等教育（教員に関する諸課題 / 小学校における 35 人学級の計画的な整備と教科担任制の拡充 / 部活動改革（部活動の地域移行） / いじめ、不登校 / 学校給食の無償化 / 高等学校の就学支援をめぐる動向）
高等教育（大学改革 / 国立大学における授業料値上げ / 奨学金等の学生に対する経済的支援）
科学技術及び学術の振興（科学技術政策 / 研究開発の現状 / 科学技術の基盤的な力の強化 / 我が国の大学の研究力の向上 / 原子力損害賠償制度）
文化及びスポーツの振興（文化芸術政策 / 文化財 / 著作権 / 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対する宗教法人法に基づく解散命令の請求 / スポーツ施策の推進）

○厚生労働委員会 …… 80

所管事項の動向

社会保障（社会保障給付費等 / 全世代型社会保障の構築）
医療・健康施策（医療保険制度 / 医療提供体制）
介護保険制度
年金制度（公的年金制度の概要 / 年金制度改革の動向 / 年金積立金の運用）
生活保護制度・生活困窮者自立支援制度
障害者施策
労働政策（近年の雇用情勢 / 賃金 / 三位一体の労働市場改革等 / 雇用保険制度 / 女性活躍推進・カスタマーハラスメント対策）

○農林水産委員会 …… 90

所管事項の動向

米不足への対応と水田政策（最近の米の需給動向 / 水田政策）
食料・農業・農村基本法の改正を受けた食料・農業・農村基本計画の改定（食料・農業・農村基本法の改正 / 食料・農業・農村基本計画の改定）
食料安全保障（食料安全保障の確保 / 食料供給困難事態対策法）
漁業共済制度の見直し
その他（地域計画を核とした施策の構築 / 合理的な価格形成の法制化 / 日本型直接支払における環境負荷低減の取組への支援 / 環境負荷低減のクロスコンプライアンスの導入 / 農林中央金庫の財務 / 鳥獣被害防止対策）

○経済産業委員会 …… 98

所管事項の動向

我が国経済の動向
中小企業政策（中小企業の動向 / 生産性向上等に向けた設備投資の促進 / 下請取引の適正化 / スタートアップ支援 / 事業承継の促進）
資源・エネルギー政策（我が国の一次エネルギー供給 / 各エネルギーの現状 / エネルギー基本計画の見直しに向けた検討 / ＧＸ実現に向けた動き / エネルギー価格高騰問題）
産業政策（自動車産業 / 半導体 / 循環経済実現に向けた制度見直し）
知的財産政策
通商政策
独占禁止政策（公正取引委員会の概要 / スマートフォンのソフトウェアに係る競争環境の整備）

○国土交通委員会 …… 110

所管事項の動向

国土政策及び社会資本整備の動向（半島振興策の動向 / 社会資本整備重点計画及びインフラ老朽化対策 / 道路政策の動向 / 整備新幹線等の整備 / 上下水道の一体化、地震対策）
安心・安全で豊かな暮らし（地域交通の確保及び利便性向上 / 建設産業政策の動向 / 都市政策の動向 / 住宅政策の動向 / 令和６年能登半島地震による住家被害等 / 流域治水の推進 / 物流・自動車政策の動向 / 今後の気象業務の在り方）
航空、港湾、海事政策の動向（航空政策の動向 / 港湾政策の動向 / 海事政策の動向）

観光施策の動向
海上保安の動向

○環境委員会 …… 126

所管事項の動向

脱炭素社会の構築（気候変動に関する国際的な取組 / 気候変動に関する我が国における取組 / 脱炭素社会の実現に向けた今後の主な課題）
循環型社会の形成（循環型社会を形成するための法体系等 / 循環経済（サーキュラーエコノミー）/ プラスチックごみ問題への対応 / 災害廃棄物処理に関する取組）
自然共生社会の形成（生物多様性に関する国際的な取組 / 生物多様性に関する我が国の取組 / 国内における個別課題への対応）
健康被害の補償・救済及び懸念への対応（水俣病 / 有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）問題）
東日本大震災対応等（放射性物質汚染対処特措法の制定と政府の主な対応 / 原子力規制委員会の発足等）

○安全保障委員会 …… 138

所管事項の動向

我が国を取り巻く安全保障環境
安保三文書に基づく防衛力整備等に向けた主な動き（統合作戦司令部の創設 / スタンド・オフ防衛能力の整備 / 同志国等との安保協力の進展 / ＡＩの活用促進、サイバー人材の確保・育成）
防衛装備移転三原則等の見直しと次期戦闘機共同開発（国家安全保障戦略等を踏まえた防衛装備移転三原則等の改正（2023（令和５）年 12 月）/ 次期戦闘機共同開発と防衛装備移転三原則運用指針の改正（2024（令和６）年３月））
防衛関係予算等（５年間の防衛力整備水準等 / 2025（令和７）年度防衛関係費概算要求）
在日米軍問題（屋久島の沖合で発生したＣＶ－22 オスプレイの墜落事故に関する事故調査報告書 / 在日米軍関係者による犯罪に関する情報共有体制の見直し / ＰＦＡＳによる水質汚染問題）
防衛省・自衛隊をめぐる不祥事（不祥事に対する大量処分 / 潜水艦修理契約に関し潜水艦乗組員が契約相手方から金品を受領 / 防衛装備庁による契約情報の公表遅延）

○国家基本政策委員会 …… 151

所管事項の動向

党首討論の導入と国家基本政策委員会設置の経緯（党首討論と国家基本政策委員会の関係 / 国会審議活性化法の概要 / 「国会審議活性化法」成立までの経緯）
党首討論の運営申合せ（「運営申合せ」決定までの経緯 / 「運営申合せ」の概要）
直近の党首討論における主な討議内容
党首討論の課題（開会回数の確保 / 討議時間の拡大 / 発言時間における「片道方式」の導入）

○予算委員会 …… 161

所管事項の動向

我が国の財政状況（一般会計における歳出・歳入の状況 / 普通国債残高の推移 / 国及び地方の長期債務残高）
財政健全化に向けた取組（財政健全化目標 / 国・地方を合わせたＰＢ黒字化の見通し）
令和７年度予算編成に向けた動き（骨太の方針 2024 / 令和７年度概算要求）
今後の課題（「金利のある世界」における国債費の増大 / ＰＢ黒字化目標の達成と財政の持続性確保に向けた更なる取組）

○決算行政監視委員会 …… 171

所管事項の動向

決算等（令和５年度決算の概要（令和６年７月 31 日公表）/ 令和２年度決算、令和３年度決算及び令和４年度決算に関する議決）
令和５年度予備費使用等の概要及び審議状況
会計検査院による報告（国会及び内閣に対する報告（随時報告）/ 国会からの検査要請事項に関する報告）

政策評価及び行政評価・監視に係る調査結果（政策評価 / 行政評価・監視）

○災害対策特別委員会 …… 178

所管事項の動向

最近の自然災害をめぐる状況（我が国における自然災害の状況 / 令和６年能登半島地震 / 令和６年台風第 10 号）
国土強靱化の推進（強靱化法及び強靱化基本計画 / 防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策 / 強靱化法の改正）
地震・津波対策（南海トラフ地震対策 / 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策 / 首都直下地震対策）
雪害対策
火山対策
災害に関する法制度等の動向（避難対策（災害対策基本法、避難情報に関するガイドライン等） / 災害対策関連法の整備 / 災害救助法による救助 / 被災者生活再建支援制度 / 激甚災害制度）

○政治改革に関する特別委員会 …… 191

所管事項の動向

本委員会の最近の動き、これから見込まれる動き（公職選挙法改正に向けた議論 / 改正政治資金規正法の検討条項に関する議論 / 自由討議 / 衆議院選挙制度協議会の議論を引き継ぐ議論）
政治資金規正をめぐる動き（政治資金規正法改正の経緯 /第 213 回国会（令和６年常会）における改正）
衆議院の一票の較差是正（アダムズ方式による定数配分の導入 / 令和２年国勢調査に基づく公職選挙法の改正 / 次回以降の小選挙区選挙の区割り改定 / 第 49 回衆議院議員総選挙に係る一票の較差訴訟）
参議院選挙制度改革
選挙等をめぐる最近の動き（投票率の低下 / 投票環境の向上方策 / 主権者教育 / 女性や若者の政治参画促進）

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会 …… 209

所管事項の動向

沖縄関係（沖縄振興 / 在沖米軍基地問題等）
北方関係（北方領土問題と平和条約締結交渉 / 北方四島における共同経済活動に関する動き / 北方四島訪問に関する枠組み（北方四島交流等事業））

○北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 …… 221

所管事項の動向

北朝鮮による拉致問題（北朝鮮による拉致問題とは / 経緯と現状 / 「特定失踪者」の問題）
国会の対応（北朝鮮関連法の制定及び改正 /拉致問題等に関する調査）
政府の取組（「拉致問題対策本部」の設置 / 日本と北朝鮮との会談・協議等 / 近年の日本政府の動き / 北朝鮮に対する制裁措置 / 拉致問題に関する主な広報・理解促進活動）
米朝協議及び北朝鮮の動向等（米朝協議の動向 / 近年の北朝鮮の核・ミサイル開発の状況等）
国際社会への働き掛け

○消費者問題に関する特別委員会 …… 233

所管事項の動向

令和７年度消費者庁予算概算要求等の概要（概算要求の概要 / 地方消費者行政に対する国の支援に関する概算要求の概要 / 消費者庁新未来創造戦略本部に関する概算要求の概要 /食品関係政策の総合的な推進に関する概算要求の概要）
最近の消費生活相談の傾向と特徴（消費生活相談の傾向と特徴 / インターネット通販・定期購入に関する相談）
公益通報者保護制度の見直し
不当寄附勧誘防止法施行後の動向
食品ロスの削減の推進
機能性表示食品制度をめぐる状況

○東日本大震災復興特別委員会 …… 243

所管事項の動向

東日本大震災の概要
復興の基本方針の策定等
「『第２期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の見直し
復興財源フレーム
復旧・復興の現状（被災者支援 / 住宅再建・復興まちづくり / 産業・生業）
福島の復興・再生（福島第一原発事故に伴う避難指示区域の状況 / 放射性物質による環境汚染への対処 / 福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策 / 福島国際研究教育機構（Ｆ－ＲＥＩ）の設立）

○原子力問題調査特別委員会 …… 255

所管事項の動向

原子力問題調査特別委員会の設置等（原子力問題調査特別委員会の設置 / 原子力規制委員会の発足）
現行の規制基準の概要等（原子炉等規制法に基づく規制基準の見直し / 実用発電用原子炉施設の適合性審査の進捗状況 / 特重施設の設置 / 現行の運転期間延長認可制度（令和５年改正前） / 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の見直し）
原子力規制検査制度（現行の検査制度 / 東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の状況）
東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組（廃止措置等の実施に向けた基本方針等 / 燃料デブリの試験的取り出し / 汚染水・処理水対策）
原子力災害対策
核燃料サイクル（核燃料サイクルの仕組み / 使用済燃料の貯蔵 / 使用済燃料の再処理 / 高速炉開発）
高レベル放射性廃棄物の処理・処分に関する取組

○地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会 …… 269

所管事項の動向

地域活性化（デジタル田園都市国家構想と地方創生 / 地方分権改革 / 国家戦略特区制度）
こども政策（少子化の現状 / こども家庭庁 / こども未来戦略 / こどもまんなか実行計画 / こどもに対する性犯罪・性暴力の防止）
旧優生保護法被害者の救済（旧優生保護法の下で行われた優生手術（不妊手術）の概要 / 旧優生保護法被害者の救済に向けた動き）
デジタル社会形成（デジタル社会形成基本法の概要 / デジタル手続法の概要 / マイナンバー制度の概要 / ガバメントクラウド / デジタル関係制度をめぐる政府の取組）

※本書は、原則として令和６年９月 24 日時点の情報をもとに作成しています。

内閣委員会

内閣調査室

所管事項の動向

１　経済財政政策

(1) 岸田内閣の取組

ア　新しい資本主義とは

令和３年10月に発足した岸田内閣は、市場に任せればうまくいくという新自由主義的な政策については富めるものと富まざるものとの深刻な分断を生んだという弊害が指摘されており、世界では、中間層を守り、気候変動などの地球規模の危機に備え、企業と政府が大胆な投資をしていく、新しい時代の資本主義経済を模索する動きが始まっているとの認識を示し、その上で、成長戦略と分配戦略を車の両輪として、「新しい資本主義」の実現を目指すとの方針を示した[1]。

「新しい資本主義」とは、社会課題の解決に向けた取組自体を成長のエンジンに変えることで、持続可能で包摂的な社会を構築し、裾野の広い成長と適切な分配が相互に好循環をもたらす「成長と分配の好循環」を目指すものであるとされた[2]。

（図表）新しい資本主義のイメージ

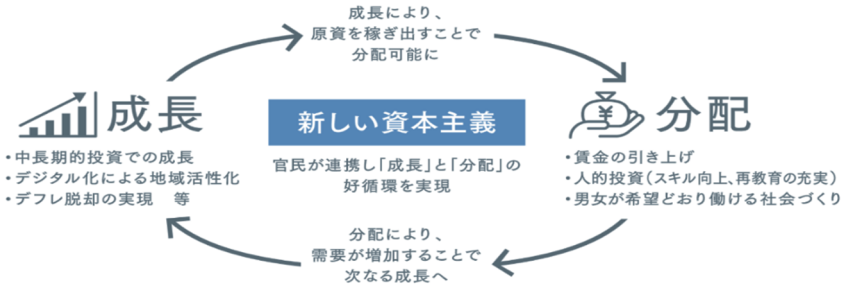

（出所）政府広報オンラインＨＰ

イ　新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」は、成長と分配の好循環を目指す複数年度にわたる計画であり、令和４年６月に閣議決定された後、令和５年６月、令和６年６月の２度改訂されている。

令和６年６月21日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」では、これまでの新しい資本主義の取組の方向性は正しかったとの認識を示す一方、デフレ脱却への道はいまだ道半ばであるとした。その上で、円安が今後の物価に与える影響を注視する必要性に言及しつつ、物価上昇を上回る賃上げを定着させるためには、中小・小規模企業の賃上げの定着が必要であり、このため、中小・小規模企業の「稼ぐ力」の向上に全力を挙げるとした。そのほか、三位一体の労働市場改革[3]の早期実行、企

1　第205回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説（令和３年10月８日）

2　「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和５年６月16日閣議決定）

3　ジョブ型人事の導入、労働移動の円滑化、リ・スキリングによる能力向上支援

業の参入・退出の円滑化やコンテンツ産業の活性化、国内投資の推進等に係る取組が盛り込まれた。

ウ　経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）

令和６年６月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」（以下「骨太方針2024」という。）では、日本経済の現状についてデフレから完全に脱却する千載一遇のチャンスを迎えているとし、賃上げを起点とした所得と生産性の向上を通じて成長型の新たな経済に移行させるとの方針を示した。

さらに、中長期的に経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するためには、人口減少が本格化する2030年代以降も実質経済成長率が安定的に１％を上回る必要があり、安定的な物価上昇の下で高い成長が確保できた場合には、2040年頃に名目ＧＤＰが1,000兆円程度となることが視野に入るとした。そのため、人口減少が本格化する2030年度までを対象期間とする「経済・財政新生計画」を骨太方針2024において定め、同計画に基づき経済・財政一体改革を推進するとしている。

(2) 物価高への対応

世界規模の物価高騰がみられる中、我が国においては、円安の進行とも相まって、輸入物価の上昇を通じて、エネルギー・食料品を中心としたコストプッシュ型の物価上昇が生じた。こうした生活に身近な商品の値上がりが続く事態に対し、政府は、累次にわたり対策を講じてきた。

令和５年11月２日には、日本経済についてはコロナ禍の３年間を乗り越えて改善しつつある一方、輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続は、国民生活を圧迫し、回復に伴う生活実感の改善を妨げているとの認識の下[4]、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定された。同対策は、変革を力強く進める「供給力の強化」と、不安定な足元を固め、物価高を乗り越える「国民への還元」の２つを車の両輪として、「新しい資本主義」の実現に向けた取組を更に加速するためのものと位置付けられており、所得税・個人住民税の定額減税、低所得世帯への支援等の具体的な施策が盛り込まれた。同月29日には、同対策等を実行するための令和５年度補正予算が成立した。

さらに、令和６年６月21日、岸田内閣総理大臣（当時）は、物価水準が高止まる中で、年金生活世帯や価格転嫁を進められない中小企業には厳しい状況が続いており、きめ細かな支援が必要であるとして、二段構えでの対応を採っていくとの方針を表明した[5]。具体的には、第一段は、早急に着手可能で即効性のある対策（エネルギー補助）、第二段は、秋に策定することを目指す経済対策の一環として講じる対策（低所得者世帯への給付金等）を検討することとした。そして、同年９月３日には、第一段の対策[6]を実施するために必要となる経費について、令和６年度の予備費9,892億円を支出することが閣議決定された。

---

[4] 第212回国会における鈴木財務大臣の財政演説（令和５年11月20日）

[5] 岸田内閣総理大臣記者会見（令和６年６月21日）

[6] 電気・ガス料金については令和６年８月使用分からの３か月分の補助を行い、ガソリン等への補助金については令和６年内に限り継続することとされた。

２　経済安全保障

(1) 経済安全保障推進法

ア　概要

政府は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国家・国民の安全を経済面から確保するための取組を強化・推進することが重要であるとしている。このような状況の下、令和４年５月、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済安全保障推進法[7]が制定された。

同法は、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として所要の制度を創設するもので、具体的には、法制上の手当てが必要な喫緊の課題に対応するため、①重要物資の安定的な供給の確保、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、③先端的な重要技術の開発支援、④特許出願の非公開の４分野に関する制度を創設するものである。同法は段階的に施行され、令和６年５月には全ての制度の運用が開始された。

イ　基幹インフラ制度の対象分野の追加

上記「②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保」に関する制度（基幹インフラ制度）は、基幹インフラの重要設備が役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、電気、ガス等、法定された分野の中から政令で定める事業については、一定の基準に該当する事業者が重要設備の導入等をしようとする際に、事前に国に届出を行い、審査を受ける制度である。

経済安全保障推進法の制定時、港湾関係の事業は基幹インフラ制度の対象に含まれていなかったが、令和５年７月に発生した名古屋港におけるサイバー攻撃事案を受け、令和６年５月、「港湾運送分野」を基幹インフラ制度の対象に追加する経済安全保障推進法改正法[8]が制定された。同法は、公布の日（令和６年５月17日）から１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

その後、同年６月に閣議決定された骨太方針2024においては、「基幹インフラ制度について、医療分野の追加を含む不断の検討を行う」こととされた。

ウ　安全・安心に関するシンクタンクの設立に向けた動き

上記「③先端的な重要技術の開発支援」に関する制度は、先端的な重要技術（特定重要技術[9]）の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託等の措置を講ずる制度である。このうち、調査研究業務の委託に関しては、特定重要技術の見定めやその研究開発等に資する調査研究を、内閣総理大臣が一定の能力を有する機関に委託し、当該機関に守秘義務を求めることとされている。

7　「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和４年法律第43号）

8　「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和６年法律第28号）

9　将来の国民生活・経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、その技術が外部に不当に利用された場合に国家・国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの等。

この点、「第６期科学技術・イノベーション基本計画[10]」等では「安全・安心に関する新たなシンクタンク機能の体制を構築し、今後の安全・安心に係る科学技術戦略や重点的に開発すべき重要技術等の政策提言を行う」こととされており、政府は、安全・安心に関するシンクタンクについて、経済安全保障推進法に基づく調査研究の受託を可能とすることも見据え、速やかな設立に向けて準備を進めている[11]。

(2) 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度

セキュリティ・クリアランス制度とは、国家における情報保全措置の一環として、政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報にアクセスする必要がある者に対して政府による調査を実施し、その信頼性を確認した上でアクセスを認める制度である。

これまでセキュリティ・クリアランス制度を規定している法律は特定秘密保護法[12]のみであったが、同法では経済安全保障に関する情報が必ずしも明示的に保全の対象となっていない。政府は、安全保障の概念が経済・技術分野にも拡大し、安全保障のための情報に関する能力の強化が一層重要となる中、経済安全保障分野においても、セキュリティ・クリアランス制度の整備を通じ、情報保全の更なる強化を図る必要があるとし、令和６年５月、政府保有の経済安全保障上の重要な情報を保護・活用するための制度を創設する重要経済安保情報保護活用法[13]が制定された。同法は、経済安全保障上の重要な情報（重要経済安保情報[14]）の保護及び活用に関し、必要な事項を定め、漏えいの防止を図り、我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とするもので、その主な内容は以下のとおりである。

①重要経済安保情報の指定（例：サイバー脅威・対策等に関する情報、サプライチェーン上の脆弱性関連情報）
②一定の基準を満たす民間事業者（適合事業者）との契約に基づく重要経済安保情報の提供
③重要経済安保情報の取扱いの業務は情報漏えいのおそれがないと認められた者に制限
④行政機関の長は、本人同意の下、内閣総理大臣（内閣府）による調査の結果に基づき情報漏えいのおそれがないことについての評価（適性評価）を実施
⑤重要経済安保情報の漏えい等に対する罰則の整備
⑥一部の規定を除き、公布の日（令和６年５月17日）から１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
※なお、衆議院において、政府は、毎年、有識者の意見を付して、重要経済安保情報の指定等の運用状況について国会に報告するとともに、公表するものとする等の修正が行われた。

さらに、同法では、重要経済安保情報の指定・解除、適性評価の実施、適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（運用基準）を定めることとされており、政府は、運用基準について、令和６年内をめどに策定することを目指して検討を行っている。

---

[10] 令和３年３月26日閣議決定

[11] 「統合イノベーション戦略2024」（令和６年６月４日閣議決定）16頁

[12] 「特定秘密の保護に関する法律」（平成25年法律第108号）。特定秘密として指定できる情報の範囲は、防衛、外交、特定有害活動（スパイ行為等）の防止、テロリズムの防止の４分野に関する一定の要件を満たす事項に限られている。

[13] 「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」（令和６年法律第27号）

[14] 重要なインフラや物資のサプライチェーンに関する一定の情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるもの。

３　国家公務員制度

(1) 令和６年人事院勧告等

人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則（社会一般の情勢に適応するよう国会により随時変更でき、その変更に関して人事院は勧告を怠ってはならない等）[15]に基づき、国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。令和６年８月８日、人事院は、国会及び内閣に対し、人事院としての課題認識や対応策の打ち出しとなる「公務員人事管理に関する報告」とともに、国家公務員の給与改定についての勧告及び国家公務員の育児休業法[16]（以下「育休法」という。）改正についての意見の申出を行った。

その主な内容は、一般職給与法[17]等を改正し、①民間給与との較差解消のため、人材確保の観点等を踏まえ、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に俸給表を平均3.0%引き上げる（約30年ぶりとなる高水準のベースアップ）とともに、特別給（ボーナス）の支給月数を0.10月分引き上げ年間4.60月分とすること、②寒冷地手当について、民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引き上げるとともに、新たな気象データに基づき、支給地域を改定すること、③社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の観点から、現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備すること等である。

また、育休法を改正し、職員が自らの希望や事情に応じて育児時間を取得しやすくなるよう、１年に10日相当の範囲内で育児時間を取得できるパターンを新設するとしている。

（図表）給与制度のアップデート（勧告）

現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

俸給	初任給・若年層の水準を大幅引上げ 係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し
地域手当	都道府県単位（中核的な市は個別指定）とし、級地を５段階に削減の上で最新民間賃金を反映（激変緩和を措置） 異動保障を３年間に延長
通勤手当等	支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給　新幹線通勤等の要件緩和
扶養手当	配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額
ボーナス	成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ（標準者の約3倍まで可能に）　任期付専門人材のボーナス拡充
その他手当	管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大 再任用職員の手当拡大（住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等）

（出所）人事院ＨＰ「令和６年　人事院勧告・報告の概要」

(2) その後の動き

これらを受け、政府は、同日、給与関係閣僚会議[18]を持ち回りで開催した。林内閣官房長

15　「国家公務員法」（昭和22年法律第120号）第28条

16　「国家公務員の育児休業等に関する法律」（平成３年法律第 109 号）

17　「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和 25 年法律第 95 号）

18　平成５年９月21日閣議口頭了解

官（当時）は、「人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、国家公務員の人材確保の重要性も踏まえ、更に検討を進めていただきたい。」とした[19]。

今後は、同会議において国家公務員の給与等の取扱いについての決定がなされ、一般職給与法等の改正、その内容に沿った特別職給与法[20]の改正及び育休法の改正を行うため必要な法律案が閣議決定を経て国会に提出される見込みである。

４　サイバーセキュリティ

(1) サイバーセキュリティ基本法と我が国のサイバーセキュリティ政策の推進体制

ア　サイバーセキュリティ基本法

サイバー空間が経済社会の活動基盤となる一方で、組織的かつ高度なサイバー攻撃等による脅威の高まりが見られるようになり、サイバーセキュリティの確保は国民生活や社会経済活動、我が国の安全保障の観点から極めて重要な課題となってきた。こうした状況を背景に、平成26年、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、サイバーセキュリティ基本法[21]（以下「ＣＳ基本法」という。）が成立した。

ＣＳ基本法により、「サイバーセキュリティ」という概念が法的に位置付けられ、国、地方公共団体等の責務が明確化されたほか、政府は、サイバーセキュリティ施策の総合的・効果的な推進を図るため、「サイバーセキュリティ戦略」を定めることとされた。また、サイバーセキュリティ戦略本部がサイバーセキュリティ政策に係る政府の司令塔として位置付けられ、国の行政機関に対する勧告権等の権限が付与された。

その後、平成28年には、国が行う情報システムに対する不正な活動の監視・分析等の対象を独立行政法人等に拡大すること等を内容とする改正が行われた。次いで、平成30年には、「サイバーセキュリティ協議会」の創設や、サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務にサイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関する事務を追加する等の改正が行われた。

イ　重要インフラの防護

政府は、ＣＳ基本法に基づき、重要インフラ防護に係る基本的な枠組みとして、政府と重要インフラ事業者等との共通の行動計画[22]を策定し、自然災害、管理不良、サイバー攻撃等のリスクを許容範囲内に抑制するとともに、障害発生時に迅速な復旧を図ることにより、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼすことなく、重要インフラサービスの安全かつ持続的な提供を実現することとしている。

---

19 令和６年８月８日給与関係閣僚会議議事要旨

20 「特別職の職員の給与に関する法律」（昭和24年法律第252号）

21 平成26年法律第104号

22 「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」（令和４年６月17日サイバーセキュリティ戦略本部決定。令和６年３月８日同本部改定）。重要インフラ分野は、当初、①情報通信、②金融、③航空、④空港、⑤鉄道、⑥電力、⑦ガス、⑧政府・行政サービス、⑨医療、⑩水道、⑪物流、⑫化学、⑬クレジット、⑭石油の14分野とされていたが、令和６年の改定により、港湾が追加され、計15分野とされた。

（図表）サイバーセキュリティ政策の推進体制

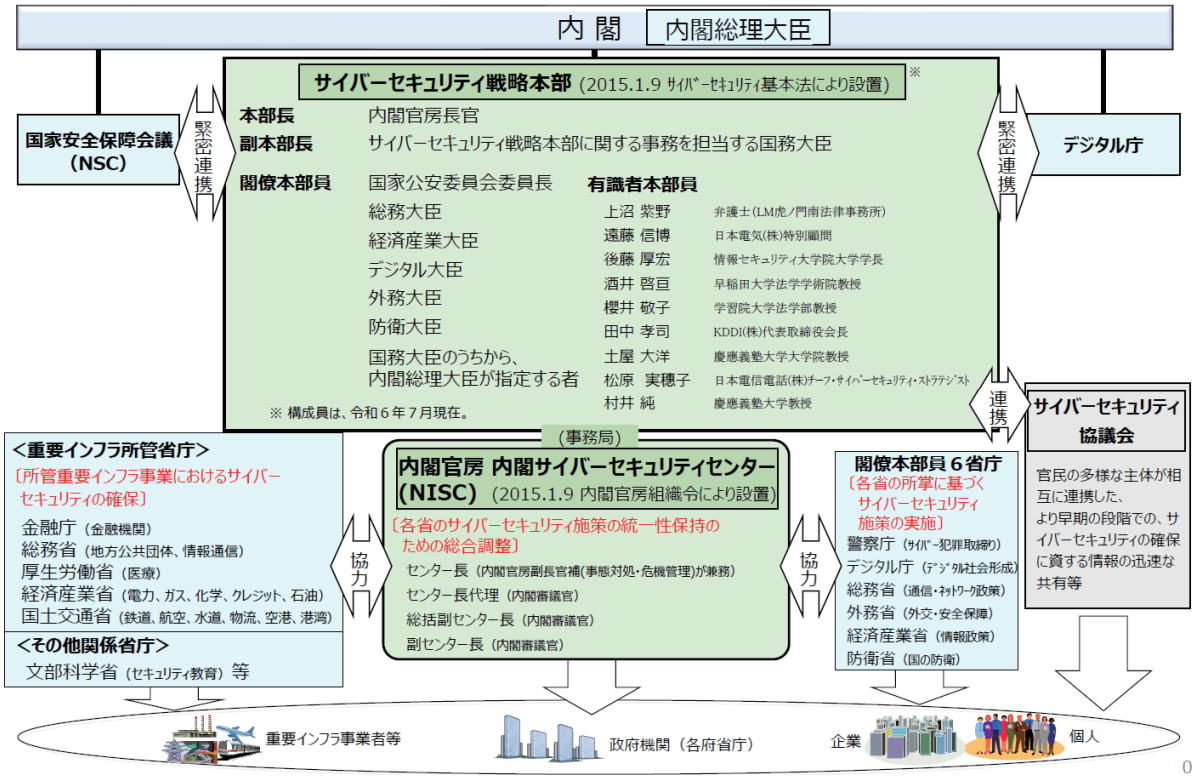

（出所）内閣サイバーセキュリティセンターＨＰ

(2) 能動的サイバー防御

令和４年に策定された国家安全保障戦略[23]は、重大なサイバー攻撃のおそれがある場合、これを未然に排除し、また、攻撃が発生した場合の被害の拡大を防止するために「能動的サイバー防御」を導入するとした。また、同戦略は、①攻撃を受けた民間企業等との情報共有及び政府からの支援等の取組強化、②攻撃者サーバ等を検知するため、通信事業者が持つ通信情報を活用すること、③可能な限り未然に攻撃者サーバ等への侵入・無害化を可能とするための、政府への必要な権限の付与、の３点を含む必要な措置の実現に向け検討を進めるとした[24]。

政府は、令和６年６月から、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させるべく、必要となる法制度の整備等について検討を行うため、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」を開催し、同会議は８月に「これまでの議論の整理」を公表した。

[23] 令和４年12月16日国家安全保障会議決定・閣議決定

[24] そのほか、サイバーセキュリティ戦略本部の事務局である内閣サイバーセキュリティセンター（ＮＩＳＣ：National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity）について、発展的に改組し、サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織を設置するとされている。

（図表）「これまでの議論の整理」の概要

①官民連携の強化	・重要インフラ事業者からのサイバー攻撃事案の報告の義務化 ・官民の会議体の設置
②通信情報の利用	・通信情報の分析を平時から実施 ・個人のコミュニケーションの本質的内容に関わる情報は分析不要 ・独立機関による監督を検討
③攻撃元への 侵入・無害化	・状況に応じた措置を即時的に実施する警察官職務執行法（警職法）を参考に制度構築

（「これまでの議論の整理」、各種報道を基に当室作成）

岸田内閣総理大臣（当時）は、有識者会議において、同会議の成果を踏まえ、可能な限り早期に関連法案を取りまとめるよう指示しており[25]、政府は、早ければ令和６年秋の臨時会での関連法案の提出を目指しているとされる[26]。

５　個人情報保護制度

(1) 個人情報保護制度の概要

ア　個人情報保護法の体系

個人情報保護法[27]は、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている（第１条）。

また、個人情報保護法には、我が国全般にわたる個人情報の保護に関する施策を総合的に推進するための基本的枠組みについて定めた基本法的部分に加え、民間部門に適用される規律を定める部分及び公的部門に適用される規律を定める部分が併存する（図表参照）。

（図表）個人情報保護法の全体像

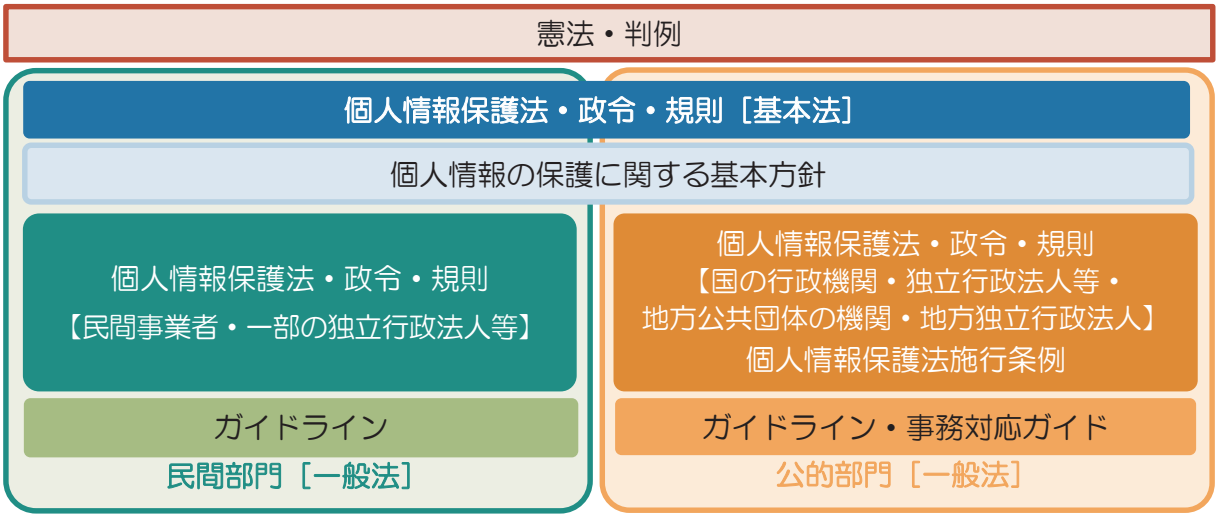

（個人情報保護委員会資料を基に当室作成）

25　サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議（第１回）（令和６年６月７日）議事要旨

26　『日本経済新聞』（2024. 8. 30）

27　「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）

イ　個人情報とは

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、以下のいずれかに当たるものを指す（第２条第１項・第２項、図表参照）。

（図表）個人情報の定義

定　義	具体例
当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）	氏名、生年月日、顔写真等（メールアドレスも該当する場合がある）
個人識別符号が含まれるもの	運転免許証番号、マイナンバー、ＤＮＡ、指紋・静脈の特徴情報等

（当室作成）

ウ　民間部門に適用される規律

民間部門に適用される規律としては、個人情報取扱事業者（個人情報データベース等[28]を事業の用に供している者。営利・非営利を問わない。）が遵守すべき義務、罰則等がある。

具体的には、個人情報の利用目的の特定・通知、適正な取得、個人データ[29]の正確性の確保、安全管理措置、従業者・委託先の監督、漏えい等の報告、第三者提供の制限、外国にある第三者への提供の制限、開示・訂正・利用停止請求への対応等が規定されている。

エ　公的部門に適用される規律

公的部門に関する規律が適用される機関（行政機関等）は、行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人である（第２条第11項）。

行政機関等が遵守すべき義務は、民間部門と概ね同じであるが、行政機関等は公権力を行使して容易に広範な個人情報を収集し得る立場であるため、民間部門より厳しい規制もある。他方で、行政運営の効率化等を図る観点から、行政機関等は「相当の理由」があれば本人の同意がなくても個人情報を利用し、又は提供することができる（第69条第２項）など、民間部門より簡素な規制もある。

オ　個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、国の行政機関、地方公共団体及び民間事業者等に対して、個人情報保護法に基づく監視・監督を行うとともに（第132条）、マイナンバー法[30]に基づく監視・監督を行う、合議制の第三者機関である。同委員会は、内閣府の外局で、内閣総理大

---

[28] 個人情報を含む情報の集合物であって、①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの及び②特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（第16条第１項）。

[29] 個人情報データベース等を構成する個人情報（第16条第３項）。

[30] 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）

臣の所轄に属する（第130条）が、独立して職権を行うことが明記されており（第133条）、「国家行政組織法[31]」第３条に基づく委員会（いわゆる三条委員会）に相当する。

(2) 制定及び改正の経緯

我が国では、地方公共団体が国より先行して、昭和40年代後半より個人情報保護条例の整備が進められた。国においては、昭和63年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律[32]」が制定された後、平成15年に、民間部門及び公的部門のそれぞれに適用される規律として個人情報保護関連５法が制定された[33]。

個人情報保護法は、これまで３回改正された（平成27年改正法[34]、令和２年改正法[35]及び令和３年改正法[36]）。令和３年改正法により、これまで別の法律や条例で定められていた民間部門と公的部門の規律が個人情報保護法に一元化された。

(3) 個人情報保護制度の今後

ア　個人情報保護法いわゆる３年ごと見直し

個人情報保護法の令和２年改正法には、改正法の施行後３年ごとに施行状況について検討を行う規定（いわゆる３年ごと見直し）が置かれている（附則第10条）。

同規定に基づき、個人情報保護委員会では、令和５年11月から法改正に向けた検討を行い、令和６年６月に中間整理を公表した[37]。主な課題としては、課徴金制度や漏えい等報告・本人通知の在り方が挙げられる。今後、パブリックコメントも踏まえた最終的なとりまとめを行った上で、令和７年の常会への改正法案の提出を目指しているとされる[38]。

イ　我が国におけるＡＩ規制の在り方

ChatGPTに代表される生成ＡＩに対しては、官民での利活用が期待されている一方、入力された個人情報が漏えいしたり、他の情報と結びついた上で不正確な内容が出力されたりする等の懸念も指摘されているほか[39]、生成ＡＩを始めとする新たなデジタル技術にガバナンスが追い付いていないとの指摘もある[40]。

---

31 昭和23年法律第120号

32 昭和63年法律第95号

33 ①個人情報保護法、②「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）、③「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（同第59号）、④「情報公開・個人情報保護審査会設置法」（同第60号）、⑤「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（同第61号）

34 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号）

35 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（令和２年法律第44号）

36 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和３年法律第37号）

37 個人情報保護委員会「個人情報保護法　いわゆる３年ごと見直しに係る検討の中間整理」（令和６年６月27日）

38 『日本経済新聞』（2024.6.28）

39 個人情報保護委員会「生成ＡＩサービスの利用に関する注意喚起等」（令和５年６月２日）

40 Ｇ７広島首脳コミュニケ（令和５年５月20日）パラ38

2023年のＧ７サミットを機に立ち上げられた広島ＡＩプロセス[41]や2024年に成立したＥＵのＡＩ法[42]など、生成ＡＩを含むＡＩを巡る国際的な枠組みが形成されつつある。我が国では、内閣府のＡＩ戦略会議[43]においてＡＩ規制の在り方について議論が行われており、制度的対応が必要な場合には、令和７年の常会への法案の提出を視野に入れているとされる[44]。

内容についての問合せ先
内閣調査室　正木首席調査員（内線 68400）

41 総務省ホームページ「広島ＡＩプロセス」<https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/>（2024.9.17 閲覧）

42 Artificial Intelligence Act (Regulation (EU) 2024/1689)

43 内閣府ホームページ「ＡＩ戦略会議」<https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_senryaku/ai_senryaku.html>（2024.9.17 閲覧）

44 『朝日新聞デジタル』(2024.5.22)

総務委員会

総務調査室

所管事項の動向

１　地方行政

(1) 令和６年の地方自治法改正

ア　背景

新型コロナウイルス感染症への対応においては、国と地方及び地方公共団体相互間で、①医療提供体制の確立や休業要請の在り方等をめぐり、意見の相違や連携不足が顕在化したこと、②複数のシステムが併存・急造されることで、各所に混乱や作業負担が生じたこと等、国と地方の関係やデジタル技術の活用等に関する様々な課題が指摘された。

このようなことを背景として、令和４年１月、第33次地方制度調査会が発足し、岸田内閣総理大臣（当時）から「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求める。」との諮問が行われた。

イ　第33次地方制度調査会の答申（令和５年12月）

同調査会は、非平時における国と地方及び地方公共団体相互間の役割分担、地方公共団体相互間の連携・協力の在り方、地方行政のデジタル化等についての議論を進め、令和５年12月、「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」を取りまとめ、岸田内閣総理大臣に答申した。

答申では、今般の感染症危機による社会の急激な変化やこれに伴う対応は、我が国がこれまで十分対応できていなかった課題を顕在化させたとし、デジタル技術を十分に活用できなかったことや、従来の法制においては想定されていなかった事態が相次いだことなどを、基本的な認識として整理した。その上で、今後の地方行政の在り方に関し、①デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応、②地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私の連携の深化、③大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応が必要であるとし、それぞれの課題について具体的な対応策を提言した。このうち、③については、個別法の規定では想定されていない事態が生じた場合、国民の生命等の保護のため、国が地方公共団体に対し、閣議決定を経て、必要な指示（国の補充的な指示）を行うことができるようにすべきとされ、当該指示を行う際の要件・手続も示された。

ウ　地方自治法の改正

同答申を踏まえ、政府は、令和６年３月、①公金の収納事務のデジタル化及び情報システムの適正な利用等のための規定の整備、②地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための制度（指定地域共同活動団体制度）の創設、③国民の安全に重大な影響を及ぼす事

態における国と地方公共団体との関係等の特例（生命等の保護の措置に関する指示（国の補充的な指示）等）の創設等を内容とする地方自治法改正案を第213回国会（常会）に提出した。

同改正案の審査では、国の補充的な指示権の創設に関して、①立法事実がない、②地方分権に逆行する、③国と地方の事前協議・調整が義務付けられていない、④国会の関与がないなどの点が指摘されたが、各大臣が指示を行った場合に、国会に報告する規定を設ける修正を経て、同年６月に地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第65号）が成立した。

なお、衆・参両院の総務委員会は、同法に対しそれぞれ附帯決議を付し、国の補充的な指示について、「事前に関係地方公共団体等と十分に必要な調整を行うこと」や、「目的を達成するために必要最小限のものとする」ことなどを政府に求めた。

同法の成立を受けて、全国知事会の村井会長（宮城県知事）は、同年６月、「附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすることを強く求める」旨のコメントを発表している。

同法は、一部の規定を除き、令和６年９月26日に施行されたが、これに先立ち、総務省は、同年８月、各府省及び地方公共団体に対し、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例」の運用等の考え方や留意が必要な事項について周知を行った。

(2) 地方公共団体情報システムの標準化

地方公共団体では、業務において様々な情報システムが活用されているが、そのほとんどは各団体が個別に維持管理や改修などを行っているため、人的・財政的な負担となっている。加えて、今般の感染症対応において、国・地方のシステムが異なるため、横断的なデータの活用が十分にできないなどの課題が表面化した。こうした状況を踏まえ、令和３年５月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和３年法律第40号）が成立し、標準化対象事務[1]を処理する地方公共団体の情報システムについて、国が定める標準化基準に適合した標準準拠システムの利用が義務付けられることとなった。

ア　標準準拠システムへの移行期限

政府は、令和４年10月、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を閣議決定し、令和７年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すとした。しかし、同年度の政府調査では、令和７年度までの移行が極めて困難なシステムがあることが明らかとなった。そのため、政府は、令和５年９月に同基本方針を改定し、令和７年度末の移行期限を堅持しつつも、移行が極めて困難なシステム[2]については、デジタル庁と総務省が対処方法を精査した上で、所要の移行完了期限を設定することとした。

---

[1] 政令（令和４年政令第１号）により、住民基本台帳、税務関係、社会保障関係などの20事務が対象とされた。

[2] ①現行システムがメインフレーム（大型汎用コンピュータ）であり、標準準拠システムへの移行に時間を要する場合や、②現行システムを構築・運用する事業者が標準準拠システムの開発から撤退し、他の事業者を公募するなどしたものの代替事業者が見つからない場合などが想定されている。

デジタル庁の調査結果では、1,788団体・34,592システムのうち、171団体（9.6%）・702システム（２%）が移行困難システムに該当する見込みとされており[3]、地方からは、安全かつ確実な移行のため、適切な移行期限の設定が求められている。

イ　標準準拠システムへの移行経費

移行経費については、地方公共団体情報システム機構（Ｊ－ＬＩＳ）に造成した基金（設置期限：令和７年度末）を活用して国が補助（10/10）しているが、地方六団体からは、大幅な補助上限額の超過が相当数見込まれるとして、予算の大幅な拡充や補助上限額の見直しなどが要望されていた[4]。このため、総務省は、同基金の拡充として、令和５年度補正予算で5,163億円を追加計上し、総額6,988億円を確保した上で、地方公共団体に対し、要望に応えられる額を計上できたとのメッセージを送付した[5]。しかし、その後も、地方六団体からは、補助上限額が必要額に達していない団体もあるなどとして、①必要額の全額国庫補助による確実な措置、②影響を受ける全システムの改修費等への財政的支援、③移行困難システムに係る令和８年度以降の移行経費への財政支援などが要望されている[6]。このうち、③の実現のためには、地方公共団体情報システム機構法を改正し、基金の設置期限を延長する必要があると考えられる。

(3) 地方公務員制度

ア　会計年度任用職員

平成29年、一般職非常勤職員の新しい制度として「会計年度任用職員」が創設された。

当初、会計年度任用職員については勤勉手当を支給しないこととされていたが[7]、国では対象となる全ての非常勤職員に勤勉手当が支給される状況となったことに加え、地方公共団体からは、国及び地方の常勤職員や国の非常勤職員との給与の均衡を図る観点から「会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立」が求められていた[8]ことを踏まえ、パートタイムの会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給を可能とする内容を含む「地方自治法の一部を改正する法律」（令和５年法律第 19 号）が成立し、令和６年４月より施行された[9]。

---

[3] デジタル庁「移行困難システムの把握に関する調査における調査結果の概要（令和５年10月調査時点）」

[4] 地方六団体「骨太方針の策定等について」（令和５年５月 31 日）

[5] 総務大臣メッセージ「令和５年度補正予算（第１号）に係るデジタル基盤改革支援基金の追加計上等について」（令和５年12月12日）

[6] 地方六団体「『骨太方針』の策定等について」（令和６年５月 29 日）

[7] 地方自治法上、フルタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給は可能であったが、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第２版）」（平成 30 年 10 月）において支給しないことが基本とされる一方、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給については、同法上、支給できないこととされていた。

[8] 令和４年地方分権改革に関する提案募集における徳島県等からの提案。

[9] フルタイムの会計年度任用職員に対しては、改正法の施行（令和６年４月）にあわせて勤勉手当の支給が可能となるようマニュアルが改訂されている（地方自治法の一部を改正する法律（会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係）の運用について（通知）（令和５年６月９日））。

なお、令和５年４月１日現在における会計年度任用職員は約66.2万人[10]（令和２年度調査比約4.0万人増）となっている。

イ　地方公務員の定年延長

(ｱ) 定年延長に係る地方公務員法改正法の施行

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、国家公務員について、定年を段階的に引き上げるとともに、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制を導入する「国家公務員法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第61号）が、令和５年４月１日に施行された。

地方公務員においても、国家公務員と同様に役職定年制や定年前再任用短時間勤務制を導入するための「地方公務員法の一部を改正する法律」（令和３年法律第63号）が同日に施行された。

これに伴い、総務省は、各地方公共団体に対し、地方公務員の定年については国家公務員の定年を基準として、また、給与については国家公務員の給与の取扱いを考慮して、条例を定める必要があること等を示した[11]。

国家公務員の定年の段階的引上げ

	～令和４年度	令和５年度 ～６年度	令和７年度 ～８年度	令和９年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 ～【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(ｲ) 60歳超の職員の給与に係る検討状況

地方公務員の給与は、国家公務員の給与の取扱いを考慮して定められることとされている。

国家公務員については、当分の間、60歳超の職員の給与水準を７割とする措置を講ずることとされていることから、60歳前後で連続的な給与水準となるよう、政府は、人事院の検討状況を踏まえ、定年の段階的引上げが完成するまでに、所要の措置を講ずることとされている[12]。令和５年８月の人事院勧告においては、65歳までの定年引上げを見据えた、60歳前・60歳超の職員の給与水準（給与カーブ）について、職員の役割・貢献に応じた処遇の確保の観点から、人事管理に係る他の制度と一体で検討を行っていくこととされた[13]。

ウ　社会の変革に対応した地方公務員制度の在り方

地方公務員制度を取り巻く環境は、転職者の増加をはじめ労働市場が流動化し、人材確保に苦労するなど大きな変革の中にあることから[14]、制度の在り方について総合的な検討

---

[10] フルタイムの会計年度任用職員は約7.4万人、パートタイムの会計年度任用職員は約58.8万人（総務省「令和５年度会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（任用件数等）」）。

[11] 「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について（通知）」（令和３年８月31日）等

[12] 「国家公務員法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第61号）附則第16条第２項

[13] なお、同勧告においては、「今後の公務員給与の在り方に関する有識者との意見交換」（令和５年２月から６月に実施）から得られた、高齢期までを見据えた給与カーブ等の在り方についての考え方が示された。

[14] 「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」（第１回）（令和５年10月17日）議事概要

を行うため総務省において、「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」が開催され、令和５年10月から議論が進められている[15]。

また、同検討会の下で開催された給与分科会は、令和６年４月、地域手当の見直し等、地方公務員の給与の在り方について「中間論点整理」を取りまとめた。その後、地方公共団体へのヒアリングを行うなど検討を重ね、同年９月には、地方公務員を取り巻く環境や令和６年人事院勧告・報告の内容を踏まえた「給与分科会の取りまとめに向けた基本的方向性」を整理した。

２　地方財政

(1) 補正予算によって地方交付税が増加した場合の取扱い

毎年度分として交付すべき地方交付税の総額は、当該年度における国税５税（所得税、法人税、酒税、消費税及び地方法人税）の収入見込額の法定率分に、前年度以前の未交付額を加算し、超過交付額を減額した額とされている（地方交付税法[16]第６条第２項）。

このため、補正予算が編成され、国税５税の予算額（収入見込額）が増額補正された場合には、当該年度の地方交付税の総額は、その法定率分だけ増加することとなる。また、前年度の国税５税決算額が予算額を上回った場合には、その上回る額の法定率分[17]は、補正予算に計上されることによって当該年度の地方交付税の総額に加算されることとなる。

補正予算によって増加した地方交付税の取扱いについては、地方交付税法上、当該年度において、①普通交付税の調整額の復活[18]（調整戻し）に要する額を交付した上で、②残額を特別交付税として交付することとされている（同法第６条の３第１項）。しかし、通常は、①の措置など、当該年度に必要な財源を確保した上で、残額を翌年度の地方交付税の財源として活用するため繰り越すことが基本となっている[19]。

政府が、令和６年度中に補正予算を提出し、同補正予算によって地方交付税が増加する場合には、その取扱いを定めるため、地方交付税法等改正案などの所要の法律案が提出されると見込まれる。

(2) 令和７年度の地方財政への対応等

総務省は、令和６年８月30日、令和７年度地方財政収支の仮試算を公表するとともに、

---

15 国家公務員では、人事管理の在り方について横断的な議論を行うため人事院において、「人事行政諮問会議」が開催されており、令和６年秋の提言に向け議論が進められている。なお、令和６年５月９日には、「中間報告」が取りまとめられたところである。

16 昭和 25 年法律第 211 号

17 令和５年度一般会計決算では、補正後予算額に比べ、地方交付税の法定率分が6,678億円（地方法人税分を除く。）増加する見通しとなっている。

18 普通交付税の交付に当たっては、各地方団体に交付すべき普通交付税（＝基準財政需要額－基準財政収入額）の合計額が普通交付税の総額（地方交付税総額の94％）を超過する場合には、当該超過する額（調整額）を減額して各地方団体に交付される。一方で、補正予算によって地方交付税が増加した場合には、これを活用して、当該年度中に調整額分が追加交付される。これを「調整額の復活」又は「調整戻し」という。

19 令和５年度補正予算（令和５年11月成立）では、地方交付税が1.2兆円増加したため、地方交付税法等の改正によって、普通交付税及び特別交付税の増額交付（0.6兆円）、翌年度への繰越し（0.5兆円）などが行われた。

令和７年度地方交付税の概算要求を行った。

このうち、地方財政収支の仮試算は、概算要求時点における地方財政計画の収支見込みを示したもので、令和６年度地方財政計画と比べ、歳出は、①人事院勧告（令和６年８月８日）等を反映し、給与関係経費が0.6兆円の増となったこと、②社会保障関係費（こども・子育て政策に要する経費等）の増や人事院勧告を踏まえた会計年度任用職員の報酬等の増などによって一般行政経費が1.6兆円の増となったことなどにより、全体として2.3兆円の増となっている。

歳入では、税収が引き続き好調と見込まれており、地方税等が1.6兆円の増、地方交付税も国税５税の増収に伴う法定率分の増等によって0.3兆円の増となっている。

地方一般財源総額[20]は、1.3兆円増の67.0兆円と見込まれており、水準超経費[21]を除く交付団体ベースでは、1.2兆円増の63.9兆円となっている（水準超経費は0.1兆円増）。

仮試算の結果では、給与関係経費や一般行政経費の増により、財源不足が0.1兆円の増となり、臨時財政対策債（赤字地方債）は0.3兆円増の0.8兆円となっている。

なお、総務省は、引き続き巨額の財源不足（1.9兆円）が生じることが見込まれるとして、地方交付税の概算要求において、交付税率の引上げを事項要求している。

今後、令和７年度地方財政対策に向けて、令和６年度が期限となる地域デジタル社会推進費のマイナンバーカード利活用特別分や緊急浚渫事業費の取扱いが課題となるほか、仮試算で計上されていない、教職調整額の引上げに伴う経費[22]について、地方負担額とこれに要する安定的な地方財源の確保等が議論される可能性がある。

３　地方税

(1) 令和６年度与党税制改正大綱における検討事項

第213回国会において、子ども・子育て支援に関する施策を抜本的に強化する関連法[23]が成立し、令和６年10月から児童手当の拡充[24]を含む施策が講じられる。児童手当の拡充に際しては、こども未来戦略方針（令和５年６月13日閣議決定）において、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係を整理するとされており、令和６年度税制改正の大綱（令和５年12月22日閣議決定）においては、扶養控除等の見直しに関し、令和７年度税制改正において、結論を得ることとされた。

また、令和６年度与党税制改正大綱（令和５年12月14日 自由民主党、公明党）においては、扶養控除等の見直しのほかにも検討事項等として、税源の偏在性が小さく税収が安定

---

[20] 地方一般財源とは、使途が特定されず、地方の自主的な判断で使用できる財源をいい、地方税、地方交付税などがある。地方六団体等は、例年、地方一般財源総額の確保・充実を強く求めている。

[21] 普通交付税の交付を受けない地方団体（不交付団体）の財源超過額に相当する額である。

[22] 文部科学省は、令和７年度予算の概算要求において、教師の処遇改善として、残業代の代わりに基本給の４％が一律支払われる「教職調整額」の支給割合を13％に引き上げることを要求している。なお、教職調整額は、３分の１を国、３分の２を地方が負担する仕組みとなっているが、退職手当や公立高校等分は全額地方負担となっており、総務省の試算（令和６年７月）によれば、教職調整額を４％から10％に引き上げた場合の影響額は、国が720億円程度の増、地方が3,000億円程度の増とされている。

[23] 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第47号）

[24] 所得制限の撤廃、支給期間の高校生年代までの延長等

的な地方税体系の構築、新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の在り方、地方税務手続のデジタル化等が明記されている。

(2) 経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2024

令和６年６月に閣議決定された骨太の方針2024においては、中長期の経済財政運営に当たり、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を確保するため、税体系全般の見直しを推進するとされたほか、地方税体系の構築に向けては、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在是正に取り組むことが明記された。

なお、税源の偏在是正に関し、財政制度等審議会財政制度分科会においては、「東京都の豊かな財政力を背景にした手厚い行政サービスは、自治体間の行政サービス格差の拡大を招いており、更なる一極集中を是正するためにも、偏在性が小さい地方税体系を構築することが重要」といった意見[25]があった。

(3) 令和７年度税制改正要望

令和７年度税制改正に向けて、令和６年８月末までに各府省庁から総務省に地方税についての改正要望が提出された。主な改正要望としては、住宅ローン減税に係る所要の措置、中小企業経営強化税制の拡充及び延長、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長、生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の拡充及び延長、自動車関係諸税の課税の在り方の検討等であった。

４　情報通信

(1) ＮＴＴに対する規制等を含む情報通信政策の見直し

昭和 59 年の日本電信電話株式会社法[26]（ＮＴＴ法）及び電気通信事業法[27]の制定並びに翌年の日本電信電話公社の民営化による通信の自由化から約 40 年が経過した。その間、情報通信産業の構造や経済安全保障を取り巻く環境がめまぐるしく変化し、それに対応した累次の法改正が重ねられてきた。しかし、ＮＴＴ[28]を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、また、我が国の情報通信産業の国際競争力は低下しつつある。

そこで、政府は、ＮＴＴに課せられる責務等を始めとする我が国の情報通信政策の抜本的な見直しを進めており[29]、これを二段階に分けて行うこととしている。

第一段階として、令和６年の通常国会において改正ＮＴＴ法が成立した[30]。これは、ＮＴ

---

[25] 財政制度分科会（令和６年４月９日開催）議事要旨

[26] 昭和59年法律第85号。現在の題名は「日本電信電話株式会社等に関する法律」である。

[27] 昭和59年法律第86号

[28] 本項では、日本電信電話株式会社（ＮＴＴ持株会社）、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（ＮＴＴ東西）の３社を「ＮＴＴ」と表記する。なお、ＮＴＴドコモ等のＮＴＴグループに属する他社はＮＴＴ法の適用対象外となっている。

[29] 令和５年８月28日、松本総務大臣（当時）は、総務省の情報通信審議会に対し、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について諮問した。

[30] 令和６年法律第20号、同年４月25日施行

Ｔの時代に即した自由な経営を確保し、グローバルな競争環境等において効率的かつ機動的な対応を可能とするため、①研究の推進責務の撤廃、②研究成果の普及責務の撤廃[31]、③ＮＴＴの社名変更を可能とすること、④外国人役員規制の緩和[32]、⑤役員選解任の総務大臣認可の緩和、⑥剰余金処分の総務大臣認可の廃止を行うものである。

見直しの第二段階としては、上述の改正法の検討条項において、令和７年の通常国会を目途に、ＮＴＴに対する規制の見直しを含む「必要な措置を講ずるための法律案を国会に提出するものとする」と規定されている[33]。これを受けて政府は、主に、①電気通信役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保（ユニバーサルサービスの確保）、②電気通信事業の公正な競争の促進、③電気通信事業及びその関連事業の国際競争力の強化、④電気通信事業に係る安全保障の確保を図る観点から、ＮＴＴに係る制度の在り方について検討を行っている。

(2) デジタル空間における情報流通の健全性確保

ア　偽・誤情報等の流通と被害状況

ＳＮＳ等のプラットフォームサービスは、我々の日常に広くかつ深く浸透しつつある。

他方、令和６年能登半島地震に際して、ＳＮＳ上で偽・誤情報が流通及び拡散され、救命・救助活動等の妨げを招いた。また、ＳＮＳ等において著名な人物になりすまし、投資セミナーや投資ビジネスへの勧誘等を図る広告を端緒として金銭等をだまし取る詐欺（ＳＮＳ型投資詐欺）の被害が、令和５年下半期から急速に拡大している状況にある。

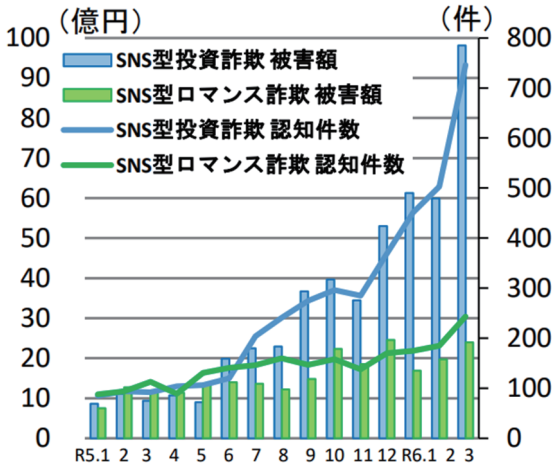

（出典）国民を詐欺から守るための総合対策（概要）

イ　改正プロバイダ責任制限法による偽・誤情報等の流通への対応可能性

令和６年５月 10 日、ＳＮＳ上の誹謗中傷等の違法・有害情報への対策を目的とした改正プロバイダ責任制限法が成立した[34]が、同法は偽・誤情報等への対策としても一定の効果が見込まれている[35]。

---

[31] 改正前のＮＴＴ法では、「電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。」とされていた。

[32] 本改正に伴い、禁止されていた日本国籍を有しない者によるNTTの取締役又は監査役への就任は、総数の３分の１未満まで可能となった。ただし、代表取締役については日本人でなければならない。

[33] 改正法附則第４条

[34] 令和６年通常国会における改正に伴い、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）（プロバイダ責任制限法）の題名は、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に改められることとなる。本改正法は、公布の日（令和６年５月17日）から１年以内の施行が予定されている。

[35] 総務省「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会とりまとめ　別紙１」（令和６年９月10日）

同法により、大規模プラットフォーム事業者に対して、大きく２つの義務が課せられた。

まず、権利侵害情報に係る削除対応の迅速化として、①削除申出窓口・手続の整備・公表、②削除申出への対応体制の整備、③削除申出に対する原則一定期間内の判断・通知が義務付けられた。流通・拡散している偽・誤情報等が名誉毀損やなりすまされた者の肖像権侵害等の権利侵害情報に該当する場合、これらの規定が大規模プラットフォーム事業者に適用される。

また、運用状況の透明化として、④削除基準の策定・公表、⑤削除した場合の発信者への通知、⑥運用状況の公表が義務付けられた。権利侵害情報に該当しない場合でも、社会的な影響が大きい偽・誤情報等についてはこれらの規定が大規模プラットフォーム事業者に適用される。

ウ　国民を詐欺から守るための総合対策

令和６年６月 18 日、全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議は、オレオレ詐欺などの特殊詐欺、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺及びフィッシング等が一層複雑化、巧妙化する中、その被害から国民を守るための対策を推進するため、「国民を詐欺から守るための総合対策」を発表した。この中で、①ＳＮＳ事業者等による実効的な広告審査等の推進、②なりすまし型偽広告の削除等の適正な対応の推進[36]、③情報流通プラットフォーム対処法の速やかな施行等を掲げている。

エ　総務省による検討と今後の方針

令和５年 11 月以降、インターネット上での偽・誤情報等の流通への対策について総務省の有識者会議[37]で議論され、令和６年９月 10 日にとりまとめが公表された。同とりまとめでは、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向け、普及啓発・リテラシー向上、人材の確保・育成、社会全体へのファクトチェックの普及、技術の研究開発・実証、国際連携・協力、マルチステークホルダーにおける連携・協力、そして、制度的な対応等を含む「総合的な対策」を提言している。総務省はこれを踏まえ、インターネット上の偽・誤情報等への対策を推進することとしている[38]。

５　放送

ＮＨＫラジオ国際放送の不適切発言

令和６年８月 19 日、ＮＨＫのラジオ国際放送等の中国語のニュース番組の中で、中国籍の外部スタッフが、沖縄県の尖閣諸島が中国の領土である等、ニュース原稿にはない、政府の公的見解等とは異なる不適切な発言を行う案件が発生した。ＮＨＫはこの案件につい

---

[36] 総務省は、令和６年６月21日、Meta社等の大規模なプラットフォーム事業者に対し、なりすまし型偽広告の流通防止の観点から広告出稿時の適正な事前審査を、抑制の観点から削除等の適正な対応の実施を要請した。

[37] デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会

[38] 令和７年度概算要求には、「インターネット上の偽・誤情報等への総合的対策の推進」として、20億円を計上している。

て「国際番組基準に抵触する極めて深刻な事態」であるとして謝罪及び訂正放送を行ったほか、関連団体を通じて当該外部スタッフに厳重に抗議するとともに、同月 21 日付で当該外部スタッフと関連団体の契約が解除されたことを公表した。また、再発防止策として、同月 29 日までに英語を除く全ての言語を事前収録とするほか、早期にＡＩ音声の導入を検討するとした[39]。

ＮＨＫは９月 10 日、調査報告書「ラジオ国際放送問題への対応について」を公表するとともに、稲葉会長等の役員報酬の自主返納や担当理事の辞任のほか、関係する職員の懲戒処分等について公表した。同報告書では、外部スタッフの契約関係や人物像、過去の職場での状況等のほか、問題の所存、再発防止・抜本的な改革等について言及している。

同月 11 日、総務省はＮＨＫに対し文書による行政指導を行った。この中で、ＮＨＫの番組基準に抵触する放送が行われたことについて、我が国に対する正しい認識を培うことによって国際親善の増進等を図る重要な役割を有する国際放送を担う公共放送としての使命に反するものであり、放送法第５条第１項の規定[40]に抵触するものと認められるとして、ＮＨＫに対し、今後、このようなことがないよう注意するとともに、再発防止策の徹底及びその遵守状況の公表を行うことを要請した。

同月 13 日、総務大臣は閣議後記者会見で、ＮＨＫに対し「国際放送を担う公共放送としての使命を深く認識して、放送法及び番組基準などの遵守はもとより、再発防止に取り組んでいただきたい」と述べた。

６　郵政事業

(1) 郵政民営化の見直し

事業体制の変更などの郵政民営化の見直しが行われた平成24年当時の「人手過剰とデフレ」という社会状況は一変し、昨今では、「人手不足と物価上昇」に見舞われ、日本郵政グループの事業環境が悪化している。さらに同グループの郵便事業については、平成13年から続く郵便物数の減少等による収支の悪化に対処するため、送達日数・配達頻度の緩和（３日以内、週６日配達→４日以内、週５日配達）等の措置が講じられ、また、郵便料金の値上げも令和６年10月から行われるが、令和７年度は黒字となるものの令和８年度以降は再び赤字転落が予想される[41]など、郵便事業の収支は引き続き厳しい見通しである。

このような状況に鑑み、自由民主党の議員連盟を中心に、同グループの経営を持続的なものとするため、郵政民営化を見直す改正案についての議論や調整が同党の内外で進められていると報道されている[42]。

---

[39] ＮＨＫ「ＮＨＫラジオ国際放送での中国籍外部スタッフによる発言の経緯と対応について」（令和６年８月28日）

[40] 放送事業者は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならないとされている。

[41] 「情報通信審議会 郵政政策部会 郵便料金政策委員会（第１回）議事録」（令和６年７月３日）８頁

[42] 『朝日新聞』(2024.5.18) 等

(2) 郵便料金制度の見直し

郵便料金は、適正な原価を償い、かつ、適正な利潤の確保を前提としながらも、郵便の役務がユニバーサルサービスであることから、低廉な水準であることが求められてきたほか、郵便料金の一部は総務省令[43]によりその上限が定められている[44]。

こうした中、(1)で前述のとおり、令和６年10月の郵便料金の値上げ以後も、郵便事業の収支は引き続き厳しい見通しであることから、総務省は同年６月、「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方」について情報通信審議会に諮問した。諮問を受け同審議会は、郵政政策部会に「郵便料金政策委員会」を設置し、算定の在り方等の郵便料金に係る制度の見直しを検討している。

７　消防行政

令和６年能登半島地震の教訓を踏まえた消防防災力・地域防災力の強化

令和６年能登半島地震により、石川県輪島市において、約 240 棟が焼損、約 49,000 ㎡が焼失する大規模な市街地火災が発生した。本火災では、①半島という地理的制約や地震に伴う道路損壊による陸路での早期応援の困難性、②地震・津波発生時に住民・消防職団員が避難を要することによる火災発見・通報・初期消火の遅れ等の課題が明らかとなった。そこで、本火災を踏まえ、今後取り組むべき火災予防、消防活動、消防体制等の充実強化の在り方について検討するため、消防庁・国土交通省による「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」が開催され、令和６年７月、報告書が取りまとめられた。同報告書では、今後の対応策として、①地元消防本部等の体制強化（火災の早期覚知等のためのドローン等の整備促進、消火活動の省力化・無人化の促進等）、②応援部隊の体制強化（悪条件下での進出・活動を可能にするための車両の小型化・資機材の軽量化等）、③地震火災対策の推進などが提言された。

これを受け、令和７年度消防庁予算概算要求では、緊急消防援助隊について、小型・軽量化された車両・資機材や無人走行放水ロボット等の整備が新規で事項要求されるなど、関係経費が計上された。

内容についての問合せ先
総務調査室　相原首席調査員（内線 68420）

[43] 郵便法施行規則（平成15年総務省令第５号）第23条

[44] 郵便法第67条第２項第３号。なお、郵便法施行規則第23条の改正により本年10月から上限の額は84円から110円となる。郵便料金の変更は、原則、総務大臣への事前届出（郵便法第67条第１項）。

法務委員会

法務調査室

所管事項の動向

１　民事関係

(1) 区分所有法制の見直し

近年、築後相当年数を経過して劣化し、何らかの対処をすることが必要な老朽化マンションが増加しており、今後とも更なる増加が見込まれる中、共用部分の変更決議（区分所有者及び議決権の各４分の３以上の賛成）や建替え決議（区分所有者及び議決権の各５分の４以上の賛成）に当たって、区分所有者の多様化・高齢化や相続による区分所有者の所在不明等に伴って必要な賛成数が得られず、マンション等の円滑な維持管理や被災マンションの円滑な復旧等に支障を来しているとの指摘もある。

このような状況の下、令和４年９月 12 日、法務大臣は、法制審議会に対し、区分所有法制の見直しについて諮問し、令和６年２月 15 日、法制審議会は「区分所有法制の見直しに関する要綱」を法務大臣に答申した。

また、令和６年６月 10 日に所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議で決定された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」では、令和６年２月の法制審議会の答申を踏まえて、建替え等の決議要件の緩和、不明区分所有者を決議の母数から除外する仕組みの創設、建物と敷地の一括売却等を内容とする法案の速やかな国会提出を目指すこととされている。

「区分所有法制の改正に関する要綱」の概要

第１　区分所有建物の管理の円滑化を図る方策

○集会の決議の円滑化

・裁判所の決定により、所在等不明区分所有者を集会の決議の母数から除外する仕組みを創設する。

・基本的に現行法の多数決割合を維持しつつ、出席者の多数決による決議を可能とする仕組みを創設する。

○区分所有建物の管理に特化した財産管理制度

・「所有者不明専有部分管理制度」、「管理不全専有部分管理制度」及び「管理不全共用部分管理制度」を創設する。

○共用部分の変更決議及び復旧決議の多数決要件の緩和

・共用部分の変更決議の基本的な多数決割合を現行法どおり４分の３以上とした上で、一定の客観的事由がある場合には３分の２以上とする。

・復旧決議の多数決割合を３分の２以上とする（現行法では４分の３以上）。

第２　区分所有建物の再生の円滑化を図る方策

○建替え決議を円滑化するための仕組み

・基本的な多数決割合を現行法どおり５分の４以上とした上で、一定の客観的事由がある場合には４分の３以上とする。

・建替え決議がされた場合の賃借権等の終了請求を可能とする。

○多数決による区分所有建物の再生、区分所有関係の解消

・建替え決議と同様の多数決要件で、建物と敷地の一括売却、建物取壊し等、建物の更新（一棟リ

ノベーション）の決議を可能とする。

第３　団地の管理・再生の円滑化を図る方策

○団地内建物の建替えの円滑化

・団地内建物の一括建替えについて、団地全体では一棟単位でする建替え決議と同様の多数決要件とし、各棟では３分の１を超える反対がない限り一括建替え決議を可能とする（各棟につき、現行法では３分の２以上の賛成がある場合に限り可能）。

○団地内建物・敷地の一括売却

・団地内建物の一括建替え決議と同様の多数決要件で、団地内建物・敷地の一括売却決議を可能とする。

第４　被災区分所有建物の再生の円滑化を図る方策

○被災した区分所有建物の再建等に関する多数決要件の緩和

・大規模一部滅失した区分所有建物の建替え決議等の多数決割合を３分の２以上とする（現行法では５分の４以上）。

○大規模一部滅失時等の決議可能期間の延長

・大規模一部滅失時の決議可能期間を災害指定政令の施行日から３年を経過する日まで延長する（現行法では１年）。

（出所）法務省資料を参考に作成

(2) 性同一性障害者特例法に関する最高裁決定

性同一性障害とは、生物学的な性別と心理的な性別（性の自己意識）が一致しない状態のことをいう。性同一性障害者が抱える就業上の差別・困難など社会生活上の様々な不利益を解消するため、平成 15 年に議員立法で「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立した。

同法は、性同一性障害者であって①18 歳以上であること（年齢要件）、②現に婚姻をしていないこと（非婚要件）、③現に未成年の子がいないこと（子なし要件）、④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること（生殖不能要件）、⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること（外観要件）のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、家庭裁判所は性別の取扱いの変更の審判をすることができるとしている（第３条第１項）。性別変更の審判を受けた者は、民法その他の法令の適用について、他の性別に変わったものとみなされる（第４条第１項）。

令和５年 10 月 25 日、最高裁判所大法廷は、上記④の生殖不能要件及び⑤の外観要件の合憲性が争われた特別抗告審[1]で、④生殖不能要件は過酷な二者択一を迫るもので制約の程度は重大であるなどとし、個人の尊重、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を定めた憲法第 13 条に違反する旨の判断を示すとともに、⑤外観要件に関する抗告人の主張について更に審理を尽くさせるため、本件を高等裁判所に差し戻す決定をした（外観要件も違憲等とする裁判官３名の反対意見あり）。

本件差し戻し審において、令和６年７月 10 日、広島高等裁判所は、⑤の外観要件について、手術が必要とするならば二者択一を迫る過剰な制約を課し、憲法違反の疑いがあると指摘しつつ、本件については当事者がホルモン治療により外観要件を満たしていることか

[1] 性同一性障害者に当たると診断され、性別適合手術を受けていない当事者が戸籍上の性別を男性から女性に変更するよう求めた事案

ら、性別の変更を認める決定をした。

最高裁決定を踏まえた特例法の見直しの動きに関しては、令和６年６月、立憲民主党から、特例法の上記③～⑤の要件の削除を内容とする「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案」が提出され、衆議院において継続審査となっている。また、政府は、最高裁判所の判断を踏まえ、立法府の動向を注視しつつ、関係省庁間で連携して適切に対応するとしている。

(3) 同性婚

同性婚とは、当事者双方の性別が同一である婚姻のことをいうが、政府の答弁書によれば、現行法令上、憲法第 24 条第１項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」すると規定し、同性婚の成立を認めることは想定されていないとされている。

諸外国においても、婚姻は異性間においてなされるものとされていたが、2001（平成 13）年にオランダが同性婚を容認して以来、2024（令和６）年６月現在、37 の国・地域において同性婚が認められている。

我が国においても、同性婚が認められていないことに起因する不利益として、①相続人となることができないこと、②医療現場で家族として扱われないこと、③安定した環境で子を育てることができないこと等が挙げられている。

平成 31 年、同性間の婚姻を認める規定を設けていない民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定が憲法に違反するとして、国に対し損害賠償を求める訴訟が札幌、東京、名古屋、大阪及び福岡の５か所の地方裁判所に提起された。一審の判決では判断が分かれたが、令和６年３月、札幌高等裁判所は、憲法第 14 条第１項、第 24 条第１項及び第 24 条２項に違反するとした。一方で、いずれの判決でも損害賠償請求は認められず、原告側が控訴・上告中である。

なお、令和５年３月６日、第 211 回国会において、立憲民主党から同性婚を法制化することを内容とする「民法の一部を改正する法律案」が提出され、衆議院において継続審査となっている。

		憲法第14条第１項	憲法第24条第１項	憲法第24条第２項
一審判決	札幌地裁（R3.3）※	違憲	合憲	合憲
	大阪地裁（R4.6）	合憲	合憲	合憲
	東京地裁（R4.11）（一次）	合憲	合憲	違憲状態
	名古屋地裁（R5.5）	違憲	合憲	違憲
	福岡地裁（R5.6）	合憲	合憲	違憲状態
	東京地裁（R6.3）（二次）	合憲	合憲	違憲状態
控訴審判決	札幌高裁（R6.3）※の控訴審	違憲	違憲	違憲

14条１項：すべて国民は法の下に平等であって、人種や性別などにより差別されない。

24条１項：婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有する。

24条２項：婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(4) 選択的夫婦別氏（夫婦別姓）制度

民法第 750 条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とし、我が国では夫婦同氏制度が採られている。このため、婚姻に際しては、夫又は妻のいずれか一方が必ず氏を改めなければならないところ、現実には、夫の氏を選び、妻が氏を改める例が 95%近くに上っている。

平成８年２月、法制審議会は、夫婦同氏制度に加えて、夫婦が望む場合には、それぞれ旧氏を称することを認める選択的夫婦別氏制度を導入することなどを内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申したが、国民の間にも様々な意見があったこと等から、民法改正案の国会提出には至らなかった。

また、議員立法として、選択的夫婦別氏制度を含む民法改正案が繰り返し提出されてきている[2]が、改氏による職業上の不利益の解消、婚姻率及び出生率の向上、一人っ子同士の婚姻による家名の存続などを理由に賛成する意見がある一方、日本独自の家族形態の崩壊、子への悪影響、家族の一体感の喪失などを理由に反対する意見があり、議論は平行線のまま推移している。

夫婦別氏を認めない現行制度は憲法に違反するとの集団訴訟において、平成27年12月、最高裁判所大法廷は、夫婦同氏制が直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度とは認められないとして合憲の判断を示しつつ、夫婦の氏については、嫡出子の仕組みなどの婚姻制度や氏の在り方に対する社会の受け止め方に依拠するところが少なくなく、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄である旨付言している（令和３年６月にも同様の判示）。

選択的夫婦別氏制度の導入に関する最近の世論調査（令和４年３月公表）では、「選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい」とする者が 28.9%、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい」とする者が 42.2%、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい」とする者が 27.0%となっている。また、令和６年６月 10 日、日本経済団体連合会は、夫婦別姓を認めない今の制度は、女性活躍の着実な進展に伴い、企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に対し「選択的夫婦別姓」の導入に必要な法律の改正を早期に行うよう求める提言をとりまとめた。

現在、選択的夫婦別姓をめぐっては、３度目の集団訴訟が東京地裁及び札幌地裁に提起されており、今後の司法の判断及び国会の議論の状況が注目される。

(5) 離婚及びこれに関連する家族法制（離婚後単独親権制度等）の見直し

父母の離婚後の子の養育等をめぐっては、離婚を経験した子の置かれている状況、子育ての在り方や国民意識の多様化、社会の各分野における女性の一層の参画といった社会情勢等を背景に、国内外から様々な指摘がされており、このような諸課題に対応するため、

---

[2] 直近では、令和４年６月、第 208 回国会において、立憲民主党から選択的夫婦別氏制度の導入を内容とする「民法の一部を改正する法律案」が提出され、衆議院において継続審査となっている。

令和６年５月、「民法等の一部を改正する法律」が成立した[3]。

ア　改正法の主な内容

第１に、親の責務等に関する規律が新設され、①父母は、子の人格を尊重するとともに、婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使等に関し、父母が互いに人格を尊重し協力しなければならないこと、②親権が子の利益のために行使されなければならないことが明記された。

第２に、親権・監護等に関する規律が見直され、現行法において離婚後は父母のいずれか一方のみが親権者となるとされている単独親権制を改め、協議離婚の際に父母の協議により、父母の一方のみを親権者とする単独親権か、父母の双方を親権者とする共同親権のいずれかを選択することが可能となった（協議が調わない場合には、裁判所が虐待やＤＶのおそれ等を考慮の上、子の利益の観点から父母のいずれか一方又は双方を親権者と指定）。

また、父母双方が親権者であるときは、親権の共同行使を原則としつつ、①子の利益のため急迫の事情があるとき、②監護及び教育に関する日常の行為等については、親権を単独行使できることが明確化された。

第３に、養育費の履行確保のため、養育費債権に優先権として一般の先取特権が付与されたほか、養育費に関する父母の協議等による取決めがない場合でも法律上一定の養育費債権を発生させる法定養育費制度が創設された。

イ　衆議院及び参議院の各法務委員会における附帯決議

改正法に対しては、衆議院及び参議院の各法務委員会において、施行後の制度の検証及び更なる改正の検討、単独での親権行使が可能とされる急迫の事情や監護及び教育に関する日常の行為等に係る具体的なガイドラインの策定、ＤＶ及び児童虐待の被害者に対する適切な保護・支援策、離婚前後の親に対する共同養育に関する講座の受講や共同養育計画の作成の支援等を政府及び最高裁判所に求める附帯決議が付されている。

ウ　関係府省庁等連絡会議

政府は、上記附帯決議や国会での議論を踏まえ、改正法の円滑な施行（公布（令和６年５月 24 日）後２年以内）に向けた準備を進めるため、同年６月、法務大臣を座長とし、各省の局長級を構成員とした「父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議」を設置した（オブザーバーとして最高裁判所も参加）。今後は、同連絡会議において、関係府省庁等相互の密接な連携・協力のもと、改正後の各法律の規定の趣旨及び内容についての適切かつ十分な周知活動等、改正法の円滑な施行に必要

[3] 衆議院において、政府は、①子の監護について必要な事項を定めることの重要性について必要な広報等を行うものとする規定、②改正後の各法律の規定の趣旨及び内容について国民に周知を図るものとする規定、③協議離婚の場合における親権者の定めが父母の双方の真意に出たものであることを確認するための措置について検討するものとする規定、④施行後５年をめどに、改正後の各法律の施行状況を勘案し、父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策の在り方等について検討するものとする規定、を追加する修正を行った。

となる環境整備に関する具体的な検討が行われることとなる。

２　刑事関係

(1) 刑事裁判手続等のデジタル化

裁判関連手続のデジタル化については、民事裁判手続等のＩＴ化が先行して議論、導入されてきたが、新型コロナウイルス感染症の社会的な感染拡大や政府によるデジタル化の推進もあり、刑事裁判手続等の分野における議論も進展することとなった。

刑事手続について情報通信技術を活用する方策に関し、現行法上の法的課題を抽出・整理した上でその在り方を検討することを目的として法務省が設置した「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」では、令和４年３月15日、「『刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会』取りまとめ報告書」が取りまとめられた。

同報告書を踏まえ、同年６月27日、古川法務大臣（当時）は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備について、法制審議会に諮問した（諮問第122号）。

この諮問を受け、法制審議会に設置された「刑事法（情報通信技術関係）部会」で検討が進められ、令和６年２月15日、法制審議会は、①刑事手続において取り扱う書類について、電子的方法により作成・管理・利用するとともに、オンラインにより発受すること、②捜査・公判等の手続において、映像・音声の送受信により行うこと等を内容とする要綱（骨子）を答申した。

法務省では、この答申を踏まえ、法改正に向けた検討が進められている。

(2) 再犯防止

今日の我が国においては、再犯防止が、犯罪を減らし、国民が安全で安心して暮らせる社会を構築する上での大きな課題となっている[4]。

この課題に対応するため、平成 28 年 12 月、衆議院法務委員会提出の「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）が成立した。同法は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府に再犯防止推進計画の策定を義務付けるなど、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めること等を内容としている。

令和５年３月 17 日、令和５年度から令和９年度末までの５年間を計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」（以下「第二次計画」という。）が閣議決定された。

第二次計画に盛り込まれた施策は、可能な限り速やかに実施することとされ、犯罪対策

---

[4] 近年の我が国の犯罪情勢を見ると、刑法犯の認知件数は平成８年から毎年戦後最多を更新して平成 14 年にピークに達したが、翌年から減少に転じ、平成 27 年から令和３年までは戦後最少を更新していたが、令和４年は 20 年ぶりに増加し、60 万 1,331 件（前年比３万 3,227 件（5.8%）増）であった。一方、再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率）は、初犯者の人員が減少し続けたこともあり、平成９年以降上昇傾向にあったが、令和４年は 47.9%（前年比 0.7pt 低下）であった。また、法務省が行った戦後約 60 年間にわたる犯歴記録の分析結果（平成 19 年犯罪白書 222 頁参照。）では、全犯罪者の約３割に当たる再犯者によって約６割の犯罪が行われていることが示されるなど、今日の我が国においては、再犯防止が、犯罪を減らし、国民が安全で安心して暮らせる社会を構築する上での大きな課題となっている。

閣僚会議の下に設置された犯罪防止対策推進会議において定期的に施策の進捗状況を確認するとともに、施策の実施の推進を図ることとされた。

また、同計画に掲げられた７つの成果指標については、同計画に盛り込まれた施策の速やかな実施により、その向上を図ることとされた。

第二次再犯防止推進計画の概要

・再犯防止施策の実施者の目指すべき方向・視点である５つの基本方針を掲げ、７つの重点課題と課題ごとの具体的施策の整理

【５つの基本方針】

① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

【７つの重点課題】

① 就労・住居の確保等
② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
③ 学校等と連携した修学支援の実施等
④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
⑤ 民間協力者の活動の促進等
⑥ 地域による包摂の推進
⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

【再犯の防止等に関する施策の７つの成果指標】

① 検挙者中の再犯者数及び再犯者率
② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合
③ 出所受刑者の２年以内再入者数及び２年以内再入率
④ 主な罪名（覚醒剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65 歳以上）、女性、少年）別２年以内再入率
⑤ 出所受刑者の３年以内再入者数及び３年以内再入率
⑥ 主な罪名（覚醒剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65 歳以上）、女性、少年）別３年以内再入率
⑦ 保護観察付（全部）執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率

(3) 保護司制度

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられている。その中でも更生保護の中核としての役割が期待されている保護司[5]は、近年、その人数が減少傾向[6]にあり、高齢化も進んでいる。その背景には、人口の減少や地域における人間関係の希

[5] 保護司は、民間協力者のうち、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである。「保護司法」（昭和 25 年法律第 204 号）に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。

[6] 平成 16 年における保護司数は４万 9,389 人であったが、令和６年における保護司数は４万 6,584 人となっている。なお、保護司の定数は、保護司法により５万 2,500 人を超えないものと定められている。
保護司の再任年齢について、原則、76 歳未満とする運用を行っているが、令和３年４月１日より、本人が希望すれば、78 歳になる前日まで再任を可能とする特例（特例再任保護司）を実施している。

薄化といった社会的要因に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されており、保護司制度の維持が危惧される状況にあるとされている。

また、令和６年５月、滋賀県において保護司として長年活動してきた男性が殺害され、保護観察中の者が容疑者として逮捕される事件が発生し、保護司の安全確保も喫緊の課題となっている。

法務省は、第二次再犯防止推進計画において、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、２年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じることとされたことから、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を設置し、検討を進めていた。このような状況の中、前述の事件が発生したことから、あわせて保護司の安全確保上の課題についても検討されることとなった。

今秋にも、最終的な報告書が取りまとめられる予定である。

(4) 再審制の見直し

再審をめぐっては、過去に死刑事件では４件の再審無罪判決が確定するほか、死刑事件以外でも再審により無罪判決が確定する事件が相次ぐなど、近年、えん罪や再審に関する大きな動きがあり[7]、国民の関心が高まっている状況にある。

再審制度は、刑事訴訟法「第４編再審」（同法第435条から第453条まで）の「再審法」と呼ばれる規定に基づき運用が行われており、一般に、三審制の下で通常審を経て確定した有罪判決について、主として事実認定の不当を是正し、その言渡しを受けた者を救済するための非常救済手続とされている。この手続は、再審理由の有無を判断し再審を許すかどうかを決定する手続（再審請求審）と、これに基づいて新たに事件について審判する手続（再審公判）とに区別される。

再審については、再審請求審において、①証拠開示が不十分であること、②検察官による不服申立が手続の長期化を招いていること、③手続規定が刑事訴訟法にほとんど置かれていないこと等が問題点として指摘されている。

法務省では、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第９条により再審請求審における証拠の開示について検討することとされていることから、令和４年に設置された「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」で検討を行っている。

また、令和６年３月、超党派の「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が発足し、刑事訴訟法の見直しに向けた議論が行われている。

[7] 令和６年９月に袴田事件の再審公判の判決が予定されている。

3　出入国在留管理関係

(1) 出入国管理及び難民認定法と在留管理制度

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。入管法）は、「本邦に入国し、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備すること」を目的とし、出入国の管理、我が国に在留する外国人の在留の管理、難民認定の手続等を内容としている。

我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要がある[8]。

【在留資格一覧】

就労が認められる在留資格（活動制限あり）	
在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野※1の各業務従事者
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）	
在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの	
在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格※2	
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※１　介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業

※２　資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

（出所）出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」を基に作成

[8] 戦前より我が国に在住していた台湾・朝鮮半島出身者及びその子孫は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成３年法律第71号。入管特例法）に基づき、「特別永住者」としての地位が与えられている。

なお、入管法上の在留資格をもって在留する「中長期在留者」と「特別永住者」を合わせた在留外国人数は、令和４年末に初めて300万人を超え（307万5,213人）、令和５年末現在では341万992人となっている。

(2) 外国人技能実習制度

外国人技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を我が国で最長５年間受け入れ、ＯＪＴを通じて技能を移転する制度であり、平成５年に創設された。令和５年末現在、全国に40万4,556人の外国人技能実習生が在留している。

【技能実習の流れ等】

	技能実習１号（１年目）		技能実習２号（２年目、３年目）	技能実習３号（４年目、５年目）
技能実習の流れ	講習（座学）	実習	実習	実習
		←労働関係法令適用→		
対象職種	制限なし		送出し国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種（90種166作業（令和６年８月現在））	技能実習２号移行対象職種と同一（一部職種を除く。）
対象者	・18歳以上 ・制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者 ・帰国後、修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること 等		所定の技能評価試験の学科試験及び実技試験に合格した者	所定の技能評価試験の実技試験に合格した者

（出所）法務省出入国在留管理庁・厚生労働省人材開発統括官「外国人技能実習制度について」等を基に作成

外国人技能実習には、我が国の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する企業単独型と、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が外国人技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する団体監理型があり、団体監理型による受入れが98.3%を占めている（令和５年末現在）。

(3) 特定技能制度

特定技能制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる制度であり、平成31年４月に開始された。

特定産業分野は、現在、①介護、②ビルクリーニング、③工業製品製造業、④建設、⑤造船・舶用工業、⑥自動車整備、⑦航空、⑧宿泊、⑨自動車運送業、⑩鉄道、⑪農業、⑫漁業、⑬飲食料品製造業、⑭外食業、⑮林業及び⑯木材産業の16分野となっている。

【特定技能制度のポイント】

	特定技能１号	特定技能２号（注２）
対象者	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人
在留期間	１年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限５年）	３年、１年又は６か月ごとの更新（上限なし）
技能水準	試験等で確認（注１）	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（注１）	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能（配偶者、子）
受入れ機関又は登録支援機関による支援	支援の対象	支援の対象外
在留者数（令和６年５月末現在）	245,784 人	98 人

（注１）技能実習２号を修了した外国人は試験等免除
（注２）特定技能２号の対象分野は、特定産業分野16分野のうち、②③④⑤⑥⑦⑧⑪⑫⑬⑭の11分野
（出所）出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」を基に作成

(4) 育成就労制度の創設

ア　令和６年の入管法等改正

外国人労働者の受入れについては、技能実習制度を中心に、様々な人権侵害行為が発

生していること、失踪事案が多数発生していること、外国の仲介機関等への手数料等の支払のため来日時点で既に多額の借金を背負っていること等の問題点が指摘されてきた。また、昨今の我が国の労働力人口の減少や国際的な人材獲得競争の激化などにより、人材育成を通じた国際貢献という制度目的と、技能実習生が現に経済社会の担い手となって国内の企業等の貴重な労働力となってきた運用実態との乖離が指摘されてきた技能実習制度を見直し、外国人労働者を適切に受け入れるための法律を整備することが喫緊の課題となっていた。

このような状況の中、令和６年６月、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立した[9]。同法は、現行の技能実習制度を発展的に解消して新たに育成就労制度（後述）を創設するほか、育成就労制度を通じて永住に繋がる特定技能外国人の受入れ増が予想されることを踏まえ、永住許可要件の明確化及び永住者の在留資格の取消し等に関する規定を整備するなど、永住許可制度の適正化を行うこと等を内容とするもので、一部の規定を除き、公布の日（６月 21 日）から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」の概要

１　出入国管理及び難民認定法の一部改正

(1) 「技能実習」の在留資格を廃止し、人材の育成及び確保のために、育成就労計画に基づいて育成就労産業分野に属する技能に係る活動に従事することを内容とする「育成就労」の在留資格を創設する。

(2) 技能実習制度において人権侵害等の弊害がなく国際協力の推進に貢献していた類型の活動を行うことができるようにするため、本邦の企業の外国にある事業所の職員である外国人が当該企業の本邦にある事業所において技能等に係る業務に従事することを内容とする企業内転勤第２号の在留資格を創設する。

(3) 永住許可の要件を一層明確化するとともに、当該要件を満たさなくなった場合に他の在留資格へ変更する措置を講ずるための規定を設ける。

(4) 事業活動に関し外国人に不法就労活動をさせる行為等の不法就労助長行為に対する罰則を引き上げる。

２　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正

(1) 法律の題名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に改める。

(2) 育成就労外国人が従事する業務の分野は、特定産業分野のうち、当該分野に属する技能を本邦において就労を通じて育成することが相当な分野とする。

(3) 「技能実習計画」の名称を「育成就労計画」に改め、その記載事項及び認定基準等を新たな制度の目的に即したものにするとともに、計画の認定基準に育成就労の期間の上限等の要件を設ける。

(4) 育成就労外国人の意思による育成就労実施者の変更を認めるとともに、その要件に関する

[9] 衆議院において、①育成就労外国人が大都市圏等に過度に集中して就労することとならないようにするための措置をはじめとする政府が講ずべき必要な措置に関する規定、②永住者の在留資格の取消しに係る規定の適用に当たっての配慮に関する規定、③法律の施行後３年を目途とした育成就労制度の運用状況の検証及び同制度の在り方の検討に関する規定を追加する等の修正を行った。

規定を設ける。
(5) 「監理団体」の名称を「監理支援機関」に改めるとともに、適性のない監理支援機関を適切に排除することができるようその許可等の基準を改めるなどの措置を講ずる。
(6) 「外国人技能実習機構」の名称を「外国人育成就労機構」に改めるとともに、外国人育成就労機構の業務に育成就労実施者の変更に係る支援や特定技能外国人に対する援助等の業務を加える。

イ　育成就労制度

育成就労制度は、育成就労産業分野（特定産業分野のうち、その分野に属する技能を我が国において就労を通じて修得させることが相当な分野）において、我が国での３年間の就労を通じ、特定技能１号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的として、外国人労働者を受け入れる制度である。受入れ対象分野は、国内での育成になじまない分野を除き、原則として特定産業分野と一致する[10]こととなり、育成就労制度と特定技能制度が連続性を持つことで、外国人が我が国で就労しながらキャリアアップできる道筋が明確化されている。また、効率的な技能修得、外国人本人の権利保護、地域社会との共生等の観点から、育成就労制度から特定技能制度に至るまでの各段階において、日本語能力に係る試験合格等の要件が設けられ、段階的な日本語能力の向上を図ることとしている。

さらに、外国人が負担する手数料が不当に高額とならないようにするため、育成就労計画の認定要件として、外国人が送出機関に支払う手数料が主務省令で定める基準に適合していることを求めるとともに、悪質な送出機関を排除するため、送出国と新たな二国間取決め（ＭＯＣ）を作成し、原則として、ＭＯＣを作成した国の送出機関からのみ受入れを行うこととしている。

受入れ機関に対する監理・指導等を行う監理支援機関については、受入れ機関からの独立性・中立性を担保するため、外部監査人の設置義務や受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与を制限すること等の許可要件が設けられ、現行の技能実習制度における監理団体も改めて監理支援機関としての許可を受ける必要がある。

このほか、本制度では、外国人の労働者としての権利保護をより適切に図る観点から、やむを得ない事情がある場合の転籍のほか、外国人本人の意向による転籍についても一定要件の下で認めることとしており、その際の転籍支援は、監理支援機関が中心となって行うこととしつつ、公共職業安定所（ハローワーク）と外国人育成就労機構も連携して対応することとされている[11]。

[10] 具体的な育成就労産業分野や各分野の受入れ見込数等は、今後、有識者・労使団体等で構成する新たな会議体の意見を踏まえて決定される。

[11] 民間の職業紹介事業者による転籍支援への関与は、当分の間、認めないこととしている。

制度見直しのイメージ図

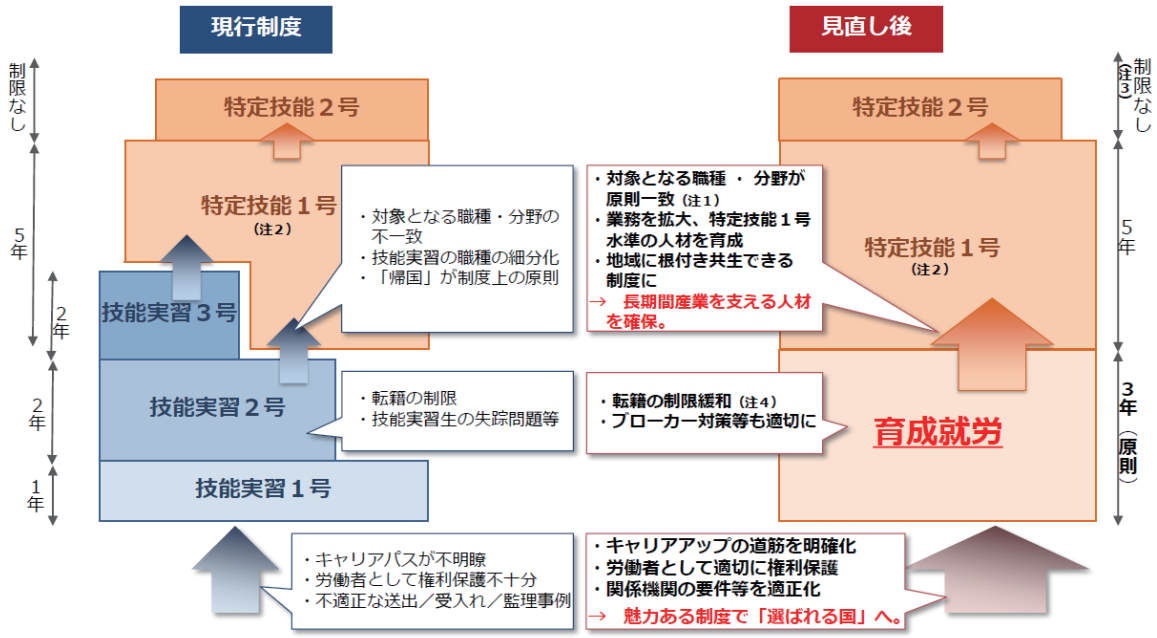

（注１）育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

（注２）特定技能１号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

（注３）永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

（注４）転籍の制限緩和の内容

○ 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。

○ 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。

- 同一機関での就労が１～２年（分野ごとに設定）を超えている
- 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
- 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

（出所）出入国在留管理庁ホームページ

内容についての問合せ先
法務調査室　勝部首席調査員（内線68440）

外務委員会

外務調査室

所管事項の動向

１　米国大統領選挙と日米関係

米国では、2024年11月５日に大統領選挙の一般投票[1]が実施される。民主党ではハリス副大統領が、共和党ではトランプ前大統領が、候補者に指名されている。両候補者の支持率は拮抗しており、接戦が予想されている。我が国は日米同盟を外交・安全保障の基軸としており、選挙結果が日米関係や世界情勢に与える影響が注視される。

我が国との関係でみると、ハリス副大統領は７月のバイデン大統領の選挙戦からの撤退表明を受けて候補者に指名されたことから、バイデン政権の政策を基本的に継続し、我が国を始め同盟国に対する姿勢に大きな変化はないとみられている[2]。通商関連では、ハリス副大統領が過去に環太平洋パートナシップ（ＴＰＰ）に反対していたことなどから、ＴＰＰへの復帰や日米貿易協定の第２段階交渉[3]の進展は当面は期待できないとの見方がある[4]。

他方、トランプ前大統領は、在任中時と同様に「米国第一主義」を掲げ、同盟国に相応の負担を求める考えを示している。我が国政府は、令和４（2022）年12月に閣議決定した国家安全保障戦略において防衛費を「2027年度において、現在の国内総生産（ＧＤＰ）の２％」とする方針を掲げているが、この水準を超える増額を求める可能性や、在日米軍駐留経費の日本側負担の増額を求める可能性が指摘されている[5]。通商関連では、バイデン政権

（参考）民主党・共和党の政策綱領の比較（外交関係）

	民主党	共和党
NATO・ウクライナ	NATOを強化する ウクライナと協力しロシアの脅威を抑制、ウクライナの経済的回復を支援	同盟国が共同防衛への投資義務を果たすことを保証し、欧州に平和を回復することによって、同盟を強化する
中国	不正な経済慣行に立ち向かい競争に打ち勝つ「デリスキング」を図る	中国の最恵国待遇を撤回、必需品の輸入を段階的に停止、中国による米国不動産や産業の買収を阻止
中東（ガザ情勢）	即時かつ永続的な停戦合意を仲介する決意	イスラエルと共に立ち、中東の平和を追求
インド太平洋	自由で開かれたインド太平洋を推進 伝統的な同盟関係を強化し、地域的なパートナーシップを拡大	インド太平洋地域で、強く主権ある独立国家を支持し、平和と商業の繁栄を目指す
通商	公正な条件での同盟国との貿易は、米国の成長を促進し、同盟関係を強化する	米国第一の通商政策を継続 失敗した協定を再交渉

（両党の政策綱領及び各種報道を基に当室作成）

---

[1] 一般有権者による投票。これにより事実上大統領が決定するが、制度上は一般投票で「選挙人」が選ばれ、選挙人が改めて投票して大統領が正式に決定することになっている（選挙人による投票は12月16日）。選挙人の数は各州に人口などに応じて割り振られており、大半の州では、一般投票で１位になった候補がその州の選挙人を総取りする。選挙人は計538人。過半数の270以上を得た候補が正式に大統領に当選する。

[2] 『産経新聞』（2024.8.23）

[3] 同協定の最終合意を確認した2019年９月25日の日米共同声明では、協定発効後４か月以内に協議し、関税やサービス貿易等についての交渉を開始する意図である旨が記載されている。また協定においては、日本原産の自動車及び自動車部品の関税について、「関税の撤廃に関して更に交渉する」（附属書Ⅱ米国の一般的注釈７）とされている。

[4] 高橋俊樹「ハリス政権誕生ならどのような政策が日本に影響を与えるのか～その１　国内政策や労働環境・デジタル経済等のＩＰＥＦの枠踏みで独自色を出すか～」（2024.9.5）（一般社団法人国際貿易投資研究所ウェブサイト）

[5] 『日本経済新聞』（2024.4.8）、『産経新聞』（2024.8.23）

が主導した「インド太平洋経済枠組み（ＩＰＥＦ）」から離脱する考えを表明している[6]。

2024 年９月の日米首脳会談では、「今後も日米両国が、自由で開かれた国際秩序の中核を担うグローバル・パートナーであり続ける」ことが確認されたが、両国の首脳が交代する中で、どのように関係を築いていくのか、我が国政府の取り組みが注視される。

なお、大統領選挙と同日には、連邦議会選挙も実施され、下院の全議席、上院の約３分の１の議席が改選される。どちらの党が多数を占めるかが大統領の政策実行を左右することから、議会選挙の結果も注目される。

２　中国

(1) 日中関係全般

中国との関係は、我が国にとって最も重要な二国間関係の一つである。政府は、中国との間で「戦略的互恵関係」を包括的に推進するとともに、我が国として主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めつつ、諸懸案を含め対話を行い、共通の諸課題については協力する、「建設的かつ安定的な関係」を日中双方の努力で構築していくことが重要であるとしている。

我が国は日中両国間において、中国政府による邦人拘束事案[7]、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出を理由とする我が国の水産物輸入停止[8]、尖閣諸島周辺海域における中国公船の活動[9]、東シナ海における我が国の排他的経済水域（ＥＥＺ）内に中国が設置したブイの設置[10]など、様々な問題があると認識している。2024年５月にソウルで開催された岸田総理と中国の李首相との日中首脳会談や、同年７月にラオスの首都ビエンチャンで開催された日中外相会談では、これらの問題について取り上げ、我が国から中国側に対して懸念を表明し、対応を求めたが、日中双方の溝は埋まらなかった[11]。

中国政府による邦人拘束事案については、2023年３月に拘束されたアステラス製薬の社員が2024年８月にスパイ罪で起訴されたことが明らかになり、当該社員の拘束が長期化することが危惧されている[12]。

また、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出を理由とする我が国の水産物輸入停止問題については、

---

6 『ロイター通信』（2023. 11. 20）

7 中国では、2014 年に「反スパイ法」が施行され、2015 年以降、スパイ行為に関わったなどとして拘束された邦人は計 17 名になり、2024 年８月現在も５人が拘束中とされる。なお、2023 年７月にはスパイ行為の定義を拡大し、取り締まりを強化する「改正反スパイ法」が施行された。

8 中国は、2023 年８月のＡＬＰＳ処理水の海洋放出に反発して日本産水産物の全面輸入停止を開始した。なお、中国は東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う 10 都県からの食品等の輸入停止等の輸入規制も継続している。

9 2008 年、中国国家海洋局所属船舶が初めて尖閣諸島周辺の我が国の領海内に侵入した。尖閣三島（魚釣島、北小島、南小島）を国有化した 2012 年以降は毎年、中国の公船が我が国の領海内に侵入する事案が発生しており、2023 年の発生件数は 34 件となっている（2022 年は 28 件、2021 年は 34 件）。

10 2023 年７月、東シナ海の我が国ＥＥＺにおいて、中国が設置したと考えられるブイの存在が確認された。我が国政府は 2023 年 11 月の日中首脳会談を含め、あらゆるレベルで中国側に対して抗議し、ブイの即時撤去を求めているが、中国側は応じていない。

11 『読売新聞』（2024. 5. 27、2024. 7. 27）、『朝日新聞』（2024. 5. 27）

12 『毎日新聞』（2024. 8. 22）

同年９月、日中両政府は、中国側が、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）の枠組みの下で行われる独立したサンプリング等のモニタリング活動を実施後、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させるとの認識を共有するに至ったと発表した。ただし、中国側からは、日本産水産物の輸入規制の具体的な撤廃時期について明らかにされておらず、今後の動向が注視される。

(2) 中国軍による我が国の領空侵犯・領海侵入事案の発生等

2024年８月26日、中国軍の情報収集機が長崎県男女群島の我が国領空を侵犯する事案が発生した。本事案は中国の軍用機としては初の侵犯事例とされている[13]。本事案に対し、我が国は外務事務次官が在京中国大使館臨時代理大使を外務省へ召致し、極めて厳重に抗議するとともに、再発防止を強く求めるなどの対応を行ったが、中国外務省は「中国側はいかなる国の領空にも侵入する意図はない」旨表明した[14]。専門家からは、飛行経路から領空侵犯は意図的である[15]、我が国の対処力を確認しようとした可能性がある[16]、などの指摘がある。なお、本事案の発生時において、日中防衛当局幹部間のホットライン（専用回線）が使用されなかった旨報じられており[17]、ホットラインの形骸化や偶発的衝突の回避ができないのではないかとの懸念が示されている[18]。

また、同月31日には、中国軍の測量艦が鹿児島県口永良部島及び屋久島周辺の我が国領海内に侵入した。これを受け、我が国は外務省のアジア大洋州局長から在京中国大使館公使に対し、我が国周辺海域における中国海軍艦艇等のこれまでの動向や同月26日に発生した中国軍機による領空侵犯事案を踏まえた我が国の強い懸念を伝え、抗議するなどの対応を行った。他方、中国外務省は領海侵入したトカラ海峡について「国連海洋法条約の関連規定によれば、トカラ海峡は国際海峡とされている。中国の船舶が同海峡を通過する権利を行使するのは完全に正当であり合法」である旨表明し、本事案を正当化している[19]。

さらに９月18日、中国の空母「遼寧」が駆逐艦２隻と共に、沖縄県与那国島と西表島との間の海域（我が国の接続水域）を南進し、太平洋に向けて航行した[20]。中国の空母が我が

---

[13] 『朝日新聞』(2024.8.27)。なお、同報道によると、過去における中国機による領空侵犯は、2012年に国家海洋局の航空機による事例、2017年にドローンとみられる物体による事例があり、８月26日の事例で３例目とされている。

[14] 『産経新聞』(2024.8.28)

[15] 『日本経済新聞』(2024.8.28) に掲載された飯田将史防衛研究所理論研究部長及び松田康博東京大学教授の見解

[16] 『読売新聞』(2024.8.27) に掲載された河上康博笹川平和研究財団安全保障研究グループ長の見解

[17] 共同通信国政フォーカス「日中ホットライン使用せず　中国軍機、初の領空侵犯時　形骸化浮き彫り」(2024.9.4)。なお、ホットラインは2023年３月に設置された。

[18] 同上

[19] ロイター「鹿児島沖トカラ海峡は国際海峡、艦艇の航行は正当＝中国外務省」(2024.9.2)〈https://jp.reuters.com/world/security/OOMYMV22RFP45DKEVZSV7NMCBY-2024-09-02/〉

[20] 接続水域とは、領海の基線からその外側24海里（約44km）の線までの海域のうち、領海（基線から12海里（約22 km））を除く部分のことをいい、沿岸国が、自国の領土又は領海内における通関、財政、出入国管理（密輸入や密入国等）又は衛生（伝染病等）に関する法令の違反の防止及び処罰を行うことが認められた水域である（海上保安庁海洋情報部ウェブサイトの説明に基づく）。与那国島と西表島の間は約65kmであるため、両島間を通過するには必ず我が国の接続水域に入ることになる（ＮＨＫ ＮＥＷＳＷＥＢ「中国海軍空母など

国の接続水域を航行したのは初めてとされる。この事案に対し、我が国は外務事務次官が在京中国大使を外務省に召致し、最近の中国による一連の行動を踏まえ、我が国としての深刻な懸念を改めて伝え、状況の改善を強く求めた。なお、中国外務省の林剣副報道局長は同日の記者会見において、「遼寧」等が当該水域を航行したことに関連し、「中国側の関連する活動は中国の国内法と国際法に合致するもの」である旨述べた[21]。

３　朝鮮半島

(1) 韓国

2024 年９月の日韓首脳会談において、両首脳は、2025 年の日韓国交正常化 60 周年を見据え、日韓の協力と交流を持続的に強化する方向性を確認した。文在寅（ムン・ジェイン）前政権時は「戦後最悪」と言われた日韓関係は、尹錫悦（ユン・ソンニョル）大統領就任後、改善してきた[22]。他方で、元徴用工問題や慰安婦問題、竹島問題など、日韓の間には依然として様々な問題があることから、両国には緊密な首脳外交等による後戻りしない関係づくりが必要と指摘されている[23]。

元徴用工等が日本企業に対し損害賠償を求めた訴訟をめぐっては、2018 年 10 月及び 11 月、韓国大法院（最高裁）が損害賠償の支払い等を命じる判決を確定させている。これに関し、尹政権は 2023 年３月に、韓国政府傘下の財団が原告に賠償金相当額を支払う「第三者弁済方式」による解決策を示した[24]。勝訴した原告のうち多くはこれを受け入れ、財団から賠償金相当額を受け取ったが、一部原告は日本側の謝罪や関与がないとして第三者弁済の受取りを拒否している[25]。このため、財団は、賠償金相当額を裁判所に預けることで原告が受け取ったのと同じ効力を持つとされる「供託」の手続きを進めようとしたが、各裁判所で供託申請が相次いで不受理となっている。今後の司法判断によっては、解決策の枠組み自体が揺らぎかねないと指摘される[26]。2023 年 12 月及び 2024 年１月にも、韓国大法院は、同種の複数の訴訟で、損害賠償の支払いを命じる決定を確定させた。韓国政府は、これらの訴訟についても第三者弁済方式による解決策を適用するとしているが、2024 年５月、財団は、賠償金を支払うための財源が不足していると現状を明らかにした[27]。韓国政府や財団は度々日本企業の寄付を呼び掛けているが、日本の中には日本企業の寄付は韓国側の歪曲した歴史認識の追認につながり両国関係に禍根を残すとの意見がある[28]。また、2024 年２月には日本企業が資産の差し押さえを防ぐ目的で裁判所に預けていた供託金が原告に引

３隻 一時 日本の接続水域に入る 空母航行は初」(2024.9.18)〈https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240918/k10014584601000.html〉)。

21 ＮＨＫ ＮＥＷＳＷＥＢ・同上

22 『朝日新聞』(2024.9.7)

23 『日本経済新聞』(2024.9.7)、『朝日新聞』(2024.9.10)

24 『読売新聞オンライン』(2023.3.7)

25 『毎日新聞』(2024.3.7)

26 『読売新聞』(2024.3.7)

27 『東京新聞』(2024.5.28)

28 『産経新聞』(2024.2.25)

き渡され、初めて日本企業の資金が原告側に渡る事態となった[29]。これに対し日本政府は、日本企業に不当な不利益を負わせるものであるとして韓国政府に厳重に抗議している。

2023 年 12 月に確定した元慰安婦等への損害賠償の支払等を日本政府に命じる判決[30]をめぐり、原告側は、韓国国内にある日本政府資産を差し押さえるため、2024 年９月、日本政府が韓国内に所有する財産目録の開示をソウル中央地裁に申し立てた。仮に財産目録の開示が認められたとしても、在外公館等は外国公館への不可侵を定めたウィーン条約の保護を受けるため、実際の差し押さえは困難との見方が強い[31]。他方、2024 年５月には、元慰安婦の親族が日本政府に損害賠償を求めて追加提訴を行った。このような追加提訴は、2023 年 12 月の判決確定後初めてであり、今後、原告が更に増える可能性もあると指摘されている[32]。

(2) 北朝鮮

北朝鮮は、過去６回の核実験に加え、核兵器の運搬手段となる弾道ミサイル発射を強行してきており、これまでに少なくとも 122 回（208 発）に及ぶ発射を繰り返している。北朝鮮による一連の開発・発射の背景について日本政府は、体制維持や核兵器等の保有による核抑止力の獲得に加え、米韓両軍との間で発生しうる通常戦力や戦術核を用いた武力紛争においても対処可能な手段を獲得するという狙いがあると分析している。

北朝鮮はこれまで中国を後ろ盾としてきたが、近年はロシアとの関係を深めてきている。2023 年９月に約４年半ぶりに露朝首脳会談を実施したのに続き、2024 年６月 19 日には、軍事や経済に関する「包括的戦略パートナーシップ条約」を署名した[33]。同条約では、いずれかが武力侵攻を受けた場合、あらゆる手段を用いて軍事的援助を提供する旨が明記された[34]。冷戦時代の同盟関係の復活につながるとの指摘がある[35]。また、ロシアのプーチン大統領が合同記者会見において、北朝鮮に核・ミサイル開発への技術を供与する可能性を示唆したことから、北朝鮮の偵察衛星や超音速ミサイルなどの軍事技術の開発がさらに加速することが懸念され、日韓にとって直接の脅威となると指摘されている[36]。さらに、同条約への署名を機に、北朝鮮がロシアへのミサイルや砲弾の輸出を拡大しウクライナ戦争が長期化する懸念も指摘されている[37]。

---

29 『朝日新聞』（2024.2.21）

30 日本政府は、主権国家は他国の裁判権に服さないとする国際法上の「主権免除」の原則に基づき、一審段階から訴訟参加に応じず、期限までに上告しなかったため、同判決は確定した（『産経新聞』（2023.12.9））

31 『産経新聞』（2024.9.7）、『東京新聞』（2024.9.7）

32 『産経新聞』（2024.5.4）

33 同条約は批准書が交換された日から発効するとされており、今後、両国で批准に向けた手続きが進められるとみられると報じられている（『東京新聞』（2024.7.19 夕刊））。

34 『読売新聞』（2024.6.21）

35 『読売新聞』（2024.6.21）等。なお、合同記者会見において、金正恩総書記が両国関係を「同盟関係という新たな高水準に入った」と語ったのに対し、プーチン大統領は「同盟」に言及しなかったことから、両国間には温度差があるとの指摘もある（『読売新聞』（2024.6.21）及び『日本経済新聞』（2024.6.21））。

36 「社説　露朝が新条約　国際秩序を公然と無視した」『読売新聞』（2024.6.21）

37 同上及び『日本経済新聞』（2024.6.20）

北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対し、国連安全保障理事会（安保理）は、2006年からこれまでに11本の北朝鮮に対する制裁決議を採択しているが、2017年を最後に新たな決議は採択されていない。さらに、2024年３月には、安保理の常任理事国であるロシアの拒否権行使により、北朝鮮に対する制裁の履行状況を監視する北朝鮮制裁委員会専門家パネルの任期を１年延長する決議案が否決され、４月 30 日で専門家パネルの任期が切れ活動は終了した。これを受けて、５月１日、日米韓を含む49か国と欧州連合は北朝鮮の制裁逃れを監視する枠組みをつくるため、各国で連携するとの共同声明を発表した[38]。日米韓各国は専門家パネルに代わる組織の創設を急いでいると報じられている[39]。

北朝鮮は 2002 年に初めて日本人の拉致を認めた。北朝鮮から５人の拉致被害者が帰国してから20年以上が経過したが、その後、新たな拉致被害者の帰国は実現していない。北朝鮮による拉致は、我が国の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題であると同時に、被害者やその家族の高齢化が進み、時間的制約のある人道問題であることから一日も早い解決が求められている。岸田総理は、2023 年５月、「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」において、現在の膠着状態を打開するため、「トップ同士の関係を構築していくことが極めて重要」であるとし、「首脳会談を早期に実現すべく、私直轄のハイレベル協議」を行うことを表明した。これを受けて北朝鮮外務次官は「会えない理由ない」との談話を発表した。2024年に入ってからも、金正恩総書記の妹である金与正朝鮮労働党副部長が相次いで談話を発表し、日朝首脳会談の実施に前向きな姿勢を一時見せたが、拉致問題は「解決済み」との主張は崩しておらず、日本側が受け入れられないとの立場を表明すると態度を硬化させ、対話の糸口が見えてない[40]。

４　ロシア

(1) ロシアによるウクライナ侵略

ア　概況

2022年２月24日にロシアが「特別軍事作戦」と称してウクライナに対する全面的な侵略を開始してから２年半を超える歳月が経過した。

2024年８月には、ウクライナ軍がロシアに対する越境攻撃を開始し、クルスク州の一部を占領した。この越境攻撃の背景については、ウクライナ東部でのロシア軍との戦闘における劣勢を打開し、戦況の立て直しを図る意図や、将来の和平交渉を有利に進める思惑等が指摘されている[41]。また、これまで米欧諸国は、ウクライナに対して、国境付近の軍事施設に限ってロシアへの越境攻撃を容認してきたが、ウクライナのゼレンスキー大統領は、米欧によって供与された武器に関して、長距離ミサイルによるロシア領への攻撃も含め、

38　『日本経済新聞』（2024.5.2 夕刊）及び『産経新聞』（2024.5.3）

39　『読売新聞』（2024.6.9）

40　『読売新聞』（2024.5.23）等

41　『毎日新聞』（2024.9.7）及び『産経新聞』（2024.9.7）。９月には、クルスク州のウクライナ軍占領地域において、ロシア軍による本格的な反撃が行われ、占領地域の一部を奪還したとの報道も見られる（『朝日新聞』（2024.9.12））。また、ロシア軍は、ウクライナ東部でも攻勢を強めているとされ、ウクライナ軍は現在も劣勢を打開できていないと見られている。

その使用制限を全面撤廃するよう求めてきた[42]。しかし、９月にゼレンスキー大統領と会談した米国のバイデン大統領は、新たな軍事支援の実施を伝える一方で、長距離ミサイルによるロシア領内への攻撃の容認には踏み込まなかったとされる[43]。

ウクライナは、同国主導の和平案について協議する第２回「平和サミット」を年内にも開催し、同サミットにロシアも招待する意向を示しているが[44]、ロシア側は参加に否定的な姿勢を崩していないとされる[45]。ロシアによるウクライナ侵略の終結はいまだ見通せない状況である。

イ　ウクライナ支援の現状

ロシアによるウクライナ侵略が長期化する中、米欧におけるウクライナへの「支援疲れ」も見られる。2024年11月の米国大統領選挙でトランプ前大統領が当選した場合、米国によるウクライナ支援の縮小の可能性が指摘されるほか、フランスやドイツを始めとした欧州諸国においても、ウクライナ支援に消極的な右派勢力の伸長が見られる。一方、同年７月に開催された北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）首脳会合では、首脳宣言にウクライナがＮＡＴＯ加盟への「不可逆の道」を歩んでいる旨を明記し、従来よりも踏み込んだ形でウクライナの加盟を支持する姿勢を示すとともに[46]、2025年に少なくとも400億ユーロの資金をウクライナに供与することなどで合意した[47]。

我が国は、これまでに2024年の45億ドルの支援を含む総額120億ドルを超えるウクライナ支援を確約し、実施している。2024年２月には東京において「日・ウクライナ経済復興推進会議」を開催し、官民一体となってウクライナの復旧・復興を支えていくことを表明した。また、６月には、首脳間において「日ウクライナ支援・協力アコード[48]」に署名し、我が国の対ウクライナ支援及び協力に関するコミットメントを示すとともに、ウクライナの問題は、欧州だけでなく、国際社会全体の問題であることを改めて示した。

(2) 日露関係

我が国はロシアによるウクライナ侵略を「国際秩序の根幹を揺るがす暴挙」と厳しく非難している。その上で、他のＧ７諸国と足並みをそろえ、累次にわたり個人・団体等に対する資産凍結や輸出入禁止品目を拡大するなど、ロシアに対する制裁を維持・強化してきた。また、2024年６月には、対露制裁の迂回に関与した中国やインド等、第三国の団体に

---

42 ゼレンスキー大統領は、越境作戦や長距離ミサイルによる対露圧力の強化は勝利に向けた計画の一部であるとしていた。計画の全容については、９月の訪米時にバイデン大統領らに提示したとされる。

43 『日本経済新聞（電子版）』(2024. 9. 27)

44 『産経新聞』(2024. 9. 10)。なお、2024 年６月にスイスにおいて開催された「ウクライナの平和に関するサミット」には、世界各地の約 100 の国・国際機関が参加したが、ロシアは招待されず、中国は欠席した。

45 『読売新聞』(2024. 8. 25)

46 『読売新聞』(2024. 7. 12)

47 同会合において、岸田総理は、対無人航空機探知システム等をウクライナに供与するため、我が国は 2023 年来、約 6,700 万ドルを拠出した旨発言した。

48 正式名称は「日本国政府とウクライナとの間のウクライナへの支援及び協力に関するアコード」。

対しても資産凍結や輸出禁止等の制裁措置を講じている。

ロシアによるウクライナ侵略により、日露関係は厳しい状況にあるが、政府は、北方領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持していくとしている[49]。その上で、北方四島交流等事業の再開を今後の日露関係の最優先事項の一つとし、特に北方墓参に重点を置いて、ロシアに対して同事業の再開を引き続き強く求めていくとしている[50]。

日露関係の現状は漁業にも影響を及ぼしている。2023年１月、ロシア政府は、「北方四島周辺水域操業枠組協定[51]」に基づく2023年分操業の交渉について応じない方針を我が国政府に伝えた[52]。我が国政府による働きかけにもかかわらず、ロシア側は操業開始に向けた肯定的な反応を示さず、同年は同協定の下での操業を行うことができなかった。その後、現在に至るも両国間の協議が開始できておらず、出漁が見込めない状況が続いている。

５　中東情勢

2023 年 10 月７日のイスラエル軍とイスラム原理主義組織ハマス（以下「ハマス」という。）等との戦闘開始以降、パレスチナ自治区ガザ地区での死者数は４万人を上回り[53]、ガザの人口の 22%にあたる 50 万人が「壊滅的な飢餓」に直面しているとされる[54]。ガザ地区では、インフラの破壊等で衛生環境が悪化し、2024 年８月中旬に 25 年ぶりに乳児のポリオ感染が確認された[55]。ポリオワクチンの接種のために、ガザ地区の戦闘が地域や時間帯を限定して一時休止され、９月１日から 12 日まで予防接種が行われた[56]。

ガザ地区での戦闘が続く中、米国やエジプト、カタールの仲介による人質解放と停戦を巡る交渉が行われており、2024 年５月 31 日

（参考）パレスチナ自治区ガザ地区情勢の経過

2023年	10月７日	ハマスがイスラエルを奇襲し市民ら約1200人を殺害、多数を拉致。
	９日	イスラエルがガザ「完全封鎖」宣言
	25、26日	イスラエル軍がガザ北部で越境作戦
	28日	イスラエル軍が地上部隊追加投入
	11月22日	双方が戦闘休止と人質解放で合意
	12月１日	戦闘再開
2024年	３月25日	国連安全保障理事会が初の停戦決議
	７月30日	イスラエルによるレバノンのシーア派勢力ヒズボラの司令官殺害
	31日	ハマス最高指導者ハニヤ氏暗殺
	８月15日	死者４万人超
	25日	ヒズボラによるイスラエルへの司令官殺害に対する報復攻撃
	９月１日～12日	ポリオワクチン接種のための地域等を限定した戦闘一時休止
	17、18日	ヒズボラメンバーのポケットベル等が相次いで爆発
	20日	イスラエル軍がヒズボラの大物司令官らを殺害
	22日	ヒズボラによるイスラエルへの通信機器爆発等に対する報復開始（対するイスラエル軍もヒズボラへ攻撃実施）

（各種報道を基に当室作成）

---

49 上川外務大臣発言（第 213 回国会衆議院外務委員会議録第１号４頁（令 6.3.8））

50 同上

51 正式名称は「日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定」。同協定は、北方四島周辺 12 海里水域における我が国漁業者の安全操業を確保し、海洋生物資源の保存、合理的利用及び再生産のための協力を目的として、1998 年に日露両政府間で締結した。

52 『毎日新聞』（2023.1.22）

53 『日本経済新聞』（2024.9.9 夕刊）

54 ＩＰＣウェブサイト<https://www.ipcinfo.org/ipc-country-analysis/details-map/en/c/1157065/?iso3=PSE>（2024.9.17 閲覧）、ＣＮＮ．ｃｏ．ｊｐ「ガザ、50 万人が「壊滅的飢餓」に直面か　報告書予測」（2024.6.26）<https://www.cnn.co.jp/world/35220622.html>（2024.9.11 閲覧）等

55 『読売新聞』（2024.9.2）

56 『日本経済新聞』（2024.9.13 夕刊）

には、米国のバイデン大統領はイスラエルが提案した３段階から成る停戦案[57]を発表した[58]。その後、８月には当該案をベースとする停戦案が協議されるなど停戦交渉は続いているものの[59]、イスラエル軍のガザとエジプトの境界「フィラデルフィ回廊」への駐留継続要求や人質解放の方法などを巡って協議が難航しており[60]、ガザ地区全体の停戦実現は見通せない状況となっている[61]。

2024 年７月 30 日、レバノンのシーア派勢力ヒズボラ[62]の司令官がイスラエルにより殺害された[63]。これを受け、８月 25 日、ヒズボラは報復としてイスラエル北部の軍拠点をロケット弾で攻撃し、対するイスラエル軍も攻撃計画を察知しヒズボラの拠点を先制攻撃した[64]。さらに、９月中旬には、ヒズボラの戦闘員が所持するポケットベル等が一斉に爆発し、数千人が死傷したと報じられた[65]。ヒズボラは声明でイスラエルによる攻撃だと主張し、通信機器の連続爆発の報復の一環などとして、イスラエルへ相次いで攻撃を行い、イスラエル側もヒズボラの拠点へ激しい空爆を行ったと伝えられている。攻撃の応酬が激化しており、紛争の拡大に繋がることが懸念されている[66]。

また、2024 年７月 31 日、ハマスの最高指導者ハニヤ氏が訪問先のイランで死亡し、同日、イランの最高指導者ハメネイ師はイスラエルの攻撃であったと指摘し報復を宣言した[67]。イランの選択次第では中東全体に紛争が拡大する恐れがある中[68]、イランは未だにイスラエルへの報復攻撃を行っていない。その理由の一つとして、イラン指導部がガザ地区の停戦交渉の行方を見極めていることが指摘されている[69]。

我が国は、原油の輸入の約 90％を中東に依存している。中東の紛争激化次第では深刻なエネルギー供給不安が生まれかねず、日本のエネルギー安定供給が脅かされる恐れが指摘されており[70]、今後の停戦交渉の行方が注視される。

---

[57] ３段階の停戦案は、①６週間停戦し、ガザ人口密集地からイスラエル軍が撤退。ハマスによる女性や高齢者らの人質解放と引き換えに、イスラエルが拘束する数百人のパレスチナ人を解放。避難しているパレスチナ人のガザ全域への帰還、②ハマスが人質全員を解放し、イスラエル軍が全面撤退、③ガザ復興に着手、で構成されている。（『朝日新聞』（2024.6.2）、『日本経済新聞』（2024.8.18））。

[58] 『朝日新聞』（2024.6.2）、『読売新聞』（2024.6.2）等

[59] 『毎日新聞』（2024.8.18）

[60] 『読売新聞』（2024.9.7）、『朝日新聞』（2024.9.7）、『日本経済新聞』（2024.9.10）

[61] 『朝日新聞』（2024.8.28）、『東京新聞』（2024.8.31）、『日本経済新聞』（2024.8.31）

[62] ヒズボラはハマスと並び、イランが中東各地で支援し、イスラエルと敵対する武装組織のネットワーク「抵抗の枢軸」の代表格として知られる。ハマスによる昨年 10 月の越境攻撃直後から、「ガザとの連携」を宣言し、国境周辺でイスラエル軍と攻撃の応酬を続けてきた（『朝日新聞』（2024.8.26））。

[63] イスラエル側は殺害動機について、2024 年７月 27 日に発生したイスラエル占領地のゴラン高原で子供等 12 人が犠牲となった攻撃を主導したことへの報復のためとしている（『日本経済新聞』（2024.8.1 夕刊））。

[64] 『読売新聞』（2024.8.26）、『日本経済新聞』（2024.8.26）

[65] 『東京新聞』（2024.9.18 夕刊）、『日本経済新聞』（2024.9.18 夕刊）

[66] ＮＨＫ ＮＥＷＳＷＥＢ「ヒズボラが相次ぐ“報復” イスラエルも空爆 攻撃の応酬激化」（2024.9.22）
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240922/k10014589351000.html>

[67] 『日本経済新聞』（2024.8.1）、『毎日新聞』（2024.8.1）
イスラエルはハニヤ氏殺害への関与を明らかにしていない（『産経新聞』（2024.8.3））。

[68] 『毎日新聞』（2024.9.1）

[69] 同上

[70] 『日本経済新聞（電子版）』（2024.8.21）

内容についての問合せ先
外務調査室　河上首席調査員（内線 68460）

財務金融委員会

財務金融調査室

所管事項の動向

１　財政

(1) 我が国の財政の現状

ア　一般会計税収・歳出の概要

近年は、景気の持ち直しに伴い税収が増加傾向にあり、令和６年度一般会計（当初）において、税収は 69.6 兆円が見込まれている。一方、歳出総額は 112.6 兆円を計上することから、国債の新規発行額は 35.4 兆円となっている。

一般会計税収、歳出総額及び国債発行額の推移

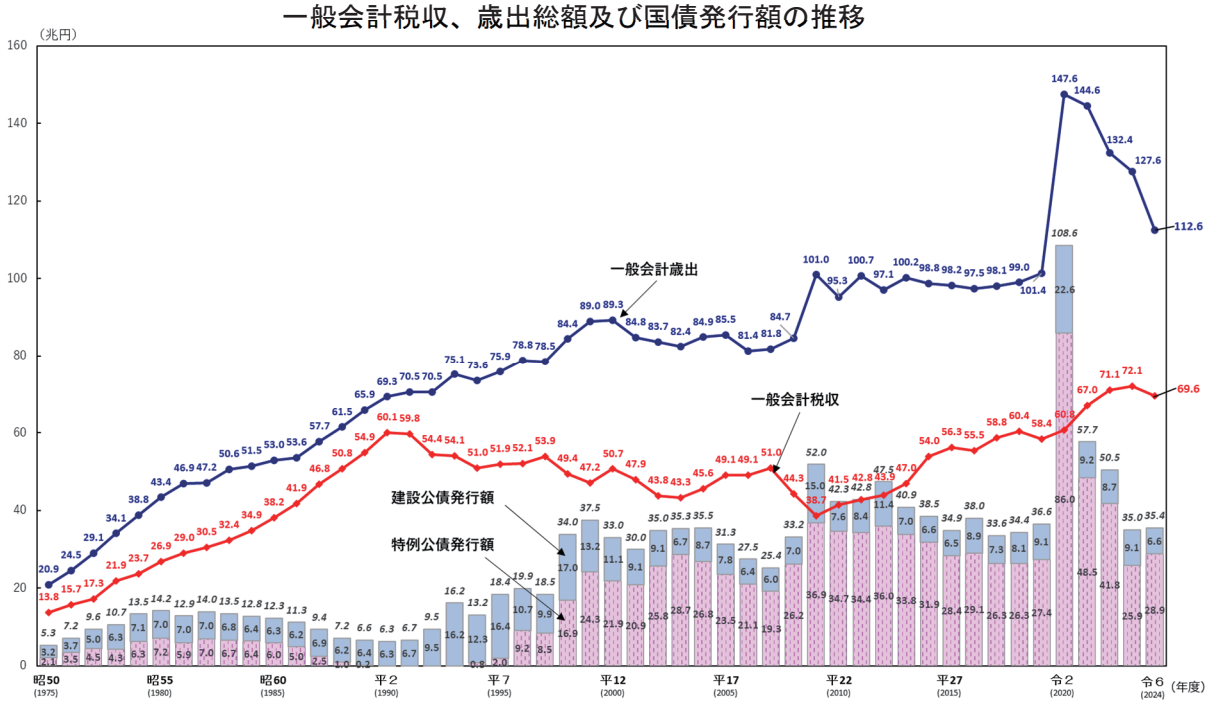

（注１）令和５年度までは決算、令和６年度は予算による。
（注２）特例公債発行額は、平成２年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成６～８年度は消費税率３％から５％への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成 23 年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成 24 年度及び平成 25 年度は基礎年金国庫負担２分の１を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。
（注３）令和５年度の歳出については、令和６年度以降の防衛力整備計画対象経費の財源として活用する防衛力強化資金繰入 4.4 兆円が含まれている。

（出所）財務省資料を基に作成

イ　公債依存の現状

我が国の財政は、歳出が租税等収入を上回る状況が続いており、歳入不足分の相当額を公債金収入に頼る公債依存体質となっている。

我が国では、昭和 40 年当時、不況による税収不足を補うための特例公債が、戦後初めて発行された。その後しばらくは特例公債の発行が行われなかったが、景気悪化に伴う税収の伸び悩みにより、昭和 50 年度に再び特例公債を発行することとなった。

昭和 60 年代のいわゆるバブル経済による税収の伸びに恵まれ、平成２年度には特例公

債を発行することなく予算を編成するに至ったが、その後の景気低迷への対応や、高齢化の進展による社会保障給付額の増加により、平成６年度以降は再び特例公債の発行を余儀なくされている。

その後も特例公債への依存が続いていたが、雇用・所得環境の改善が続き、内需を中心とした景気回復が見込まれたことを受け、平成時代終期の公債依存度（一般会計歳出総額に占める国債発行額の割合）は30%台で推移していた。

しかし、令和２年度には新型コロナウイルス感染症への対応等のために編成された補正予算で多額の追加歳出が計上され、その財源を主に公債金としたことから、公債依存度は73.5%に急増した。なお、令和６年度の公債依存度は31.5%と見込まれている。

国債発行額、公債依存度の推移

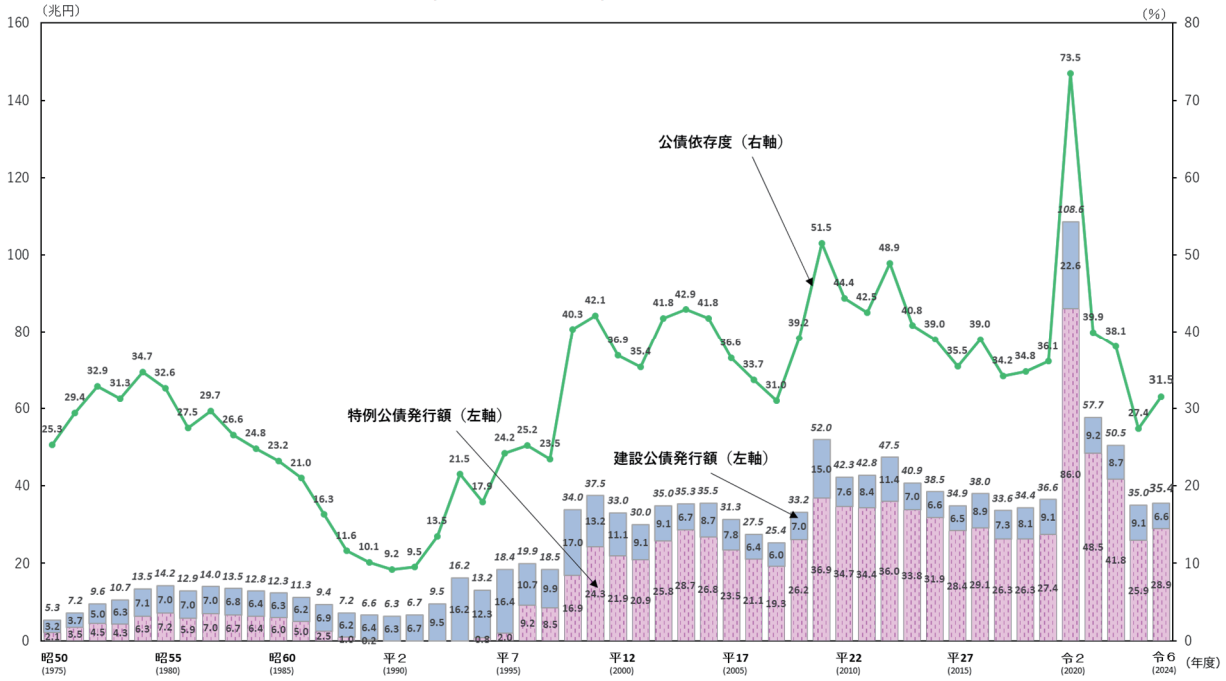

（注１）令和５年度までは決算、令和６年度は予算による。

（注２）特例公債発行額は、平成２年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成６～８年度は消費税率３%から５%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成 23 年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成 24 年度及び平成 25 年度は基礎年金国庫負担２分の１を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

（出所）財務省資料を基に作成

(2) 我が国の財政の課題

ア　国債残高の累増

我が国の国債残高は、累増の一途をたどっており、令和６年度末には1,105兆円に上ると見込まれている。このような公債依存について、我が国は受益と負担の均衡がとれておらず、現在の世代が自分たちのために財政支出を行えば、将来世代へ負担を先送りすることになり、「受益と負担のアンバランス」、「望ましくない再分配」、「財政の硬直化による政策の自由度の減少」、「国債や通貨の信認の低下などのリスクの増大」といった問題点があ

るとの指摘[1]もある。

イ　財政健全化目標

平成 30 年６月に策定された財政健全化目標では、2025 年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス、ＰＢ）[2]の黒字化や債務残高（公債等残高[3]）対ＧＤＰ（国内総生産）比の安定的な引下げ等が掲げられた。

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和６年６月閣議決定）（以下「骨太の方針2024」という。）においても、「2025年度の国・地方を合わせたＰＢ黒字化を目指すとともに、計画期間を通じ、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる」としている。

内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（令和６年７月）では、民需主導の堅調な成長が続く中、一定の前提の下で、2025 年度のＰＢは黒字化する姿となることが示されたが、補正予算が組まれれば赤字になるのではないかとの指摘[4]がある。

２　税制

(1) 税収の推移

一般会計税収の合計は平成２年度に60兆円に達した後、40兆円台から50兆円台で推移していた。平成21年度は経済情勢の悪化により30兆円台まで低下したが、その後は回復傾向を示し、令和４年度には70兆円を超えた。令和５年度決算の税収は72.1兆円となり、４年連続で過去最高となった[5]。令和６年度当初予算では、69.6兆円の税収が見込まれている。

税目別税収をみると、所得税は、近年20兆円を超える規模となっていたが、令和６年度当初予算においては、定額減税の影響等により、約17.9兆円への減収が見込まれている。法人税は、平成21年度に消費税を大きく下回って以降、おおむね10兆円台前半で推移していたが、令和５年度決算では15兆円を超え、令和６年度当初予算でも企業業績が好調に推移するとみられ、増収が見込まれている。消費税は、平成元年に制度が創設されて以降、安定的に推移しており、三度の税率引上げを経て令和２年度には所得税を上回る税収となった。令和６年度当初予算では物価高やインボイス制度導入を背景に[6]、過去最高の約23.8兆円と見込まれている。

---

[1] 財務省「日本の財政関係資料」令和６年４月

[2] 「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標。

[3] 普通国債（建設国債、特例国債、復興債、借換債）、年金特例公債、地方債及び交付税特会借入金の残高の合計。

[4] 令和６年第 11 回経済財政諮問会議（令 6.7.29）中空議員

[5] 報道によると、令和５年度補正予算段階では令和４年度実績を下回ると見込まれていたが、円安や株高を背景に企業の好決算が相次ぎ法人税収が32年ぶりの高水準となったこと、国内消費が堅調に推移したことで消費税収が過去最高となったこと等により、見込みを大きく上回る結果となった。（『日本経済新聞』（2024.7.4）、『毎日新聞』（2024.7.4））

[6] 『読売新聞』（2023.12.23）

なお、近年では、所得税、法人税及び消費税で税収全体の80%以上を占めている。

一般会計税収（主要税目）の推移

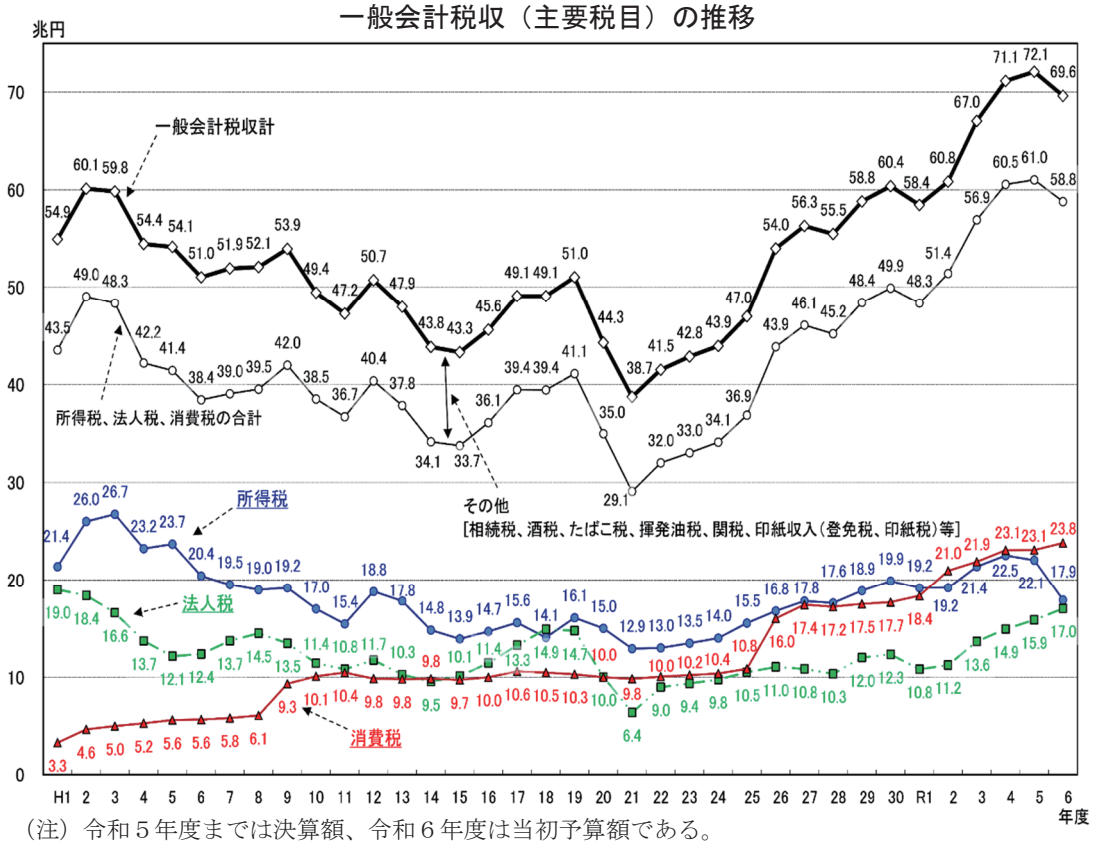

（注）令和５年度までは決算額、令和６年度は当初予算額である。
（出所）財務省資料等を基に作成

(2) 令和６年度税制改正等

ア　年度改正

令和６年度税制改正では、物価高を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等の観点から、所得税の定額減税の実施、賃上げ促進税制の強化、戦略分野国内生産促進税制及びイノベーションボックス税制の創設等が行われた。

所得税の定額減税は、令和６年分の所得税について、納税者及びその配偶者を含めた扶養親族１人につき３万円を控除するもので、令和６年６月１日から実施されている（令和６年度分の個人住民税については、１人につき１万円を控除）。ただし、当該減税は、納税者の合計所得金額が 1,805 万円（給与収入 2,000 万円相当）以下である場合に限られている。

イ　能登半島地震への税制上の対応

令和６年能登半島地震においては、死亡・負傷者等の人的被害、住家被害が多数であり、多くの被災者が避難生活を余儀なくされた[7]。当該災害については、発災日が１月１日と、

[7] 非常災害対策本部「令和６年能登半島地震に係る被害状況等について」（令和６年８月21日）によれば、人的被害は死者341人、行方不明者３人、負傷者1,334人とされ、住家被害は全壊6,273棟、半壊20,892棟等とされている。

令和５年分所得税の課税期間に極めて近接していること等の事情を踏まえ、同災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、納税者の選択により令和５年分の所得において、その損失の金額について雑損控除の適用を可能とする特例等の措置が講じられた。

(3) 今後の税制改正に関する動向

ア　扶養控除等の見直し

第213回国会における子ども・子育て支援に関する施策を強化する「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和６年法律第47号）の成立により、児童手当の支給期間の高校生年代までの延長を含む拡充策が、令和６年10月分から実施される。児童手当の拡充に際し、「こども未来戦略方針[8]」において、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理することとされていた。

「令和６年度税制改正の大綱」（令和５年12月22日閣議決定）においては、16歳から18歳までの扶養親族に係る扶養控除制度の控除額の見直し（国税38万円から25万円への引下げ）について、令和７年度税制改正において結論を得ることが決定された。その前提として、当該見直しにより各府省庁の所管制度等（社会保障制度や教育等）の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、適切な対応を行う等の必要があるとされ、その状況等を確認することが要請された。

令和６年２月には、各府省庁が上記の状況等を確認するための「扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議」が開催された。

また、同大綱においては、ひとり親控除について、対象となるひとり親の所得要件を合計所得金額1,000万円以下（現行500万円以下）に引き上げ、控除額を所得税38万円（現行35万円）、個人住民税33万円（現行30万円）に引き上げるとし、こうした見直しについて、令和８年分以降の所得税と令和９年度分以降の個人住民税の適用について扶養控除の見直しと合わせて結論を得るとされた。

イ　防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

税制措置については、「令和５年度税制改正の大綱」（令和４年12月23日閣議決定）において、法人税、所得税及びたばこ税により令和９年度時点で１兆円強を確保するとの方針が決定された。

続いて、「令和６年度税制改正の大綱」において、たばこ税について、加熱式たばこと紙巻たばことの間の税負担差を解消することとし、この課税の適正化による増収を防衛財源に活用するとされ、その上で、国税のたばこ税率を引き上げ、課税の適正化による増収と合わせ、３円／１本相当の財源を確保するとされた。令和６年３月に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和６年法律第８号）の附則第74条において、政府は、令和９

[8] 「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～（令和５年６月13日閣議決定）

年度に至る各年度の防衛力強化に係る財源確保の必要性を勘案しつつ、所得税、法人税及びたばこ税について所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるものとすることが規定された。

「骨太の方針2024」においては、税制措置については「令和５年度税制改正の大綱」及び「令和６年度税制改正の大綱」に示された基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるとされている。

ウ　与党の令和６年度税制改正大綱における検討項目等

(ｱ) 子育て支援に関する政策税制

「令和６年度税制改正大綱」（令和５年12月14日　自由民主党・公明党）（以下「与党大綱」という。）では、子育て世帯等に対する①住宅ローン控除の拡充、②住宅リフォーム税制の拡充、③生命保険料控除の拡充について、令和７年度税制改正で検討し、結論を得るとされた。その上で、①及び②は令和６年限りの措置として先行的に対応するとされ、「所得税法等の一部を改正する法律」により措置された[9]。令和７年度税制改正に向けては、国土交通省等より、令和６年度税制改正で措置された①及び②について、令和７年度改正においても与党大綱の方針に沿った措置を講じるよう要望されたほか、③について金融庁等から、与党大綱で示された内容[10]で措置することが要望された。

(ｲ) スタートアップへの投資に係る税制措置

与党大綱では、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化の観点から、令和５年度税制改正により措置されたスタートアップへの再投資に係る非課税措置[11]における再投資期間の延長について、令和７年度税制改正において引き続き検討するとされ、「骨太の方針2024」においても、見直しを検討することが明記された。令和７年度税制改正に向けては、経済産業省から、当該措置の再投資期間を株式譲渡益等が発生した同一年内から複数年に延長すること等が要望された。

(ｳ) 外国人旅行者向け免税制度

与党大綱では、免税購入物品に関し、当該物品が国外に持ち出されず国内での横流しが疑われる事例が多発しているなど、制度が不正利用されている実態を踏まえ、「出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度」として、令和７年度税制改正において、制度の詳細について結論を得る方針が示された。「骨太の方針2024」においても、同様に見直しを推進することが明記された。令和７年度税制改正に向けては、国土交通省等から、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつ

---

[9] ①住宅ローン控除の拡充：令和６年分の所得税額に対する住宅ローン控除について、子育て世帯等（19歳未満の子を有する世帯又は夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う等の措置を行う。
②住宅リフォーム税制の拡充：子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯等が行う一定の子育て対応改修工事を所得税額控除の適用対象に加える。

[10] 生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の４万円の適用限度額に対して２万円の上乗せ措置を講ずること。

[11] 当該措置の適用を受けるには、株式譲渡益が発生した年内にスタートアップへの再投資を行う必要がある。

つ、空港等での混雑防止の確保を前提として、制度の詳細について結論を得ることが要望された。

（参考）近年の税制改正等に関する主な動き

令和３年	１月26日	「所得税法等の一部を改正する法律案」（令和３年度税制改正法案）国会提出 （主な内容） ・デジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置の創設 ・中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設 ・住宅ローン控除制度の特例の延長
	３月26日	「令和３年度税制改正法」成立
	（10月４日内閣総辞職、同日内閣総理大臣指名、岸田内閣発足）	
	（10月14日解散、10月31日総選挙、第２次岸田内閣発足）	
	12月24日	「令和４年度税制改正の大綱」閣議決定
令和４年	１月25日	「所得税法等の一部を改正する法律案」（令和４年度税制改正法案）国会提出 （主な内容） ・賃上げに係る税制の拡充 ・オープンイノベーションの促進に係る税制の拡充 ・住宅ローン控除制度の見直し
	３月22日	「令和４年度税制改正法」成立
	12月23日	「令和５年度税制改正の大綱」閣議決定
令和５年	２月３日	「所得税法等の一部を改正する法律案」（令和５年度税制改正法案）国会提出 （主な内容） ・ＮＩＳＡ制度の抜本的拡充・恒久化 ・スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設 ・極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入 ・資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等（相続時精算課税制度等の見直し） ・最低税率15%以上の課税を各国ごとに確保するためのグローバル・ミニマム課税の導入
	３月28日	「令和５年度税制改正法」成立
	10月１日	消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施
	12月22日	「令和６年度税制改正の大綱」閣議決定
令和６年	２月２日	「所得税法等の一部を改正する法律案」（令和６年度税制改正法案）国会提出 （主な内容） ・所得税の定額減税の実施 ・ストックオプション税制の適用要件の見直し ・賃上げ促進税制の強化 ・戦略分野国内生産促進税制及びイノベーションボックス税制の創設 ・プラットフォーム課税制度の導入
	２月16日	「令和６年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律案」（能登税特法案）国会提出 （主な内容） ・雑損控除の特例 ・災害減免法による所得税の軽減免除の特例
	２月21日	「能登税特法」成立
	３月28日	「令和６年度税制改正法」成立

（出所）当室作成

３　金融

(1) 日銀の金融政策

ア　日銀の金融政策の概要

(ｱ) 共同声明の公表及び「物価安定の目標」の導入

平成 24 年 12 月にデフレからの脱却を掲げた第２次安倍政権が発足し、その直後の平成 25 年１月、政府・日銀は「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」（いわゆるアコード）を公表し、以来、政策運営における政府・日銀の緊密な連携が継続されている。共同声明と同時に日銀は、消費者物価の前年比上昇率を２％とする「物価安定の目標」を導入した。

(ｲ) 「量的・質的金融緩和」及び「長短金利操作」などの導入

黒田前総裁就任後の平成 25 年４月、日銀は「量的・質的金融緩和」の導入を決定した。この政策は、２％の物価安定目標を２年程度の期間を念頭にできるだけ早期に実現するため、日銀が世の中に直接的に供給するマネタリーベース（流通現金及び日銀当座預金）を２年間で２倍に拡大するなどとするもので、「異次元の金融緩和」と呼ばれる。それまで日銀は短期金利を金融市場調節の操作目標として物価の安定を目指していたが、これにより主な操作目標は「量」（マネタリーベース）に変更された。

平成 28 年１月には、それまで欧州の一部で採用されていた「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」が導入された。この政策は、金融機関が日銀に保有する当座預金の一部にマイナス 0.1％の金利を適用するもので、短期金利をゼロ％以下に押し下げる効果を狙ったものである。これにより、金融政策に再び「金利」の概念が追加された。

さらに、同年９月には、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」が導入された。短期のマイナス金利のみならず、長期金利をも操作する長期と短期の金利操作（イールドカーブ・コントロール）が政策枠組みの中心に据えられ、長期金利について 10 年物国債金利が０％程度で推移するよう長期国債の買い入れを行うこととされた。これにより、主な政策ターゲットは「量」から「金利」に戻ることとなった。

「異次元の金融緩和」の枠組みの変遷（各枠組み終了時点の概要）

<table>
<tr><th colspan="3">金融緩和策</th><th>量的・質的金融緩和</th><th>マイナス金利付き
量的・質的金融緩和</th><th>長短金利操作付き
量的・質的金融緩和</th></tr>
<tr><th colspan="3">時　　期</th><th>平成25年４月～</th><th>平成28年１月～</th><th>平成28年９月～
令和６年３月</th></tr>
<tr><td rowspan="4">金融市場調節方針</td><td>マネタリーベース・コントロール</td><td>マネタリーベース
年間増加額</td><td>約80兆円</td><td>同左</td><td>10年物国債金利が０％程度で推移するように国債の買入れ量を調整</td></tr>
<tr><td rowspan="2">長短金利操作</td><td>長期金利</td><td colspan="2">―</td><td>10年物国債金利が０%程度
（上限は1.0％目途）</td></tr>
<tr><td>短期金利</td><td>―</td><td>マイナス金利
（金融機関が保有する日銀当座預金の「一部」に▲0.1%の金利を適用）</td><td>同左</td></tr>
<tr><td rowspan="3">資産買入れ方針</td><td rowspan="2">長期国債の買入れ量と年限</td><td>保有残高の年間増加ペース</td><td>約80兆円</td><td>同左</td><td>必要な金額
（上限を設けない）</td></tr>
<tr><td>買入れの平均残存期間</td><td>７～12年程度</td><td>同左</td><td>期間の定めなし</td></tr>
<tr><td>ＥＴＦの買入れ</td><td>保有残高の年間増加ペース</td><td>約３兆円
（＋別枠3,000億円）</td><td>約６兆円</td><td>必要に応じた金額
（上限約12兆円）</td></tr>
</table>

（出所）当室作成

(ｳ) 「異次元の金融緩和」の終了とその後の金融政策運営

令和５年４月の植田総裁の就任を経て、翌令和６年３月、日銀は、２％の「物価安定の目標」が持続的・安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったと判断し、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を終了することとした。具体的には、長期金利操作をやめるとともに、金融市場調節の主たる操作手段を短期金利のみに戻し、短期金利の水準を０～プラス 0.1%程度に誘導することとした（マイナス金利政策の終了）。加えて、量的政策である長期国債の買入れはこれまでと概ね同程度の金額とする一方、質的政策であるＥＴＦについては新規買入れを終了した。政策変更に当たり植田総裁は、「量的・質的金融緩和」以降 11 年間にわたって続けてきた大規模な金融緩和はその役割を果たしたとし、当面は緩和的な環境を維持しつつ、「普通の金融政策」を行っていくと発言[12]し、「異次元の金融緩和」の終了を表明した。

さらに、同年７月には、短期金利の誘導目標を 0.25%程度に引き上げることを決定した。先行きの金融政策運営について、植田総裁は、金融資本市場の動向が及ぼす影響などを見極めつつ、日銀の経済・物価の見通しが実現していくことが確認できれば、今後、金融緩

[12] 令和６年３月19日総裁定例記者会見（金融政策決定会合後）

和の度合いを調整していく旨を述べ[13]、利上げにより緩和的な金融環境を終了させていくための要件を示している。

(ｴ) 日銀の長期国債保有残高

「量的・質的金融緩和」の導入以降、時期によりそのペースに変動はあるものの、日銀の長期国債保有残高は増加傾向が続いてきた。「量的・質的金融緩和」の導入直前の平成 25 年３月時点で 100 兆円弱であった日銀の長期国債保有残高は、令和６年３月時点では 500 兆円台後半まで増加し、発行済長期国債残高に占める保有割合も 10%強から 50%を超える水準へと大きく上昇した。

日銀は、「異次元の金融緩和」の終了後の令和６年６月、長期国債買入れを減額していく方針を決定、同年７月には、利上げとともに月６兆円程度であった買入額を令和８年 1-3 月に月３兆円程度とする減額計画を決定した。日銀が保有する国債の平均的な償還額は月６兆円程度とされており、令和６年８月には、日銀の長期国債保有残高は前年同月比で減少に転じている。

日銀の保有長期国債増加額の推移

（出所）日銀統計を基に作成

イ　物価の動向と見通し

(ｱ)「物価安定の目標」達成状況及び今後の物価見通し

平成 25 年１月の２%の「物価安定の目標」導入以降、消費者物価指数（ＣＰＩ）の上昇率は、下図のように推移している。

平成 25 年４月の「量的・質的金融緩和」導入当初、日銀は、２%の「物価安定の目標」

[13] 第213回国会衆議院財務金融委員会議録第24号（令6.8.23）植田総裁答弁

の達成時期について、黒田前総裁の２年程度の期間を念頭にできるだけ早期に実現との発言と整合的な 2015（平成 27）年度を中心とする期間との見方を示していた。しかし、黒田前総裁の在任中に、持続的・安定的に物価安定目標を実現したと日銀が判断するには至らなかった。目標が達成できなかった理由について、黒田前総裁は退任記者会見で、長きにわたるデフレの経験から、賃金や物価が上がらないことを前提とした考え方や慣行、いわゆるノルムが根強く残っていたことが影響していると述べた。

各種消費者物価指数上昇率の推移

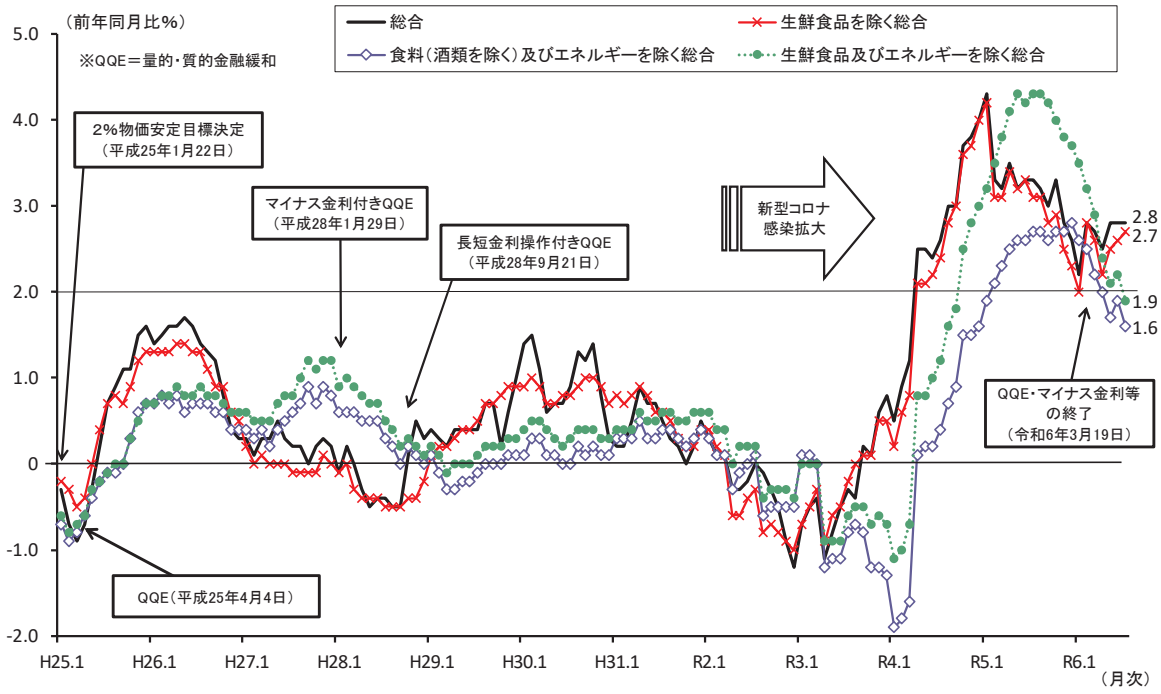

（出所）総務省統計局「消費者物価指数（ＣＰＩ）」、「消費税調整済指数（参考値）」を基に作成

ただし、物価上昇率は、令和３年後半以降、エネルギー価格の高騰や海外と我が国の金利差等を通じた円安による輸入物価の上昇などによって、代表的な４つの指数全てで上昇率が一時２％を大きく超えた。エネルギー価格を含む２つの指数（「総合（―― 線）」「生鮮食品を除く総合（―×― 線）」）は、政府の負担軽減策の効果等もあって上下に動いているが、足下では４指数の全てでピークアウトし、２％前後の水準に近づいてきている。

また、一般に価格変動が滑らかであるサービス価格の影響が大きい、残る２つの指数（「食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合（―◇― 線）」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合（…●… 線）」）においても従前よりも消費者への価格転嫁が進んでいる様子がみられ、企業の価格設定行動に変化が生じつつあることを示している。

このような日銀の昨年時点の見通しを上回る物価上昇基調を受け、日銀の令和６（2024）年７月時点の「経済・物価情勢の展望」（展望レポート）では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、2024 年度に２％台半ばとなったあと、2025 年及び 2026 年度には、概ね２％程度になるとし、見通し期間後半には「物価安定の目標」と概ね整合的な水準で推移する

と予想している。これは、消費者物価の基調的な上昇率が、賃金と物価の好循環が引き続き強まることなどによって徐々に高まっていくとの見通しに基づいている。

消費者物価指数（除く生鮮食品）の政策委員の大勢見通し(注)

（単位：%）	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
2024年７月時点	＋2.8 （実績値）	＋2.5	＋2.1	＋1.9
2023年７月時点	＋2.5	＋1.9	＋1.6	―

（注）消費者物価指数（除く生鮮食品）の対前年度比（%）の政策委員見通しの中央値。
（出所）日銀「経済・物価情勢の展望」を基に作成

(ｲ) 賃金の動向

日銀は「物価安定の目標」の達成には、賃金と物価の好循環が重要との考え方を示しているが、「異次元の金融緩和」開始以降の賃金と物価の伸び率の推移を確認すると、現状では、トレンドとして所定内賃金の上昇が物価の上昇に追いついていない姿が続いてはいるものの、人手不足等により企業の賃上げの動きが見られ、その差は縮小していることがわかる[14](下図参照)。

賃金と物価の推移（12 月移動平均）

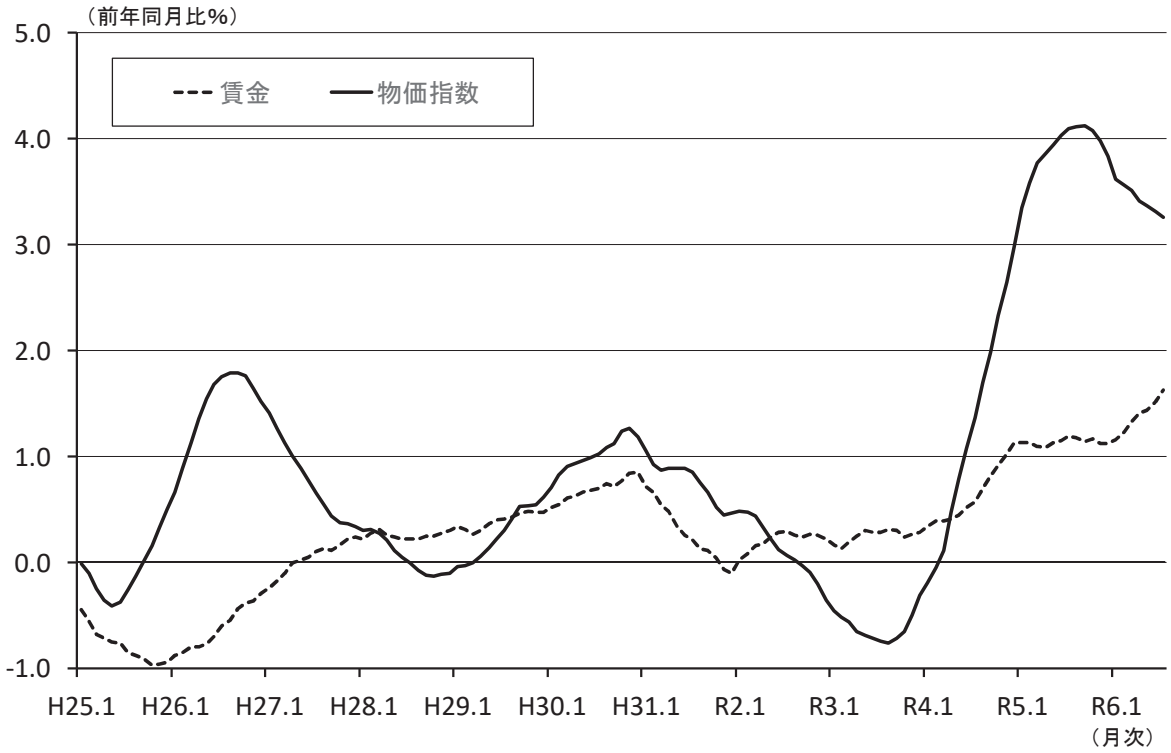

（注）賃金は事業所規模５人以上、全就業形態、全産業の（名目）所定内給与、消費者物価指数は、消費税調整済の帰属家賃を除く総合ベース。グラフに掲載している計数は月次計数を12月移動平均した値。
（出所）総務省「消費者物価指数」、厚労省「毎月勤労統計調査」を基に作成

[14] 単月の実質賃金でみると、ボーナスを含む現金給与総額では、令和６年６月及び７月（速報）において前年同月比でプラスに転じている。

企業の販売価格見通しも上昇する中で先述したとおり物価上昇率は落ち着きを取り戻す一方、令和６年の春季労使交渉の賃上げ率は５％超と 1991 年以来の高水準となっており、２年連続で大幅な賃上げが実現している。そのため日銀は、消費は底堅く、緩やかに増加していくと予測している。

植田総裁は、家計や企業において賃金や物価が上がらないことを前提とした考え方や慣行、いわゆるノルムに変化が見られるとしており[15]、今後は、こうした変化が定着し、２％の「物価安定の目標」が持続的・安定的に実現されるのかに注目が集まっている。

(2) 金融行政に関する最近の取組と課題

鈴木金融担当大臣は、令和６年８月 26 日に開催された金融審議会総会において、「保険市場の信頼の確保と健全な発展に向けた方策」及び「資金決済制度等のあり方」に関する検討を行うよう諮問した。ここでは、各諮問事項について概説する。

ア　保険市場の信頼の確保と健全な発展に向けた方策

損害保険業界では令和５年、中古車販売店の株式会社ビッグモーター（現：ウィーカーズ）による保険金不正請求事案及び大手損害保険会社４社による保険料調整行為事案といった度重なる不適切事案が確認された。

保険金不正請求事案は、一部の損害保険会社が自動車修理工場及び乗合保険代理店[16]を兼業していた同社の保険契約の取扱件数等を過度に重視し、保険業法が求める保険代理店に対する適切な教育・管理・指導（以下「指導等」という。）が実質的に機能しなかったほか、査定の簡略化なども行われていたものである。損害保険会社及び保険代理店が自社の利益を優先させた結果、不適切な保険募集が行われるといった顧客本位の業務運営の欠如につながったことが問題視された。

---

[15] 令和６年５月８日総裁講演「賃金と物価の好循環と今後の金融政策運営」（読売国際経済懇話会における講演）

[16] 複数の保険会社の商品を扱う代理店のこと。

（参考）保険金不正請求事案で認められた課題

＜今般の保険金不正請求事案に関する各種の課題の関係性＞

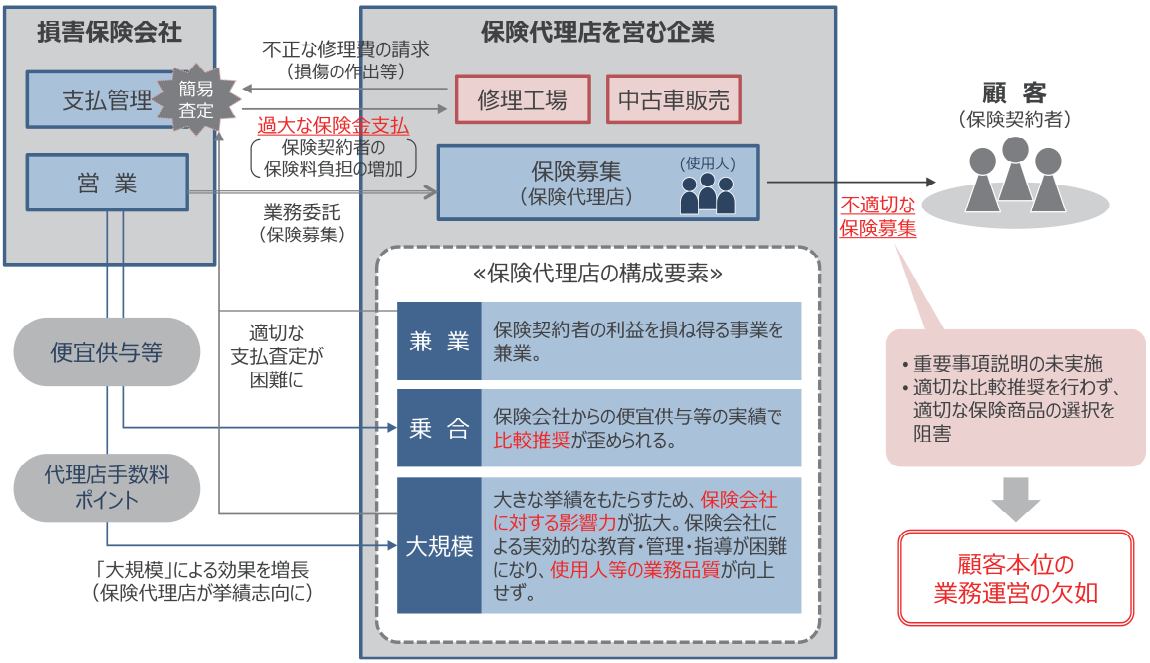

（出所）金融庁資料

保険料調整行為事案は、令和４年 12 月、企業向け共同保険契約[17]に係る入札において、大手損害保険会社４社の担当者による応札前の価格調整が行われたものである。事案の発覚を受け、金融庁は保険業法に基づく報告徴求命令を発出、その後、共同保険の組成過程において、複数の損害保険会社が入札前に保険料の事前調整を行うといった、独占禁止法[18]に抵触するおそれのある行為が幅広く行われていたことが確認された[19]。

このような事案に至った背景として、企業向け保険市場は、大手４社の寡占市場となっており、①幹事保険会社の保険料を基準に組成される共同保険のビジネス慣行、②政策保有株や便宜供与実績といった保険以外の要素がシェアに影響を及ぼす環境、③企業グループに属し位置付けが不明確な企業内代理店の存在――といった不健全な競争環境のほか、自然災害の頻発・激甚化による火災保険の赤字が常態化する中での営業部門へのプレッシャーもあったとされる。

[17] １つの保険契約を複数の保険会社が共同して引き受けることで保険金支払いリスクを分散する契約形態。保険契約上の責任は各保険会社が引受割合に応じて負い、幹事保険会社は他の引受保険会社を代理・代行する。

[18] 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）

[19] 公正取引委員会は、独占禁止法違反（不当な取引制限）を認定し、大手４社に行政処分（再発防止を求める排除措置命令）を出す方針を固めた。企業側の意見を聴いた上で最終決定される見込み。（『日本経済新聞』（2024. 7. 4））

（参考）保険料調整行為事案で認められた課題

<今般の保険料調整行為事案に関する各種の論点の関係性>

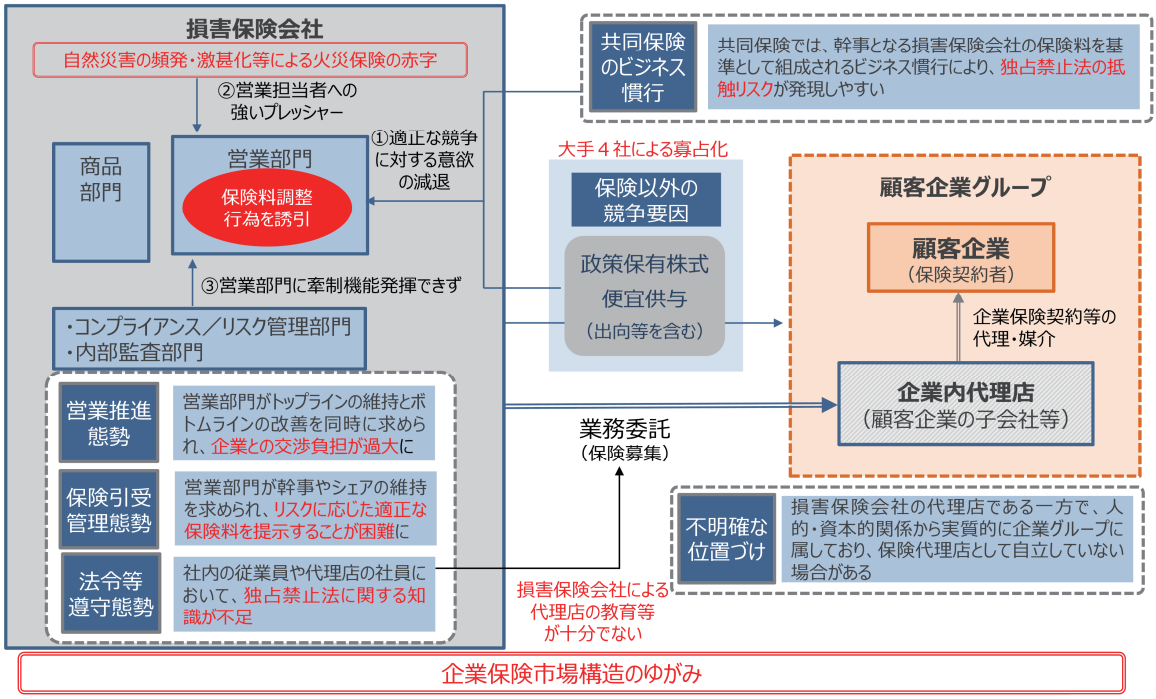

（出所）金融庁資料

金融庁及び財務局は、これらの事案に対し、法令に基づきビッグモーター社の代理店登録の取り消し（令和５年 11 月）のほか、業務改善命令を発出する等の一連の行政対応を行った[20]。

さらに、上記の不適切な両事案が、業界の慣行が作り出す市場環境が大きな要因となっているという認識のもと、金融庁は、令和６年３～６月にかけて「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催し、我が国保険市場の健全な発展に向けた必要な取組みについて、幅広く議論を行った。有識者会議による報告書（同年６月 25 日公表）では、①大規模代理店に対する指導等の実効性の確保などの顧客本位の業務運営の徹底、②企業内代理店のあり方などの健全な競争環境の実現――を柱とした再発防止施策が盛り込まれた。

このうち法改正が必要と考えられる論点の検討を継続するため、同年８月の金融審議会総会では、冒頭の諮問とともに同報告書を踏まえ、(ｱ)大規模乗合代理店に対する厳格な規制、(ｲ)企業向け保険市場における競争環境の改善を通じた活性化を図るための保険仲立人[21]の活用促進、(ｳ)企業向け火災保険の赤字構造の改善――などの主な検討課題が示された。今後、金融審議会に設置される損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ（仮称）において、これらの課題について検討が行われる予定である。

---

[20] 保険料調整行為事案に関し令和５年 12 月に大手損害保険会社４社に対する業務改善命令を発出、保険金不正請求事案に関し令和６年１月に損害保険ジャパン株式会社及び親会社であるＳＯＭＰＯホールディングスに対する業務改善命令を発出。

[21] 顧客（企業等）から委託を受けて保険契約の締結の媒介を行う者。平成８年の制度導入以降、登録業者数・取扱契約額は伸び悩んでいるとされる（令和６年６月現在、登録業者数 58 社）。

イ　資金決済制度等のあり方

送金・決済サービスの分野では、経済・社会全体のデジタル化等の変化に応じ、令和２年以降、資金移動業の柔構造化、暗号資産交換業の規制強化、電子決済手段等取引業の創設といった対応が行われてきた。ただ足下では、このような送金・決済サービス分野のほか、与信サービス分野においても、利用者・利用形態の広がりや、近年新たな金融サービスの登場がみられている。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和６年６月 21 日閣議決定）では「分散型のデジタル社会の実現に向け、利用者保護等にも配慮しつつ、（略）決済の円滑化等を図る」と言及されている。このような状況を受け、同年８月の金融審議会総会においては、資金決済制度等に関し「利用者保護等に配慮しつつ、適切な規制のあり方について検討を行うこと」が諮問された。諮問と同時に示された主な検討課題は、以下の図のとおり大きく３分野・６項目であり、こうした課題について、今後、審議会に設置されるワーキング・グループではビジネスの健全な発展に資する規制のあり方について検討を進めるとしている。

資金決済制度等に関するワーキング・グループにおける主な検討課題

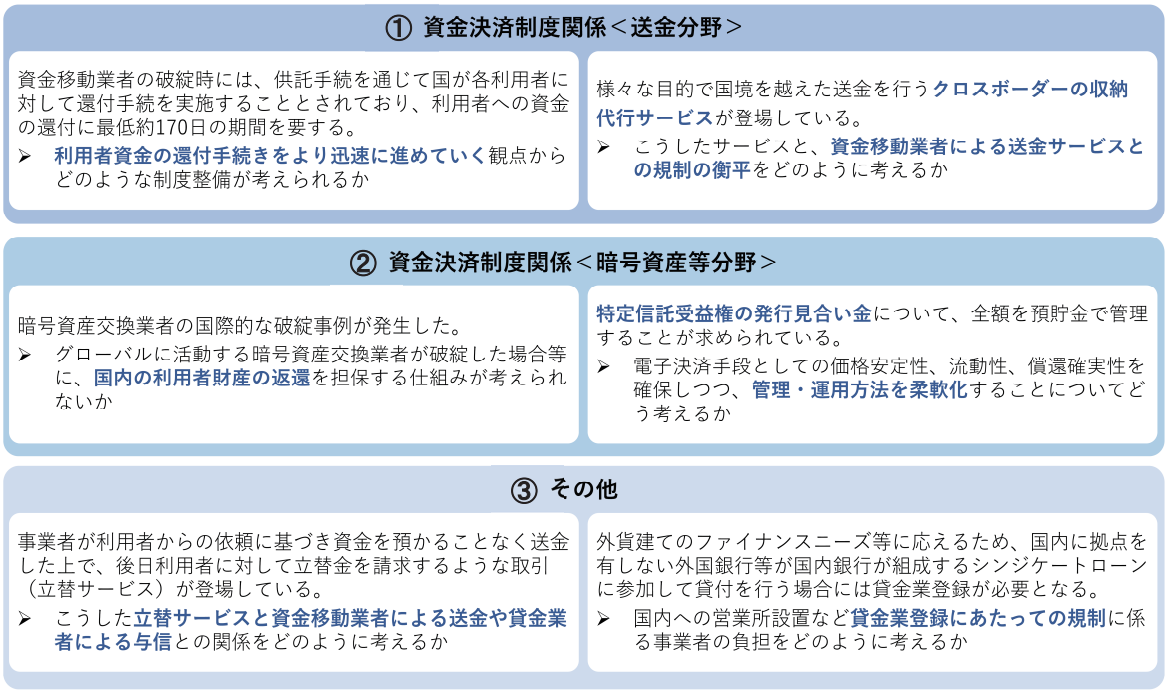

（出所）金融庁資料に加筆

図中①の送金分野については、(ｱ)利用者保護の観点から資金移動業者に課される供託金の迅速な還付のための制度整備、(ｲ)実質的に類似のサービスを提供する国境を越えた

クロスボーダーの収納代行サービス[22]と資金移動業による海外送金サービスとの間の規制の衡平――が示されている。

②の暗号資産等分野については、(ｱ)グローバルな暗号資産交換業者の破綻時の国内利用者財産を確保する方策[23]、(ｲ)いわゆる信託型ステーブルコイン[24]（３号電子決済手段＝特定信託受益権発行スキーム）発行者に対する発行見合い金の管理・運用方法に係る規制の柔軟化――が示されている。

③のその他については、(ｱ)後払い（立替サービス）送金[25]の資金移動業者の送金・貸金業者の与信との関係、(ｲ)国内拠点を有しない外国銀行等のシンジケートローンへの参加における規制のあり方――が示されている。(ｱ)の後払い送金については、現行制度上想定されていないが、与信機能を有しながら送金サービスを行うといった資金移動業及び貸金業の両方の性質を持つサービスといえる。

内容についての問合せ先
財務金融調査室　相川首席調査員（内線 68480）

[22] 令和２年の改正資金決済法では、一部の収納代行サービスは為替取引に該当することを明確化し、資金移動業の規制を受けることとなったが、債権者が事業者、かつ、債務者（一般利用者）に二重払いの危険がないものについては、規制の対象とされていない。

[23] 暗号資産取引所のＦＴＸが令和４年 11 月に米連邦破産法 11 条の適用を申請し経営破綻。その日本法人であるＦＴＸジャパンは、業規制による分別管理等により保全管理されていたが、一時、顧客資産の出金・出庫ができない状況が続いた。

[24] 法定通貨と連動して価格の安定性を実現するように設計された電子決済手段。

[25] 資金移動業者は通常、事前に資金を預かり送金を行うところ、事前に資金を預かることなく送金した上で、後日利用者に対して立替金を請求するサービス。

文部科学委員会

文部科学調査室

所管事項の動向

１　教育政策の動向

(1) 教育振興基本計画

令和５年６月に閣議決定された新たな「教育振興基本計画[1]」（令和５～９年度）では、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」がコンセプトとして掲げられ、今後の教育政策に関する５つの基本的な方針の下に、16の教育政策の目標、基本施策及び指標が示されている。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
④教育デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進
⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

(2) 教育未来創造会議

教育未来創造会議[2]は、令和４年５月に、デジタル・グリーン等の成長分野への大学の学部等の再編促進に向けた支援[3]、給付型奨学金と授業料減免（高等教育の修学支援新制度）の中間層への拡大やライフイベントに応じた柔軟な返還（出世払い）の仕組みの創設（３(3)参照）等を内容とする「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」を取りまとめた。

令和５年４月には、コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資の在り方について、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」を取りまとめた。第二次提言では、2033年までに日本人学生の海外留学者数50万人[4]、外国人留学生の受入数40万人[5]の実現等を目指すとしており、その実現に向けて、コロナ後の新たな留学生派遣・受入れ方策、留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備、教育の国際化の推進の取組を実施

---

[1] 教育振興基本計画は、平成18年12月に全面改正された教育基本法第17条に基づき策定される政府の教育に関する総合的な計画である。

[2] 教育未来創造会議は、我が国の未来を担う人材を育成するため、高等教育を始めとする教育の在り方の方向性を明確にし、教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進することを目的として、令和３年12月に設置されたもので、内閣総理大臣を議長とし関係閣僚及び有識者で構成されている。

[3] これを受け、同年 12 月に「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法」の改正が行われ、令和４年度第２次補正予算において、大学等の学部再編等支援のための基金（約 3,000 億円）が計上された。

[4] なお、第二次提言において示す内訳は以下のとおり。
・高等教育段階での日本人留学生の長期留学者数 6.2 万人→15 万人
・高等教育段階での中短期の留学者数 11.3 万人→23 万人
・高校段階での留学者数（研修旅行（３か月未満））4.3 万人→11 万人、（留学（３か月以上））0.4 万人→１万人

[5] なお、第二次提言において示す内訳は以下のとおり。
・高等教育機関及び日本語教育機関 31.2 万人→38 万人、高校 0.6 万人→２万人

することとしている。また、９月には、第二次提言における具体的取組を着実に実行するため、政府が今後取り組む方策やスケジュールを示した工程表が公表されている。

２　初等中等教育

(1) 教員に関する諸課題

ア　教員を取り巻く環境整備（学校における働き方改革、教員の処遇改善等）

令和５年４月、文部科学省による「教員勤務実態調査（令和４年度）」の結果（速報値）が公表され[6]、平成28年度実施の調査との比較において、教員の時間外勤務の状況が一定程度改善した一方で、依然として長時間勤務の教員が多い実態が明らかとなった。文部科学大臣は、同年５月、この調査結果等を踏まえ、更なる学校における働き方改革の在り方等について、中央教育審議会（以下「中教審」という。）に諮問[7]を行った。

この諮問を受け、検討を行ってきた中教審の特別部会は、令和６年５月、「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（審議まとめ）」を取りまとめた。その後、審議まとめに対するパブリックコメント等を踏まえた上で、同年８月、中教審は「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を取りまとめ、文部科学大臣に提出した。

答申では、教員を取り巻く環境整備の基本的な方向性として、①学校における働き方改革の更なる加速化、②学校の指導・運営体制の充実、③教師の処遇改善を一体的・総合的に推進することが示された上で、具体策が挙げられた。

答申で示された主な具体策

①学校における働き方改革の更なる加速化
・取組状況の「見える化」とＰＤＣＡサイクルの構築（全ての教師の時間外在校等時間が月45時間以内となることを目標等） **・勤務間インターバル、早出遅出勤務、フレックスタイム制、テレワークの導入促進**
②学校の指導・運営体制の充実
・小学校中学年における教科担任制の推進　　・「新たな職」の創設
③教師の処遇改善
・教職調整額の引上げ（少なくとも10%以上）　　・教諭と主幹教諭の間の「新たな級」の創設 **・学級担任の義務教育等教員特別手当の額の加算　・管理職手当の改善**

（出所）文部科学省資料をもとに調査室作成

答申を踏まえ、文部科学省は、令和７年度予算概算要求において、教員業務支援員の配置等による学校における働き方改革の更なる加速化、小学校における教科担任制の拡充等の学校の指導・運営体制の充実、教職調整額の水準を４％から13％に改善する等の教師の処遇改善のための予算を要求している。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）」（令和６年６月閣議決定）

---

[6] 令和６年４月に確定値が公表された。

[7] 「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（諮問）」。

においては、「中央教育審議会提言を踏まえるとともに、（中略）財源確保と併せて、2025年通常国会へ給特法[8]改正案を提出するなど、教師の処遇を抜本的に改善する。」とされている。

イ　教員不足

文部科学省の調査によると、令和３年度始業日時点において、小・中・高等学校と特別支援学校で欠員が生じる教員不足が2,558人に上ることが明らかとなった。さらに、文部科学省がその後の状況（令和４年度当初から６年度当初まで）について行った調査においても、依然として厳しい状況にあることが明らかとなっている。

各都道府県・指定都市教育委員会における教員不足の状況

- **令和３年度始業日時点の状況** 2,558 人（５月１日時点 2,065 人）
- **令和４年度当初の状況**：令和３年度に比べ、悪化 40、同程度 22、改善６
- **令和５年度当初の状況**：令和４年度に比べ、悪化 29、同程度 28、改善 11
- **令和６年度当初の状況**：令和５年度に比べ、悪化 22、同程度 35、改善 11

（出所）文部科学省資料をもとに調査室作成

文部科学省は、教員不足の要因として、①産休・育休取得者数、特別支援学級数、病休者数の増加による臨時的任用教員の見込み以上の必要数の増加、②大量退職・大量採用に伴う採用倍率低下等による、講師名簿登載者の減少（臨時的任用職員のなり手の減少）を挙げている。

深刻な教員不足の状況に対し、文部科学省は、短期的な対応策として、年度初期に産休・育休の取得が見込まれる教員の代替者を年度当初から任用する地方公共団体による取組の支援等を行っている。また、長期的な対応策として、公立学校教員採用選考試験の早期化[9]・複数回実施等についての方向性の提示や、教員のメンタルヘルス対策、教員を取り巻く環境整備（**ア**参照）、教職に関する情報発信等の取組を行っている。

(2) 小学校における35人学級の計画的な整備と教科担任制の拡充

令和３年３月、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）の改正が行われ（同年４月１日施行）、公立小学校の学級編制の標準を、令和３年度から令和７年度までの５年をかけて、小学校第２学年から第６学年まで35人に段階的に引き下げることとされた。令和７年度予算概算要求では、第６学年の学級編制の標準を35人に引き下げるための教職員定数の改善（3,086人）が要求されている。

なお、この改正法附則における検討規定に基づいて、35人学級等の効果検証に必要な実証研究が令和４年度から行われており[10]、令和７年度中に取りまとめられる予定である。

---

[8] 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）。

[9] 文部科学省は、令和５年５月、令和６年度実施の第１次選考試験を従前より１か月程度前倒し、６月 16 日を標準日とすること等を都道府県教育委員会等に要請した。また、令和６年４月には、令和７年度実施の日程については更に前倒しし、５月 11 日を標準日とすること等を要請した。

[10] 骨太方針 2024 では、「35 人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を

令和７年度要求分

学級編制の標準の段階的な引下げ

年度	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７
小学校（40人（注）⇒35人）	小２	小３	小４	小５	小６

（注）小学校第１学年の学級編制の標準は、平成23年の義務標準法改正により35人に引き下げられている。

また、学びの質の向上と教員の持ち授業時数の軽減のため、令和４年度から小学校高学年における教科担任制が推進されており、令和６年度までの３年間で合計3,800人の定数改善がなされた。加えて、令和６年８月の中教審答申（**２(1)ア**参照）において、小学校中学年についても教科担任制を推進することとされたこと等を踏まえ、令和７年度予算概算要求においては、小学校中学年への教科担任制の拡充と新規採用教員の持ち授業時数を軽減するための教科担任制の推進のため、合わせて2,160人の定数改善が要求されている。

(3) 部活動改革（部活動の地域移行）

学校の部活動をめぐる状況について、近年、特に深刻な少子化の進行に伴い、持続可能性の観点から厳しさを増していることが指摘されているほか、部活動指導が教員にとって大きな業務負担となっているとの課題も認識されている。

スポーツ庁及び文化庁は、令和４年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。同ガイドラインでは、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備について、まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進することとし、令和５年度から令和７年度までの３年間を改革推進期間として、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこと等が示された。

また、令和６年８月には、改革推進期間以降の取組について検討するための有識者会議が設置された。同有識者会議では、令和８年度以降の地域クラブ活動への支援方策、ガイドライン見直しの論点整理等について検討が行われ、令和７年春頃を目途に取りまとめが行われる予定である。

なお、スポーツ庁及び文化庁は、令和５年度から、運営団体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施しており、これらの取組のため、令和７年度予算概算要求では46億円が要求されている。

(4) いじめ、不登校

ア　いじめ

文部科学省の「令和４年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和４年度問題行動等調査）（令和５年10月公表）において、小・中・高等学校等でのいじめの認知件数は681,948件（対前年度66,597件（10.8%）増）、いじめの重大事態[11]の件数は923件（同217件（30.7%）増）と、いずれも過去最多となった。

含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく」とされた。

[11] いじめの重大事態とは、いじめ防止法第 28 条第１項各号において、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより児童生徒等が相当期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定されている。

この結果を受け、文部科学省は、令和５年10月に「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を策定し、これに基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら不登校・いじめ対策等を早急に推進することとした。同パッケージにおいては、いじめの重大事態化を防ぐための早期発見・早期支援の強化策や、重大事態の国への報告を通じた実態把握・分析等を踏まえた、各地方公共団体への取組改善に向けた指導助言及び全国的な対策の強化などが示された。

また、令和６年８月には、平成29年３月に策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂し、重大事態調査への学校や関係者の対応を明確化した。

イ　不登校

文部科学省の令和４年度問題行動等調査において、小・中学校の不登校児童生徒数は299,048 人（対前年度 54,108 人（22.1％）増)、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒数は 114,217 人（同 25,286 人（28.4％）増）と、いずれも過去最多となった。

文部科学省は、令和５年３月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（ＣＯＣＯＬＯプラン[12])」を策定し、不登校対策を進めていたところであるが、上記調査結果を受け、同年 10 月、「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を策定した。同パッケージにおいては、ＣＯＣＯＬＯプランの対策の前倒しと併せて、不登校施策に関する情報が、児童生徒や保護者に届くよう、情報発信を強化することなどが示された。

また、文部科学省は、同省の委託調査において児童生徒と学校との間で不登校の要因に係る認識の差があるとのことが明らかになったこと[13]を踏まえ、令和５年度調査から、調査項目や方法を改めることとした。

なお、文部科学省は、従来「不登校特例校[14]」と呼称されていた学びの場を、令和５年８月に「学びの多様化学校」に改称した。

(5) 学校給食の無償化

「こども未来戦略方針」（令和５年６月閣議決定）では、学校給食費の無償化の実現に向け、学校給食費の無償化を実施する地方公共団体の取組実態等を速やかに調査し、法制面等も含め課題整理を行い、具体的方策を検討するとされた。

これを受け、文部科学省は、学校給食の実施方法や学校給食費の無償化を実施する地方公共団体の取組状況等について調査を実施した。令和６年６月に公表された調査結果では、

---

[12] ＣＯＣＯＬＯプラン（Comfortable, Customized and Optimized Locations of Learning）とは、文部科学省が、不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実などを推進することを目指し、①不登校児童生徒全ての学びの場の確保、②「チーム学校」での支援、③学校風土の見える化を目標として掲げた取組である。

[13] 公益財団法人子どもの発達科学研究所が令和６年３月に公表した「不登校の要因分析に関する調査研究」では、不登校のきっかけ要因として「いじめ被害」、「教職員への反抗・反発」、「教職員からの叱責」等において、教員と児童生徒・保護者の間で回答割合に違いがあったとされた。

[14] 不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校のこと。なお、当面は「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校)」と記載することとされている。

令和５年９月１日時点で1,794団体のうち722団体において、何らかの形で無償化を実施していることが明らかとなった。今後政府は、児童生徒間の公平性や国と地方の役割分担、政策効果、法制面も含めて課題を整理し、こうした教育の負担軽減と教育の質や環境整備の問題とのバランスなども踏まえて優先順位や額等を考えた上で、結論を出すこととしている。

(6) 高等学校の就学支援をめぐる動向

文部科学省は、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、国公私立を問わず、高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯（年収910万円程度未満の世帯）の生徒に対して、高等学校等就学支援金を支給している。また、多くの都道府県は、それぞれの実情に応じ、国の高等学校等就学支援金制度に上乗せして授業料等の支援を行っている。このうち、大阪府及び東京都は、令和６年度より所得制限のない授業料支援を開始した。

高校教育の就学支援に関する議論については、中教審初等中等教育分科会のワーキンググループにおいても議題の一つとして挙げられており、高等学校段階では、都道府県の境を超えて通学する生徒もいるため、居住地により支援が異なることに不公平感が生じることは望ましくないこと等から、委員からは国による一律の支援について議論を行う必要があるとの意見も出されている。

３　高等教育

(1) 大学改革

ア　これまでの動向

第４次産業革命、Society5.0と言われる産業構造、社会構造が大きく変化する時代にあっても社会に柔軟に適応できる高度な人材を育成する教育機関として大学への期待が高まっている。加えて、18歳人口の大幅な減少により定員割れ・赤字に陥る大学等も少なくないという観点からも社会や時代のニーズに合った教育機関への変革が求められている。

このような要請を受けて中教審において議論が行われ、平成30年11月に「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（グランドデザイン答申）が取りまとめられた。これまでに国立大学法人における一法人複数大学制度の導入、地域連携プラットフォームの構築に関するガイドラインの策定など、グランドデザイン答申や骨太方針等に基づいた大学改革が進められてきた。

そのほか、国立大学について、令和５年12月、管理運営の改善等を図るため、事業の規模が特に大きい国立大学法人（特定国立大学法人）についての運営方針会議の設置及び中期計画の決定方法等の特例の創設や、長期借入金等を充てることができる費用の範囲の拡大等を定める国立大学法人法の改正が行われた（一部の規定を除き、令和６年10月施行）。

また、私立大学については、令和５年４月、幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、学校法人の理事、監事、評議員、会計監査人の資格及び選解任の手続等の管理運営制度の見直し等を内容とする私立学校法の改正が行われた（一部の規定

を除き、令和７年４月施行)。

イ　急速な少子化が進行する中での高等教育の在り方

文部科学省の推計では、少子化により 2040 年代の大学入学者数は 50 万人前後で推移し、大学入学定員の総数を令和４年度と同数とした場合、８割程度の定員充足率となるとしている。

このような急速な少子化やグランドデザイン答申以降の高等教育を取り巻く変化を背景に、人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関が一層重要な役割を果たすことが求められているという問題意識から、令和５年９月、文部科学大臣は、「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」を中教審に諮問した。これを受けて、令和６年８月、中教審大学分科会の「高等教育の在り方に関する特別部会」は、「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（中間まとめ)」を取りまとめた。同特別部会は、令和６年度中に一定の結論を得る予定としている。

中間まとめの概要

１．今後の高等教育の目指すべき姿
①　我が国の「知の総和」（数×能力）を維持・向上することが必須であり、高等教育機関がその中心的な役割を果たす ②　高等教育政策の３つの目的（質・規模・アクセス）をバランスよく、かつ効果的に達成するための制度及び資源配分の在り方を検討することが重要　等
２．今後の高等教育政策の方向性と具体的方策
①　教育研究の「質」の更なる高度化 学修者本位の教育の更なる推進、外国人留学生や社会人をはじめとした多様な学生の受入れ促進、大学院教育の改革、情報公表の推進 ②　高等教育全体の「規模」の適正化 18歳で入学する日本人学生以外の受入れ拡大、高等教育全体の規模の適正化に向けた支援 ③　高等教育への「アクセス」確保 地理的観点からのアクセス確保、社会経済的観点からのアクセス確保
３．機関別・設置者別の役割や連携の在り方
①　機関別の役割 学校種ごとに制度目的や修業年限等に違いがあり、それぞれの特色に応じた多様な高等教育が展開 ②　設置者別の役割 設置者別の役割や機能を踏まえつつ、各大学のミッションを見つめ直し、時代の変化に応じて刷新し、自らの行く末を定めていく必要
４．高等教育改革を支える支援方策の在り方
質の高い高等教育を実現するための高等教育の財務構造について、公財政支援や個人・保護者負担の在り方等の観点から引き続き議論

（出所）文部科学省資料をもとに当室作成

(2) 国立大学における授業料値上げ

国立大学の授業料については、文部科学省令により、各大学は規定された「標準額」（平成17年度より53万5,800円）の120％を上限に、その範囲内で学則等において各々設定することができ、標準額を上回る授業料を設定している大学は７大学ある（令和６年７月時点）。

令和６年３月、中教審大学分科会「高等教育の在り方に関する特別部会」において、慶應義塾大学の伊藤塾長が、国・公・私立大学間の公平な競争環境を整えて大学教育の質を上げるため、国立大学の授業料を標準額の約３倍の年間「150万円程度」に引き上げることを提案し、同年８月には、一般社団法人日本私立大学連盟が、国立・私立大学間の授業料格差を踏まえ、国立大学の授業料の柔軟化（授業料の上限規制の撤廃）を提言した。

また、同年６月、一般社団法人国立大学協会は、基盤経費（運営費交付金）の減額や物価高騰等による基盤経費の圧迫等から「もう限界である」とした上で、国立大学の財務状況の改善等のために国民の理解等を求める声明を発表した。同年９月、東京大学は、現行の標準額から上限の64万2,960円への授業料引上げ及び学生支援拡充の方針を決定した。

文部科学省は、同年７月、国立大学法人化の成果や課題の現状について分析を行うとともに国立大学法人等の機能強化等のための具体的な対応策を検討することを目的として、「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会」を設置した。同検討会は、国立大学法人の財務の状況等を分析するとともに、それを踏まえた今後の対応策について検討を進める予定である。

(3) 奨学金等の学生に対する経済的支援

ア　修学支援新制度

令和元年５月、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等に対し、大学等の修学に係る経済的負担を軽減するため、授業料等減免制度の法制化及び給付型奨学金制度の拡充に係る所要の措置を講ずることを主な内容とする「大学等における修学の支援に関する法律」が成立した。同法に基づく高等教育の修学支援新制度は令和２年４月から実施されており、令和３年度は約32万人、令和４年度は約34万人、令和５年度は約34万人の学生等に対し支援が行われた。令和６年度予算においては、修学支援新制度に係る費用として5,438億円（対前年度比127億円増）が計上された。なお、令和７年度予算概算要求では、金額を明示しない「事項要求」とされている。

高等教育の修学支援新制度の概要

○　授業料等減免

・　授業料等減免の額は、その対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については、下表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする
・　非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の３分の２又は３分の１を減免
・　中間層の多子世帯（扶養される子供が３人以上）の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の４分の１を減免（令和６年度開始）
・　多子世帯（扶養される子供が３人以上）の学生等に対しては、所得制限を設けず、非課税世帯の学生等に対する減免額の全額を減免（令和７年度開始予定）
・　中間層の理工農系の学生等に対しては、文系との差額分を減免（令和６年度開始）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	282,000 円	535,800 円	260,000 円	700,000 円
短期大学	169,200 円	390,000 円	250,000 円	620,000 円
高等専門学校	84,600 円	234,600 円	130,000 円	700,000 円
専門学校	70,000 円	166,800 円	160,000 円	590,000 円

○　給付型奨学金

・　非課税世帯の学生等に対しては下表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対してはその額の３分の２又は３分の１を支給
・　中間層の多子世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する給付額の４分の１を支給（令和６年度開始）

	国公立		私立	
（月額）	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学・短期大学・専門学校	29,200 円	66,700 円	38,300 円	75,800 円
高等専門学校	17,500 円	34,200 円	26,700 円	43,300 円

（出所）文部科学省資料をもとに当室作成

イ　奨学金事業

高等教育機関で学ぶ学生を対象とする国の奨学金事業は、独立行政法人日本学生支援機構（ＪＡＳＳＯ）が実施しており、貸与型及び修学支援新制度の一部である給付型奨学金の２種類がある。

貸与型奨学金は、第一種奨学金（無利子）と第二種奨学金（有利子）がある。令和６年度予算においては、第一種に係る事業費（後述する大学院修士段階の授業料後払い制度に係る事業費を含む。）として2,732億円（対前年度225億円減）が、第二種では5,820億円（同129億円減）が計上された。なお、令和７年度予算概算要求では、第一種は金額を明示しない「事項要求」とされており、第二種の事業費は5,966億円とされている。

貸与された奨学金については、返還が困難になった場合の減額返還制度や返還期限猶予制度に加え、平成29年度の無利子奨学金の新規採用者から年収に応じて返還額が変化する所得連動返還方式の選択が可能となっている。

ウ　支援の充実

文部科学省は、令和４年５月の教育未来創造会議（１(2)参照）第一次提言や「こども未来戦略」（令和５年12月閣議決定）を受けて、令和６年度から新たな高等教育費の負担軽減策を実施している。

令和６年度からの高等教育費の負担軽減策

①高等教育の修学支援新制度における多子世帯（扶養される子供が３人以上）及び理工農系の学生等の中間層への支援の拡大
②大学院修士段階における授業料後払い制度の創設
③貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充

さらに、「こども未来戦略」に基づき、令和７年度から多子世帯の学生等については授業料等を無償とすることとしている[15]。また、授業料後払い制度についても、学部段階への本格導入に向けた更なる検討を進めるとしている。

４　科学技術及び学術の振興

(1) 科学技術政策

我が国の科学技術政策は、科学技術・イノベーション基本法に基づき策定された「科学技術・イノベーション基本計画[16]」等に沿って、総合科学技術・イノベーション会議の下、関係府省が連携しつつ推進されている。令和６年度の科学技術関係予算の全府省総額は４兆8,556億円（当初予算額）で、そのうち文部科学省の科学技術関係予算は42.4％に当たる２兆579億円である。

文部科学省が所管する主な科学技術政策には、①科学技術・学術に関する基本的政策、②科学技術関係人材の育成・確保、③研究費、研究開発評価、④研究環境・基盤整備、研究拠点形成、⑤産学官連携、地域科学技術振興、スタートアップ支援、⑥科学技術・学術の国際活動、⑦分野別の研究開発等がある。

(2) 研究開発の現状

文部科学省では、宇宙、原子力、ライフサイエンス、情報、環境エネルギー、ナノテクノロジー・物質・材料、量子科学技術、核融合エネルギー、海洋、地震・防災など多岐にわたる分野の研究開発を推進している。

---

[15] 同時に、高等教育の修学支援新制度の学業要件が見直されることとなり、令和７年度から修得単位数や出席率等について新たな要件が適用される。

[16] 科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、10 年先を見通した今後５年間の科学技術政策を具体化するものとして政府が策定するものであり、令和３年３月、令和３年度から７年度を対象期間とする「第６期科学技術・イノベーション基本計画」が閣議決定された。

ア　宇宙

我が国の宇宙政策は、宇宙基本法に基づき策定された「宇宙基本計画[17]」（令和５年６月閣議決定）に沿って行われている。令和６年度予算における宇宙関係予算の全府省総額は4,336億円（当初予算対前年度比1.6％増）であり、そのうち文部科学省の予算額は1,630億円である。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ）では、固体燃料ロケット「イプシロン[18]」及び新型基幹ロケット「Ｈ３ロケット[19]」等の輸送システムや人工衛星の開発・運用を行うとともに、民間企業・大学等との共同研究や教育支援活動などを行っている。令和５年11月には、「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律」が成立し、ＪＡＸＡの業務として、宇宙空間を利用した事業の実施を目的として民間事業者等が行う先端的な研究開発に対する助成を行う業務が追加された[20]。

また、我が国は、日本実験棟「きぼう」及び宇宙ステーション補給機の開発・運用等を通じて「国際宇宙ステーション（ＩＳＳ）計画[21]」に参画するとともに、国際宇宙探査計画である「アルテミス計画[22]」への参画を表明している。

イ　原子力

原子力行政の所管は、複数の府省庁に分かれている。原子力の研究、開発及び利用に関する政策等は内閣府に置かれた原子力委員会、エネルギーに関する原子力政策等は経済産業省資源エネルギー庁、研究開発、人材育成及び原子力損害賠償等は文部科学省、原子炉等の安全規制は原子力規制委員会（平成24年９月に環境省の外局として設置）が、それぞれ所管している。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（ＪＡＥＡ）は、原子力基本法に基づき、原子力の安全性向上研究や核燃料サイクルの研究開発、原子力研究の人材育成等を実施している。なお、高速増殖原型炉「もんじゅ」は、平成28年12月に廃止措置への移行が決定され、平成29年６月にＪＡＥＡが策定した「『もんじゅ』の廃止措置に関する基本的な計画」

---

17 宇宙開発利用について政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策等が定められている。

18 平成25年に初号機を打ち上げて以降、令和３年11月に打ち上げた５号機までは打上げに成功していた。しかし、令和４年10月に打ち上げた６号機は、目標姿勢がずれたために打上げに失敗した。ＪＡＸＡによる原因調査の結果報告では、第２段ガスジェットエンジンから推進薬が漏洩したことが直接の要因であるとの見解が示されている。

19 令和５年３月に試験機１号機が打ち上げられたが、第２段エンジンが着火せず、打上げは失敗した。ＪＡＸＡによる原因調査の後、令和６年２月に試験機２号機、同年７月に３号機の打上げに成功した。

20 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年11月閣議決定）において、民間事業者・大学等による複数年度にわたる宇宙分野の先端技術開発や技術実証、商業化を支援するため、ＪＡＸＡに10年間の「宇宙戦略基金」を設置し、総額１兆円規模の支援を行うことを目指すこととされた。ＪＡＸＡは、令和６年７月から同基金による技術開発テーマの公募を開始している。

21 日本、米国、欧州、カナダ、ロシアの５極共同による国際協力プロジェクトである。我が国は、令和12年までのＩＳＳの運用延長への参加を決定している。

22 火星探査を視野に入れつつ、月周回有人拠点（ゲートウェイ）の整備を含む月面の持続的な探査を目指した米国提案の計画である。令和６年４月、日米両国の間で、将来、日本人宇宙飛行士が２度月面着陸することなどが合意された。

に基づき、おおむね30年間での廃止が予定されている[23]。

ウ　量子科学技術

政府が第５期科学技術基本計画において、量子技術[24]を重要基盤技術として位置付けたことを受け、統合イノベーション戦略推進会議[25]は、令和２年１月に量子技術の研究開発戦略として「量子技術イノベーション戦略」を策定し、量子技術イノベーションを牽引すべく、関係府省において研究開発から社会実装に至るまでの取組が行われている。

文部科学省は、同戦略に基づき、基礎研究から技術実証まで一気通貫で取り組む「量子技術イノベーション拠点」を整備するとともに、産学官連携や海外との共同研究等を通じた研究開発及び量子技術を活用した社会課題解決や新産業創出等を担う人材育成を行っている。また、「量子未来社会ビジョン」（令和４年４月策定）及び「量子未来産業創出戦略」（令和５年４月策定）を踏まえ、文部科学省は、国産量子コンピュータの整備や量子ソフトウェアの基盤研究の強化等の取組を推進している。

エ　海洋

文部科学省は、海洋分野における研究開発を海洋立国日本の重要な使命と位置付け、「第４期海洋基本計画[26]」（令和５年４月閣議決定）等を踏まえた海洋科学技術分野の研究開発を総合的に推進している。また、国立研究開発法人海洋研究開発機構（ＪＡＭＳＴＥＣ）は、地球深部探査船「ちきゅう」や有人潜水調査船「しんかい6500」等を用いて、海底資源や深海生物等の研究及び地球内部構造の解明研究などを行っている。

オ　地震・防災

文部科学省は、自然災害による被害の軽減を図るため、地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）の方針に基づき、地震の発生とそれに伴う津波の予測に関する調査研究を行っているほか、国立研究開発法人防災科学技術研究所（ＮＩＥＤ）において陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）等を活用した防災研究開発を行っている。また、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年12月閣議決定）を踏まえ、学校施設等の老朽化対策などについて、財政支援などの必要な対策に取り組んでいる。

令和５年６月に成立した活動火山対策の更なる強化のための「活動火山対策特別措置法

---

[23] ４つの廃止措置段階のうち、第１段階（燃料体取出し期間）が令和４年10月に完了し、令和５年４月からは第２段階（解体準備期間）に入っている。

[24] 量子とは、物質を形作っている原子そのものや、原子を構成する更に微細な電子・中性子・陽子など、粒子と波の性質をあわせ持った極めて小さな物質やエネルギーの単位のことである。量子技術とは、量子特有の性質を利用して通信や計算を行う技術であり、データの超高速処理を可能とするなど新たな価値創造を創出する中核となる基盤技術である。

[25] 「統合イノベーション戦略」（平成30年６月閣議決定）に基づき内閣府に設置された、内閣官房長官を議長とする会議体であり、全ての国務大臣で構成されている。

[26] 海洋基本法に基づき、海洋に関する施策についての基本的な方針や海洋に関して政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等が規定されている。おおむね５年ごとに見直しが行われる。

の一部を改正する法律」を受け、令和６年４月、「火山調査研究推進本部[27]」（本部長：文部科学大臣）が文部科学省に設置された。

(3) 科学技術の基盤的な力の強化

文部科学省は、科学技術の基盤的な力として、①人材力、②知の基盤、③資金改革のそれぞれの強化に取り組んでいる。

人材力の強化では、若手研究者が安定かつ自立した研究環境で自主的・自立的な研究に専念できるよう、研究者及び研究機関に対して支援を行う「卓越研究員事業」を実施するなど、若手研究者の総合的な支援を行っている。また、博士課程に進学する学生が減少しているなどの状況を踏まえ、博士課程学生への経済的支援とキャリアパスの整備（博士課程修了後のポストへの接続）を一体として実施する大学に対し支援を行うとともに、令和６年３月には、博士人材が多様なフィールドで活躍する社会の実現に向けた「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」を取りまとめている。

知の基盤の強化では、科学研究費助成事業（科研費）[28]等の改革や研究施設、データ等の共同利用及び共同研究体制を通じた多様な研究の展開等に取り組んでいる。

資金改革の強化では、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金などの基盤的経費の確保とともに、科研費をはじめとした競争的研究費の拡充など、多様な研究資金の確保・拡充に努めている。

(4) 我が国の大学の研究力の向上

ア　10兆円規模の大学ファンド

近年、我が国の研究力は、科学技術活動を国際比較する際の代表的な指標である論文数が伸び悩むなど、諸外国と比較して相対的に低下していることが課題となっている[29]。この原因として、我が国の大学は、世界のトップ大学と比較して資金力が乏しく、研究基盤の整備や若手研究者への支援を拡充できていないことなどが挙げられている。

政府は、世界に比肩するレベルの研究を行う大学（世界と伍する研究大学）を実現するため、「10兆円規模の大学ファンド」を創設し、ファンドの運用益により、世界レベルの研究基盤を大学に構築するとともに、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することとした[30]。その後、大学ファンドの支援対象となる大学についての制度を構築することを

---

[27] 火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進に関する施策の立案や調査観測計画の策定、関係機関の調査研究予算等の調整等を行う機関である。

[28] 科研費は、人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用まであらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を対象とする研究助成制度であり、独立行政法人日本学術振興会が大部分の業務を担っている。令和６年度予算において2,377億円が計上されている。

[29] 科学技術活動を国際比較する際の代表的な指標である論文数（Top10％補正論文数・分数カウント法）において、日本は2010-2012年（平均）では６位だったが、2020-2022年（平均）では13位となっている。

[30] 令和３年１月に成立した「国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律」により、国立研究開発法人科学技術振興機構が大学ファンドの運用及び大学に対する助成を行うこととなった。ファンドの運用は令和４年３月から開始されており、その資金として、令和２年度第３次補正予算～令和４年度予算において、10兆円（一般会計出資金１兆1,111億円、財政融資資金８兆8,889億円）が措置された。

内容とする「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」が令和４年５月に成立し[31]、令和５年12月には、国立大学法人の国際卓越研究大学に求められるガバナンス体制の整備を可能にする「国立大学法人法の一部を改正する法律」が成立した。

文部科学省は、令和６年度からの支援開始に向け、支援対象となる大学（国際卓越研究大学）を公募し、令和５年８月、申請のあった10大学のうち初回の公募における認定候補として、一定の条件を満たした場合に認定するという留保を付して東北大学を選定し、令和６年６月、留保条件の事項について認定水準を満たし得ることを公表した[32]。

イ　地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ

我が国の研究力向上のためには、国際卓越研究大学だけでなく、地域の中核大学や特定分野に強みを持つ大学の機能強化をしていくことが必要であることから、令和４年２月、政府は、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」を策定し、令和５年２月及び令和６年２月に改定を行った。

これを受け、文部科学省は、地域の大学が連携を図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップに向けた環境を整備するための支援を行っている[33]。

(5) 原子力損害賠償制度

原子力損害発生時の被害者救済などを行うため、「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）には、原子力事業者の無過失・無限責任や損害賠償措置、原子力事業者に対する政府の援助などが定められている。

平成23年３月の東京電力福島原子力発電所事故を受け、文部科学省は原賠法に基づき、原子力損害賠償紛争審査会を設置した。審査会は、平成23年８月に原子力損害の範囲や損害賠償額の算定に係る指針である「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を策定して以降も、必要に応じて中間指針の追補を策定している。令和４年12月、審査会は、同原子力発電所事故に伴う損害賠償請求の集団訴訟について、東京電力の損害賠償額に係る部分の判決が確定したことを踏まえ、賠償の範囲や賠償額を見直し、第５次追補を策定・公表した。

---

[31] 文部科学大臣が、大学の申請に基づく国際卓越研究大学（国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学）の認定及び国際卓越研究大学が作成した研究等の体制強化計画の認可を行い、国立研究開発法人科学技術振興機構が、認可を受けた研究等の体制強化計画に対し大学ファンドから助成を行うこととなる。

[32] 国際卓越研究大学は、年間数百億円が最長25年間助成される。

[33] 「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」及び「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」を実施している。

５　文化及びスポーツの振興

(1) 文化芸術政策

文化芸術に関する施策は、「文化芸術基本法」に基づき策定される「文化芸術推進基本計画」により、総合的かつ計画的な推進が図られている。

文化芸術基本法は、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光やまちづくり等の分野における文化芸術に関連する施策も対象範囲としている。

令和５年３月、第２期文化芸術推進基本計画が閣議決定された。第２期基本計画では、第１期基本計画の目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、今後５年間（令和５～９年度）において推進する施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示している。

なお、文化庁は、地方創生や文化財の活用などの観点から京都へ移転し、令和５年５月、職員の７割に当たる390人の体制で本格的稼働を開始した。

(2) 文化財

ア　文化財の保存・活用

国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものについて指定等を行い、現状変更等に一定の制限を課す一方、保存修理等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っている。また、文化財の公開施設の整備に対する補助や展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ることなどにより、文化財の活用のための措置も講じている。

第２期文化芸術推進基本計画において、近現代建築の保存・活用の推進等による建築文化の振興が重点施策として掲げられた。これを受け、文化庁に設けられた「建築文化に関する検討会議」において、後世に継承すべき近現代建築の保存・活用の在り方等について検討が行われ、令和５年５月、建築文化の振興に向け、法制面、税制面での専門的な検討を行うことなどを内容とする報告書が取りまとめられた。

イ　世界遺産

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）は、文化的価値のある資産と自然的価値のある資産を等しく人類全体のための遺産として登録し保護する枠組みで、昭和47年にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）総会で採択された。ユネスコの世界遺産委員会は、締約国からの推薦などに基づいて審議を行い、登録基準を満たしていると認められる資産を世界遺産として登録している。

我が国からは、令和６年７月に、「佐渡島（さど）の金山」（文化遺産）の登録が決定し、我が国の世界遺産は26件（文化遺産21件、自然遺産５件）となった。

文化審議会は、同年９月、「飛鳥・藤原の宮都」を令和６年度の世界文化遺産の推薦候補とすることを答申した。

(3) 著作権

著作権については、近年のデジタル化・ネットワーク化に対応するため、図書館関係の権利制限規定の見直し、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化など累次の法改正が行われている。

令和５年５月には、利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない著作物等の時限的な利用に関する新たな裁定制度の創設等を内容とする著作権法の改正が行われた（一部を除き、公布日から３年を超えない範囲内で政令で定める日から施行）。

また、近年のＡＩ技術の進展、特に生成ＡＩの技術の急速な進歩による著作権侵害のリスクが指摘されている。これを踏まえ、文化審議会著作権分科会において、現行の著作権法がＡＩとの関係でどのように適用されるかに関して一定の考え方を示すため、令和６年３月、「ＡＩと著作権に関する考え方について」が取りまとめられた。同取りまとめにおいては、著作権法の基本的な考え方と技術的な背景を踏まえ、生成ＡＩに関する懸念点について、開発・学習段階、生成・利用段階、生成物の著作物性等の論点に関する現行の著作権法の解釈等が示された。

「知的財産推進計画2024」（令和６年６月知的財産戦略本部決定）においても、ＡＩと著作権の関係に関しては、同取りまとめの内容が反映されている。

(4) 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対する宗教法人法に基づく解散命令の請求

文化庁は、旧統一教会に対する７回にわたる報告徴収・質問権の行使や被害者等へのヒアリングを通じて情報収集し、詳細に検討した結果、旧統一教会の行為が法令に違反して著しく公共の福祉を害しており、宗教団体の目的を著しく逸脱していると判断して、令和５年10月、宗教法人審議会の意見聴取を経て、東京地方裁判所に対して宗教法人法に基づく解散命令を請求した。

また、令和５年12月、「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」（議員立法）が成立した（一部を除き、令和５年12月施行）。令和６年３月、同法に基づき、旧統一教会が指定宗教法人[34]に指定された。

(5) スポーツ施策の推進

スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成23年８月に施行されたスポーツ基本法においては、文部科学大臣は「スポーツの推進に関する基本的な計画」（スポーツ基本計画）を策定することとされている。

令和４年３月に策定された「第３期スポーツ基本計画」（令和４～８年度）では、第２期スポーツ基本計画において掲げた４つの中長期的な基本方針[35]を踏襲した上で、スポー

---

[34] 所轄庁等からの解散命令請求等があった宗教法人であって、被害者が相当多数存在することが見込まれ、財産処分・管理の状況を把握する必要があると認められる場合に、所轄庁が指定する宗教法人。

[35] 第２期スポーツ基本計画では、全ての人々が「する」「みる」「ささえる」という様々な立場でスポーツに関わることにより、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」

ツを取り巻く環境や社会状況の変化を踏まえ、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」の３つの「新たな視点」から施策を講じることとされた。また、併せて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向け、東京大会の成果を一過性のものとしないための持続可能な国際競技力の向上等の施策に重点的に取り組むこととされた。

また「国民スポーツ大会[36]」については、開催地となる地方公共団体の大きな負担になっている等の理由から、複数の地方公共団体から国や公益財団法人日本スポーツ協会（ＪＳＰＯ）に対して在り方の見直しについての申し入れが行われた。令和６年９月からＪＳＰＯの有識者会議において大会の在り方についての検討が行われており、令和７年３月末までに、今後の大会の方向性について取りまとめが行われる予定である。

内容についての問合せ先
文部科学調査室　奈良首席調査員（内線 68500）

とつながる、④スポーツで「未来」を創るとする４つの中長期的な基本方針が掲げられていた。

[36] スポーツ基本法第 26 条においてＪＳＰＯ、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとされており、毎年、都道府県対抗、各都道府県持ち回り方式で開催されている。旧名称は「国民体育大会」であり、令和６年開催大会から「国民スポーツ大会」に名称変更された。

厚生労働委員会

厚生労働調査室

所管事項の動向

１　社会保障

社会保障制度は、国民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティネットであり、①社会保険、②社会福祉、③公的扶助、④保健医療・公衆衛生からなり、人々の生活を生涯にわたって支えるものである。具体的には、①社会保険は年金・医療・介護・労働、②社会福祉は障害者や母子家庭などへの公的支援、③公的扶助は生活保護、④保健医療・公衆衛生は健康のための予防や衛生である。

(1) 社会保障給付費等

令和６年度の社会保障給付費は137.8兆円（対ＧＤＰ比22.4％：予算ベース）となっている。今後、高齢化の進展等に伴って社会保障給付費は更に増加すると見込まれている。

社会保障給付費の推移

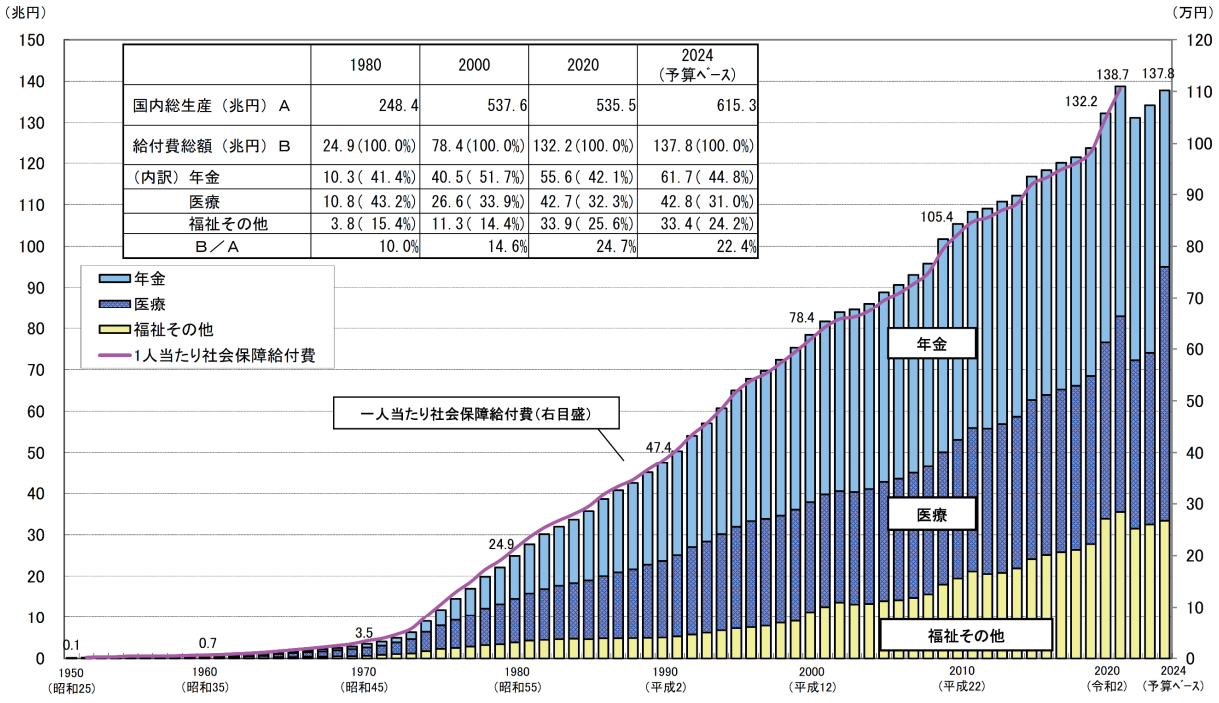

	1980	2000	2020	2024（予算ベース）
国内総生産（兆円）Ａ	248.4	537.6	535.5	615.3
給付費総額（兆円）Ｂ	24.9（100.0%）	78.4（100.0%）	132.2（100.0%）	137.8（100.0%）
（内訳）年金	10.3（41.4%）	40.5（51.7%）	55.6（42.1%）	61.7（44.8%）
医療	10.8（43.2%）	26.6（33.9%）	42.7（32.3%）	42.8（31.0%）
福祉その他	3.8（15.4%）	11.3（14.4%）	33.9（25.6%）	33.4（24.2%）
Ｂ／Ａ	10.0%	14.6%	24.7%	22.4%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「令和3年度社会保障費用統計」、2022～2024年度（予算ベース）は厚生労働省推計、
2024年度の国内総生産は「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和6年1月26日閣議決定）」
（注）図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000,2010,2020及び2021並びに2024年度（予算ベース）の社会保障給付費（兆円）である。

（出所）厚生労働省資料

社会保障給付費の財源の構成については、保険料（被保険者拠出及び事業主拠出）が80.3兆円、公費（国及び地方）が54.7兆円となっている（令和６年度予算ベース。このほかの財源として積立金の運用収入等がある。）。

他方で、令和６年度予算における社会保障関係費は37兆7,193億円となっている。実質的

な対前年度増加額は3,700億円程度（年金スライド分を除く）となっており、これは「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和３年６月18日閣議決定）における2022年度から2024年度までの３年間、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分に収めるとの方針に沿ったものとなっている。2025年度から2027年度までの３年間については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和６年６月21日閣議決定）（以下「骨太方針2024」という。）において、これまでの歳出改革努力を継続するとされている。令和７年度予算概算要求における社会保障関係費の自然増[1]は4,100億円程度と見込まれており、年末の予算編成に向けた動きが注目される。

社会保障の給付と負担の現状（2024年度予算ベース）

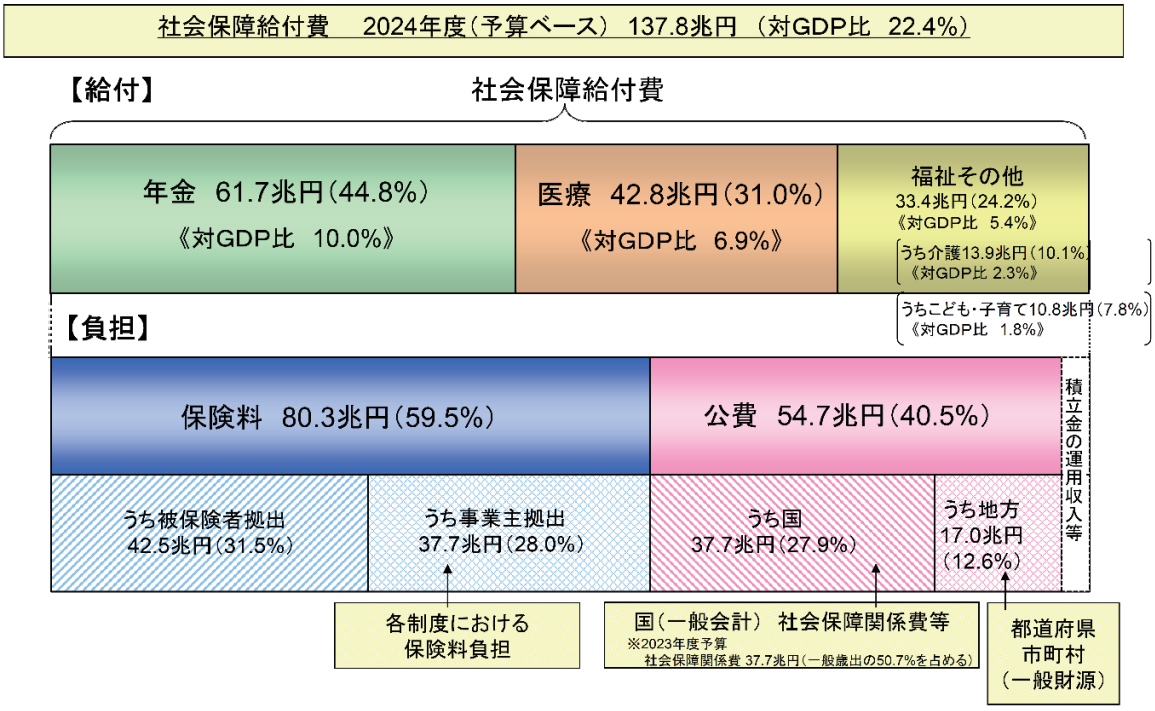

（出所）厚生労働省資料

(2) 全世代型社会保障の構築

本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えようとする我が国において、政府は、社会保障の持続性を確保し、「成長と分配の好循環」を実現するため、給付と負担のバランスを確保しつつ、全ての世代で安心できる「全世代型社会保障」の構築に向け、令和４年12月16日に取りまとめられた「全世代型社会保障構築会議」報告書の内容に基づく取組を進めている。

また、政府は、令和５年12月22日、こども・子育て政策の基本的考え方、基本理念、今後３年間の集中的な取組である「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」

[1] 社会保障関係費の自然増には、「高齢化による増加分」と「その他要因による増加分（医療の高度化による増加分や物価変動分等）」がある。

という。）等から構成される「こども未来戦略」を閣議決定した。加速化プランを支える財源は、徹底した歳出改革等によって確保することを原則として、実質的な負担が生じないこととされた。この歳出改革について、同日閣議決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」では、「働き方に中立的な社会保障制度等の構築」、「医療・介護制度等の改革」、「「地域共生社会」の実現」について、それぞれ、①2024年度に実施する取組、②加速化プランの実施が完了する2028年度までに検討する取組、③2040年頃を見据えた中長期的な取組の３つの時間軸に分けて具体的な改革の工程が示された。

さらに、加速化プランに掲げられたいわゆる「年収の壁[2]」への対応について、政府は令和５年９月27日に決定した「年収の壁・支援強化パッケージ」[3]を実行するとともに、現在、更なる制度の見直しに向け、被用者保険の適用拡大等についての検討を進めている。

２　医療・健康施策

(1) 医療保険制度

我が国の医療保険制度は、原則として全ての国民が何らかの制度に加入する「国民皆保険」体制になっている。具体的には、75歳以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度、75歳未満の被用者を対象とする健康保険（健保組合と協会けんぽ）と各種共済組合、75歳未満の地域住民等を対象とする国民健康保険（市町村[4]と組合）がある。加入者は、保険料を納付し、医療機関の窓口でのマイナンバーカードによる被保険者資格確認や健康保険証の提示等により、一定割合の自己負担[5]で医療を受けることができる。自己負担部分以外の費用については、保険者から支払われる。

令和４年度の国民医療費は46.8兆円（実績見込み）であり、そのうち後期高齢者医療費は18.0兆円（国民医療費の38.4%）となっている。

医療保険制度に関しては、人口減少や少子高齢化が進行し、支え手の中心となる生産年齢人口の減少が加速する中、制度の持続可能性を確保することが重要な課題となっている。このため、令和５年の第211回国会（常会）においては、後期高齢者負担率の設定方法の見直し、前期高齢者の医療給付費に係る保険者間の調整の仕組みの見直し、後期高齢者医療制度が出産育児一時金[6]に係る費用の一部を支援する仕組みの創設、都道府県医療費適正化計画の記載事項の充実等の措置を講ずる健康保険法等の改正が行われた。

---

[2] 被用者保険の適用事業所に勤務する者で、雇用契約時に所定内賃金が月8.8万円以上となると、被用者保険が適用され保険料負担が生じる「106万円の壁」、被扶養者の年間収入の見込額が130万円以上となった場合、配偶者の扶養から外れ、国民年金・国民健康保険又は被用者保険の保険料の負担が生じる「130万円の壁」等があり、就労している被扶養者が手取り収入の減少を理由として就業調整を行う誘因となっていることが指摘されている。

[3] 当面の対応として、短時間労働者が新たに被用者保険の適用となる際に、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対する助成金の支給等の措置を講じるもの

[4] 市町村が行う国民健康保険については、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となっており、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に中心的な役割を担っている。

[5] 70歳未満の者は３割（６歳（義務教育就学前）未満の者は２割）、70歳以上75歳未満の者は２割（現役並み所得者は３割）、75歳以上の後期高齢者は１割（現役並み所得者は３割、課税所得28万円以上かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計320万円以上）の者は２割）

[6] 出産育児一時金は、令和５年４月より42万円から50万円に引き上げられた。（政令事項）

また、同国会においては、健康保険証を廃止しマイナンバーカードによる被保険者資格確認に原則一本化するマイナンバー法[7]等の改正も行われた。政府は、現行の健康保険証について、本年12月２日から発行を終了し、マイナンバーカードによる被保険者資格確認を基本とする仕組みに移行することとしている。

このほか、「医療ＤＸ[8]」に関しては、「医療ＤＸの推進に関する工程表」（令和５年６月２日医療ＤＸ推進本部決定）に基づき、①全国医療情報プラットフォームの創設、②電子カルテ情報の標準化等、③診療報酬改定ＤＸを３本の柱として取組が進められるとともに、骨太方針2024において、医療ＤＸに関連するシステム開発、運用主体として、社会保険診療報酬支払基金について、国が責任を持ってガバナンスを発揮できる仕組みを確保すること等とされている。これらを受け、現在、社会保障審議会医療保険部会等において議論が行われている。

(2) 医療提供体制

高齢化の進展等により、医療・介護サービスの需要の増大・多様化が見込まれている中で、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療をより効果的・効率的に提供していくことが求められている。また、住み慣れた地域の中での医療と介護サービスの一体的な提供の確保や、地域間・診療科間での医師等の偏在の解消、病院勤務医の厳しい勤務環境の改善等も課題となっている。

質の高い医療を効果的・効率的に提供する体制を構築するため、病床の機能ごとの将来の必要量等、地域の医療提供体制の将来の在るべき姿を定める地域医療構想が全都道府県で策定され、病床機能の分化・連携に向けた取組が進められてきた。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、局所的な病床・人材不足の発生など地域医療をめぐる様々な課題が浮き彫りとなった。こうした状況を受け、厚生労働省は、令和４年３月に各都道府県に対し、第８次医療計画（令和６年度から令和11年度）の策定作業と併せて、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを求めた。令和５年12月の「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」においても、地域医療構想については、令和７年までの年度ごとに国・都道府県・医療機関がそれぞれ取り組む事項を明確化し、関係機関が一体となって計画的に更なる取組を進めることとされている。また、令和８年度以降の新たな地域医療構想に向けては、骨太方針2024において、法制上の措置を含めて検討を行い、本年末までに結論を得ることとされている。

医師の偏在に関しては、都道府県が策定した医師確保計画を通じた対策等が進められるとともに、骨太方針2024において、本年末までに総合的な対策のパッケージを策定することとされている。これを受け、現在、厚生労働省の医師偏在対策推進本部等において、医

---

[7] 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

[8] 保健・医療・介護の各段階（疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、申請手続、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など）において発生する情報に関し、その全体が最適化された基盤（クラウドなど）を構築し、活用することを通じて、保健・医療・介護の関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えていくこと

師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の大幅な拡大、外来医師多数区域の都道府県知事の権限強化等、医師の確保・育成に関する規制的手法について、検討が行われている。

また、医師の働き方改革に関しては、本年４月から医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始され、勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成等の取組が進められている。

このほか、令和５年の第211回国会（常会）において、かかりつけ医機能について、情報提供強化及び地域での協議の仕組み構築等の措置を講ずる医療法の改正が行われ、現在、厚生労働省において、令和７年４月の施行に向けた取組が進められている。

３　介護保険制度

介護保険制度は、社会全体で高齢者の介護を支える仕組みとして、平成12年４月に創設された。介護保険の保険者は市町村であり、被保険者は、①65歳以上の者（第１号被保険者）、②40歳から64歳までの医療保険加入者（第２号被保険者）となっている。介護保険給付は、要介護・要支援状態と認定された場合に行われ（第２号被保険者は加齢に伴う特定の疾病が原因の場合に限り認定）、給付に必要な費用は、１割の利用者負担（一定以上の所得を有する第１号被保険者は２割又は３割負担）を除いて、公費50％と保険料50％で賄われている。

平成12年４月の制度創設以来、制度の定着やサービス利用者数の増加に伴い、介護費用が増大している。また、それに伴い、第１号被保険者が負担する保険料も増加しており、給付と負担の見直し等による制度の持続可能性確保のほか、介護人材の確保や介護現場の生産性向上の推進が課題となっている。

給付と負担の見直しについては、骨太方針2024において、利用者負担が２割となる「一定以上所得」の判断基準の見直し、ケアマネジメントに関する給付の在り方、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方について、第10期介護保険事業計画期間の開始（令和９年度）の前までに検討を行い、結論を得ることとされている。

また、介護人材の確保については、介護人材の処遇改善を着実に行うため、令和６年度介護報酬改定は、全体で＋1.59％の改定率となった。

４　年金制度

(1) 公的年金制度の概要

我が国の公的年金は、「国民皆年金」という特徴を持っており、国内に居住する20歳から60歳までの全ての人が加入する国民年金（基礎年金）と、会社員や公務員等が加入する厚生年金による、いわゆる２階建ての構造となっている。

老後には、受給資格を満たした全ての人が老齢基礎年金（月額68,000円：40年保険料納付 令和６年度の新規裁定者（67歳以下）の額）を、厚生年金に加入している人は基礎年金に加えて、在職中の報酬に比例した老齢厚生年金を受給することができる。

公的年金の財政方式は、現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者の年金給付に充て

る仕組み（賦課方式）を基本としつつ、一定の積立金を保有し、その運用収入も活用している。また、基礎年金においては、給付費の２分の１が国庫負担となっている。

年金制度の体系

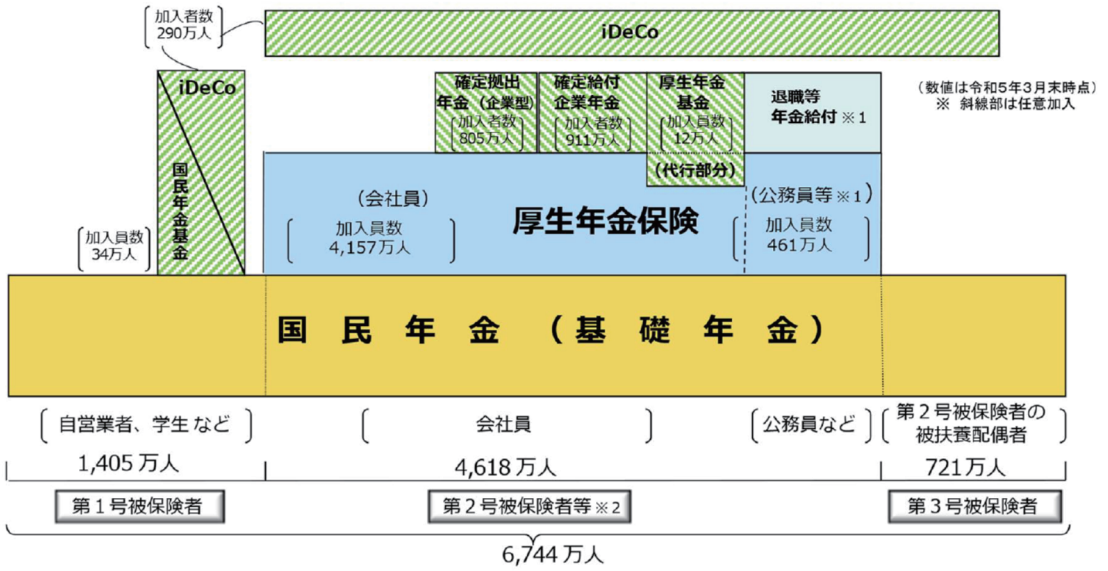

※１　被用者年金制度の一元化に伴い 平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され 新たに退職等年金給付が創設。
ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については 平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。
※２　第２号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第２号被保険者のほか、65歳以上で老齢 または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む 。

（出所）厚生労働省資料を基に作成

(2) 年金制度改革の動向

上記のような財政方式では、少子高齢化が進行すると年金財政の給付と負担の均衡を保つことが困難となる。このため、平成16年の制度改正により、保険料の上限を固定した上での保険料の引上げと財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）が導入された。

また、同年の制度改正では、少なくとも５年ごとに年金財政の健全性を検証（財政検証）することとされており、次の財政検証までに所得代替率[9]が50％を下回ると見込まれる場合には、所要の措置を講ずること等とされている。

本年７月３日に公表された「令和６（2024）年財政検証結果」では、2024年度の所得代替率は61.2％となり、経済前提の異なる４つのケースについて、５年後（2029年度）の見通しは59.4％～60.3％となっている。また、最も低い経済成長を仮定したケース（１人当たりゼロ成長ケース）を除き、将来にわたって所得代替率50％を確保できることが確認された。一方、マクロ経済スライドの調整期間が厚生年金と比べて長期化する見通しの基礎年金については、将来の給付水準が大きく低下することが見込まれており、給付水準の低下抑制の方策が大きな課題である。なお、同財政検証結果では、被用者保険の更なる適用

[9] 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額（夫婦２人の基礎年金と夫の厚生年金の合計額）の比率により表される。

拡大[10]、基礎年金の拠出期間延長・給付増額、マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合、将来の年金水準の確保に効果がある（特に基礎年金や低年金）ことも報告された。

同財政検証結果も踏まえ、現在、社会保障審議会年金部会等において、①働き方に中立的な制度を目指すとともに、ライフスタイル等の多様化を年金制度に反映しつつ、②高齢期の経済基盤の安定や所得保障・再分配機能の強化を図るとの基本的な考え方に基づき、被用者保険の適用拡大、高齢期より前の遺族年金、マクロ経済スライドの調整期間の一致等の論点について、次期年金制度改正に向けた議論が行われている。

(3) 年金積立金の運用

年金積立金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）における令和６年度第１四半期の収益額は８兆9,732億円で、同期末現在の運用資産額は254兆7,027億円となっている（市場運用を開始した平成13年度以降の累積収益額は162兆7,708億円）。

５　生活保護制度・生活困窮者自立支援制度

生活保護制度は、資産、能力その他あらゆるものを全て活用してもなお最低限度の生活を維持できない者に対して現金（医療扶助、介護扶助は現物）を給付し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するものである。令和６年度の保護費は、約3.7兆円（全額公費（国3/4、地方1/4））が見込まれている。

生活保護受給者数は、平成７年度を底に増加に転じ、平成26年度まで増加を続けたが、以降減少に転じ、令和６年６月には約201万人となっている。世帯類型別の生活保護受給世帯数の動向を見ると、「高齢者世帯」は社会全体の高齢化の進行と単身高齢世帯の増加を背景に、近年では生活保護受給世帯の半数以上を占めているほか、稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」（「高齢者世帯」、「母子世帯」及び「障害者・傷病者世帯」のいずれにも該当しない世帯）は、令和２年６月以降対前年同月伸び率で増加が続いている。

また、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対しては、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う生活困窮者自立支援制度が実施されている。

令和６年の第213回国会（常会）においては、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、家賃の低廉な住宅への転居を支援するため住居確保給付金の支給対象者を拡充するなどの居住支援の強化とともに、進学準備給付金の対象を拡大し、生活保護受給世帯の子どもが高等学校等卒業後に就職して自立する場合にも一時金を支給するなどの子どもの貧困への対応等の措置を講ずる法改正が行われた。

このほか、令和５年10月から生活扶助基準の見直しが実施されている。当該見直しについては、令和４年12月の検証結果を適切に反映することを基本とした上で、足下の社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和５～６年度については、臨時的・特例的な対応として、

---

[10] 令和２年の厚生年金保険法の改正により、被用者保険の適用拡大が行われ、被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件が令和４年10月に従業員数500人超から100人超へ引き下げられた。また、本年10月には50人超へ引き下げられた。

本来減額となる世帯を含め従前の基準額を保障することとされた[11]。

６　障害者施策

我が国の障害者数（身体障害、知的障害、精神障害の各区分における概数）は、身体障害者（身体障害児を含む。）423.0万人、知的障害者（知的障害児を含む。）126.8万人、精神障害者614.8万人となっている。これらの障害者及び障害児については、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法[12]に基づき、必要な障害福祉サービスに係る給付等の支援が総合的に行われている。令和６年３月時点での障害福祉サービスの利用者数は約104.4万人となっている。

また、障害者雇用促進法[13]に基づき、事業主に一定割合以上の障害者を雇用することを義務付け、これを満たさない事業主からは納付金を徴収し、障害者を多く雇用している事業主に調整金等を支給すること等により、障害者雇用を促進するための措置が講じられている。民間企業における障害者の実雇用率は上昇傾向にあり、令和５年６月時点で2.33％となって、法定雇用率（2.3％）を上回った。なお、民間企業の法定雇用率は本年４月に2.5％に引き上げられ、さらに、令和８年７月に2.7％に引き上げられる予定である。

このほか、障害福祉分野の人材の処遇改善を行うため、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定は、全体で＋1.12％の改定率となった。

７　労働政策

(1) 近年の雇用情勢

令和２年１月の有効求人倍率は1.49倍、完全失業率は2.4％であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により悪化し、有効求人倍率は同年８月に1.04倍、完全失業率は同年10月に3.1％となった。その後は経済社会活動が徐々に活発化する中で持ち直して、令和６年７月はそれぞれ1.24倍、2.7％となっている。

(2) 賃金

我が国の賃金は、1990年代の後半以降、低迷が続いている。令和６年の春闘（春季労使交渉）における賃上げ率は、高水準を達成した昨年の結果を大きく上回る33年ぶりの高水準となった。物価上昇が続く中、７月の実質賃金は27か月ぶりにプラスに転じた６月に続き２か月連続のプラスとなったが、プラスが継続するかは不透明であり、物価上昇に見合う持続的な賃上げの実現が引き続き重要な課題となっている。

賃金の最低限度については、最低賃金法に基づき国が定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払うことが義務付けられている。

---

[11] 例えば、都市部の75歳以上の高齢単身世帯の生活扶助基準額は、検証結果を反映すると従前の月7.2万円が5.9％減額され月6.8万円となるが、臨時的・特例的対応として従前の月7.2万円に据え置かれる。

[12] 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

[13] 障害者の雇用の促進等に関する法律

都道府県ごとに定められる地域別最低賃金は、例年、７月下旬頃に中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考に８月頃に地方最低賃金審議会での審議を経て決定される。令和６年度の地域別最低賃金の改定後の全国加重平均額は、前年度より51円高い1,055円となり、最高額（東京都：1,163円）と最低額（秋田県：951円）の差は212円となった。最高額に対する最低額の比率は81.8％と10年連続で改善している。政府は、2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指すとしているが、骨太方針2024では、「より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM＆Aの環境整備に取り組む。」としている。また、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。」としている。

(3) 三位一体の労働市場改革等

政府は、賃上げを持続的・構造的なものとするため、骨太方針2024において、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じたジョブ型人事（職務給）の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」を推進するとしている。また、これと併せて、多様な人材が安心して働き続けられる環境整備にも取り組むこととしている。

(4) 雇用保険制度

雇用保険制度は、労使が負担する保険料と国庫負担を財源として、失業等給付及び育児休業給付を行うとともに、雇用安定事業及び能力開発事業を行うものである。

雇用保険制度の概要（体系）

（出所）厚生労働省資料を基に作成

三位一体の労働市場改革及び多様な働き方の推進や、「こども未来戦略」（令和５年12月22日閣議決定）に盛り込まれた共働き・共育ての推進に向けて、令和６年の第213回国会（常会）において、①雇用保険の適用範囲の拡大、②教育訓練給付金の給付率の上限の引上げ、③教育訓練休暇給付金の創設、④育児休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置の廃止、⑤出生後休業支援給付の創設等を内容とする法改正が行われた。

(5) 女性活躍推進・カスタマーハラスメント対策

労働者が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することは重要な課題であり、男女雇用機会均等法[14]の施行により男女均等取扱いの法的枠組みは整備されてきた。

女性の雇用者数は着実に増加しているものの、出産を契機に女性が非正規雇用化するいわゆる「Ｌ字カーブ」や男女間賃金格差は依然として存在し、女性管理職の割合も国際的に見ると水準は低いと指摘されている。また、ハラスメント関係の相談件数は高止まり傾向にあり、カスタマーハラスメント（顧客、取引先等からの著しい迷惑行為等）や就職活動等におけるセクシュアルハラスメントなどが社会的関心を集めている。

平成27年に制定された女性活躍推進法[15]は、10年間の時限立法であり、令和７年度末に期限を迎えることから、「女性版骨太の方針2024」[16]では、「延長に向けた改正法案を令和７年通常国会において提出することを目指」すとされた。厚生労働省の検討会において雇用の分野における女性活躍推進等の方向性について議論が行われ、本年８月８日に報告書が取りまとめられた。報告書では、女性活躍に関する情報公表の拡大、性差の特徴に応じた健康課題への対応、カスタマーハラスメント等のハラスメント対策等が盛り込まれた。

これらを受け、現在、労働政策審議会雇用環境・均等分科会において議論が行われている。

内容についての問合せ先
厚生労働調査室　須澤首席調査員（内線68520）

[14] 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

[15] 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

[16] 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」（令和６年６月11日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）

農林水産委員会

農林水産調査室

所管事項の動向

１　米不足への対応と水田政策

(1) 最近の米の需給動向

令和６（2024）年６月末の米の在庫量は、令和５（2023）年産米（玄米）の需要が堅調に推移したことから、近年では低い水準となっている。農林水産省は、需要が堅調（昨年より 11 万ｔの需要増）であることの要因として、①食料品全体の価格の上昇が続く中で米の価格は相対的に上昇が緩やか、②インバウンド等の人流の増加、③高温・渇水の影響による精米歩留まりの低下を挙げている。

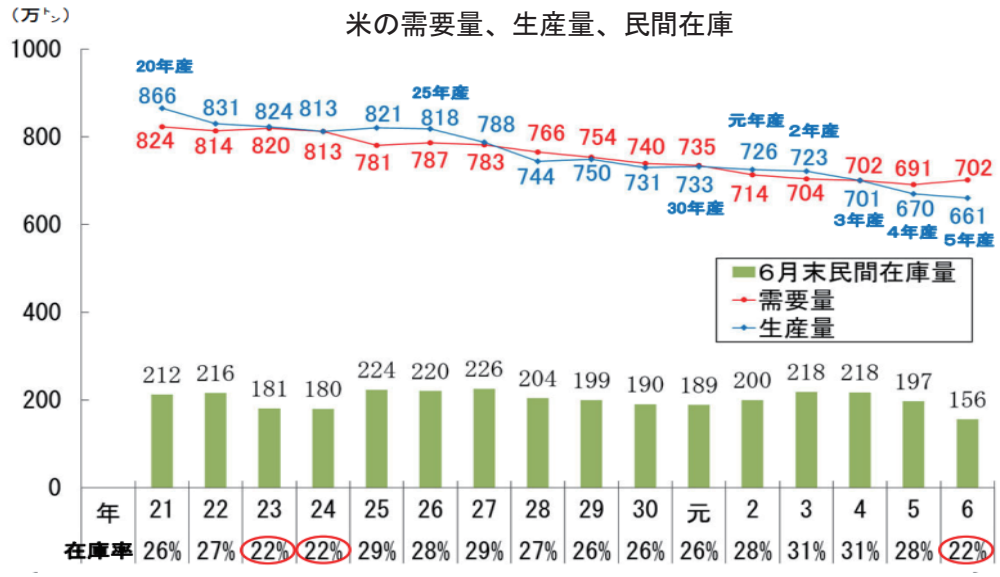

（出所）農林水産省「米の需給状況の現状について」（令和６年９月 17 日）

また、農林水産省は、スーパーでの米の販売数量について、８月は、南海トラフ地震臨時情報（８月８日発表）、その後の地震、台風等による買い込み需要が発生したこと等により、８月５日以降伸びが著しい週が３週続いたが、８月 26 日以降の週は前年と同程度の水準で推移しているとしている。

スーパーでの販売数量の推移

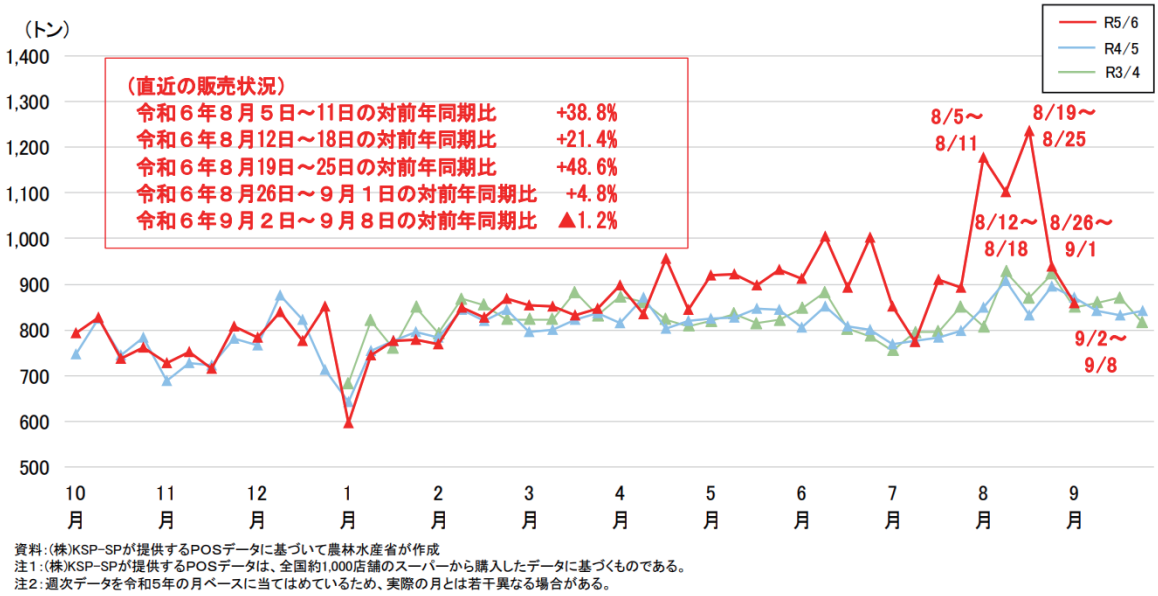

（出所）農林水産省「スーパーでの販売数量の推移（ＰＯＳデータ 全国）」（令和６年９月 17 日）

こうした状況の中で備蓄米の放出を求める声もあったものの、農林水産大臣は「民間流通が基本となっている米の需給や価格に影響を与える恐れがあるため、慎重に考えるべきもの[1]」と説明し、また、国が行う備蓄は、「不作などの米穀の生産量の減少によって、年間を通じて米の供給に不足が見込まれる場合に備えて行っているもの[2]」であるとし、備蓄米の放出は行っていない。その一方、政府は、集荷業者・卸売業者に対し、新米の出荷時期の前倒しや、需要が旺盛な地域への供給などを要請している。

９月になり、「令和６年産新米の流通が本格化し、夏場から続いていた米の品薄感は緩和しつつある」が、店頭での販売価格は「軒並み上昇傾向にある」旨が報じられている[3]。

(2) 水田政策

主食用米の需要量は、長期的には減少傾向で推移している。こうした中、政府は、国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米の安定供給のほか、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るためには、持続性に優れた生産装置である水田を最大限に有効活用することが重要であるとして、水田活用の直接支払交付金を措置し、麦・大豆等の戦略作物の本作化を進めている。同交付金については、５年間一度も水張りが行われない水田については交付対象から外す方針が示されている。

なお、米価の変動等による収入減少については、収入保険又は収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）で対応している。

---

1 坂本農林水産大臣記者会見概要（令和６年８月 27 日）

2 坂本農林水産大臣記者会見概要（令和６年８月 30 日）

3 「新米 前払い金４割高 ＪＡ 需給逼迫・肥料高騰 流通本格化 品薄は緩和 ５キロ８月 400 円上昇 昨年比」『産経新聞』（2024.9.14）

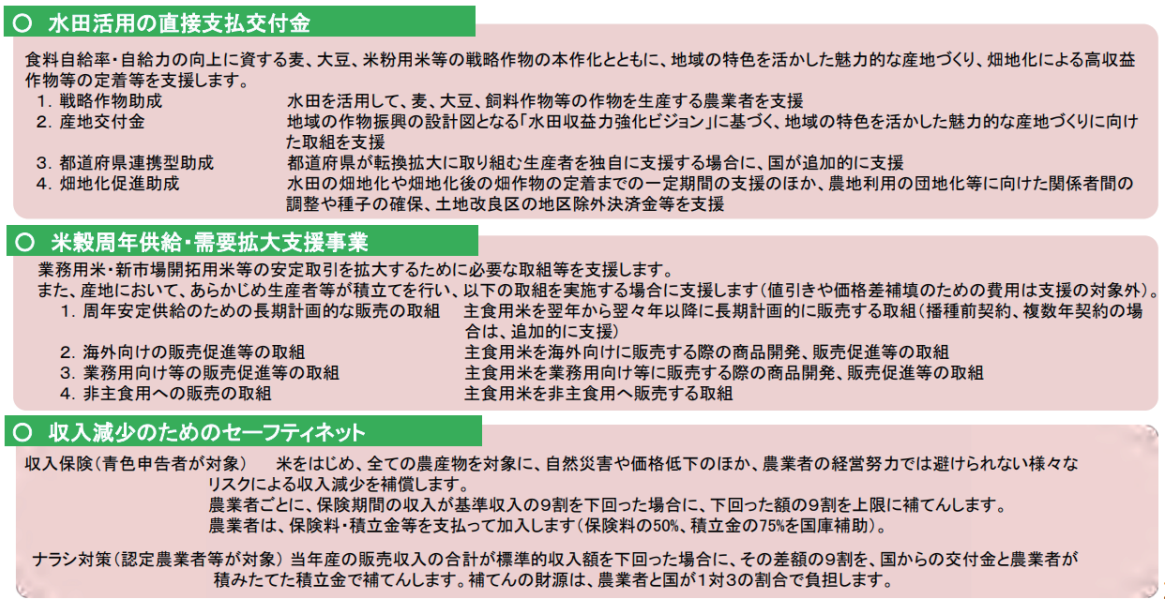

（出所）農林水産省農産局「米をめぐる状況について」（令和６年８月）

２　食料・農業・農村基本法の改正を受けた食料・農業・農村基本計画の改定

(1) 食料・農業・農村基本法の改正

我が国の農政の基本方向を示す「食料・農業・農村基本法」（以下「基本法」という。）については、制定からおよそ四半世紀が経過した令和６（2024）年５月、基本理念を①食料安全保障の確保、②環境と調和のとれた食料システムの確立、③多面的機能の発揮、④農業の持続的な発展、⑤農村の振興の５本の柱に整理し直し、あわせて「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という。）のほか、関連する基本的施策を見直す等の改正が行われた。

(2) 食料・農業・農村基本計画の改定

令和６（2024）年８月、内閣総理大臣を本部長とする食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において、基本法の改正を受けて、年度内に基本計画を改定する方針が示された。

基本法改正を受けた基本計画改定の検討方向及び政策課題

政策分野	基本計画の検討方向／政策課題
食料安全保障の強化 （輸出拡大等による所得向上）	輸入依存度の高い麦・大豆の増産（水田政策の見直し） 輸出拡大に向けた産地育成（農地の大区画化、有機農業の推進等） 生産資材の確保・安定供給 安定的な備蓄・輸入の確保 合理的な価格の形成 食品アクセスの確保

環境と調和のとれた食料システムの確立	新たな環境直接支払交付金の創設（令和９年度目標）
農業の持続的発展 農村の振興 （生産性の向上（生産方式の革新等）による所得向上）	農業人口減少下での農業の持続的発展 農村人口減少下での地域コミュニティの維持

（出所）食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（第８回）（令和６年８月 27 日）配布資料を基に当室作成

同月、農林水産大臣は、基本計画の改定について、食料・農業・農村政策審議会に諮問した。今後、同審議会の下で課題の分析等が行われ、令和７（2025）年３月に答申が行われる予定となっている。

３　食料安全保障

(1) 食料安全保障の確保

気候変動等による世界的な食料生産の不安定化、世界的な食料需要の拡大に伴う調達競争の激化等により、輸入する食品原材料や生産資材の価格が高騰するなどしており、政府は、食料安全保障の強化が国家の喫緊かつ最重要課題としている。また、近年、地理的な制約や経済的な状況等により、十分な食料を入手できない者が増加していることも課題としている。

令和６（2024）年５月に改正された（６月施行）基本法において、食料安全保障は「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義されたうえで、同法の基本理念の冒頭に位置付けられ、食料の安定的な供給については国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることとされた。また、食料安全保障の確保に関する基本的施策として、食料の円滑な入手の確保等が規定された。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和６年６月 21 日閣議決定）において、食料安全保障という社会課題への対応として、①輸入依存度の高い食料の国産転換のため、水田の汎用化・畑地化を推進すること、②食料の安定供給を維持するため、スマート農業技術の現場実装を加速することを挙げている。

(2) 食料供給困難事態対策法

世界の食料の需給及び貿易が不安定な状況となっている中において食料安全保障を確保するため、令和６（2024）年６月、基本法に関連する個別法として「食料供給困難事態対策法」が制定された。

同法は、米穀、小麦、大豆その他の国民の食生活上又は国民経済上重要な食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがある事態に対応するため、食料供給困難事態対策本部の設置、当該食料等の安定供給の確保のための輸入・生産の促進又は出荷の調整の要請等の措置を定めるものであり、現在、政府において、法律の施行[4]に向けた準備が進めら

[4] 施行日は、公布日（R6.6.21）から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

れている。

４　漁業共済制度の見直し

漁業は自然環境に左右されやすい産業であるため、中小漁業者の営む漁業について、異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補塡し、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的として、漁業災害補償法に基づく漁業共済が設けられている。国は、漁業者が支払う共済掛金の一部を補助するとともに、漁業共済団体が行う事業の保険事業を行っている。

令和４（2022）年３月に閣議決定された「水産基本計画」では、資源管理や漁場改善に取り組む漁業者の経営を支える漁業収入安定対策については、資源管理や漁場改善を取り巻く状況の変化に対応しつつ、漁業者の経営安定を図るためのセーフティーネットとして効果的かつ効率的にその機能を発揮させる必要があり、漁業共済制度の在り方を含めて検討を行うとされた。

令和６（2024）年８月に開催された食料安定供給・農林水産業基盤強化本部においては、複数の魚種等を対象とできる漁業共済制度を創設し、複合的な漁業を推進するため、漁業災害補償法の改正について、最速で令和６（2024）年中の法案提出に向けて検討を進めるとされた。

５　その他

(1) 地域計画を核とした施策の構築

農地をめぐる状況については、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が更に加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念が示されている。このような中、令和５（2023）年４月、農業経営基盤強化促進法の改正が施行され、基本構想を定めている市町村は、農業者等による話合いを踏まえて、地域農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標などを「地域計画」に定めるものとされた[5]。地域計画については、地域農業の将来設計図となるものであり、幅広い意見を取り入れながら、地域の農業関係者が一体となって話し合い、策定することが重要とされている。

農林水産省は、地域計画の策定後は、地域が置かれている状況や地域が抱える課題が見える化されることから、地域計画に記載された現場の状況に応じた必要な取組を総合的に支援するとしている。

(2) 合理的な価格形成の法制化

我が国においては、市場経済の下、食品の価格はそれぞれ需給事情等に応じて形成されている。

令和６（2024）年５月に改正された基本法では、食料の価格形成について、食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなけれ

[5] 経過措置により、令和７（2025）年３月 31 日までに定めることとされている。

ばならないことが規定された。

政府は、これらの費用を考慮する価格形成の仕組みについて、令和７(2025)年通常国会への法案提出に向けて法制化作業を加速することとしており、農林水産省に設置された「適正な価格形成に関する協議会」において、具体的な仕組みが検討されている。

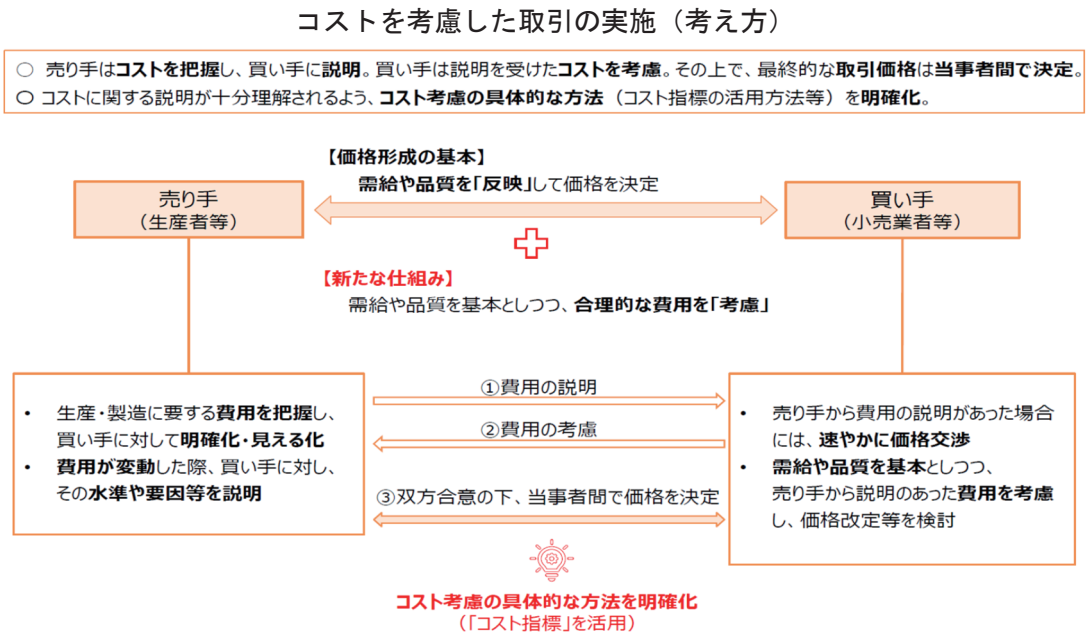

（出所）適正な価格形成に関する協議会（第５回）（令和６年８月２日）配布資料

(3) 日本型直接支払における環境負荷低減の取組への支援

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の農村で農業生産活動が行われることで生まれる「農業・農村の多面的機能」の維持・発揮を図るため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、日本型直接支払制度が実施されている。同制度は、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度、環境保全型農業直接支払制度の三つから構成されている。

また、政府は、環境保全型農業直接支払交付金について、令和９（2027）年度を目途に、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下「みどりの食料システム法」という。）に基づき先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に交付金を交付する仕組みに移行することを検討している。

(4) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスの導入

農林水産省は、各種支援の実施に当たって、そのことが環境に与える負荷を低減するよう、全事業を対象にその要件として最低限行うべき環境負荷低減の取組を義務化するクロスコンプライアンスを令和９（2027）年度から本格実施することとしている。

具体的な手続は、①事業実施主体が、事業申請時に取り組む内容をチェックして提出、②事業実施主体が、事業報告時に実際に取り組んだ内容をチェックして提出、③申請や報告を受ける国や自治体等が、完了検査時等に報告内容を確認、という流れである。令和６（2024）年度については、①のみに限定して実施することとし、令和７（2025）年度以降、

②、③についても順次導入し、令和９年度からは本格実施として、全ての事業で①～③を行うこととしている。

具体的な取組内容は、みどりの食料システム法の基本方針に位置付けられた「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」をベースとしたものが、各事業の要綱等で示される。

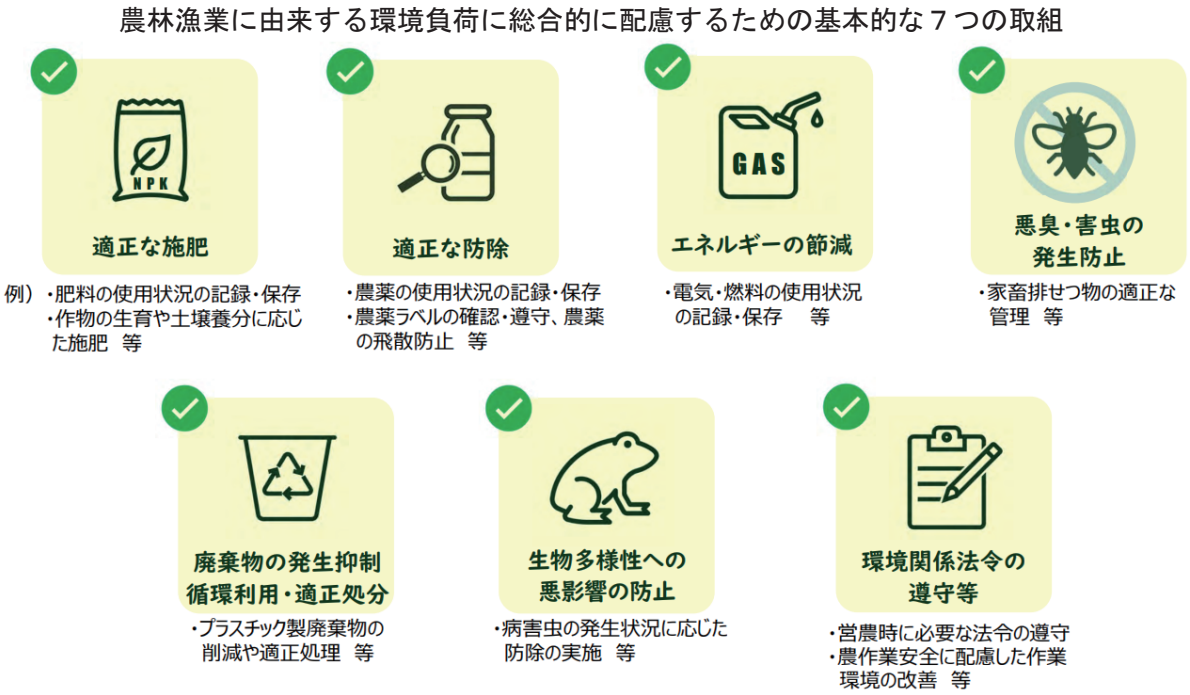

（出所）農林水産省「環境負荷低減のクロスコンプライアンスの導入について」（令和６年７月）

(5) 農林中央金庫の財務

農林中央金庫（以下「農林中金」という。）は、農林中央金庫法に基づく金融機関であり、農林水産省及び金融庁の監督の下、農協等から出資を受け、農協等の預金の受入れや農協等に対する資金の貸付け等を行うこととされている。

農林中金については、金利上昇の影響により評価損が拡大した米国や欧州の国債の売却により、令和６（2024）年度において１兆 5,000 億円規模の赤字になる可能性があると報じられている[6]。

農林中金は、令和６（2024）年８月、同年度中に、永久劣後ローン約 0.7 兆円を償還の上、新たに後配出資 7,360 億円を割り当てるとともに、約 0.6 兆円の期限付劣後ローンの借入れを行う内容の決議を行ったことを、この資本増強を踏まえ強固な財務基盤の確立に向けた取組を図っていく旨付言して公表した。

これに対し農林水産省は、有識者会議を設置し、農林中金の資金運用を分析して、課題を明らかにしていくとしている。

6 『日本農業新聞』（2024.6.20）

(6) 鳥獣被害防止対策

野生鳥獣による農作物被害額は、約 156 億円（令和４（2022）年度）であり、農林水産省は、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等、数字に現れる以上に農山村に深刻な影響を及ぼすとしている。

同省は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づいて市町村が行う被害防止計画の作成や鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化、同計画に基づく鳥獣の捕獲等、被害防除、生息環境管理等の取組を支援している。

財務省が令和６（2024）年６月に公表した予算執行調査の調査結果においては、鳥獣被害防止総合対策交付金事業の実地調査を行った農地 33 か所のうち約８割で侵入防止柵の設置・維持管理に不備が見られたこと等から、今後の改善点・検討の方向性として、予算の縮減を含め予算措置の在り方を抜本的に見直すべきと指摘された。これに対し、農林水産大臣は、農業生産を継続し集落を維持していくためには鳥獣対策は不可欠であり、同交付金の効果的な執行が確保されるよう検討していくと述べている。

内容についての問合せ先
農林水産調査室　本山首席調査員（内線 68540）

経済産業委員会

経済産業調査室

所管事項の動向

１　我が国経済の動向

我が国の実質ＧＤＰ成長率は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け初めて緊急事態宣言が発出された 2020 年４－６月期（Ⅱ期）に前期比 7.7%減と大幅マイナスになった。その後、感染症の状況や、世界的なエネルギー・原材料価格の高騰等の影響を受け、一進一退の動きが続いており、2024 年４－６月期（Ⅱ期）には前期比 0.7%増となった。

＜実質ＧＤＰ成長率（前期比、季節調整済み）＞

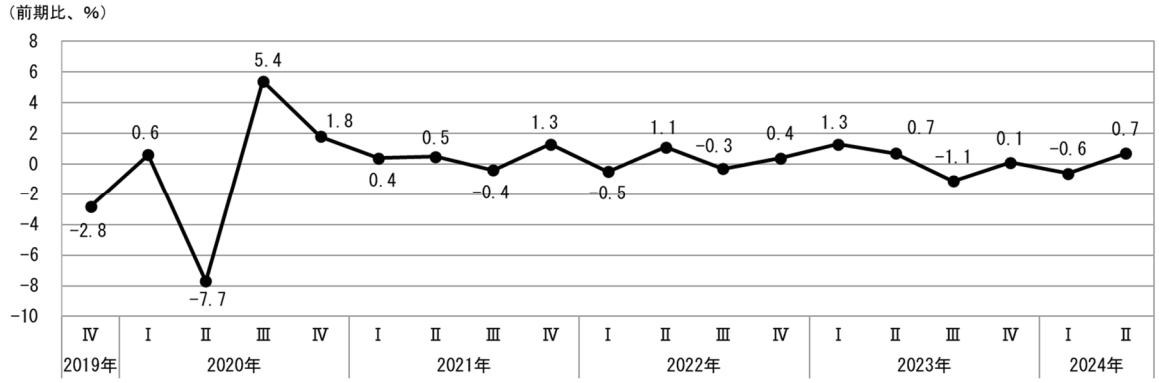

（出所）内閣府「国民経済計算（ＧＤＰ統計）」を基に当室作成

２　中小企業政策

(1) 中小企業の動向

我が国の中小企業・小規模事業者数は、2021 年６月時点で約 336 万者（企業数全体の 99.7%）[1]であるが、厳しい経営環境の下、その数は長期にわたって減少傾向にある。中小企業の業況判断ＤＩ（前年同期比）[2]は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、2020 年４－６月期（Ⅱ期）に▲66.7（1980 年の調査開始以来最低）となった。直近の 2024 年４－６月期（Ⅱ期）は▲15.7（前期差 2.6 ポイント増）となり、４期ぶりに上昇した。

倒産件数は、コロナ禍において、実質無利子・無担保融資（いわゆるゼロゼロ融資）等の政府による資金繰り支援策の効果もあり、コロナ禍前より低位にとどまっていた。しかし、コロナ関連支援の終了、円安、物価高、人手不足の影響により、2023 年は 8,690 件（前年比 35.1%増）[3]、2024 年上半期（１－６月）は 4,931 件（前年同期比 21.9%増）[4]となった。

---

[1] 中小企業庁「中小企業・小規模事業者の数（2021 年６月時点）の集計結果を公表します」（2023 年 12 月 13 日）

[2] 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、全国の中小企業約 19,000 社を対象に四半期ごとに実施している「中小企業景況調査」において、前期比で「好転」と回答した企業比率から「悪化」と回答した企業比率を引いた数値を算出したもの。

[3] 東京商工リサーチ「2023 年（令和５年）の全国企業倒産 8,690 件」（2024 年１月 15 日）

[4] 東京商工リサーチ「2024 年上半期（１-６月）の全国企業倒産 4,931 件」（2024 年７月５日）

＜倒産件数の推移＞

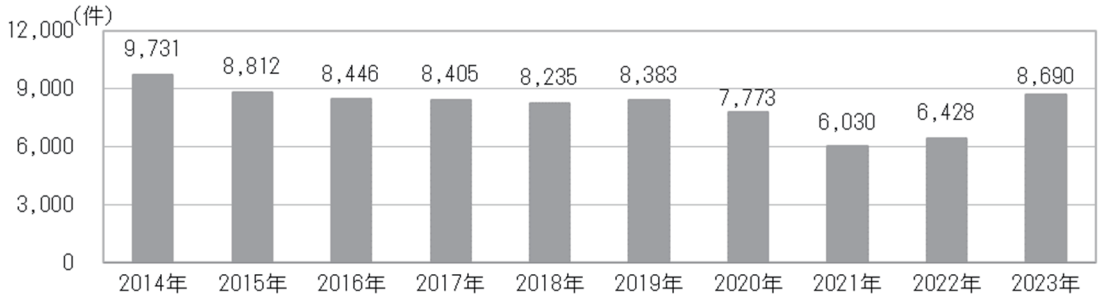

（出所）東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」を基に当室作成

倒産件数の増加が見込まれる中、企業が早期かつ迅速に債務を整理し、事業再構築に取り組める環境を整備することが必要であるとされている。事業再構築に取り組むに当たっては、事業価値毀損[5]の回避を重視し、私的整理[6]が活用されることも多いが、この手続には全対象債権者の同意が必要となることが課題であるとされている。

そのため、2022 年には、内閣官房・新しい資本主義実現会議の下に設置された「新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会」において、「新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）」が提示され、多数決により金融債務の整理を容易にする事業再構築のための法制度について検討が進められた。同案についてはパブリックコメントも行われた。2024 年６月には、産業構造審議会経済産業政策新機軸部会の下に「事業再構築小委員会」が設置され、これまでの検討やパブリックコメントも踏まえて、事業再構築法制の整備に向けた検討が進められている。

(2) 生産性向上等に向けた設備投資の促進

中小企業・小規模事業者向けの主な補助金として、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資を支援する「ものづくり補助金」、小規模事業者が経営計画を自ら策定して行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する「小規模事業者持続化補助金」、自社の課題やニーズに合ったＩＴツールの導入を支援する「ＩＴ導入補助金」、新分野展開、業態転換等の思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等を支援する「事業再構築補助金」等が設けられている。

また、人手不足に悩む中小企業等の省力化投資を促進するため、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果的な汎用製品をあらかじめ補助の対象として登録したリストであるカタログ[7]から選択・導入することによって付加価値向上や賃上げにつなげる取組を支援する「中小企業省力化投資補助金」が設けられ、2024 年６月に交付申請が開始された。

---

[5] 会社更生法や民事再生法などの法的整理を申し立てることにより当該債務者の信用力が低下し、事業再建に支障が生じるおそれがある。

[6] 法的な倒産手続きを用いずに、当事者との合意に基づいて債務の整理を行うことをいう（金融庁「業種別支援の着眼点」（2023 年３月））。

[7] カタログは、中小企業省力化補助金事務局のウェブサイト等で公開されている。

(3) 下請取引の適正化

下請取引の適正化を図るため、政府は、「下請代金支払遅延等防止法（下請法）[8]」において、親事業者の義務及び禁止行為（買いたたき等）を定め、下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるとともに、「下請中小企業振興法[9]」により、下請事業者の体質強化を図っている。また、業種の特性に応じて望ましい取引事例等を示した「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の策定、取引調査員（下請Ｇメン）による訪問調査、関係事業者団体に対する下請事業者への配慮要請等、様々な取組が実施されている。

原材料価格やエネルギーコスト、労務費等が上昇する中、中小企業が適切に価格転嫁できる環境を整備することが重要である。そこで、政府は、９月及び３月を「価格交渉促進月間」と定め、発注企業と受注企業の価格交渉・価格転嫁を促進するとともに、受注企業に対し、その状況についてのフォローアップ調査を実施している。

特に、賃上げ原資の確保に向けて、労務費の価格転嫁が重要であることを踏まえ、2023年11月、労務費の価格転嫁に関する発注者・受注者の双方の立場からの行動指針である「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が取りまとめられた。2024年５月には「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」が改正され、コスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、春闘の妥結額等の公表資料から把握できる場合に下請代金を据え置くことも「買いたたき」に当たるとされた。

2024年７月、公正取引委員会と中小企業庁は、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法を中心に検討することを目的として、関係有識者からなる「企業取引研究会」の初会合を開催した。同会合では、買いたたき規制の在り方、物流に係る優越的地位の濫用規制の在り方、「下請」という用語の見直し等の論点が示されている[10]。

(4) スタートアップ支援

スタートアップ（新規創業）は、イノベーションや雇用の創出、社会課題の解決等に貢献しうる重要な存在である。2022 年 11 月に決定された「スタートアップ育成５か年計画」においては、我が国は、欧米主要国に比べ、開業率が低く、スタートアップ向け投資額やユニコーン企業数（時価総額 1,000 億円超の未上場企業数）も少ないとされ、今後の目標として、2027 年度にスタートアップへの投資額を 10 倍超の規模（10 兆円規模）とすることや、将来においてユニコーンを 100 社創出すること等が掲げられた。

主なスタートアップ支援策として、ストックオプション税制、オープンイノベーション促進税制等のスタートアップ関連税制の拡充、株式会社産業革新投資機構（ＪＩＣ）による資金調達支援等が行われている。また、第 213 回国会（常会）において産業競争力強化法[11]が改正され、スタートアップなどを長期的に支援できるようＪＩＣの運用期限を 2050

---

8 昭和 31 年法律第 120 号

9 昭和 45 年法律第 145 号

10 公正取引委員会・中小企業庁「円滑な価格転嫁のための取引環境の整備について」（第１回企業取引研究会（2024.7.22）配付資料）

11 平成 25 年法律第 98 号

年３月末まで延長したほか、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）によるディープテック・スタートアップ[12]の事業開発活動への補助業務の追加、投資事業有限責任組合（ＬＰＳ）[13]の取得可能資産への暗号資産の追加等、スタートアップ関連の措置が講じられた。

(5) 事業承継の促進

中小企業経営者の高齢化が進むとともに、後継者不在の企業が多数存在することから、廃業の増加による雇用や技術への影響が懸念されている。事業承継を促進するため、事業承継・引継ぎ支援センターによる相談対応や事業承継計画の策定支援、事業承継・引継ぎ補助金等、様々な支援策が実施されている。特に昨今は、Ｍ＆Ａによる第三者承継[14]を行う際の支援が強化されており、中小企業庁は、中小企業が安心してＭ＆Ａに取り組める基盤を構築するためのＭ＆Ａ支援機関登録制度を設けているほか、Ｍ＆Ａを適切な形で進めるための手引きである「中小Ｍ＆Ａガイドライン」の策定、中堅・中小企業のグループ化を促進するため複数回のＭ＆Ａを後押しする中堅・中小グループ化税制等の支援策を講じている。

また、2024 年８月、「中小Ｍ＆Ａガイドライン」が改訂され、不適切な譲り受け側の存在や経営者保証に関するトラブル、Ｍ＆Ａ専門業者が実施する過剰な営業・広告等の課題に対応するため、仲介者・ＦＡ[15]の手数料・提供業務に関する事項、広告・営業の禁止事項、利益相反に係る禁止事項等が明記された。

３　資源・エネルギー政策

(1) 我が国の一次エネルギー供給

我が国の「一次エネルギー供給[16]」は、1960 年代以降、石油への依存を強めてきたが、1970 年代の２度のオイルショック等を経て、石油に代わり天然ガス（液化天然ガス：ＬＮＧ）や原子力等の導入が進められた。しかし、2011 年３月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて原発が順次稼働を停止し、その代替として化石燃料、特にＬＮＧの割合が上昇した。一方、再生可能エネルギーの割合は、2012 年７月の固定価格買取制度（ＦＩＴ制度）[17]の開始により上昇している。

---

[12] 「ディープテック」とは、特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術であり、その事業化・社会実装を実現できれば、国や世界全体で解決すべき経済社会課題の解決など社会にインパクトを与えられるような潜在力のある技術をいうとされる。

[13] 投資事業有限責任組合（ＬＰＳ：Limited Partnership）とは、業務を執行する無限責任組合員（ＧＰ：General Partner）と有限責任組合員（ＬＰ：Limited Partner）が出資を行い、その出資金を基にして共同で投資を営む組合であり、いわゆるファンドの一類型である。

[14] 事業承継は、引き継ぐ先によって、親族内承継、従業員承継、社外の第三者への引き継ぎ（Ｍ＆Ａ）の３類型に分類される。

[15] ＦＡ（フィナンシャル・アドバイザー）とは、譲り渡し側又は譲り受け側の一方との契約に基づいてマッチング支援等を行う支援機関をいう。

[16] 国内で供給されている国産、輸入を含めた全てのエネルギーの量。発電所における電気エネルギーへの転換や石油精製工場におけるガソリン等の石油製品への加工等、エネルギー転換を経て、消費者に届けられる。

[17] Feed In Tariff：再生可能エネルギー電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを保証する制度

また、我が国の一次エネルギー供給におけるエネルギー自給率[18]は戦後低下を続け、原子力の発電量がゼロになった 2014 年度に過去最低（6.3%）を記録した。その後、再生可能エネルギーの普及や原発の再稼働により、2022 年度は 12.6%となった[19]。

＜一次エネルギー国内供給の推移＞

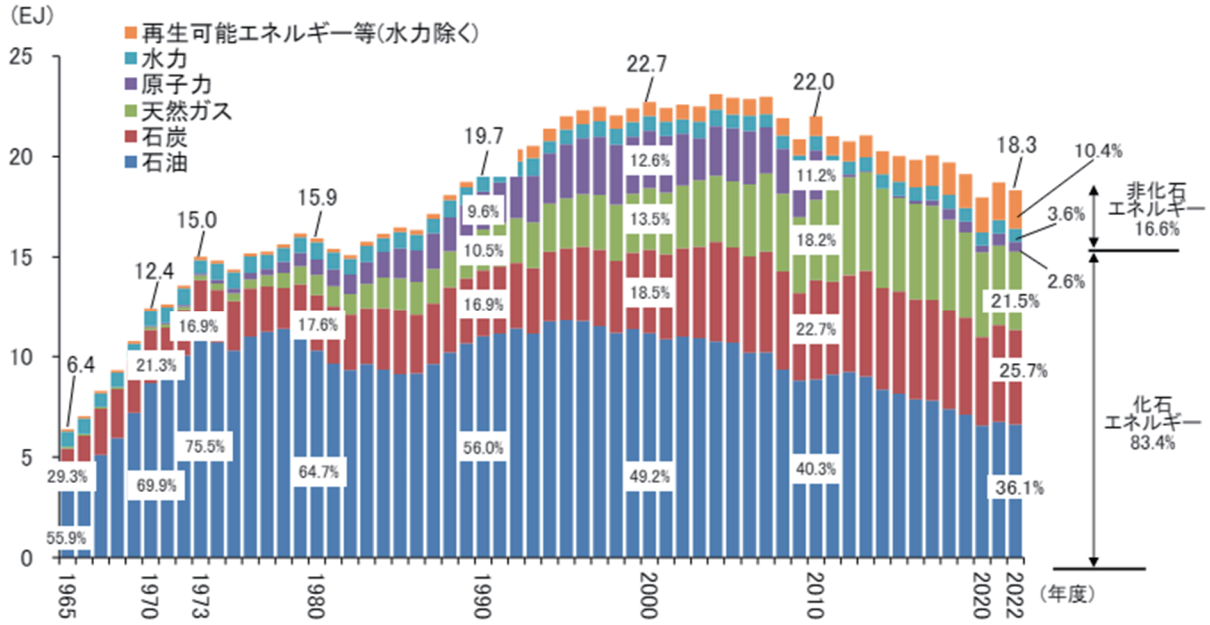

（出所）資源エネルギー庁「エネルギー白書 2024」

(2) 各エネルギーの現状

ア　化石燃料（石油、ＬＮＧ、石炭）

化石燃料のうち、石油については、一次エネルギー供給の最大の割合を占めており、ホルムズ海峡における中東情勢の地政学的リスク[20]や新興国での需要増大等を受けて、調達先の多角化、海外権益の確保、国家・民間での備蓄[21]等が進められている。

ＬＮＧについては、他の化石燃料に比べてＣＯ２排出量が少ないため、その需要が世界的に拡大していることに加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響等を踏まえ、戦略的にＬＮＧを確保する仕組みを構築するなど、安定供給に向けた取組が進められている。

石炭については、他の化石燃料に比べてＣＯ２排出量が多く、2021 年 10 月に閣議決定された「第６次エネルギー基本計画」では、非効率な石炭火力のフェードアウトを推進す

[18] 原子力発電のウラン燃料は輸入されているが、再処理することで再び燃料として利用が可能であるため、ＩＥＡ（国際エネルギー機関）は原子力を国産エネルギーとして一次エネルギー自給率に含めている。

[19] 資源エネルギー庁「2022 年度エネルギー需給実績（確報）」

[20] 原油の 95.2%（2022 年度）、ＬＮＧの 9.0%（同）が中東地域からの輸入であり、多くが狭隘なホルムズ海峡を経由する（資源エネルギー庁「エネルギー白書 2024」）。

[21] 2024 年７月末で、国家備蓄が 4,163 万 kℓ（143 日分）、民間備蓄が 2,682 万 kℓ（92 日分）など計 244 日分備蓄されている（資源エネルギー庁「石油備蓄の現況」（2024 年９月））。

るとされている[22]。

世界規模で脱炭素化の動きが進む中、政府は、燃料の脱炭素化を図るため、燃焼時のＣＯ２を排出しない水素やアンモニア等の利活用に向けた研究開発や社会実装の支援を行っている。

イ　再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス）

再生可能エネルギーは、ＦＩＴ制度の開始により導入量が拡大しており、2022 年度の電源構成に占める割合は 20%超となっている。一方で、ＦＩＴ制度に基づく買取費用（国民負担）の増大[23]、発電量等が変動する再生可能エネルギー由来の電力の送電抑制等が課題となっている。これらの課題への対応策として、市場価格と連動させて賦課金による国民負担の抑制等を図るＦＩＰ制度[24]が 2022 年４月より開始されたほか、地域間連系線の増強等、次世代電力ネットワークの形成に向けた取組が進められている。

ウ　原子力

原子力発電は、気候や地政学的リスク等の変動要因が少なく、安定供給が可能な「ベースロード電源」として利用が進められ、2010 年度の電源構成に占める割合は約 25%であったが、東京電力福島第一原子力発電所事故を経た 2022 年度では約６％となっている。原子力発電所については、原子力規制委員会の「新規制基準」（2013 年７月施行）に適合すると認められた 12 基が再稼働している（2024 年９月現在）。政府は、近年の脱炭素化及びエネルギー安定供給の確保の観点から、安全確保を大前提として原子力の活用を進めることとしており、2023 年５月に成立した「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（ＧＸ脱炭素電源法）[25]」において、発電用原子炉の運転期間の延長[26]に関する規定の整備等が行われている。

また、福島第一原発の原子炉建屋に流れ込む地下水により発生した汚染水は、多核種除去設備（ＡＬＰＳ）等で処理した上で原発敷地内において保管されてきたが、2023 年８月 24 日からＡＬＰＳ処理水の海洋放出が行われている。政府は、処理水の処分に伴う風評影響等に対処するため、処理水の処分完了まで全責任をもって取り組む方針を示している。

---

[22] 岸田内閣総理大臣（当時）は、2023 年 11 月 30 日からアラブ首長国連邦で開催された「国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議（ＣＯＰ28）」の首脳級会合で演説を行い、国内では排出削減対策が講じられていない石炭火力発電所の新規建設は行わない方針を表明した。

[23] 再生可能エネルギー電気と通常の電気料金との差額は「賦課金」として電力利用者が負担しており、標準家庭の月額負担額は、2024 年度では 1,396 円となっている。また、同年度の買取費用の総額は約 4.8 兆円に達する見込みである（経済産業省ＨＰ）。

[24] Feed In Premium:ＦＩＴ制度のように固定価格で買い取るのではなく、再生可能エネルギー発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアムを上乗せして交付する制度

[25] 令和５年法律第 44 号。①特に重要な送電線の整備計画の認定制度の創設、②原子炉の運転期間（40 年）の延長に関する規定の整備、③原子力利用の価値及び国・事業者の責務の明確化等を内容とする。

[26] 原子炉の運転期間については、従来 40 年とされ、延長は一回に限り、20 年まで可能であった。ＧＸ脱炭素電源法では、運転期間について、最大 60 年（原則 40 年、延長 20 年）とする枠組みを維持した上で、原子力規制委員会による安全性確認を大前提として、この 60 年のカウントから原子力事業者の予見し難い事由（安全規制に係る制度や運営の変更、仮処分命令等）による運転停止期間を除外することとされた。

資源の乏しい我が国は、原子力発電所で生じた使用済燃料を再処理して、再度発電に利用する「核燃料サイクル」への取組を進めている。最終的に発生する高レベル放射性廃棄物は地層処分することとされており、最終処分地選定手続の第一段階に当たる文献調査[27]が、北海道寿都（すっつ）町及び神恵内（かもえない）村において2020年11月から、佐賀県玄海町において2024年６月から開始された。

(3) エネルギー基本計画の見直しに向けた検討

エネルギー基本計画は、政府がエネルギー政策の基本的な方向を示すために策定するもので、「エネルギー政策基本法[28]」において、少なくとも３年ごとに見直しの検討を加えなければならないとされている。2021年10月に「第６次エネルギー基本計画」が策定されて以降、我が国を取り巻くエネルギー情勢は大きく変化し、脱炭素化の進展に加えて、生成ＡＩなどによるＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の進展に伴う電力需要の増加の可能性も指摘される中、政府は、「ＧＸ2040ビジョン[29]」の策定に向けた動きと連動して、2024年５月から「第７次エネルギー基本計画」の策定の検討を進めており、年度内の策定に向けて、脱炭素電源（再エネ、原子力等）の活用を踏まえたエネルギー政策の方向性やエネルギーミックスの在り方等に関する議論が行われている。

(4) ＧＸ実現に向けた動き

ア　我が国の脱炭素化への取組全般

世界規模での脱炭素化に向けた動きを背景として、2020年10月に菅内閣総理大臣（当時）が2050年カーボンニュートラルを宣言し、同年12月には、経済と環境の好循環を作っていく産業政策として、グリーンイノベーション基金の創設等を盛り込んだ「グリーン成長戦略」が策定された。また、2021年４月には、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013年度から46％削減することを目指し、さらに50％の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針を表明した。

こうした中、脱炭素化に向けた取組と産業競争力強化・経済成長を同時に実現する経済社会システム全体の変革とされるＧＸ（グリーントランスフォーメーション）の実現に向けた投資競争が世界規模で加速している。加えて、2022年２月のロシアによるウクライナ侵略は、国際的なエネルギー情勢を一変し、我が国を取り巻くエネルギー安全保障上の課題を浮き彫りにした。

こうした変化を契機として、政府は、2023年２月、産業・社会構造の変革や安定的で安価なエネルギー供給を実現するための今後10年のロードマップである「ＧＸ実現に向け

---

[27] 処分地選定には、段階的な技術的調査（文献調査、概要調査、精密調査）が必要であり、最初に行う文献調査は、地質図や学術論文などの文献・データを基にした机上調査である。文献調査は、概要調査を実施するかどうかを検討するための材料を集める事前調査的な位置付けとされている。

[28] 平成14年法律第71号

[29] 産業構造、産業立地、技術革新、消費者行動といった経済社会全体の大変革と脱炭素への取組を一体的に検討するための、2040年に向けた新たな国家産業戦略であり、現在、ＧＸ実行会議で検討が進められている（後述）。

た基本方針」を閣議決定した。この方針等に基づき、ＧＸ実現に向けて必要となる関連法として、2023年５月には「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（ＧＸ推進法）[30]」及びＧＸ脱炭素電源法、2024年５月には「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（水素社会推進法）[31]」及び「二酸化炭素の貯留事業に関する法律（ＣＣＳ事業法）[32]」が成立している。

政府は、こうした一連のＧＸ政策をさらに発展させるため、2040年に向けた新たな国家産業戦略である「ＧＸ2040ビジョン」の策定に向けた議論を2024年５月から開始している。

イ　カーボンプライシング制度の詳細設計に向けた検討

ＧＸ推進法では、カーボンプライシング制度[33]の在り方について、法施行後２年以内に必要な法制上の措置を講ずることが規定されている。また、同法に基づき2023年７月に閣議決定された「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（ＧＸ推進戦略）」では、2026 年度に排出量取引制度を本格稼働する方針が示されている。現在、政府は、2026年度からの本格運用に向けた制度の具体的な設計について論点整理を行うなど、制度の法定化に向けた検討を進めている。

(5) エネルギー価格高騰問題

政府は、ガソリン価格等の燃料価格の高騰対策として、2022年１月より「燃料油価格激変緩和対策事業」を実施している。また、化石燃料価格の上昇による電気・ガス料金の高騰対策として、2023年１月から2024年５月末まで「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を実施した。

岸田内閣総理大臣（当時）は、2024年６月21日の記者会見において、物価水準が高止まる中で地方経済や低所得世帯に即効性の高いエネルギー補助を行う必要があるとして、「燃料油価格激変緩和対策事業」を2024年末まで継続することとし、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」については、2024年８月から10月までの期間に限り実施する方針を示した。

政府は、これまでに燃料油価格激変緩和対策事業として約7.1兆円、電気・ガス価格激変緩和対策事業として約3.9兆円の予算措置を行っている。

---

[30] 令和５年法律第32号。①ＧＸ推進戦略の策定、②ＧＸ投資の支援のためのＧＸ経済移行債の発行、③カーボンプライシングの導入（2028年度からの化石燃料の輸入事業者等への賦課金の徴収及び2033年度からの発電事業者に対する負担金の徴収）等を内容とする。

[31] 令和６年法律第37号。①低炭素水素等供給等事業に関する計画認定制度の創設、②認定を受けた事業者に対する支援措置等を内容とする。

[32] 令和６年法律第38号。ＣＣＳ（Carbon dioxide Capture and Storage）とは、ＣＯ２を分離・回収し、地下に貯留する技術を意味する。ＣＣＳ事業法は、①貯留事業・試掘の許可制度の創設、②貯留事業・試掘に関する事業規制・保安規制の整備等を内容とする。

[33] 企業等の排出するＣＯ２に価格をつけ、それによって排出者の行動を変容させるために導入する政策手法。代表的な手法として、「炭素税」（企業等が燃料や電気を使用して排出したＣＯ２に対して課税）や「排出量取引」（企業ごとに排出量の上限を決め、それを超過する企業と下回る企業との間でＣＯ２の排出量を取引）、「クレジット取引」（ＣＯ２の削減を「価値」と見なして証書化し、売買取引を行う）等がある。

４　産業政策

(1) 自動車産業

自動車産業はＧＸとＤＸの２つの側面での産業構造変化が進んでいる。

ＧＸでは、世界的な脱炭素化への移行に伴い、各国が相次いでガソリン車規制に関する方針を表明しており、電気自動車をはじめとする車の電動化が世界で進んでいる。2023 年の電気自動車の世界販売台数は前年比 25.8%増の約 909 万台、ハイブリッド車は同 31.4%増の約 459 万台、プラグインハイブリッド車は同 46.0%増の約 392 万台となったとされている[34]。

＜主要国の電動化目標＞

日本	2035 年までの乗用車新車販売での電動車（電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車）100%
ＥＵ	2035 年以降、ガソリン車（プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車を含む）の販売禁止としていたものの、2023 年 3 月、合成燃料のみで走行する内燃機関車の新車販売も可能とすることで合意
中国	2027 年までに新車販売の 45%を電気自動車等の新エネルギー車に
米国	2030 年までに新車販売の半数を電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車に

（出所）各種報道資料を基に当室作成

ＤＸでは、自動車を取り巻くデジタル技術の進展に伴い、自動車産業のバリューチェーンや産業構造に大きな変化がもたらされ、自動車を巡る競争は、グローバルなゲームチェンジが起こりつつある。例えば、ソフトウェアを起点とした車両開発（ＳＤＶ：ソフトウエア・デファインド・ビークル）が進み、ソフトウェアのアップデートにより、自動車の性能向上や機能の追加等といった新たな価値が提供されるといったことが生じている。こうした、自動車分野のＤＸを巡る国際競争を勝ち抜く観点から、政府は、2024 年５月に、官民で目指すべき中長期目標の設定と、その実現に向けたロードマップの策定等を盛り込んだ「モビリティＤＸ戦略」を策定した。

(2) 半導体

近年、デジタル化の進展に伴うデジタル機器の需要拡大等により世界的に半導体の需給がひっ迫したことを踏まえ、各国で経済安全保障及び産業政策の観点から半導体の生産基盤を自国内に構築するための支援策を打ち出す動きが見られる。

我が国においても、①超低遅延や多数同時接続といった機能が強化された第５世代移動通信システム（ポスト５Ｇ）に用いられる先端半導体製造技術の開発事業等を支援する「ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業」、②高性能な半導体の生産拠点を確保する「特定半導体基金事業」、③「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）[35]」に基づき、特定重要物資として半導体を指定し、各種半導体の国内生産能力を維持・強化することとする「半導体のサプライチェーン

[34] 『産経新聞』（2024.5.3）調査会社マークラインズ社の集計。

[35] 令和４年法律第 43 号

強靭化支援事業」の３つの支援策を行っている。

＜ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業の主な採択状況＞

採択日	事業者名	事業概要	最大助成額
2022年11月11日	Rapidus（ラピダス）	先端半導体製造技術の開発	700億円
2023年４月25日	Rapidus（ラピダス）	先端半導体製造技術の開発	2,600億円
2023年10月３日	マイクロンメモリジャパン	次世代型メモリの研究開発	250億円
2023年12月21日	サムスン	後工程技術の研究開発	200億円
2024年４月２日	Rapidus（ラピダス）	先端半導体製造技術の開発	5,900億円

（出所）政府資料等を基に当室作成

＜特定半導体基金事業の採択状況＞

採択日	事業者名	主要製品	最大助成額
2022年６月17日	ＴＳＭＣ、ＪＡＳＭ	ロジック半導体（22/28nm・12/16nm）	4,760億円
2022年７月26日	キオクシア、 ウェスタンデジタル等	３次元フラッシュメモリ （第６・８世代製品）※	929.3億円
2022年９月30日	マイクロンメモリジャパン等	ＤＲＡＭ（１β世代）	464.7億円
2023年10月３日	同上	ＤＲＡＭ（１γ世代）	1,670億円
2024年２月６日	キオクシア、 ウェスタンデジタル等	３次元フラッシュメモリ （第８・９世代製品）	1,500億円
2024年２月24日	ＴＳＭＣ、ＪＡＳＭ	ロジック半導体（6nm・12nm）	7,320億円

※2024年２月６日の変更の認定により、第８世代製品が追加された。
（出所）政府資料等を基に当室作成

また、2024 年６月 21 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（骨太の方針 2024）において、半導体分野について、複数年度にわたり、大規模かつ計画的に量産投資や研究開発支援等の重点的投資支援を行うこととし、その際、次世代半導体の量産等に向けた必要な法制上の措置を検討するとされた。７月 24 日、岸田内閣総理大臣（当時）は、次世代半導体の量産を目指すラピダスの建設予定地の視察後の記者会見において、必要な法案を早期に国会に提出する方針を表明した。

(3) 循環経済実現に向けた制度見直し

近年、循環経済（サーキュラーエコノミー）[36]への転換の必要性が高まっており、2023 年３月に経済産業省において循環経済政策に係る総合的な政策パッケージである「成長志向型の資源自律経済戦略」が策定された。その後、同省の審議会で関連法制の拡充・強化について検討が行われ、2024 年６月に報告書[37]が取りまとめられた。また、７月 30 日には国家戦略として循環経済を推進するため、「循環経済に関する関係閣僚会議」の初会合が開催され、岸田内閣総理大臣（当時）は、循環経済の推進に向けた政策パッケージを年内に取りまとめるよう指示した。

[36] バリューチェーンのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じ、付加価値の最大化を図る経済。

[37] 産業構造審議会 産業技術環境分科会 資源循環経済小委員会「成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する中間とりまとめ案」（2024.6.27）

５　知的財産政策

我が国の知的財産政策は、知的財産基本法に基づき毎年策定される「知的財産推進計画」にのっとって推進されている。2024 年６月４日に策定された「知的財産推進計画 2024」では、我が国のイノベーションを創出・促進するため、①ＡＩ技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現に向けて、ＡＩ開発者や権利者等の関係者の取組を促進すること、②国際標準化に関する総合的な国家戦略を 2025 年春を目途に策定すること、③高度知財人材の戦略的育成・活躍を推進すること等を明記している。また、クールジャパンについては、同日、「新たなクールジャパン戦略」が策定され、コンテンツ産業をはじめとするクールジャパン関連産業を基幹産業として位置付け、2033 年までに海外展開を 50 兆円まで拡大する目標等が掲げられた。同戦略における今後の取組については「知的財産推進計画 2024」にも盛り込まれている。

＜知的財産推進計画 2024 の全体像＞

１．知的財産の創造（国内のイノベーション投資の促進、知財・無形資産への投資による価値創造、ＡＩと知的財産権）
２．知的財産の保護（技術流出の防止、海賊版・模倣品対策の強化）
３．知的財産の活用（産学連携による社会実装の推進、標準の戦略的活用の推進等）
４．高度知財人材の戦略的な育成・活躍（研究開発における人材育成・流動化、コンテンツ開発や利活用における人材育成、知財活用を支える人材基盤の強化）
５．新たなクールジャパン戦略・コンテンツ戦略（海外へのビジネス展開等）

（出所）知的財産戦略本部「知的財産推進計画2024（概要）」を基に当室作成

６　通商政策

2000 年代後半以降、ＷＴＯ（世界貿易機関）での多国間交渉が難航・長期化する中、世界の主要国は貿易・投資の拡大のため、積極的に二国間・地域間の経済連携協定（ＥＰＡ／ＦＴＡ）を締結するようになっている。

我が国では 2024 年５月現在、20 の経済連携協定が発効済みであり、2016 年２月に署名されたＴＰＰ協定（環太平洋パートナーシップ協定）及び同協定から米国が離脱したことを受けて残りの 11 か国で 2018 年 12 月に発効したＣＰＴＰＰ協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の締結を進めたほか、2022 年１月に発効したＲＣＥＰ協定（地域的な包括的経済連携協定）にも参加している。ＣＰＴＰＰ協定については、2023 年７月に英国の加入が正式に承認され、2024 年 12 月 15 日までに英国が加入する議定書が発効する見通しである。このほかにも中国、台湾、エクアドル、コスタリカ、ウルグアイ、ウクライナが加入を申請している。

2022 年５月にはＩＰＥＦ（インド太平洋経済枠組み）が立ち上げられた。これは米国を含む 14 か国が参加する経済枠組みであり、「貿易」「サプライチェーン」「クリーン経済」「公正な経済」の４つの分野について交渉を進めることとしているが、ＥＰＡやＦＴＡとは異なり、関税についての交渉は行わないこととされ、インドは「貿易」分野の参加を見送っている。2023 年５月にはサプライチェーンの途絶時における連携手続等を規定する「ＩＰＥＦサプライチェーン協定」が実質妥結に至り、2024 年２月に発効した。クリーン

エネルギーへの移行等に関する「ＩＰＥＦクリーン経済協定」及び贈収賄を含む腐敗行為の防止に取り組む「ＩＰＥＦ公正な経済協定」は、2023 年 11 月に実質妥結に至っており、残る交渉分野は「貿易」のみとなった。

＜ＣＰＴＰＰ、ＲＣＥＰ、ＩＰＥＦの参加国＞

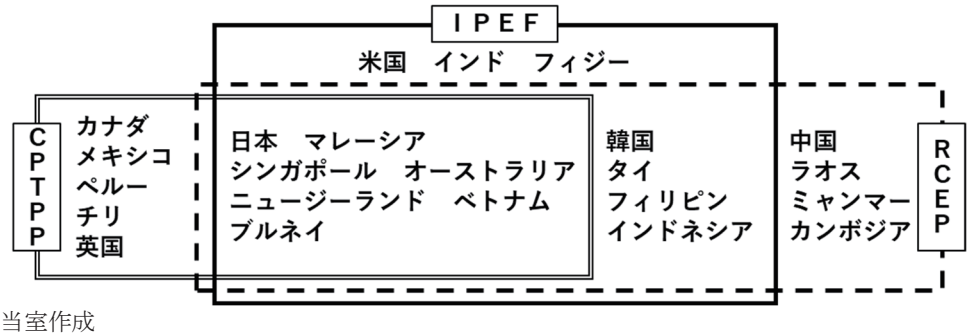

（出所）当室作成

７　独占禁止政策

(1) 公正取引委員会の概要

我が国の独占禁止政策は、独立行政委員会である公正取引委員会において進められている。同委員会は、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法等について、違反行為の調査及び排除措置命令等のほか、各種ガイドラインの策定等を行っている。

(2) スマートフォンのソフトウェアに係る競争環境の整備

スマートフォンが国民生活及び社会経済活動の基盤となる中、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（モバイルＯＳ、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン）に係る市場は、特定少数の有力な事業者による寡占状態にあり、新規参入が妨げられるなど、公正かつ自由な競争が妨げられている。このため、特定ソフトウェアに係る競争環境を整備するため、第 213 回国会（常会）で「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（スマートフォンソフトウェア競争促進法）[38]」が成立した。

同法は、一定規模以上の特定ソフトウェア事業者を規制対象事業者として指定するとともに、指定事業者に対して、禁止事項（他の事業者がアプリストアを提供することを妨げる行為の禁止等）や遵守事項（データの管理体制の開示義務等）のほか、指定事業者によるこれらの遵守状況等に関する報告書の提出、違反行為に対する排除措置命令・課徴金納付命令等を定めており、2025 年末までに施行される予定である。

内容についての問合せ先
経済産業調査室　深谷首席調査員（内線 68560）

[38] 令和６年法律第 58 号

国土交通委員会

国土交通調査室

所管事項の動向

１　国土政策及び社会資本整備の動向

(1) 半島振興策の動向

半島振興法は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等の制約から産業基盤及び生活環境の整備等が遅れていた半島地域について広域的かつ総合的な対策を実施するため、昭和60年に議員立法で10年間の時限法として制定された。以降、10年ごとに議員立法でその内容及び期限の延長のための改正をしてきており、令和７年３月末に期限切れとなる。

国土審議会半島振興対策部会は、令和６年６月25日、半島振興策のこれまでの成果と現状及び今後の対応の方向性についての中間取りまとめを提言した。同取りまとめでは、半島振興に係る取組は一定の成果を挙げてきたと評価する一方、半島地域において全国平均を上回るペースで人口減少及び高齢化が進行していること、地域産業支援による半島地域全体の活性化が未だ道半ばであることや、令和６年能登半島地震において代替ルートが少ない山がちな半島の先という特性により甚大な被害が生じたことを指摘している。

その上で、①「半島強靱化」対策の強化、②安全・安心な地域づくり、③強みをいかした産業振興、観光振興等、④地域の担い手確保・関係人口の拡大を半島振興策の今後の方向性としている。

(2) 社会資本整備重点計画及びインフラ老朽化対策

ア　社会資本整備重点計画

社会資本整備重点計画とは、社会資本整備重点計画法に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定される計画であり、道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、公園・緑地、河川等の事業を対象としている。現在は、令和３年５月に閣議決定された「第５次社会資本整備重点計画」（計画期間：令和３年度～７年度）に基づいてインフラ整備が進められている。同計画では、計画期間内に達成すべき６つの重点目標（「防災・減災が主流となる社会の実現」、「持続可能なインフラメンテナンス」、「持続可能で暮らしやすい地域社会の実現」、「経済の好循環を支える基盤整備」、「インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）」、「インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上」）が設定されている。そして６つの重点目標ごとに、その目標達成に向けて必要な事業横断的な 19 の政策パッケージが設定され、重点的に取り組む具体的な事業や施策が明らかにされている。

なお、次期計画の策定に向けた検討も国土交通省社会資本整備審議会計画部会において既に開始されており、今後の社会資本整備の方向性や計画の実効性を確保する方策等の議論が行われている。

イ　インフラ老朽化対策

高度経済成長期に集中的に整備された社会資本が今後一斉に老朽化することが懸念されており、従来の事後保全からその機能に支障が生じる前に対策を行う予防保全への転換によるトータルコストの縮減及びコスト平準化が不可欠となっている。このような中、政府の「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月）に基づいて、国土交通省は、平成 26 年５月、自らが管理・所管するあらゆるインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し（令和３年６月改定）、行動計画に記載された施設（道路、鉄道等）の管理者による「個別施設毎の長寿命化計画」に基づく取組が進められている。

人員や予算の不足等によりインフラメンテナンスの課題が深刻化している市区町村については、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会における提言を踏まえ、令和５年８月から、国土交通省は、区域に拘らない広域的な視点で、道路、公園、下水道等の複数、多分野のインフラを群として捉え、更新や集約・再編、新設も組み合わせた検討により、効率的、効果的にマネジメントし、地域に必要なインフラの機能、性能を維持する「地域インフラ群再生戦略マネジメント」を全国的に展開するため、その計画策定手法や実施手法等について検討を行っている。また、国は、令和３年度～７年度の５か年に防災・減災、国土強靱化に関して追加的に必要となる事業規模（おおむね15兆円程度）等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年12月閣議決定）において、「重点的に取り組むべき対策」の１つとして「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」を位置付け、国土強靱化の観点からも老朽化対策に取り組んでいる。国土交通省関連では、河川管理施設・道路・港湾・鉄道・空港等の老朽化対策、老朽化した公営住宅の建替えによる防災・減災対策等を行うこととされた。

(3) 道路政策の動向

老朽化が問題となっている我が国の道路施設については、平成25年の道路法等改正により、平成26年度から、道路管理者が、全ての橋梁、トンネル、道路附属物等について、５年に１度の点検を行うことが義務付けられており、平成30年度に１巡目点検、令和５年度に２巡目点検が完了し、令和６年度から３巡目点検が実施されている。国土交通省は、令和５年度までの点検や実施状況等を「道路メンテナンス年報（令和５年度）」（令和６年８月）として取りまとめている。その中で、１巡目（平成26～平成30年度）点検において修繕等の措

１巡目点検（H26～H30 年度）で修繕等が必要とされた橋梁の措置状況

管理者		措置が必要な施設数	措置に着手済の施設数	
				うち完了
国土交通省		3,340	3,340 (100%)	2,724 (82%)
高速道路会社		2,532	2,532 (100%)	2,164 (85%)
地方公共団体 計		60,482	50,129 (83%)	39,688 (66%)
	都道府県・政令市 等	19,814	18,238 (92%)	14,298 (72%)
	市区町村	40,668	31,891 (78%)	25,390 (62%)
合計		66,354	56,001 (84%)	44,576 (67%)

（出所）「道路メンテナンス年報」（令和５年度）より作成

置を講ずべき[1]とされた橋梁について、次回点検まで（５年以内）に措置を講ずべきとされているが、地方公共団体は、着手率、完了率ともに低水準となっていることなどが指摘されている。同省は、令和２年度予算において「道路メンテナンス事業補助制度」を創設し、地方公共団体による道路メンテナンス事業の計画的かつ集中的な支援を実施している。

このほか、令和６年能登半島地震における災害対応から得られた教訓事項を踏まえ、令和６年６月、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会において、今後道路行政が取り組むべき方向が緊急提言として取りまとめられた。緊急提言では、同地震に関し、半島の地形的制約から道路ネットワークが限られる中、道路啓開を含む復旧や被災地支援の活動のアクセスルートとなるべき能越自動車道などの幹線道路が被災し、厳冬期の降積雪とも重なり、初動における被災状況の把握や復旧等の対応が困難化したと指摘している。その上で、今回の災害で、災害時こそアクセスルートとして最大限に機能することが求められる高規格道路の盛土が大規模に被災し十分に機能しなかったことは道路ネットワークの根幹に関わる課題であるとされ、今後、道路行政が取り組むべき施策として、耐震性や復旧性を備え災害時に機能するネットワーク整備や適切な管理の在り方の検討、防災拠点としての「道の駅」などの拠点機能の強化などが提言されている。

(4) 整備新幹線等の整備

整備新幹線とは、「全国新幹線鉄道整備法」に基づき、昭和 48 年に整備計画が定められた下表の５路線を指す。建設費用はＪＲが毎年支払う新幹線貸付料[2]がまず充当され、残額を国及び地方がそれぞれ２：１の割合で負担している。

整備新幹線の一覧

路線名	整備計画区間	開業（ゴシック体は建設中）
北海道新幹線	新青森～札　幌	新　青　森～新函館北斗…2016 年３月　開業 **新函館北斗～札　　幌…開業時期未定**
東北新幹線※	盛　岡～新青森	盛　　岡～八　　戸…2002 年 12 月開業 八　　戸～新　青　森…2010 年 12 月開業
北陸新幹線	東　京～大　阪	高　　崎～長　　野…1997 年 10 月開業 長　　野～金　　沢…2015 年　３月開業 金　　沢～敦　　賀…2024 年　３月開業 （敦賀～大阪間は未着工）
九州新幹線 （鹿児島ルート）	博　多～鹿児島中央	新　八　代～鹿児島中央…2004 年３月　開業 博　　多～新　八　代…2011 年３月　開業
九州新幹線 （西九州ルート）	博　多～長　崎	武 雄 温 泉～長　　崎…2022 年９月　開業 （博多～武雄温泉間は在来線を走行）

※東北新幹線の東京～盛岡間は整備新幹線ではない。

現在、北海道新幹線の新函館北斗～札幌間で整備が進められているが、トンネル工事の遅れ等から、当初 2030 年度末とされていた開業が遅れることが明らかとなり、同区間の開業時期の見通しが立っていない。なお、北海道新幹線の札幌延伸に伴い並行在来線となる函館本線の一部区間については、全国的な鉄道貨物輸送に不可欠な路線であるため、貨物路線としてどのように維持させるかについての協議も行われている。

北陸新幹線は、令和６（2024）年３月に敦賀まで開業したが、敦賀～新大阪間については、着工に向け必要となる環境影響評価の遅れ等から、令和５年度当初に見込まれていた着工が見送られている。令和６年８月、同区間の詳細な駅位置や京都駅付近の３つのルー

[1] 判定区分は４段階。修繕等の措置を講ずべきとしているのは、判定区分Ⅲ及びⅣ（判定区分Ⅲ（早期措置段階）は、構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。判定区分Ⅳ（緊急措置段階）は、構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。）。

[2] 整備新幹線は、トンネルや橋梁などの施設を独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道・運輸機構）が建設・保有し、ＪＲ各社は、それらを借りて車両を運行させている。新幹線貸付料とは、ＪＲ各社が同機構に毎年支払う新幹線施設の使用料であり、その額は受益を限度とするとされている。具体的には、新幹線を整備した場合としない場合の 30 年間の収益の差額を 30 で除し、毎年の使用料が算定される。

ト案と、それぞれ想定される建設費や工期が明らかにされ、建設費は約 3.4～3.9 兆円[3]、工期は約 25～28 年と、当初想定の約 2.1 兆円、15 年との見通しから大幅な変更となった。

令和４（2022）年９月に暫定開業した九州新幹線西九州ルートでは、途中区間の新鳥栖～武雄温泉間の整備方針が定まっていない。沿線自治体の佐賀県は、佐賀駅経由で新幹線軌道を新設するフル規格について、財政負担の重さや移動時間の短縮効果が薄い等の理由から難色を示しているが、佐賀空港を経由するルートについては議論の余地があるとしており、現在、同県と国土交通省の間で、ルートや整備方針について協議が行われている。

中央新幹線は、ＪＲ東海が、超電導リニア方式による令和９（2027）年の品川駅～名古屋駅間の営業運転開始を目標に、平成 26 年 12 月から工事に着手したが、水環境や生態系への影響の懸念から、南アルプストンネルの静岡県内の区間については、未着工となっており、ＪＲ東海は令和６年３月、令和９（2027）年の開業を断念する方針を明らかにしている。一方、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（「骨太の方針 2024」）において、「現行の想定時期の下、適切に整備が進むよう（中略）必要な指導及び技術的支援を行う」として、大阪までの全線開業の時期を当初の想定どおりの「最速 2037 年」と注記している。

(5) 上下水道の一体化、地震対策

近年の水道整備、管理行政では、水道事業者の経営環境の悪化、水道施設の老朽化や耐震化への対応、災害発生時の断水への迅速な対応等の課題に取り組むことが求められている。このような状況の中、令和６年４月に厚生労働省が所管していた上水道整備、管理行政が国土交通省に移管されたことを契機として、令和６年度予算において上下水道の一体的な施設再編、官民連携、地震対策等の取組を支援する新たな補助事業が創設されるなど、上下水道基盤強化に向けた取組が進められている。

また、令和６年能登半島地震において、浄水場などの基幹施設が被災し、広範囲かつ長期的に断水が発生したことなどを踏まえ、同年７月、岸田内閣総理大臣は、上下水道の施設や管路等の耐震化状況の緊急点検を同年 10 月までに完了させるとともに、同年度内に全ての地方自治体で上下水道耐震化計画の策定更新を進めることを表明している。

さらに、令和７年度予算概算要求においても、上下水道施設の耐震化のための個別補助制度の創設、可搬式浄水設備の配備等への交付金の対象拡充が要求されるなど、持続可能で災害に強い水インフラの整備を推進することとされている。

２　安心・安全で豊かな暮らし

(1) 地域交通の確保及び利便性向上

地域公共交通は、地域住民の日常生活における移動や観光客等の移動の手段として大きな役割を担ってきたが、自家用自動車の普及や地方の人口減少などの社会経済環境の変化により、地域公共交通の利用者は長期的に減少傾向にある。さらに、コロナ禍を経て、地

[3] 将来の物価上昇を見込んだ場合は 4.8～5.3 兆円とされる。

域公共交通を取り巻く状況は劇的に変化し、地域鉄道や一般路線バスの旅客の輸送需要が激減するとともに、事業者の経営状況についても、一段と厳しい状況となった。

令和５年の第211回国会（常会）に成立した「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」では、①ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充、②地域公共交通利便増進事業[4]の拡充、③鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設等を措置した。①に関して、大量輸送機関としての鉄道の特性が十分に発揮できていない区間について、地方公共団体又は鉄道事業者は、国土交通大臣に再構築協議会の組織を要請でき、国土交通大臣は、基準に合致すると認める場合には、再構築協議会を組織するとし、同協議会において、鉄道輸送の維持・高度化又はバス等への転換により利便性・持続可能性の向上を図るための方策について協議が調ったときは、再構築方針を策定する等としている。同改正法の施行（令和５年10月）を受け、西日本旅客鉄道株式会社から齊藤国土交通大臣に対し、芸備線の備中神代（岡山県新見市）～備後庄原（広島県庄原市）間について、全国初となる同協議会の設置が要請され、令和６年１月、国土交通省は同協議会の設置を決定した。同年３月、初の協議会が開催され、今後は３年以内を目安に方針が決定される予定である。

(2) 建設産業政策の動向

建設業に関しては、処遇改善や将来の担い手確保、資材価格高騰による価格変動等が生じた場合のリスク負担の在り方が課題となっているほか、令和６年４月から適用された罰則付きの時間外労働規制への対応などが求められている。このため、公共工事設計労務単価の引上げや、建設技能者の資格や現場での就業履歴等を登録及び蓄積して能力評価につなげる仕組みである「建設キャリアアップシステム」の普及及び活用の推進などによる処遇改善のための取組が進められている。

令和６年６月には、担い手確保や生産性向上を促し、地域における対応力を強化するものとして、「第三次・担い手３法」（「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（入契法）及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）の改正）が成立した。建設業法及び入契法の改正では、中央建設業審議会が建設工事の労務費に関する基準を作成するなどの適正な労務費の確保と行き渡りを図る仕組みが措置されたほか、資材高騰時に価格転嫁を円滑化するためのルール整備や工期ダンピング対策の強化が図られている。また、品確法の改正では、公共工事等について、発注者の責務等として、休日等の労働環境の改善や、地域の実情を踏まえた適切な入札条件等での発注を定めることなどが盛り込まれた。現在、改正内容の周知徹底など施行に向けた準備が進められている[5]ほか、同年９月には、中央建設業審議会に「労務費の基準に関するワーキンググループ」が設置され、建設工事の労務費の基準作成に向けた検討が進められている。

---

[4] 地域公共交通の利用者の利便を増進するための事業であって、地方公共団体の支援を受けつつ、地域公共交通ネットワークの再編やダイヤ、運賃の改善等を行う事業。

[5] 建設業法及び入契法の改正のうち、一部の規定については令和６年９年に施行されている。

(3) 都市政策の動向

ア　都市機能の集約・再編等によるコンパクトシティ等の推進

都市構造のコンパクト化を誘導するため、平成26年の「都市再生特別措置法」改正により立地適正化計画制度が創設された。同制度は、市町村が居住誘導区域や都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画[6]を作成し、居住や医療、福祉、商業等の都市機能の区域内への立地を予算・金融上の支援措置により誘導等するものである。

また、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会の下に設置されている都市計画基本問題小委員会において令和５年４月に公表された、今後の都市政策の方向性を提言する中間取りまとめでは、都市構造の検討として、多様な暮らし方、働き方に応じた実効性のあるコンパクト・プラス・ネットワークの取組の推進が挙げられている。

さらに、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を更に実効的なものとする上で、立地適正化計画制度に求められる必要な取組を検討することを目的に、「立地適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会」（座長：谷口守 筑波大学システム情報系教授）が設置され、令和６年７月、裾野拡大と計画見直しに向けた国による推進策の方向性として、広域連携の推進、データ整備や標準化、人材確保等に向けた支援等を内容とするとりまとめ（案）が示されている。

イ　まちづくりＧＸ

令和５年７月に開催されたＧ７香川・高松都市大臣会合の結果を受け、①気候変動への対応、②生物多様性の確保、③Well-beingの向上の実現に向け、地方公共団体等による緑地の保全・整備等の推進とともに、都市のエネルギー利用の再エネ化・効率化を進めるなど、まちづくりＧＸの総合的な推進が図られている。

また、同月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）においても、多様な機能を有する都市緑地の量・質の確保を通じたまちづくりＧＸの推進を図ることとされている。

このような動きを踏まえ、良好な都市環境の形成に必要な都市緑地の確保や機能増進等を推進するため、都市緑地法等が令和６年５月に改正され、施行（公布後６か月以内）に向けて国が定める基本方針の策定作業などが進められている。

(4) 住宅政策の動向

ア　住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現

建築物の省エネ化等により、脱炭素社会の実現に資するため、令和４年に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」等が改正[7]され、改正事項がこれまで段階的に施行されてきた。令和７年４月には、住宅を含む原則全ての建築物の新築等に対する省エネ基

---

[6] 住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。）の立地の適正化を図るための計画で、市町村が都市計画区域内について作成することができる。568都市が令和６年３月末までに計画を作成・公表している。

[7] 改正後における法律の題名は「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」。

準への適合が義務化され全面施行を迎えることから、マニュアルやガイドラインの作成、講習会や研修会の開催など、円滑な施行に向けた準備が進められている。

イ　誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保と子育て世帯への支援強化

高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者のための住宅セーフティネット機能の強化のため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき登録されたセーフティネット登録住宅[8]について、改修費用の補助、家賃及び家賃債務保証料の低廉化に係る費用の補助が行われている。

また、高齢者への施策として、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づくサービス付き高齢者向け住宅の整備が国庫補助等により促進されている[9]。

今後の単身高齢世帯等の増加等を踏まえ、令和６年５月の両法律の改正により、入居中の安否確認や緩やかな見守りなどを行う居住サポート住宅の認定制度の創設などが行われることとなっており、住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援機能等の充実が図られることとなる。

さらに、令和５年６月に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、今後10年間で子育て世帯等の居住に供する住宅約30万戸を確保する等の取組が打ち出されており、令和７年度においても子育て世帯の住宅確保に関連する予算概算要求や税制要望が行われている。

ウ　良質な住宅ストックと流通市場の形成

マンションの老朽化等に対応するため、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく管理計画認定制度[10]や「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に基づく団地における敷地分割制度[11]等により、マンションの管理適正化や再生円滑化に向けた取組が進められている。令和５年８月には、「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」（座長：浅見泰司　東京大学大学院工学系研究科教授）において、現時点で考えられる政策の方向性がマンション政策全般の大綱として取りまとめられており、今後更なるマンションの管理適正化や再生円滑化に向けた取組を進めるに当たっては、その前提となる法務省の法制審議会における区分所有法制の見直しに関する要綱案（令和６年２月決定）を受けた区分所有法改正の動向等が課題となる。

また、平成 26 年制定の「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき市町村による空家等対策計画の策定[12]、特定空家等[13]に対する勧告、命令、代執行等が行われており、加

---

[8] 一定の基準に適合する住宅が登録対象となり、令和６年６月末時点で約91万戸が登録されている。

[9] 令和６年７月末時点で、8,301棟、287,773戸が登録されている。

[10] 適切な修繕積立金の設定等の基準を満たすマンションの管理計画を地方公共団体が認定する制度。

[11] 要除却認定を受けた老朽化マンションを含む団地において、敷地共有者の５分の４以上の同意によりマンション敷地の分割を可能とする制度。

[12] 1,501市区町村（86%）で既に策定済み（令和６年３月31日現在）。

[13] そのまま放置すれば著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にあると認められる空家等。

えて、令和５年の改正[14]で措置された、管理不全空家等[15]に対する勧告や空家等活用促進区域の創設、空家等管理活用支援法人制度の創設等により、空き家の適切な管理や活用などが促進されることとなる。

(5) 令和６年能登半島地震による住家被害等

令和６年１月１日に発生した能登半島地震では、多数の住宅が被害を受け、耐震改修の重要性及び緊急性が顕在化しており、「令和６年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会」(委員長：中埜良昭 東京大学生産技術研究所教授) が設置された。同委員会において、建築物の構造被害の原因分析、分析を踏まえた対策の方向性の検討が行われており、令和６年秋頃をめどに検討結果が取りまとめられる予定である。

また、輪島市で発生した大規模火災を受けて、「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」（座長：関澤愛 ＮＰＯ法人日本防火技術者協会理事長）が設置され、令和６年７月、報告書が取りまとめられた。木造密集地域における家屋の倒壊等により道路が閉塞したことで、消防活動が困難となっていたことを踏まえ、木造密集地域における耐震化の支援等の強化を図ることとされている。

(6) 流域治水の推進

近年、水災害が激甚化及び頻発化しており、今後は、気候変動の影響により2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が約1.2倍、洪水発生頻度が約２倍に増加すると見込まれている。

このような状況を踏まえ、河川管理者が長期的な方針を定める河川整備基本方針について、気候変動及び流域治水の新たな視点を踏まえた改定を行うなど、気候変動に対応した治水計画への見直しが行われるとともに、河川管理者等が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換が推進されている。

具体的には、令和３年３月に、戦後最大洪水等に対応した河川整備と流域での対策（雨水貯留浸透施設、土地利用規制等）を組み合わせた、あらゆる関係者の協働による治水対策の全体像を示す「流域治水プロジェクト」が、全国109の一級水系において策定され、取組が進められている（令和６年３月末時点約600の二級水系においても策定済み)。また、気候変動の影響により目標とする治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化、深化させるため、①気候変動の影響による降雨量増加に伴う浸水世帯数等の増大を明示し、②本川の河川整備の目標に加え支川や流域における対策の目標を設定し、③これに必要な対策を追加することを要とした「流域治水プロジェクト2.0」への更新が、一級水系について順次進められている。

さらに、流域治水関連法[16]により、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川の

---

[14] 同年６月に成立、12月に全面施行。施行に伴い、空き家対策に関する国の基本指針や地方自治体向けのガイドライン等が国土交通省により公表されている。

[15] 放置すれば特定空家になるおそれのある空家等。

[16] 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」。令和３年11月施行。

指定が全国の河川に拡大され、ハード整備に加え、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりや、流域における貯留・浸透機能の向上等が推進されており、新たな特定都市河川の指定が進められ、制度の活用が取り組まれている。

加えて、国は、流域全体で治水に加え利水及び環境もあらゆる関係者と協働して取り組むとともに、治水、利水、環境間の「相乗効果の発現」、「利益相反の調整」を図る[17]「流域総合水管理」を推進することとしている。

(7) 物流・自動車政策の動向

ア　物流の 2024 年問題への対応

トラックの運転業務に係る時間外労働の上限規制の適用を令和６(2024)年４月に控え、一部のドライバーの労働時間が短くなることも想定される中、実効性ある対策を講じなければ物流が停滞しかねなくなるという「物流 2024 年問題」が大きな課題となっていたことから、令和６年の第 213 回国会（臨時会）において「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（以下「改正物流法」という。）が制定された。

国土交通省、経済産業省及び農林水産省の３省は、令和６年６月から合同会議[18]を開催し、改正物流法に基づく荷主や物流事業者に対する規制的措置の施行に向けた検討を行っている。合同会議では、改正物流法に基づき国が定めることとされている、ドライバーの運送や荷役等の効率化の推進に関する基本方針や荷主や物流事業者が取り組むべき措置に関する判断基準を検討するほか、取り組むべき措置について中長期計画の作成や定期報告を義務付ける一定規模以上の大手荷主等の指定基準などについて検討し、10 月頃に取りまとめ案を策定、2025 年初を目途に政省令等を公布し、順次施行していく予定としている。

また、改正物流法の衆議院国土交通委員会の附帯決議において、「実運送を行わない、いわゆる「専業水屋」についても実態を把握し、規制措置の導入も含め必要な対策を講じること[19]」とされたこと等を踏まえ、国土交通省は、令和６年８月から、「トラック運送業における多重下請構造検討会」を開催している。同検討会では、トラック運送業の多重下請構造の是正やドライバーの賃上げの原資となる適正な運賃収受に向けて、11 月にかけて多重下請構造に介在する様々な事業者（第一種貨物利用運送事業者や取次事業者等）の実態調査を実施するとともに、トラック運送業における多重下請構造の背景や課題を検証し、令和７年２月から最終取りまとめに向けた検討を行うこととしている。

イ　いわゆる「ライドシェア」の導入

ライドシェアの導入については、令和５年 10 月に岸田内閣総理大臣の指示を受け、デジタル行財政改革会議の課題発掘対話において議論が開始された。具体的な検討は、規制改

---

17 治水と利水（発電）で望ましいダムの水位が異なる中での効果最大化等。

18 「交通政策審議会交通体系分科会物流部会・産業構造審議会商務流通情報分科会流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会食料産業部会物流小委員会合同会議」

19 参議院国土交通委員会でも同趣旨の附帯決議が付されている。

革推進会議の地域産業活性化ワーキンググループ（以下「地域産業活性化WG」という。）において行われ、12 月、デジタル行財政改革会議において中間とりまとめが決定された。

中間とりまとめを踏まえ、令和６年３月、タクシー配車アプリデータ等を活用して、タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定した上で、タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする「日本版ライドシェア」（自家用車活用事業）が創設され、４月から提供が開始されている。また、「公共ライドシェア」（自家用車有償旅客運送）について、対価の目安の引上げ（タクシー運賃の約８割）や、ダイナミックプライシングの導入等の運用改善が図られている。

加えて、「デジタル行財政改革　取りまとめ 2024」（令和６年６月 18 日デジタル行財政改革会議決定）において、「不断に自家用車活用事業や自家用有償旅客運送のバージョンアップを図ることとし、天候・大規模イベント等への対応、台数制限の緩和、貨客混載の導入、協議運賃の導入、「５％ルール」の適用時間拡大、マッチング率の算定方法合理化を進めていくほか、新たなダイナミックプライシングなど運賃・料金の多様化やタクシー以外の運送事業者（バス、鉄道等）の参入促進の検討を直ちに開始する」とされたことを踏まえ、国土交通省は、令和６年７月から９月にかけて、日本版ライドシェアのバージョンアップ第１弾として、雨天時や酷暑、イベント開催への対応、大都市部以外の地域における制限緩和（供給車両数、時間帯の拡充等）を行った。現在、新たなダイナミックプライシングなど運賃・料金の多様化やタクシー以外の交通事業者（バス、鉄道等）の参入促進等について検討を行っており、12 月頃にバージョンアップ第２弾としての取りまとめを予定している。

タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うことを位置付ける法制度については、令和６年５月 30 日、岸田内閣総理大臣の前で、河野内閣府特命担当大臣（規制改革）と斉藤国土交通大臣が議論した結果、日本版ライドシェア等のモニタリング及び検証と並行して、特定の期限を設けず議論していくこととされ、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和６年６月 21 日閣議決定）等では、ライドシェアに関し、「全国の移動の足不足の解消に向けて、自家用車活用事業等について、モニタリングを進め、検証を行い、各時点での検証結果の評価を行う。並行して、こうした検証の間、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業について、内閣府及び国土交通省の論点整理を踏まえ、法制度を含めて事業の在り方の議論を進める」とされた。一方、「規制改革推進に関する答申」（令和６年５月 31 日）では、「タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業を位置づける新たな法制度について、次期通常国会の法案提出を視野に、年末に向けて、法案化作業を直ちに開始すべきである」との意見が出ている。

タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業に係る法制度を含めた事業の在り方の議論については、「規制改革実施計画」（令和６年６月 21 日閣議決定）において「直ちに開始」とされたことを受け、地域産業活性化WGに設置された非公開の準備会合（サブWG）において検討が行われている。

ウ　型式指定申請における不正行為

ダイハツ工業（株）等による型式指定申請に係る不正行為が相次いで明らかとなったことから、国土交通省は、令和６年４月から「自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会」において、審査及び監査の強化をはじめとした不正行為の抑止、早期発見のための手法等、メーカーの不正行為を根本から防止するための対策について検討を行っており、一定の取りまとめを行うこととしている。

また、国土交通省は、ダイハツ工業等の型式指定申請に係る不正事案を踏まえ、型式指定を取得している自動車メーカー等 85 社に対し、型式指定申請における不正行為の有無等に関する調査、報告を指示し、令和６年６月に、トヨタ自動車（株）、マツダ（株）、ヤマハ発動機（株）、本田技研工業（株）、スズキ（株）の５社から型式指定申請における不正行為が行われていたとの報告があったことを公表した。５社のうち、トヨタ自動車（株）については、５月末時点で調査継続中であったことから、７月に、５月末時点で報告していた現行生産車３車種及び過去生産車４車種の計７車種に対する不正行為以外は確認されなかった旨の最終的な調査結果が報告された。

しかし、国土交通省による立入検査の結果、トヨタ自動車（株）については、同社から不正の報告があった７車種における不正行為のほか、追加で７車種（現行生産車４車種、過去生産車３車種）における不正行為が認定された。この結果を踏まえ、令和６年７月 31 日、国土交通省からトヨタ自動車（株）に対し、道路運送車両法に基づく是正命令が発出され、当該命令を踏まえ、８月９日に同社から国土交通省に対し再発防止策が報告されている。

(8) 今後の気象業務の在り方

線状降水帯は毎年のように発生する大きな被害をもたらす現象であり、その予測精度の向上が喫緊の課題となっている。気象庁は、水蒸気等の観測強化や解析雨量等の精度を改善するとともに、次期静止気象衛星「ひまわり 10 号」（令和 11 年度運用開始予定）の整備にも着手している。また、予測精度向上のため、令和６年３月に新しいスーパーコンピュータシステム（従来の約２倍の計算能力）へ更新し、令和５年３月から導入した線状降水帯予測スーパーコンピュータの運用と合わせて約４倍の計算能力となり、局地モデルの予測時間が 10 時間から 18 時間に延長できたとしている。

線状降水帯の発生等についての情報の改善策については、令和３年６月から、線状降水帯の発生を検知した際には「顕著な大雨に関する気象情報」が発表されていたが、大雨災害への危機感をいち早く高めるため、令和５年５月からは、予測技術を活用し最大 30 分程度前倒しして発表し、令和８年からは予測時間をさらに延ばして２～３時間前に発表することを目指している。また、線状降水帯による大雨の可能性の発表を、令和６年には県単位で、令和 11 年には市町村単位の危険度について、地図上の危険度分布形式の情報として半日前から提供することとしている。

さらに、複雑で分かりにくいとの指摘がある防災気象情報[20]について、気象庁及び水管理・国土保全局は、令和６年６月の有識者からなる「防災気象情報に関する検討会」の最終とりまとめを踏まえ、新たにレベル４相当の「危険警報」を設けるとともに、「洪水」「大雨」「土砂災害」「高潮」の４種類の災害の危険度をレベル２～５の４段階で表す運用の令和８年度からの開始を目指すとしている。

３　航空、港湾、海事政策の動向

(1) 航空政策の動向

航空旅客需要は回復しつつあるものの、事業環境の構造的な変化により、特に地方路線の収支が厳しい状況となっていること等を踏まえ、引き続き、航空機燃料税の軽減措置[21]に加え、100 億円規模での空港使用料等の軽減を行っている。

航空機の運航に不可欠である空港業務（グランドハンドリング[22]・保安検査等）は、厳しい労働環境等によりコロナ禍前から人手不足が懸念されていたが、国土交通省は、空港グランドハンドリング協会等と連携し、処遇改善や人材確保、育成を行っていくとしている。また、航空整備士及び操縦士の確保について、政府目標である 2030 年訪日外国人旅行者数 6,000 万人の達成や今後の航空需要の増加を支えるため、国土交通省は、官民一体となって積極的に検討を進め、必要な制度改正や協力体制の構築等を推進するとしている。

無人航空機の利活用について、令和４年 12 月に有人地帯での補助者なし目視外飛行（レベル４飛行）が可能となり、令和５年 12 月には、ドローン配送の事業化に向けて、レベル 3.5 飛行[23]の制度が新設された。また、いわゆる空飛ぶクルマについては、2025 年の大阪・関西万博に向けて、令和５年度末に機体や運航の安全基準、操縦者の技能証明や離着陸場に関する基準等に関する制度が整備された。

令和６年１月２日に発生した羽田空港における日本航空機と海上保安庁機の衝突事故を受け、国土交通省は、同月９日、「航空の安全・安心確保に向けた緊急対策」を公表し、管制官による監視体制の強化や滑走路進入に関するルールの徹底等の対策を講じた。また、６月の「羽田空港航空機衝突事故検討委員会」中間取りまとめを踏まえ、全国の空港で停止していた航空機の離陸順序（No. 1、No. 2 等）に関する情報提供の再開、主要５空港（羽田・成田・関西・福岡・那覇）における計 14 名の航空管制官の緊急増員、航空保安大学校における航空管制官採用枠の増加といった取組が行われている。

---

[20] 国等が発表する、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するための情報。

[21] 本則 26,000 円/kℓが 13,000 円/kℓへ軽減されている。

[22] グランドハンドリングとは、航空機が空港に到着してから出発するまでの限られた時間内で行われる地上支援作業の総称。航空機の誘導や客室の整備等を行う。

[23] 「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」を改正し、現在のレベル３飛行（無人地帯での補助者なし目視外飛行）に一定の要件（操縦者ライセンスの保有、保険への加入、緊急着陸地点の設定）を追加することで、立入管理措置の緩和や道路等の一時的な横断を可能とするもの。

(2) 港湾政策の動向

我が国が2050年のカーボンニュートラルの実現を目標としている中、港湾は、二酸化炭素の排出源が多く立地しその削減効果も大きいことから、国土交通省は、カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）の形成を推進しており、水素や燃料アンモニア等の次世代エネルギーの利活用の検討や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等への取組を進めている。現在、ＣＮＰの形成等のために令和４年に改正された港湾法に基づき、全国の港湾において、官民の関係者による協議会の設置（令和６年７月現在、88港）や「港湾脱炭素化推進計画」の作成（同28港）が進んでいる。

国際基幹航路の寄港維持拡大に向けて国際コンテナ戦略港湾（京浜港及び阪神港）における集貨等を推進する国際コンテナ戦略港湾政策では、令和６年２月の国土交通省「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会」（座長：河野真理子早稲田大学法学学術院教授）が、北米・欧州航路を始め中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直行サービスの充実に向け、集荷等を引き続き強力に推進し、併せてコンテナ物流のＤＸ、ＧＸを加速するとともに、港湾の情報セキュリティ対策の強化等を施策の基本方針とすること等とする最終取りまとめを公表した。なお、情報セキュリティ対策に関しては、名古屋港のサイバー攻撃事案の発生（令和５年７月）を受け、令和６年の第213回国会（臨時会）において、ターミナルオペレーションシステム（ＴＯＳ）の導入等に際して国が事前審査を行えるよう、ＴＯＳを使用して役務の提供を行う一般港湾運送事業を経済安全保障推進法[24]の「特定社会基盤事業」に指定することを可能とし、港運の安定提供の確保を図る改正法が成立した。

このほか、国土交通省は、穀物、鉄鉱石、石炭等のばら積み貨物（バルク貨物）の安価な輸入の実現のための国際バルク戦略港湾政策を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い運航が停止されていた国際クルーズ船の受入の再開に伴い、令和５年３月の「観光立国推進基本計画」において示された、令和７（2025）年の訪日クルーズ旅客数250万人超等の新たな目標値を目指した取組を進めることとしている。

(3) 海事政策の動向

海事分野における脱炭素化に関しては、国土交通省及び業界団体である日本船主協会が2050年までに国際海運のカーボンニュートラルを目指す方針を表明しており、また、令和５年７月の海洋環境保護委員会（ＭＥＰＣ80）においても「2050年頃までにＧＨＧ排出ゼロ」を含むＩＭＯ（国際海事機関）のＧＨＧ削減戦略が採択されている。国土交通省は、ＧＨＧの段階的な削減に向け、重油に代わる新たな燃料の技術実証やバンカリング（燃料補給）の環境整備等を推進することとしている。

一方、内航海運のＧＨＧ対策として、国土交通省は、代替燃料の活用に向けた取組の支援や、荷主と海運事業者が連携して取り組む「連携型省エネ船」の開発と普及を進めている。また、内航海運については、「物流の2024年問題」によるトラックドライバーの労働力

[24] 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

不足等から、陸送からのモーダルシフトが期待されているが、そのためには十分な規模の港湾施設の整備や荷役の効率化等が必要である上、内航海運自体も船員不足等が課題であることから、令和３年５月に改正された内航海運業法や船員法に基づく取引環境改善や船員の働き方改革の取組が進められている。

さらに、我が国の経済安全保障の推進や海事産業の競争優位性の確立のため、経済安全保障推進法の「特定重要物資」に指定された舶用製品[25]の安定供給の確保、実用化に向けた動きが世界的に活発化している自動運航船に関する開発支援やＩＭＯの自動運航船の規則策定に向けた国際的な議論の主導、令和３年に成立した海事産業強化法[26]に基づく造船・舶用事業者の事業基盤の強化や海運業の競争力強化等も課題となっている。

他方、海事分野においては、近年、安全や信頼を揺るがす深刻な問題も相次いで発生している。令和４年４月に発生した北海道知床沖の遊覧船の海難事故において、海上運送の安全対策の形骸化が露呈したことを受け、同年12月に「旅客船の総合的な安全・安心対策」が取りまとめられ、同対策の法制化のため令和５年の第211回国会（常会）において海上運送法等が改正されており、実施可能なものから速やかに実行に移されている。

また、令和６年４月以降、船舶用エンジンメーカー各社が燃料消費率の試運転記録を改ざんしていたことが判明し、NO_x放出量の基準値の逸脱が確認された事例も生じている。国土交通省は、不適切事案があった会社に対して全容の解明と再発防止策の策定を求めた上、事実確認を踏まえて厳正に対処すると同時に、他のメーカー各社に対しても、同様の不適切行為の有無等に係る調査を実施し、報告を求めている。

４　観光施策の動向

政府は、国を挙げて、観光を我が国の基幹産業へと成長させるため、訪日外国人旅行者数2030年6,000万人等を目標とする「明日の日本を支える観光ビジョン」を、平成28年３月に策定し、これらの目標達成のため、多言語対応といった受入環境整備等を行ってきた。その結果、平成30年には初めて訪日外国人旅行者数が3,000万人を突破した。

その後、令和２年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により観光需要が大きく減少し、深刻な影響を受けたが、観光需要の回復が進み、訪日外国人旅行者数も増加[27]した一方で、観光需要の急速な回復に伴い、混雑やマナー違反が地域住民の生活に影響を与えるなどのオーバーツーリズムへの対応が課題とされた。令和６年７月、全国各地のオーバーツーリズム対策の参考にするため、年内に指針を取りまとめるよう岸田内閣総理大臣から指示があった。

また、政府は、令和５年３月「観光立国推進基本計画」を策定し、訪日外国人旅行消費額の早期の５兆円達成や訪日外国人旅行者数を令和７年までに3,200万人を超える水準にするなどの目標達成に向けて、同年５月に策定された「新時代のインバウンド拡大アクシ

[25] 船舶用機関（主機エンジン及びクランクシャフト）、推進器（プロペラ）及び航海用具（ソナー）
[26] 海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律
[27] 訪日外国人旅行者数は、令和６年７月、3,292,500人（2019年同月比110.1%、前年同月比141.9%）となっており、２か月連続で単月過去最高となっている。（「訪日外客数（2024年７月推計値）」2024年８月21日　日本政府観光局）

ョンプラン」に定める施策を着実に実施するとしている。

ＩＲ（統合型リゾート）については、令和２年、特定複合観光施設区域整備法に基づく基本方針が決定され、令和４年４月に大阪府と長崎県が区域整備計画の認定申請を行い、外部有識者からなる審査委員会の見解を受け、令和５年４月、国土交通大臣は、大阪府の区域整備計画を認定した一方、同年 12 月、長崎県の区域整備計画の認定を行わないこととした。

５　海上保安の動向

尖閣諸島周辺の海域においては、平成24年の尖閣諸島の国有化以来、中国船舶の活動が活発化し常態化している[28]。特に、平成25年の中国海警局の発足後は、同局船舶の隻数の増加とともに、船舶の大型化・武装化が進んでいる。

中国海警局に所属する船舶等の勢力増強と大型化・武装化

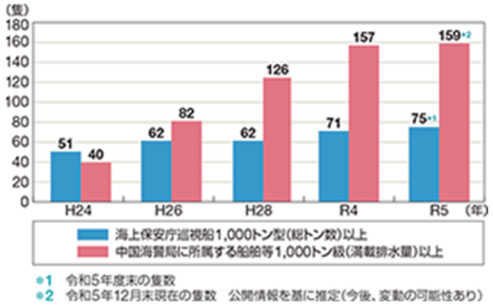

出典：海上保安庁『海上保安レポート2024』

また、中国は、令和３年２月に施行された海警法[29]を根拠に、尖閣諸島の周辺海域を含む同国周辺海域における管轄権の主張や領海侵犯等の圧力を強めており、令和５年３月には、海警局の船舶が、過去最長の80時間以上にわたり尖閣諸島付近の領海に侵入する事案が生じており、我が国領海内において、日本漁船に接近しようとする事案も発生している。また、同年７月には、中国が尖閣諸島周辺の排他的経済水域に大型の観測ブイを設置していたことが発見され、今なお我が国の撤去要求にも応じていない上、令和６年７月にも、中国が沖ノ鳥島北方の大陸棚「四国海盆海域」においても観測ブイを設置していたことが明らかになっている。

さらに、我が国の排他的経済水域の外国漁船による違法操業、東シナ海や日本海のみならず沖ノ鳥島と南鳥島周辺海域まで広域化した外国海洋調査船による我が国の同意を得ない調査活動、令和４年に入ってからかつてない頻度で日本海や太平洋に弾道ミサイルを着弾させている北朝鮮の動き等、我が国周辺海域を巡る状況は、厳しさを増している。

このような状況に対応するため、令和４年12月、新たに「海上保安能力強化に関する方針」が決定され、海上保安庁は、巡視船、航空機等の大幅な増強等のハード面の取組とともに、警察、自衛隊、外国海上保安機関との連携強化等のソフト面の取組を推進し、領海警備能力等６つの能力[30]を強化することとしている。

さらに、令和５年４月には、武力攻撃事態時において、自衛隊法に基づき海上保安庁を

---

[28] 荒天の日等を除き、ほぼ毎日、我が国の接続水域（領海の外側の24海里（約44km）までの海域）に数隻の中国海警局船舶が入域し（令和５年の入域日数は352日で過去最高）、それらの船舶が、月平均３～４日程度、我が国の領海へ侵入している（令和５年において領海侵入のあった日数は42日である。）。

[29] 中国海警局の権限と役割を定めた法律で、「管轄海域」（具体的な範囲は示されていない）における、「武器の使用を含む一切の必要な措置」を認める内容となっている。このような規定について、我が国は、適用範囲や武器使用権限が曖昧であり、国際法に反するものであると主張している。

[30] ①新たな脅威に備えた高次的な尖閣領海警備能力、②新技術等を活用した隙の無い広域海洋監視能力、③大規模・重大事案同時発生に対応できる強靭な事案対処能力、④戦略的な国内外の関係機関との連携・支援能力、⑤海洋権益確保に資する優位性を持った海洋調査能力、⑥強固な業務基盤能力

自衛隊の指揮下に置く手順を定めた「統制要領」が策定され、有事の際の自衛隊との役割分担や連携強化が図られており、同年５月と６月には、同要領に基づく自衛隊と海上保安庁の共同訓練が実施されている。

内容についての問合せ先
国土交通調査室　竹田首席調査員（内線68580）

環境委員会

環境調査室

所管事項の動向

１　脱炭素社会の構築

(1) 気候変動に関する国際的な取組

ア　パリ協定

2015 年 12 月、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（ＣＯＰ21）において、2020 年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択された。パリ協定では、世界共通の長期目標として２℃目標[1]が設定されるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが盛り込まれた。また、パリ協定に参加する全ての国に 2020 年以降の削減目標（国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution)。以下「ＮＤＣ」という。）の提出・更新が義務付けられている。パリ協定は 2016 年 11 月４日に発効し、2020 年１月１日から取組が開始されている。

パリ協定の主な内容

・世界共通の長期目標として２℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求することに言及。
・主要排出国を含む全ての参加国が削減目標を５年ごとに提出・更新。
・全ての参加国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。
・全ての参加国が長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略（長期低排出発展戦略）を作成、提出。
・適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
・イノベーションの重要性の位置付け。
・５年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み（グローバル・ストックテイク)。
・先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供。
・我が国提案の二国間クレジット制度（ＪＣＭ）も含めた市場メカニズムの活用を位置付け。

（出所）環境省資料を基に当室作成

イ　世界の脱炭素化に向けた動き

パリ協定の長期目標を受けてＩＰＣＣ（国連気候変動に関する政府間パネル）は、1.5℃と２℃との影響の違いについての知見を 2018 年に「1.5℃特別報告書」としてまとめ、将来の平均気温上昇が 1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050 年前後には世界のＣＯ２排出量が正味ゼロ（カーボンニュートラル）となっていることが必要であることなどが示された。

こうした科学的知見に加え、近年頻発する気象災害などを受けて、多くの国々が気温上昇を 1.5℃に抑えることを目指し、そのための対策として 2050 年排出ゼロを目標とするようになり、さらに、2021 年 10 月に開催されたＣＯＰ26 で採択された「グラスゴー気候合意」では、1.5℃目標を追求し今世紀半ばのカーボンニュートラルとその重要な経過点となる 2030 年に向けて、野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれた。

ＩＰＣＣが 2023 年３月に公表した第６次評価報告書統合報告書（ＡＲ６）では、2011 年から 2020 年の世界平均気温は既に 1.1℃の温暖化に達しているとし、継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらし、短期のうちに 1.5℃に達するとの厳しい見通しが示されている[2]。

同年 11 月 30 日から 12 月 13 日までアラブ首長国連邦（ＵＡＥ）で開かれたＣＯＰ28 で

---

[1] 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも２℃高い水準を十分に下回るものに抑えるという目標。

[2] 多くのシナリオでは 2030 年代前半とされている。

は、パリ協定の実施状況を検討し、長期目標の達成に向けた全体としての進捗を評価する仕組みであるグローバル・ストックテイクが初めて実施され、採択された決定文書には、1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性等が明記された。本年 11 月 11 日からアゼルバイジャン共和国で開催予定のＣＯＰ29 では、途上国への金融支援等が主な議題として見込まれている。

(2) 気候変動に関する我が国における取組

2020（令和２）年 10 月、菅前内閣総理大臣は所信表明演説において、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050 年カーボンニュートラル宣言を行った。翌 2021（令和３）年４月には、2030 年度の温室効果ガス排出量 46%削減（2013 年度比）を目指し、さらに 50%の高みに向け挑戦を続けることを地球温暖化対策推進本部において決定した。

こうした動きを受け、関係する計画等の見直しが行われ、同年 10 月 22 日、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図る新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定された。また、同日、2030 年度の温室効果ガス削減目標である「日本のＮＤＣ（国が決定する貢献）」[3]が地球温暖化対策推進本部で決定され、2050 年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方を示す「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」[4]が閣議決定された。

こうした中、温室効果ガス排出削減の国際公約及び我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向け、官民で巨額の投資（今後 10 年間で 150 兆円超）を実現するため、第 211 回国会で、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和５年法律第 32 号。ＧＸ推進法）が成立し、2023 年７月、同法に基づく「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」が閣議決定された。同法では、成長志向型カーボンプライシング構想の下、カーボンプライシングの具体策として「排出量取引制度」「炭素に関する賦課金」の導入が示されている[5]。第 213 回国会では、二国間クレジット制度（ＪＣＭ）の実施体制強化及び地域共生型の再エネ導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充等の措置を講ずるため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）が改正された。

さらに、地域における脱炭素の促進に向け、意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的・包括的に支援するスキームとして、令和４年度から「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金[6]」が新設され、地域脱炭素ロードマップ[7]で示された脱炭素先行地域[8]へ

---

[3] 我が国は 2030 年度に 2013 年度比 26%減とする温室効果ガス削減目標を、2020（令和２）年３月 30 日に国連気候変動枠組条約（ＵＮＦＣＣＣ）事務局に提出しＮＤＣとして登録されたが、2021（令和３）年４月の政府決定を受けて削減目標を 46%に引き上げた。

[4] パリ協定において温室効果ガス低排出型発展戦略を提出することが各国に招請されており、我が国は 2019（令和元）年６月に、今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会を目指すとするビジョンを提出していた。

[5] 「排出量取引制度」は 2026 年度に本格稼働した後、2033 年度から有償オークションを発電事業者に対して段階的に導入する。「炭素に対する賦課金」については 2028 年度に化石燃料の輸入事業者等に導入する。

[6] 令和６年度予算では、「特定地域脱炭素移行加速化交付金」等とともに、地域脱炭素推進交付金として合計 425.2 億円が計上されている。

[7] 今後５年間の集中期間に政策を総動員し、2030 年度までに少なくとも 100 か所の脱炭素先行地域を創出する目標等を掲げ、新たな地域の創造や国民のライフスタイルの転換を図ることとしている。

[8] 令和６年３月 18 日現在で 36 道府県 94 市町村の 73 件が選定されている。

の重点的支援が行われている。

一方、気候変動への適応[9]については、近年の気温の上昇傾向を踏まえ、熱中症対策を強化するため、第211回国会において気候変動適応法等の改正法が成立している[10]。

(3) 脱炭素社会の実現に向けた今後の主な課題

ＣＯＰ28で実施されたグローバル・ストックテイクの決定文書において、ＡＲ６が示した世界のＧＨＧ排出量を2035年までに60％削減（2019年比）とする必要性が盛り込まれるとともに、2030年までの再エネ発電容量３倍・省エネ改善率２倍、化石燃料からの移行、ゼロ・低排出技術としての原子力やＣＣＵＳ等が明記されたことを受け、2025年２月までに提出する次期ＮＤＣは、1.5℃目標に向けて更なる緩和の強化が求められることとなる。現在、政府においてはＧＸ2040 ビジョンの策定、地球温暖化対策計画の見直し等[11]が進められており、これらの議論を踏まえた新たなＮＤＣの作成に向けた動向が注視される。

２　循環型社会の形成

(1) 循環型社会を形成するための法体系等

我が国の循環型社会を形成するための法体系は、この分野の基本法である「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）、同法の下に位置付けられ一般的な仕組みとしての「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成３年法律第48号）及び「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（令和６年法律第41号。以下「再資源化事業等高度化法」という。）、特定の素材に着目した包括的な法制度としての「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和３年法律第60号。以下「プラスチック資源循環法」という。）、個別物品の特性に応じた規制法としての容器包装や家電等の個別リサイクル法等で構成されている。

循環基本法においては、施策の優先順位が、①リデュース（発生抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用）、④熱回収、⑤適正処分という順位で規定されており、これらを踏まえて、循環型社会の実現に向けた取組が行われている。また、循環基本法は政府に循環型社会の形成に関する基本的な計画の策定を義務付けている。この循環型社会形成推進基本計画は、概ね５年ごとに策定されている。

---

[9] 気候変動適応とは、気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることを指す。

[10] 従来からの熱中症警戒アラートに加え、極端な高温現象により国民の健康へ重大な支障を及ぼす事態が生じる場合に、一段上の熱中症特別警戒情報を発表する等が主な改正内容となっている。

[11] エネルギー基本計画の見直し（エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）第12条第５項）も行われている。現行の「第６次エネルギー基本計画」は2021年10月に閣議決定されている。

(2) 循環経済（サーキュラーエコノミー）[12]

ア　循環経済の意義と実現に向けた取組

大量生産・消費型の社会は環境に負荷をかけ、気候変動などの様々な環境問題と密接に関係している。これに対し「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への取組が、国際社会共通の課題となっている。循環経済への移行により、３Ｒ（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）＋Renewable（バイオマス化・再生材利用等）を始めとする資源循環の取組を進め、製品等のライフサイクル全体での環境負荷低減につながることが期待されている。

本年８月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生及び質の高い暮らしの実現にも資するものとされた。こうした認識の下、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題であるとし、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として同計画は策定された。同計画においては、循環経済の実現に向けた５つの重点分野[13]が置かれ、それぞれにおいて中長期的な方向性、国の取組内容、指標・数値目標等が設定されている。

なお、同計画に係る施策を政府全体として戦略的かつ統合的に行うため、本年７月に循環経済に関する関係閣僚会議が開催された。今後、年内を目途に使用済み太陽光パネルの再利用に係る制度の検討[14]を含む幅広い分野での取組を具体化した政策パッケージが取りまとめられる予定となっている。

イ　動静脈連携による資源循環の推進に向けた動き

我が国における温室効果ガス全排出量のうち、資源循環が貢献できる余地がある部門の割合は約36％という試算[15]もあることから、資源循環とカーボンニュートラルの取組が一体的に進められている。令和５年６月に閣議決定された、いわゆる骨太の方針では、動静脈連携[16]による資源循環を加速し、中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出を支援する制度を導入する方針が示された。こうしたことから、第213回国会において、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するための措置を講ずる再資源化事業等高度化法が成立した。

---

[12] 「国際的な議論では、循環経済は、資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システムであるとされている。」（『第五次循環型社会形成推進基本計画』７頁）

[13] ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システム構築と地方創生の実現、④資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行、⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

[14] 本年９月から環境省及び経済産業省において、太陽光パネルのリサイクル制度及び使用済みパネルの再利用推進の在り方について検討が行われている。

[15] 「第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第２回点検及び循環経済工程表に関する参考資料集」（令和４年９月）

[16] 資源を採取し、加工して製品を製造し、販売する「動脈産業」と使用済み製品を回収し、再使用、再生利用、適正処分を行う「静脈産業」による連携。

(3) プラスチックごみ問題への対応

不適正な管理等により一般環境中に流出したプラスチックごみは、野生生物の摂食等によって生態系へ影響を及ぼすだけでなく、海洋流出により漁業や観光にも影響を与えるなど、様々な問題を引き起こしている。また、環境中で劣化するなどによりプラスチックが微小化するマイクロプラスチックの問題も大きな課題となっている。

プラスチック廃棄物削減に向けた国際的な取組としては、2019（令和元）年６月のG20大阪サミット首脳宣言において、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染ゼロを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、令和５年４月に開催されたＧ７気候・エネルギー・環境大臣会合で、目標を10年前倒し、2040年までの追加的なプラスチック汚染ゼロが合意された。また、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際条約の策定に向けて、本年11月に第５回の政府間交渉委員会（ＩＮＣ５）が行われる予定である。焦点はプラスチックの生産に係る規制の導入の可否であり、本年末の作業完了を目指して交渉が進められている。

一方、国内では、国内外からのプラスチック等の漂着物に係る対策が行われるとともに、プラスチック資源循環戦略の策定等により対策が講じられている[17]。令和４年４月に施行されたプラスチック資源循環法は、プラスチックという素材に着目し、製品の①設計・製造、②販売・提供、③排出・回収・リサイクルの各段階において、あらゆる主体による資源循環等の取組を促進する措置を講じている。これに基づき、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制のため、特定プラスチック使用製品（無償で提供されるストロー・スプーン等）の使用の合理化[18]の取組が行われている。

市区町村は、同法によって、プラスチック製容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の一括回収・リサイクルが可能となった。環境省は、令和４年度から市区町村が実施する一括収集やリサイクルに関する経費について特別交付税措置を講じ、市区町村の取組を更に後押ししている。また、市区町村が再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて事業者と連携して再商品化を行うことができる制度が創設され、令和６年５月までに16の自治体が認定を受けている。

(4) 災害廃棄物処理に関する取組

台風や地震などの自然災害は多量の災害廃棄物を発生させる。災害廃棄物処理の遅滞は被災地の復興の妨げとなるため、平時の備えとなる災害廃棄物処理計画の策定等や、発災時における迅速かつ適切な初動対応、国による被災地支援体制の構築などが重要となる。

環境省は、自治体等における災害廃棄物対策の支援充実のため、災害廃棄物に関する有識者、技術者、業界団体等で構成される「災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）」

---

[17] その他にも、平成30年に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号）が改正され、漂流ごみ等の法の対象への追加やマイクロプラスチック対策に係る規定の新設等が行われた。また、令和２年にはレジ袋有料化義務化が行われた。

[18] 使用の合理化の具体的な方法としては、省令において、①有償提供、②景品等の提供（ポイント還元等）、③消費者への意思確認、④繰返し使用を促すことなどが挙げられている。

を構築し、災害の種類・規模等に応じて災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう災害廃棄物処理計画の策定等に対する技術支援、発災時の初動対応、復旧・復興対応支援等を行っている。また、地方環境事務所が中心となって、自治体や事業者等の参画により、地域ブロック協議会が全国８か所に設置され、地域ブロック別の災害廃棄物対策行動計画等の作成、共同訓練の実施、自治体の災害廃棄物処理計画の策定支援の取組が実施されている。

過去の発災時には、自治体による災害廃棄物処理計画の未策定により災害廃棄物への対応が遅れた事例があった。現在は、計画策定率の目標は達成されているものの[19]、以前より市区町村では専門知識を持つ職員や予算の確保が困難であることが指摘されており、引き続き国による支援が求められている。

本年１月１日に発生した令和６年能登半島地震で生じた災害廃棄物に関しては、公費解体の加速化、自治体に対する仮置場の確保や分別徹底等の周知とともに、環境省の職員を派遣し、現場状況の確認及び助言を行うなどの支援が進められている。

３　自然共生社会の形成

(1) 生物多様性に関する国際的な取組

生物の多様性を包括的に保全するとともに、生物資源を持続可能な形で利用していくための国際的な枠組みとして、1992（平成４）年に、「生物の多様性に関する条約」（生物多様性条約）が採択された。その後、2010（平成 22）年に愛知県で開催された同条約の第 10 回締約国会議（ＣＯＰ10）で 2020 年までの生物多様性の保全と持続可能な利用に関する世界目標「愛知目標」が採択された。

愛知目標は 2020 年を達成年としていたが、同年９月に発表された国連の生物多様性条約事務局の報告書「地球規模生物多様性概況第５版（ＧＢＯ５）」は、ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたものの、20 の個別目標のいずれも完全に達成されたものはなかったと結論付け、森林減少や種の絶滅といった生物多様性の損失に歯止めがかかっていないと指摘している。

こうした状況を踏まえ、新たな世界目標が検討されてきたが、2022 年 12 月に開催されたＣＯＰ15 では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。同枠組は、2050 年までの「自然と共生する世界」の実現を目指すもので、枠組の中の 2030 年ターゲットでは、2030 年までに陸地と海洋の少なくとも 30％の保全を目指す「30by30 目標」を始め、愛知目標を引き継ぐ 2030 年までに達成すべき 23 項目の目標が掲げられた。また、同枠組の進捗をモニタリング・評価する仕組みも決定された。

2023（令和５）年４月に開催されたＧ７気候・エネルギー・環境大臣会合では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の迅速かつ完全な実施の重要性が確認されるとともに、全ての部門において生物多様性保全を主流化させるための知識の共有や情報ネットワーク構築の場としての「Ｇ７ネイチャーポジティブ経済アライアンス」が設立された。

---

[19] 第四次循環型社会形成推進基本計画では令和７年度末に都道府県で 100％、市区町村で 60％とする目標が掲げられた。令和４年度末で同計画を策定した自治体は、都道府県では 100％、市区町村では 80％となっている。

なお、企業に対する生物多様性に及ぼす影響の評価・情報開示については、2023（令和５）年９月に、民間企業や金融機関が自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する国際的な組織である「自然関連財務情報開示タスクフォース（ＴＮＦＤ）」が、最終提言として情報開示の枠組みを公表した。

(2) 生物多様性に関する我が国の取組

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択を踏まえ、令和５年３月 31 日に、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画である「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定された[20]。同国家戦略は、2030 年までに自然を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向け、５つの基本戦略を掲げ、各基本戦略の下に、状態目標（15 個）と行動目標（25 個）の計 40 の目標が紐付けられている。

基本戦略の下で達成すべき行動目標では、可能なものについては関連指標の現状や数値目標が明記され、例えば、30by30 目標を達成するために国立公園等の保護地域の新規指定や大規模拡張を目指すほか、海域公園地区の面積を約 11 万 ha に倍増させることなどが示されている。

なお、基本戦略の一つとして「ネイチャーポジティブの実現」が掲げられ、その重点施策として、ネイチャーポジティブ経済[21]移行戦略が位置付けられたことを踏まえ、令和６年３月には、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の連名で「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が策定されている。同戦略は、国際的な動向を踏まえて企業による積極的なネイチャーポジティブの取組を後押しするとともに、その実現に資する経済社会構造への転換を促すことを目的としている。

(3) 国内における個別課題への対応

ア　30by30 目標の達成

我が国の生物多様性の保全策として、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域等や自然公園法に基づく国立公園等を始めとする保護地域の指定による保全が挙げられる。

環境省は、ＣＯＰ15 の国際枠組採択に先駆けて、「30by30 目標」の国内達成に向けたロードマップを令和４年４月に策定している。同ロードマップでは、国立公園等の保護地域の拡張に加え、2018 年のＣＯＰ14 で国際的定義が採択された新たな概念の自然環境保全地域である「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（ＯＥＣＭ[22]）」の認定を通じて 30％の目標達成を目指す方針が示されている。

---

[20] 現在、我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用についての基本原則は、「生物多様性基本法」（平成 20 年法律第 58 号）において定められている。同法では、政府に生物多様性国家戦略の策定を義務付けている。

[21] 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることに資する経済。個々の企業がネイチャーポジティブな経営に移行し、バリューチェーンにおける負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化が図られ、また、そうした企業の取組を消費者や市場等が評価する社会へと変化することを通じ、自然への配慮が評価されるとともに、行政や市民等の多様な主体による取組が相まって、資金の流れの変革等がなされた経済を意味する。

[22] Other Effective area-based Conservation Measures の略。具体例として、里地里山、企業の水源の森、社寺林などが想定されている。

同ロードマップを踏まえ、同省は、保護地域の拡張等を図るとともに、民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域（森林、里地里山、都市の緑地、沿岸域などの区域）を「自然共生サイト」に認定する仕組みを令和５年度から正式に開始し、令和５年度には 184 か所が認定された。認定された区域のうち、保護地域との重複を除いた区域については、ＯＥＣＭとして国際データベースに登録することとされており、本年８月には、4.8 万 ha が国際データベースに初登録された。

イ　生物多様性増進活動促進法の制定

こうした状況を踏まえ、令和６年の第 213 回国会においては、ネイチャーポジティブの実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講じることを内容とする「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（令和６年法律第 18 号）が制定された。同法は令和７年４月から施行される予定となっている[23]。

ウ　クマ被害対策

近年、クマ類が人の生活圏に侵入し、数年おきに大量出没を繰り返しており、とりわけ令和５年度には、人身被害件数が統計上最多を記録した。

このような状況を受け、環境省の検討会は、令和６年２月に、被害防止に向けた総合的な対策の方針を取りまとめた。同方針では、クマ類の地域個体群を維持しつつ、人の生活圏への出没防止によって人とクマ類の空間的なすみ分けを図るため、「ゾーニング管理」を始めとする管理を推進する方針が示され、また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく指定管理鳥獣に絶滅のおそれのある四国の個体群を除いたクマ類を指定し、集中的かつ広域的な管理を図る必要性が示され、併せて、鳥獣保護管理法において禁止されている住居集合地域等における銃猟について法改正も含めて早急に対応方針を整理することが提言された。

これを受けて、同年４月には、四国の個体群を除くクマ類が指定管理鳥獣に指定され、また、住居集合地域等における銃猟について検討が行われ、本年７月に「鳥獣保護管理法第 38 条の改正に関する対応方針」が取りまとめられた。同方針を踏まえ、緊急的に住宅集合地域等における銃猟を特例的に実施可能とする同法の改正案の提出が検討されている。

４　健康被害の補償・救済及び懸念への対応

(1) 水俣病

水俣病とは、化学工場から海や河川に排出されたメチル水銀化合物を、魚、エビ、カニ、貝などの魚介類が直接エラや消化管から吸収して、あるいは食物連鎖を通じて体内に高濃度に蓄積し、これを日常的に食べた住民の間に発生した中毒性の神経疾患である。熊本県

[23] 同法は、現行の「自然共生サイト」制度を土台の一つとして検討され、これを法制化したもので、同法の施行後は、現行「自然共生サイト」制度として新たな募集は実施せず、認定制度は同法に一本化されることとなっている。

水俣湾周辺を中心とする八代海沿岸で発生し、その後新潟県阿賀野川流域においても発生した。水俣湾周辺の水俣病は昭和 31 年、新潟水俣病は昭和 40 年に公式確認された。これまで公害健康被害補償法に基づき、水俣病と認定された患者は約 3,000 人、平成７年の政治解決による救済対象者が約 12,400 人、平成 21 年に成立した水俣病被害者特措法に基づく救済対象者は約 38,000 人となっている。国による補償や救済が図られてきた一方、未だ関係する訴訟が続いている。

(2) 有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ[24]）問題

近年、全国各地において国の暫定指針値[25]を超える濃度のＰＦＡＳが検出されており、関係自治体や地元住民からはその影響に関する不安や、目標値等の検討等の対策を求める声が上がっている。こうした状況を受け、環境省は令和５年１月に、２つの専門家会議[26]を設置し、同年７月に現時点で取り組むべき事項としての「ＰＦＡＳに関する今後の対応の方向性」、国民向けの「ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡに関するＱ＆Ａ集」を作成した。さらに、本年６月に食品安全委員会がＰＦＡＳに関する食品健康影響評価書を公表したことを踏まえ、環境省において水道水の目標値等の検討を行っている。

各国・各機関においても、目標値等の議論が進む中、国内外の最新の科学的知見に基づくＰＦＡＳ対応策の更なる検討、国民の安全・安心に向けた取組強化が望まれている。

５　東日本大震災対応等

(1) 放射性物質汚染対処特措法の制定と政府の主な対応

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）に由来する放射性物質による環境汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるため、平成 23 年８月に「平成 23 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）が制定され、平成 24 年１月より全面施行されている。

ア　帰還困難区域の復興・再生に向けた取組

福島第一原発事故後、原子力発電所の周辺約 20～30 ㎞は避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域に分類された。このうち避難指示解除準備区域及び居住制限区域で

---

[24] 有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称し「ＰＦＡＳ」と呼び、１万種類以上の物質があるとされている。ＰＦＡＳのうち、ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）とペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があり、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されている。半導体用反射防止剤、泡消火薬剤、フッ素ポリマー加工助剤など幅広い用途で使われてきたが、現在は「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 117 号）により製造・輸入等が原則禁止されている。加えて、ペルフルオロヘキサンスルホン酸（ＰＦＨｘＳ）についても、本年２月１日より、製造・輸入等が原則禁止されている。

[25] 令和２年に環境省は公共用水域や地下水における暫定指針値をＰＦＯＳとＰＦＯＡの合算値50ng/Ｌ以下と定めている。

[26] 「ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡに係る水質の目標値等の専門家会議」「ＰＦＡＳに対する総合戦略検討専門家会議」

は、放射性物質汚染対処特措法に基づき汚染土壌等の除染を実施し、平成 30 年３月までに全ての面的除染が完了し、令和２年３月までに避難指示が解除された。

一方、帰還困難区域については、平成 28 年８月に政府方針[27]が定められ、５年を目途に避難指示を解除し居住可能とすることを目指す「復興拠点」を設定して整備することとされ、翌 29 年に除染や廃棄物処理の費用を国が負担すること等を定める「福島復興再生特別措置法」（平成 24 年法律第 25 号）の改正が行われ、帰還困難区域内に特定復興再生拠点区域(以下「拠点区域」という。）が設定された。一部が拠点区域に認定された６町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村）では、除染や避難指示解除が進められ、令和５年 11 月 30 日に富岡町の点・線拠点の避難指示が解除されたことをもって、拠点区域の全てにおいて避難指示が解除された。

また、拠点区域外についても令和３年８月に政府方針[28]が定められ、2020 年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めることとされた。令和５年の第 211 回国会において成立した改正福島復興再生特別措置法では、「特定帰還居住区域[29]」が制度として創設された。改正法に基づき、一部が同区域として認定された大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町において、家屋等の解体や除染等が実施されている。

イ　福島県内除去土壌等の最終処分に向けた取組

放射性物質に汚染された福島県内の土壌等を最終処分するまで安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設については、政府と地元自治体との協議が進められた結果、平成 26 年９月、福島県は大熊町及び双葉町の２町への施設の建設受入れを容認する旨政府に伝達した。これを受け、特殊会社の中間貯蔵・環境安全事業株式会社（ＪＥＳＣＯ）[30]の中間貯蔵事業への活用と、中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることを主な内容とする「日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 120 号）が同年 11 月に成立し、翌 12 月に施行された。

平成 27 年３月には中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入が開始され、令和２年３月には中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転が開始されている。

また、福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分の実現に向けては、その最終処分量を低減することが重要であるため、除去土壌等の減容・再生利用を進めることとしている[31]。

---

27 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（平成 28 年８月 31 日）

28 「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」（令和３年８月 31 日）

29 帰還困難区域内の拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする地域。帰還住民の日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲で、市町村長が設定する。

30 法案提出当時の会社名は、「日本環境安全事業株式会社」。

31 除去土壌等の減容・再生利用については、その中長期的方針を平成 28 年４月に策定し、平成 31 年３月に見直しを行った「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に基づき具体的取組が進められている。再生利用の実証事業については、現在福島県内において取り組まれている。

中間貯蔵事業が実施されている中で、用地の確保[32]、除去土壌の再生利用[33]、法定化されている福島県外での最終処分の方針の実現に向けた取組が、地元自治体や住民、更には広く国民の理解を得つつ、確実かつ適正に行われていくのかが引き続き注目される[34]。

ウ　指定廃棄物の処理

帰還困難区域を除く対策地域内廃棄物[35]及び福島県内の指定廃棄物[36]（特定廃棄物）については、１kg当たり 10 万ベクレル以下のもの[37]は、福島県富岡町の特定廃棄物埋立処分施設[38]において埋立処分が行われていたが、令和５年 10 月末に完了した[39]。

一方、福島県以外で指定廃棄物の発生量が多く保管がひっ迫している５県[40]では、国がこれを各県で集約して管理するため、長期管理施設の建設候補地の選定作業を進めている。

環境省は現在、５県のうち宮城県、栃木県及び千葉県に対して詳細調査候補地[41]を提示している。茨城県においては平成 28 年２月に、群馬県においては同年 12 月に、「現地保管継続・段階的処理」の方針を決定した。この方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、１kg当たり 8,000 ベクレル以下となったものについては、段階的に既存の処分場等で処理することを目指している。

(2) 原子力規制委員会の発足等

福島第一原発事故により失墜した原子力安全規制行政に対する信頼回復とその機能向上を図るため、政府は、「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針[42]」を平成 23 年８月に閣議決定した。

---

[32] 施設用地の全体面積約 1,600ha のうち、地権者と契約済みの面積は令和６年８月末現在で約 1,303ha（約 81.4%）となっている。なお、契約済みの面積には、公有地約 95ha が含まれている。

[33] 除去土壌の再生利用等については、本年９月、環境省の取組がＩＡＥＡの安全基準に合致している旨のＩＡＥＡ専門家会合最終報告書が取りまとめられた。

[34] 環境省は福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた全国での理解醸成活動の一環として、除去土壌等の減容・再生利用の必要性・安全性等に関する「対話フォーラム」を開催している。

[35] 現在、福島県内の 10 市町村にまたがる地域が汚染廃棄物対策地域として指定されており、同地域から排出される廃棄物については対策地域内廃棄物として環境省が処理を進めている。対策地域内廃棄物の例としては、地震・津波によって生じたがれき、家屋解体によって生じた廃棄物等が挙げられる。

[36] 放射性セシウム濃度が１kg 当たり 8,000 ベクレルを超えると認められる廃棄物（焼却灰や汚泥等）で放射性物質汚染対処特措法に基づき環境大臣が指定するものをいう。

[37] １kg当たり 10 万ベクレルを超えるものは中間貯蔵施設に搬入されている。

[38] 同施設は、既存の民間管理型最終処分場「フクシマエコテッククリーンセンター」を平成 28 年４月に国有化したもの。双葉郡８町村の生活ごみの搬入については令和５年 11 月以降も継続している。

[39] 帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域の整備事業に由来する廃棄物等のうち１kg当たり 10 万ベクレル以下のものについては、東日本大震災後休止していた大熊町の管理型処分場「クリーンセンターふたば」での埋立処分が令和５年６月より再開されている。

[40] 宮城県、群馬県、栃木県、茨城県及び千葉県。

[41] 宮城県：栗原市、加美町及び大和町、栃木県：塩谷町、千葉県：千葉市。なお、これらの市町は候補地の返上や詳細調査の受入拒否を表明している。

[42] 同方針では、「『規制と利用の分離』の観点から、原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離し、内閣府に設置されている原子力安全委員会の機能をも統合して、環境省の外局とする」などとしていた。

その後、翌 24 年の第 180 回国会において、原子力安全規制改革関連の政府案[43]及び自民・公明案[44]がそれぞれ提出され、与野党協議の結果、いわゆる「３条委員会[45]」の「原子力規制委員会」を環境省の外局として設置し、その事務局として「原子力規制庁」を設けることで合意し、同年６月に政府案及び対案を撤回の上、「原子力規制委員会設置法案」（衆議院環境委員長提出、衆法第 19 号）が起草され、可決・成立した。

同法の成立に伴い、同年９月に、原子力の推進と規制を分離するため、環境省の外局として原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）が発足し、規制委員会の事務局として原子力規制庁が設置された（規制委員会の主な取組等については「原子力問題調査特別委員会」の頁を参照。）。

内容についての問合せ先
環境調査室　鈴木首席調査員（内線68600）

[43] 「原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案」（内閣提出、第 180 回国会閣法第 11 号）、「原子力安全調査委員会設置法案」（内閣提出、第 180 回国会閣法第 12 号）及び「地方自治法第 156 条第４項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件」（内閣提出、第 180 回国会承認第１号）。

[44] 「原子力規制委員会設置法案」（塩崎恭久君外３名提出、第 180 回国会衆法第 10 号）。

[45] 国家行政組織法第３条第２項に基づく委員会をいう。

安全保障委員会

安全保障調査室

所管事項の動向

１　我が国を取り巻く安全保障環境

2022（令和４）年 12 月に閣議決定された国家安全保障戦略は、普遍的価値を共有しない国家の勢力拡大、そのような国家による既存の国際秩序の修正を図ろうとする動きや力による一方的な現状変更の試みを指摘し、我が国を取り巻く安全保障環境を「戦後最も厳しくかつ複雑」と位置付けた。ロシアによるウクライナ侵攻や、東シナ海及び南シナ海における領有権の「既成事実化」を狙った中国公船の活動など、一部主要国による力による現状変更の試みにより、これまで我が国の平和と発展の基礎となってきた法の支配に基づく国際秩序が揺らぎつつある。

本来、国際社会の平和の安定の維持に主要な責任を負うべき国連安保理常任理事国による国際法を無視した行動や、常任理事国間の対立により、国連安保理は機能不全に陥っている[1]。本年４月末には、国連安保理の下で対北朝鮮制裁の実施状況を監視してきた専門家パネルがロシアの拒否権により活動の停止を余儀なくされるなど、国連安保理の機能不全は、我が国が位置する東アジア地域の安全保障環境にも直接的な影響を与えている。

このような中、我が国を含む自由、民主主義、法の支配などの価値観を共有する諸国は北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）、クアッド（日米豪印）などの枠組みや二国間の防衛協力を通じて連携を強化しているが、一方では、中国、ロシア、北朝鮮も相互の連携を深めている。2023（令和５）年秋以降、北朝鮮がウクライナ侵攻を続けるロシアに対して砲弾等を供与する代わりに、ロシアから衛星に関する技術支援を受けた可能性が指摘されているほか、本年６月には両国の間で、相互の軍事支援を定めた「包括的戦略パートナーシップ条約」が締結された。また、中露間でも、中露両軍による我が国周辺での艦艇の共同航行や爆撃機の共同飛行など、両国の連携による示威行動が続いている。

我が国周辺には、核兵器を含む大規模な軍事力を有する国や地域が複数存在し、核戦力の増強が進む中で、その運搬手段となりうるミサイル戦力が質量ともに著しく増強されており、迎撃がより困難な極超音速兵器や低空を変則軌道で飛翔する弾道ミサイルなどの開発・配備も進んでいる。

さらに、最近の戦い方に目を転じると、ロシアによるウクライナ侵攻でも顕著にみられるように、民間の重要インフラ等へのサイバー攻撃やＳＮＳを通じた偽情報の拡散など非軍事と軍事を組み合わせたハイブリッド戦が展開されているほか、こうした行為が軍事侵攻以前の段階から行われるなど、有事と平時の区別も曖昧になりつつある。また、無人機、電磁波、人工知能（ＡＩ）、宇宙空間の活用が今後ますます進むものとみられ、我が国においてもこうした分野での対応が急務となっている。

---

[1] 国際連合広報センター「2024 年の優先課題に関するアントニオ・グテーレス国連事務総長の総会発言」令和６年２月７日

【参考】我が国周辺における最近の中露による主な動向

年月	内　容
－	尖閣諸島周辺において中国海警局の公船が恒常的に活動し、接続水域及び領海に侵入
2024.7	中国海軍及びロシア海軍の艦艇計４隻が「共同パトロール」と称して大隅海峡を東に抜けて我が国周辺を共同航行（４日）
8	中国軍のＹ-９情報収集機１機が約２分間、長崎県・男女群島沖の領空を侵犯（26 日、中国の軍用機による領空侵犯が確認された初の事例）
9	ロシア海軍と中国海軍が日本海などで大規模な合同演習を実施（10～16 日） その後、両軍の艦艇計８隻が宗谷海峡を太平洋に向けて共同航行（23 日）
	中国海軍空母「遼寧」が沖縄県・与那国島と西表島の間を初めて通過し、我が国の接続水域に一時侵入（17～18 日、中国の空母が我が国の接続水域を航行した初の事例）
	ロシア軍のＩＬ-３８哨戒機が 13 時台から 15 時台にかけて３度にわたり北海道・礼文島付近の領空侵犯。航空自衛隊のＦ15 戦闘機が緊急発進し、赤外線誘導ミサイルなどをかく乱するフレア（火炎）を初めて発射（23 日）
	中国が大陸間弾道ミサイル（ＩＣＢＭ）１発を発射し太平洋の公海上に着弾（25 日）

（出所）防衛省資料及び報道に基づき作成

２　安保三文書に基づく防衛力整備等に向けた主な動き

2022（令和４）年 12 月 16 日、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画の安保三文書が国家安全保障会議及び閣議で決定された。国家安全保障戦略及び国家防衛戦略は、おおむね 10 年程度の期間を念頭に置いて策定されており、防衛力整備計画は、おおむね 10 年後の自衛隊の体制と５年間の経費総額・主要装備品の整備数量などを示している。

国家防衛戦略及び防衛力整備計画は、①スタンド・オフ防衛能力、②統合防空ミサイル防衛能力（反撃能力を含む）、③無人アセット防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能、⑥機動展開能力・国民保護及び⑦持続性・強靱性の７つの能力を重視しており、これらの分野を重点として防衛力整備が行われている。

(1) 統合作戦司令部の創設

国家防衛戦略及び防衛力整備計画に、陸海空自衛隊の一元的な指揮を行い得る常設の統合司令部を創設することが明記されたことを受けて、第 213 回国会に統合作戦司令部の創設に係る規定の整備を含む防衛省設置法等の一部改正案が提出され、同国会において成立した。統合作戦司令部は、2024（令和６）年度末に市ヶ谷に設置され（当初の人員は約 240 人）、その長である統合作戦司令官には、陸海空幕僚長と同格の将官を充てることとされている[2]。

2024（令和６）年７月の日米安全保障協議委員会（「２＋２」）の共同発表では、自衛隊の統合作戦司令部の米側のカウンターパートとして、在日米軍をインド太平洋軍司令官隷

[2] 防衛省「防衛力抜本的強化の進捗と予算―令和６年度予算の概要」10 頁

下の統合軍司令部として再構成する方針が示されており[3]、今後の自衛隊と米軍の指揮統制の連携の在り方が焦点となっている[4]。

(2) スタンド・オフ防衛能力の整備

安保三文書は、スタンド・オフ防衛能力等を自衛隊が反撃能力として用いることを想定しており、そのための具体的な装備品として、国産の 12 式地対艦誘導弾（１２ＳＳＭ）能力向上型、島嶼防衛用高速滑空弾及び極超音速誘導弾の開発・試作や量産に加え、トマホーク等の外国製スタンド・オフ・ミサイルの着実な導入を進めることとしている。

政府は、スタンド・オフ・ミサイルの早期整備を目指しており、米国製のトマホークの取得と１２ＳＳＭ能力向上型（地上発射型）の配備については、当初計画の 2026（令和８）年度から 2025（令和７）年度に１年前倒しした。

各種スタンド・オフ・ミサイルの整備予定

例	令和５年度 (2023)	令和６年度 (2024)	令和７年度 (2025)	令和８年度 (2026)	令和９年度 (2027)
１２ＳＳＭ能力向上型	★量産着手(地発型)		▼配備予定(地発型) ★量産着手(艦発型)		
潜水艦発射型誘導弾	□開発着手(～R9)		★量産着手		
新地対艦・地対地精密誘導弾		□開発着手(～R12)			
島嶼防衛用高速滑空弾	★量産着手(早期装備型) □開発着手(能力向上型)(～R12)				▼配備予定(早期装備型)
極超音速誘導弾	□開発着手(～R13)	◆製造態勢拡充	◆製造態勢拡充		
トマホーク			▼配備予定		

※令和７年度以降のスケジュールについては全て予定

（出所）防衛省「防衛力抜本的強化の進捗と予算―令和７年度概算要求の概要」７頁

(3) 同志国等との安保協力の進展

安保三文書は同志国等との連携の強化を図っていくこととしており、国家防衛戦略には、円滑化協定（ＲＡＡ）、物品役務相互提供協定（ＡＣＳＡ）、防衛装備品・技術移転協定等の制度的枠組みの整備を更に推進することが明記されている。

最近の動きとしては、2024（令和６）年５月に日仏ＲＡＡの交渉開始が日仏首脳間で合意されたほか、７月の日比「２＋２」の際に日比ＲＡＡが署名された[5]。

また、同年１月に署名された日独ＡＣＳＡが、５月の関連法案の成立と６月の国会承認を経て、７月に発効した[6]。さらに、同年６月には、日伊ＡＣＳＡの交渉を開始することで日伊首脳が一致している。

---

[3] 外務省「日米安全保障協議委員会（「２＋２」）共同発表（仮訳）」（令和６年７月 28 日）３頁

[4] 例えば、自衛隊の指揮権の独立性の担保が課題であるといった指摘が見られる。『朝日新聞』（2024.7.29）、『毎日新聞』（2024.7.31）など。

[5] 現時点で我が国がＲＡＡを締結している国は豪州及び英国の２か国である。また、こうした円滑化協定締結による安全保障協力強化の動きを中国に対する牽制と捉える向きもある（『読売新聞』（2024.5.1）、『産経新聞』（2024.7.9）など）。

[6] ＡＣＳＡの締結はドイツで７か国目となった。

(4) ＡＩの活用促進、サイバー人材の確保・育成

ア　防衛省ＡＩ活用推進基本方針

国家防衛戦略及び防衛力整備計画において、防衛省・自衛隊のＡＩ活用推進が謳われたことを踏まえ、2024（令和６）年７月、防衛省は、初のＡＩ活用推進の基本方針である「防衛省ＡＩ活用推進基本方針」を策定した。同文書では、①目標の探知・識別、②情報の収集・分析、③指揮統制、④後方支援業務、⑤無人アセット、⑥サイバーセキュリティ及び⑦事務処理作業の効率化の７分野で重点的にＡＩ活用を図ることとされたほか、ＡＩの利用に伴うリスクへの対応、データ基盤の構築、ＡＩ・データ人材の確保・育成、研究開発など、幅広い事柄についての考え方が示されている。

防衛省・自衛隊によるＡＩの活用をめぐっては、大幅な省力化が期待できる一方、ＡＩによる誤判断などのリスクへの対処や、それを使いこなせる人材の確保などが課題として指摘されている[7]。

イ　防衛省サイバー人材総合戦略

安保三文書は、能動的サイバー防御のための体制整備の検討を盛り込む一方、自衛隊のサイバー防衛能力強化に向けた大幅な体制拡充を目指すこととしている[8]。これを踏まえ、2024（令和６）年７月に防衛省は、サイバー人材に係る取組の方向性を示した「防衛省サイバー人材総合戦略」を策定した。同文書では、サイバー領域の能力強化の中核は「ヒト」であるとの認識の下、①特定、②確保、③育成、④維持・管理及び、これら全てを統合するための⑤総合的な強化の５つの柱に沿って人材施策が検討されている。そして、具体的な取組としては、個々のサイバー人材の多様な役割や職階などに応じた新たなスキル評価指標の検討・策定（①特定）、サイバー分野での勤務を重視したキャリアパスの明確化、サイバー分野での予備自衛官の活用（②確保）、高等工科学校システム・サイバー専修コースや国内外の教育機関における教育コースの拡充（③育成）、スキル・意欲などに配慮した柔軟な配置、「サイバーき章」や特技等の検討による人事管理（④維持・管理）、防衛省サイバーＣＯＥの設置による産官学連携、リボルビング・ドアの実現（⑤総合的な強化）などが挙げられている。

他方、社会全体でのサイバー人材の需要が増してきていることから、同文書で示された民間と自衛隊との間で人材が行き来する柔軟な仕組みを実現できるのか、待遇や機密保持を含めた具体策を問う声もある[9]。

---

[7] 『毎日新聞』（2024.8.30）

[8] 防衛力整備計画は、2027（令和９）年度を目途に、自衛隊サイバー防衛隊等のサイバー関連部隊を約 4,000 人に拡充し、さらに、システム調達や維持運営等のサイバー関連業務に従事する隊員に対する教育を行い、これにより、防衛省・自衛隊のサイバー要員を約２万人体制とすることとしている。

[9] 『朝日新聞』（2024.7.7）

３　防衛装備移転三原則等の見直しと次期戦闘機共同開発

(1) 国家安全保障戦略等を踏まえた防衛装備移転三原則等の改正(2023(令和５)年 12 月)

国家安全保障戦略等において、安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討することが明記された。自民、公明両党の与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（与党ＷＴ）は、中間報告となる 2023（令和５）年７月の論点整理を経て、同年 12 月、政府への提言を取りまとめた。同提言を受け、防衛装備移転三原則及び運用指針の改正が行われ、ペトリオット・ミサイルの米国への移転を可能にするなど、ライセンス生産品のライセンス元国への輸出などが認められることとなった。一方、焦点であった国際共同開発・生産における我が国から第三国への完成品の直接移転や、救難、輸送、警戒、監視及び掃海に完成品の輸出を限定した５類型の在り方等については、与党ＷＴにおいて引き続き議論を行うこととされた。

(2) 次期戦闘機共同開発と防衛装備移転三原則運用指針の改正（2024（令和６）年３月）

2022（令和４）年 12 月、我が国は、英国、イタリアとともに、次期戦闘機の共同開発を行う「グローバル戦闘航空プログラム（ＧＣＡＰ)」を発表し、翌 2023（令和５）年 12 月、政府間の効率的な協業体制の構築のため、ＧＣＡＰを管理・運営する国際機関「ＧＣＡＰ政府間機関（ＧＩＧＯ)」を設立することになった。ＧＩＧＯの初代トップ（ＧＣＡＰ実施機関の首席行政官）には日本人が就任する予定である。また、ＧＩＧＯの職員については、３か国の政府から合わせて数百人規模の要員派遣が必要であり、防衛省は、自衛官や事務官、技官を派遣する方針である。共同開発では、今後５年程度で仕様や性能を確定させ、2035（令和 17）年までの初号機配備を目指している。

ＧＣＡＰを推進するに当たり、我が国からパートナー国以外の第三国への直接移転の在り方が改めて議論され、政府は、2024（令和６）年３月、ＧＣＡＰに係る完成品を我が国から第三国に移転しうること等について閣議決定するとともに、運用指針を一部改正し、①今回、第三国への直接移転を認めるのはＧＣＡＰに限定、②移転先は国連憲章に適合した使用を義務付ける国際約束の締結国（現在 15 か国）に限定、③現に戦闘が行われている国には移転しない、という三つの限定を明記した。しかし、これら無制限な輸出拡大を防ぐ歯止め策に関しては、今後、輸出対象の装備品がなし崩し的に拡大する可能性や締約国の増加、輸出相手国がいつ紛争に巻き込まれ「現に戦闘が行われている国」にならないとも限らないといった懸念が示されている。また、今後、実際に次期戦闘機を我が国から第三国に移転する際には、個別の案件ごとに閣議決定を行うことになるものの、政府・与党のみで決定し、国会の関与がないため、武器輸出に議会の報告・承認が原則必要な米国と比べ、厳格性や透明性は低いとの指摘も見られる[10]。

[10] 『東京新聞』(2024.3.27)、『毎日新聞』(2024.3.27) など

防衛装備移転三原則等改正による移転基準緩和の主なポイント

（2023（令和５）年 12 月及び 2024（令和６）年３月改正）

	改正前	改正後
ライセンス生産品の提供	米国からのライセンス生産品に係る部品・役務のみが提供可能	米国由来以外も含むライセンス生産品（完成品を含む）をライセンス元国へ提供可能に ※ただし、自衛隊法上の武器[11]は、ライセンス元からの更なる提供については、我が国安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への提供は除く。
修理等の役務の提供	民間事業者が行う修理等の役務提供は米軍向けに限定	米軍以外の安全保障協力関係のある国に対しても、修理等の役務提供を可能に
部品の移転	部品であっても、国際開発生産か米国ライセンス品を除き、５類型（救難、輸送、警戒、監視及び掃海）に該当しない限り、移転できない	「部品」の定義を明確化（※）した上で、安保協力関係のある国に対しては、部品は総じて移転可能に ※「完成品の一部として組み込まれているものをいう。ただし、それのみで装備品としての機能を発揮できるものを除く。」
被侵略国への非武器支援	ウクライナ向け、かつ、自衛隊不用装備品（武器を除く）の無償・低額譲渡に限定	侵略等を受けた国に対し、自衛隊法上の武器には該当しない装備品を移転可能に
５類型（救難、輸送、警戒、監視及び掃海）	５類型に必要な武器が移転可能か否かは、具体案件がなかったこともあり、必ずしも明確ではない	本来業務や自己防護に必要な武器の搭載を可能であることの明確化
国際共同開発・生産	パートナー国との国際共同開発・生産と、パートナー国からの第三国移転は可能	①パートナー国が完成品を移転した第三国へ、我が国から部品や技術の直接移転も可能に ②ＧＣＡＰに限定して、完成品の第三国への直接移転が可能（2024（令和６）年３月改正）

（出所）内閣官房資料を基に作成

４　防衛関係予算等

(1) ５年間の防衛力整備水準等

防衛力整備計画では、2023（令和５）年度から５年間に必要な防衛力整備の水準に係る金額は 43 兆円程度[12]とされている。

[11] 火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等をいう（なお、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものを含み、部品を除く。）

[12] 円安や資材価格の高騰により装備品の価格が上昇し、５年間の総額が 43 兆円の枠内に収まらないのではないかとの指摘もなされたが、政府は、43 兆円を超過するということは考えていない旨説明している（2023（令和５）年 10 月 27 日　衆・予算委、木原稔防衛大臣答弁）。

また、各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、一定の措置[13]を別途とることを前提として、40 兆 5,000 億円[14]程度（2027（令和９）年度は８兆 9,000 億円程度）とされている。

さらに、同計画に定められたこれらの金額とは別に、国家安全保障戦略では、2027（令和９）年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組を合わせ、そのための予算水準を 2022 年現在のＧＤＰ比２％に達するよう所要の措置を講ずることが示されている[15]。

同計画を実施するための財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金、税制措置等において所要の措置を講ずることとされている。

税制措置の開始時期について、政府は「令和６年度税制大綱」（2023（令和５）年 12 月 22 日閣議決定）において、「適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる趣旨を令和６年度の税制改正に関する法律の附則において明らかにする。」にとどまり、施行時期の決定には至っていない。

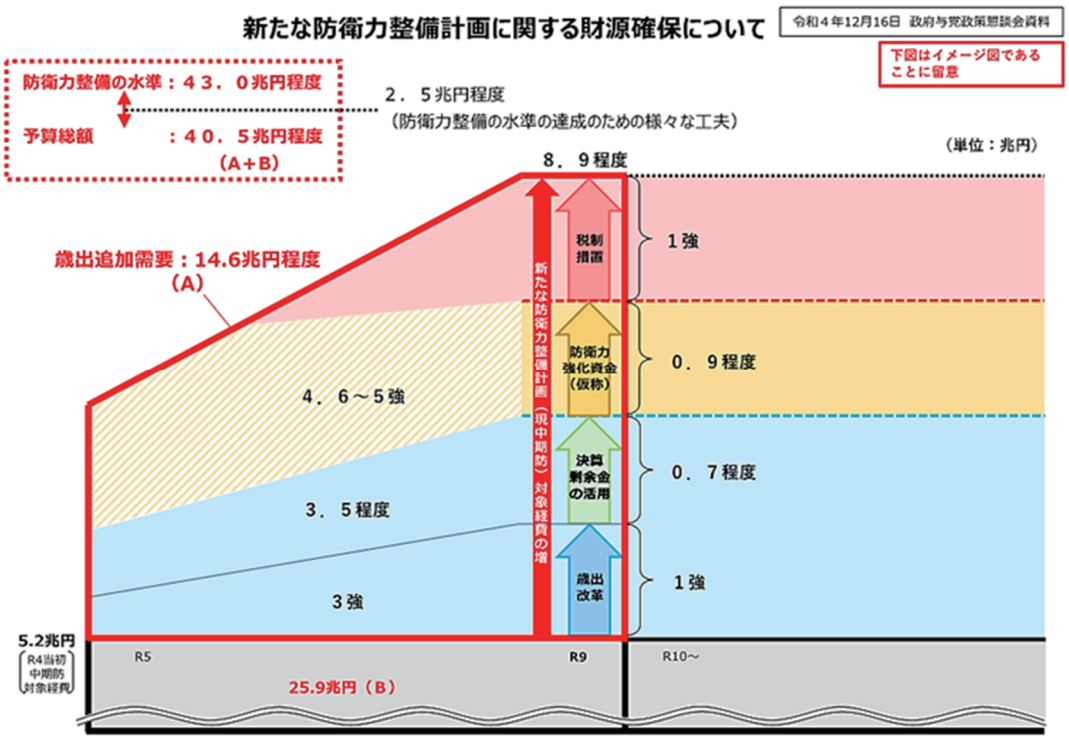

（出所）財務省『令和５年度予算のポイント』６頁

[13] 一定の措置とは、①自衛隊施設等の整備の更なる加速化を事業の進捗状況等を踏まえつつ機動的・弾力的に行うこと（１兆 6,000 億円程度）、②一般会計の決算剰余金が想定よりも増加した場合にこれを活用すること（9,000 億円程度）である。

[14] この 40 兆 5,000 億円と、前掲脚注２の①と②の合計額である２兆 5,000 億円を足すと、43 兆円となる。

[15] 対ＧＤＰ比２％は約 11 兆円規模である。国家安全保障戦略では、防衛力の抜本的強化を補完する不可分一体の取組として、研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力の４分野が挙げられている。

(2) 2025（令和７）年度防衛関係費概算要求

2025（令和７）年度概算要求においては、防衛力整備計画期間内の防衛力抜本的強化の実現に向け、過去最大の８兆5,389億円（対前年度当初予算8,140億円（10.5%）増）が計上されている。

本概算要求における主な事業は、以下のとおりである。

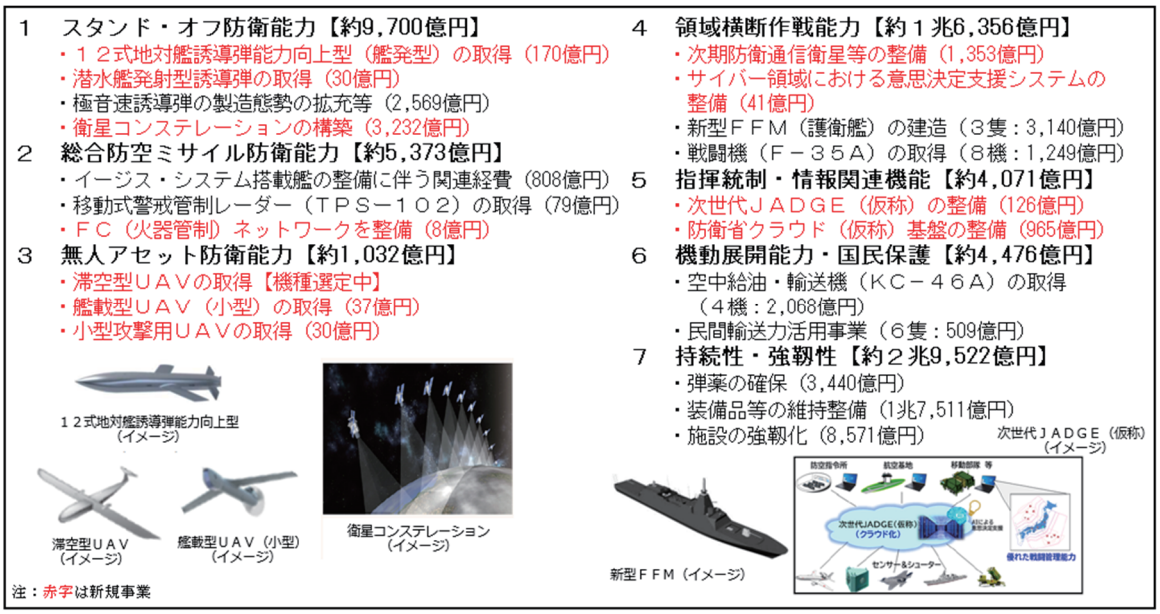

（出所）防衛省資料を基に作成

歳出予算（三分類）　（単位：億円）

区　分	令和6年度予算額		令和7年度概算要求額	
		対前年度増△減額		対前年度増△減額
防衛関係費	77,249 (79,496)	11,248[17.0] (11,277[16.5])	85,389 (85,389)	8,140[10.5] (5,893[7.4])
人件・糧食費	22,290	320[1.5]	22,728	438[2.0]
物件費	54,960 (57,206)	10,927[24.8] (10,957[23.7])	62,661 (62,661)	7,702[14.0] (5,455[9.5])
歳出化経費	37,928 (39,480)	12,745[50.6] (12,949[48.8])	44,527 (44,527)	6,599[17.4] (5,047[12.8])
一般物件費	17,032 (17,727)	△1,818[△9.6] (△1,992[△10.1])	18,134 (18,134)	1,103[6.5] (408[2.3])

（説明）
・[ ]は、対前年度伸率(%)である。
・計数については、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
・「防衛関係費」の行の下段( )内は、SACO関係経費、米軍再編関係費のうち地元負担軽減分を含んだものである。
・「防衛関係費」は、防衛省が所管する経費に、防衛省のシステムに係るデジタル庁所管経費を含めたものである。
・SACO関係経費、米軍再編関係経費のうち地元府負担軽減分、可動砲向上・弾薬確保等について、事項要求としている。

（出所）防衛省資料を基に作成

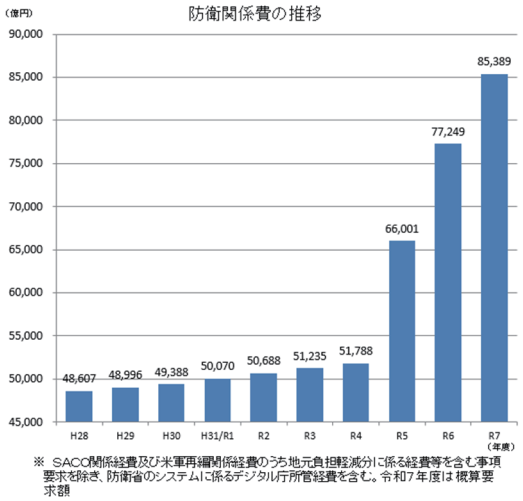

※ SACO関係経費及び米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分に係る経費等を含む事項要求を除き、防衛省のシステムに係るデジタル庁所管経費を含む。令和7年度は概算要求額

（出所）防衛省資料を基に作成

なお、本概算要求における、ＦＭＳによる装備品等の取得にかかる要求額は約 9,108 億円で、前年度当初予算額に比べ約 208 億円減少している。

主な事業としては、空中給油・輸送機（ＫＣ－４６Ａ）の取得（４機）に 2,068 億円、戦闘機（Ｆ－３５Ａ）の取得（８機）に 1,249 億円、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル（ＳＭ－３ブロックⅡＡ）の取得に 689 億円が計上されている。

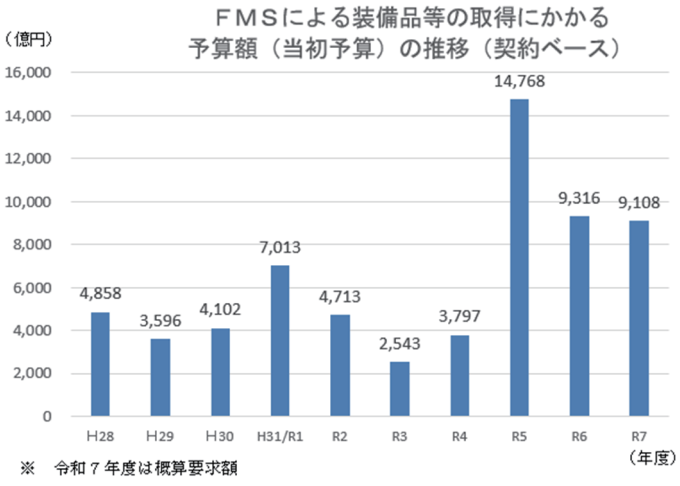

（出所）防衛省資料を基に作成

一方で政府は、2023（令和５）年度決算において、1,300 億円程度の不用額が発生する見込みを明らかにしており、その上で「不用の割合が例年と比して高いものではない。」と説明している[16]。

５　在日米軍問題

(1) 屋久島の沖合で発生したＣＶ－22 オスプレイの墜落事故に関する事故調査報告書

2023（令和５）年 11 月 29 日に屋久島の沖合で発生した米空軍横田基地所属のＣＶ－22 オスプレイの墜落事故の事故調査報告書が、2024（令和６年）年８月２日、米空軍事故調査委員会から公表された。

墜落事故の原因について、報告書は、左側のプロップローター・ギアボックス（ＰＲＧＢ）の破損による機体の不具合と警告灯が表示されたにもかかわらず、適切な対応をとらなかった操縦者のリスク管理が不十分であった点を指摘している。

また、本報告書において安全対策について言及はないが、政府は安全対策について、①チップ探知機による予防的点検と維持整備の頻度の増加、②航空機の整備記録の確認、③通常時・緊急時の搭乗員の手順の更新、④運用計画の更新といった措置を講じることで、同様の事故を予防・対処し、安全に飛行を行うことが可能との見解を示している[17]。

政府は本報告書の公表を受け、現在運用中のオスプレイにつき運用停止、制限を求めることはないとの立場である[18]。しかし、ＰＲＧＢの破損の原因であるハイスピード・ピニオンギアの破断について、政府は二次的な損傷により初期破損の痕跡が不明瞭になったことから正確な根本原因は特定できていないことを明らかにしており[19]、事故の根本的な原因がわからないまま運用を継続することに対して、その安全性を疑問視する声も聞かれる。

16　2024（令和６）年７月 10 日午前　内閣官房長官記者会見

17　防衛省資料「屋久島の沖合で発生した米空軍横田基地所属のＣＶ－22 オスプレイの墜落事故に関する事故調査報告書」（令和６年８月）

18　防衛省ホームページ「木原防衛大臣記者会見」令和６年８月２日

19　前掲３

(2) 在日米軍関係者による犯罪に関する情報共有体制の見直し

2024（令和６）年６月、相次いで発覚した沖縄県における米軍関係者の性犯罪事案について、県警及び外務省は事案を把握しながら、県や防衛省への情報共有を行っていなかったことが明らかとなり、地元では反発が強まっている。

こうした状況を踏まえて、同年７月５日、政府は在日米軍による犯罪における国内情報共有体制の運用を改め、沖縄県内での米軍関係者による性犯罪事案について、捜査当局が非公表としたものであっても可能な範囲で県に情報提供する方針を明らかにした[20]。その後、９月５日には、６月下旬に発生した米兵による性犯罪事案につき、情報共有体制の見直し後では初となる沖縄県への情報共有が行われた。

(3) ＰＦＡＳ[21]による水質汚染問題

近年、普天間飛行場（沖縄県）や横田飛行場（東京都）等、各地の在日米軍基地周辺の河川や地下水等から、国の暫定指針値（ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡの合計値で 50ng/ℓ）を超える濃度のＰＦＡＳが検出され、周辺住民に不安視されている。

米軍基地が集中する沖縄県では、2016（平成 28）年に北谷浄水場やその取水源からＰＦＡＳが検出されたことを契機としてＰＦＡＳの問題に対する関心が高まっていたが、最近では沖縄県以外の米軍基地でも、基地周辺の地下水等から国の暫定指針値を上回る濃度のＰＦＡＳが検出されたり、漏出の事案が明らかになる例が相次いでいる。

2015（平成 27）年に締結された日米地位協定環境補足協定では、環境に影響を及ぼす事故が発生した場合における米軍基地への立入調査の手続を定めているが、同手続は、環境に影響を及ぼす事故（漏出）が現に発生し、米軍から通報が行われることを前提としている。このため、これらの条件に該当しない、基地周辺で検出されたＰＦＡＳ汚染の原因を特定するための立入調査については、在日米軍が持つ米軍施設・区域に対する排他的な管理権に阻まれ、必ずしも関係自治体の要望通りには実現していない。

---

[20] 首相官邸ホームページ「内閣官房長官記者会見」令和６年７月５日

[21] ＰＦＡＳとは、有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称であり、１万種類以上の物質があるとされる。このうち、撥水・撥油性や熱・化学的安定等を示すものが泡消火薬剤やフライパン、半導体用反射防止剤などに幅広く使用されてきたが、分解されにくく、人体や環境に蓄積して悪影響を及ぼす可能性が指摘されていることから、一部の物質（ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ）が、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律において、制限の対象物質として指定されている。

近年の主なＰＦＡＳ漏出事案

基地名	主な事案等
横田基地（東京都）	2010～12 年に３回にわたり泡消火剤の漏出事故が発生していたことを米軍が 2019 年１月に防衛省に伝達していたが、防衛省が関係自治体に伝えたのは 2023 年６月だったことが 2023 年７月に報じられた。 また、2023 年１月にも泡消火剤（代替品）の漏出事故が発生していたことが同年 11 月に報じられた。汚染水からはＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが検出されており、代替品にはＰＦＯＳ及びＰＦＯＡは含まれていないとしていた米軍の説明が偽りだった可能性も指摘されている。
厚木基地（神奈川県）	2022 年９月、泡消火剤が基地内で漏出し、汚染された水の一部が基地外に漏れたと見られる。翌 10 月に行われた立入調査による検査の結果、基地内の調整池において国の暫定指針値の 18 倍に当たる濃度のＰＦＡＳが検出された。
横須賀基地（神奈川県）	2022 年６月、同基地内の排水から国の暫定指針値を超える濃度のＰＦＡＳが検出された。 同基地は活性炭フィルターを設置する措置を講じたが、2023 年７月、「原因の特定は困難」と結論付けた。

（出所）報道等に基づき作成

なお、2024（令和６）年４月、米環境保護局（ＥＰＡ）は、飲料水におけるＰＦＡＳの含有基準（ＰＦＡＳ，ＰＦＯＡの基準値：各４ng/ℓ）を決定した。今後、この基準が在日米軍基地にどう適用されていくのか、基地内の飲料水の確保、汚染源の特定、米軍による地下水の除染という点からも注視していく必要性が指摘されている。

６　防衛省・自衛隊をめぐる不祥事

(1) 不祥事に対する大量処分

防衛省は、本年７月 12 日、一連の不祥事に対する懲戒処分等を公表した。処分の概要は、①特定秘密保護法[22]上の漏えい及び不適切な取扱い（約 120 名を懲戒処分等）、②同省幹部職員による威圧的な言動により部下等を委縮させたパワーハラスメント（３名を懲戒処分）、③海上自衛隊における服務事案（潜水手当[23]の不正受給（約 80 名を懲戒処分等）及び隊員食堂における不正喫食（約 20 名を懲戒処分））であり、処分とは別途、防衛大臣給与の自主返納（１か月）及び海上幕僚長の交代（同月 19 日付）を行うとした。

同省では、不祥事の発生原因については、個々の被処分者に順法精神・倫理観・使命感・自己規律が欠如していたとするものから、海上自衛隊では幹部職員までが誤った理解の下で特定秘密の取扱いを行っていたように組織全体に関わるものまで多岐にわたるとし、不祥事についての再発防止策の徹底を図り、国民の信頼を取り戻すこととしている。

なお、潜水手当の不正受給事案では、2023（令和５）年 11 月に海上自衛隊警務隊が４名を逮捕していたが、同省は当該事実について、2024（令和６）年７月 18 日深夜まで木原防衛大臣に対する報告を行っていなかったことを後日、公表した。

[22] 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）

[23] 自衛官が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき、支給される。正式名称は「異常圧力内作業等手当」（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和 27 年政令第 368 号）別表第五（第９条の８関係））

海上自衛官に特定秘密漏えい事案が多発した背景には、慢性的な人手不足や増大する任務があるとの指摘のほか、「特別防衛秘密[24]」の取扱者である自衛官に対し、特定秘密保護法上の義務を二重に課すことの必要性を問う声も聞かれる。また、熟練潜水員等が今回の処分を契機に離職した場合の防衛力の低下を懸念する見方がある。

(2) 潜水艦修理契約に関し潜水艦乗組員が契約相手方から金品を受領

2024（令和６）年４月、川崎重工から防衛省へ通報があり、同社が大阪国税局の税務調査を受けたところ、①両者間の潜水艦修理契約に関し、同社と取引先企業との間に架空取引があったこと、②架空取引で捻出した資金を使った金品の購入及び飲食があったこと、③金品及び飲食については同社から潜水艦乗組員に提供されていたこと等が判明した。

通報を受けた同省は、海上幕僚監部に一般事故調査委員会を立ち上げ、契約をめぐる不適切な行為及び隊員の規律違反の疑いについて調査を実施するとともに、防衛装備庁において同社の架空取引等に伴って同省側に過払いが生じていなかったか、臨時調査を実施している。

また、海上幕僚監部と防衛装備庁において調査が続けられる中、同省は、同年７月５日、木原防衛大臣の指示により、海上自衛官と契約の相手方との関係及び契約の適正性に関する特別防衛監察の実施を決定した。同省は、監察結果が判明次第、厳正な対処を行うこととする一方、防衛関連企業に対し、類似の事案がないか、自社点検の実施を要請した。

本事案については、不適切な行為が始まった経緯のほか、潜水艦乗組員や海上自衛隊に限定された問題であるのかなど、不明な点が多く、事実関係の早期公表が求められている。

(3) 防衛装備庁による契約情報の公表遅延

一般的に、国の支出の原因となる契約に係る情報は、財務大臣通知[25]に基づいて原則公表することとされており、契約を締結した場合には、契約の相手方や契約金額などに係る情報の公表を契約の締結から原則 72 日以内（各年度の４月に締結した契約は 93 日以内）に行うこととなっており、防衛省・自衛隊では契約機関ごとに公表を行っている。

防衛装備庁で実施する中央調達については、契約情報を同庁のホームページに掲載しているが、2024（令和６）年４月、最終版でないファイルが誤って掲載された。同庁では、正しいファイルに差し替える際、確認作業に相応の時間を要したため、同年２月から５月までの契約情報の掲載が遅延したとしている。同庁において誤った掲載への対応及び再発防止について検討が行われ、官側の掲載・確認の作業効率化及び閲覧のしやすさの観点を踏まえ、掲載方法等の見直しが実施された。

同年９月３日、木原防衛大臣は、今般の公表遅延について、防衛費の増額に伴って契約数が多くなり、従来よりも取りまとめ作業に時間を要したことを一因として挙げつつも、それは遅延を許す理由にはならず、適切な公表に努めていくとした。

---

[24] 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和 29 年法律第 166 号）上、米国から供与された装備品等の取扱者には、当該品の公になっていない情報（構造、性能等）を秘密として守る義務が課せられている。

[25] 防衛施設庁入札談合等の不適切な公共調達事案を受け、契約等に係る手続の厳格化と情報公開の充実を図るため、2006（平成 18）年８月、各省各庁の長宛てに「公共調達の適正化について」として通知された。

内容についての問合せ先
安全保障調査室　小池首席調査員（内線 68620）

国家基本政策委員会

国家基本政策調査室

所管事項の動向

１　党首討論の導入と国家基本政策委員会設置の経緯

(1) 党首討論と国家基本政策委員会の関係

衆参の国家基本政策委員会は、両者による合同審査会において内閣総理大臣と野党党首が討議する、いわゆる「党首討論」を行うことを目的として、平成12年に設置された。

衆参それぞれの委員会は、単独で実質的な審議を行うことはないため[1]、以下では、党首討論（国家基本政策委員会合同審査会）の導入経緯、運営申合せ、開催例等について概説する。

(2) 国会審議活性化法の概要

第145回国会において「国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律」（以下「国会審議活性化法」という。）が成立（平成11年７月26日）し、これに基づき、第147回国会の召集日である平成12年１月20日に、衆参両院に常任委員会として国家基本政策委員会がそれぞれ設置された。

国会審議活性化法は、国会改革の一環として国会審議の在り方を見直そうとするもので、①国家基本政策委員会の設置、②政府委員制度の廃止、③副大臣等の設置の３つを主な内容としている（資料１参照）。

(3) 「国会審議活性化法」成立までの経緯（図表１参照）

国会改革に関する議論は、当初、政府委員の廃止及び副大臣等の設置を軸に進められていた。これに「国家基本政策委員会の設置」が加えられたのは、政府委員の廃止及び副大臣等の設置について協議する「副大臣制度に関する協議会」（以下「実務者協議」という。）のメンバーが、平成11年５月に英国議会を視察して以降である。この視察で、政治家同士の議論が活発に行われている実情を見聞したことに刺激を受け、英国議会の「プライム・ミニスターズ・クエスチョンズ」（以下「首相のクエスチョンタイム」という。）（資料２参照）に倣った党首討論を行う場として「国家基本政策委員会」の設置構想が浮上した。

これを受けて、同年６月14日には、従来からの合意事項である「政府委員の廃止及び副大臣等の設置」という項目に、党首討論の場を設けるため「国家基本政策委員会の設置」を追加した「国家基本政策委員会の設置、政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置並びにこれに伴う関連事項の整理等に関する合意」が自民、自由、民主、明改の４党でまとめられ（「四党合意」）、同月16日、衆議院議院運営委員長に法案起草に向けた申入れが行われた。その後、起草案は議院運営委員長提出とすることになり、７月26日、「国会審議活性化法」が成立した。

この国会審議活性化法により改正された国会法に基づき、施行日の第147回国会召集日（平成

[1] 衆参の国家基本政策委員会が単独で委員会を開会するのは、理事の互選・補欠選任の場合や、合同審査会を開く前に「国政調査承認要求に関する件」及び「合同審査会開会に関する件」について議決する場合等である。

12年１月20日）に、衆参両院に国家基本政策委員会が設置された。常任委員会の一つである国家基本政策委員会は、衆議院30名、参議院20名の委員で構成され、衆参両委員会の合同審査会という形で党首討論を行うこととされている(図表２参照)。

（図表１）「国会審議活性化法」成立までの主な動き

平成5年 10 月	新生党（与党）の小沢一郎代表幹事が「政府委員制度廃止の基本構想」を発表
平成9年 11 月 20 日	新進、民主、太陽の野党３党が、「国会における審議の活性化を図るための国会法及び国家行政組織法等の一部を改正する法律案」を共同提出 → 同案は付託されないまま、審議未了、廃案
平成 10 年 11 月 19 日	小渕恵三総理（自民党総裁）と小沢一郎自由党党首が、連立の前提条件の一つとして、政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置について合意
平成 11 年 1月 14 日	自民党と自由党の連立内閣が発足
3月 24 日	自民党と自由党プロジェクトチームが、「政府委員の廃止及びこれに伴う措置並びに副大臣の設置等に関する合意」（以下「自自合意」という。）を発表 → 翌日（３月 25 日）、国会対策委員長会談で報告
3月 31 日	上記の「自自合意」を受け、国会対策委員長の下に、自民、自由の与党２党と、民主、明改（公明党・改革クラブの略称）、共産、社民の野党４党からなる実務者協議（衆参両院の議員が参加）の場が設けられ、協議を開始
5月2～5日	上記の「実務者協議」の衆議院のメンバーが「衆議院英国副大臣制度及び議会制度実情調査議員団」（団長：大島理森君）として、英国議会を視察→ **国家基本政策委員会の設置構想が浮上**
6月 14 日	自民、自由、民主、明改の４党が、従来からの合意事項である「政府委員の廃止及び副大臣等の設置」に、党首討論の場を設けるため「国家基本政策委員会の設置」を追加した「国家基本政策委員会の設置、政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置並びにこれらに伴う関連事項の整理等に関する合意」（以下「四党合意」という。）を取りまとめ（共産は反対、社民は保留）
6月 16 日	上記の「四党合意」により、衆議院議院運営委員長に法案起草を申入れ
7月 13 日	国会法改正等小委員会が起草した「国会審議活性化法案」を、自民、自由、民主、明改の賛成により、議院運営委員長提出とすることとなり（共産、社民は反対）、衆議院議院運営委員会で採決、本会議に緊急上程され、可決、参議院に送付
7月 26 日	「国会審議活性化法」が参議院本会議で可決、成立し、同月 30 日に公布（平成 11 年法律第 116 号）

（図表２）国家基本政策委員会と合同審査会の関係

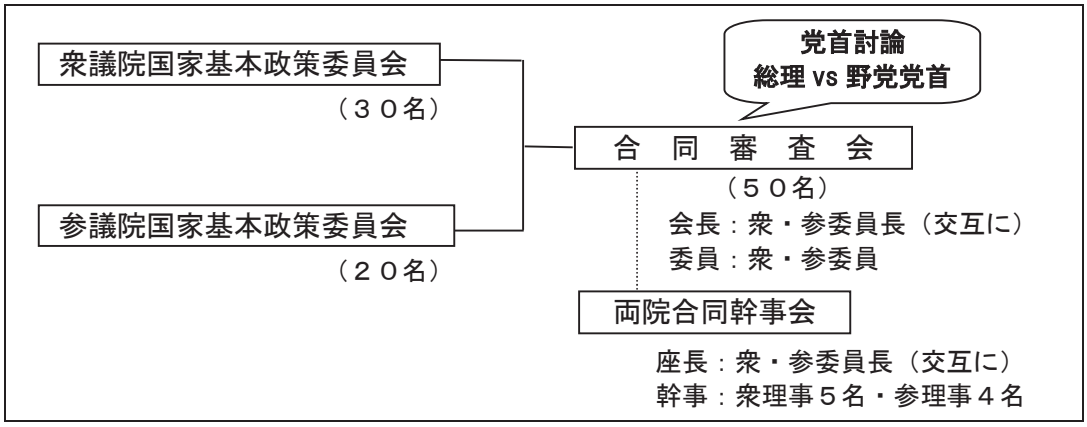

２　党首討論の運営申合せ

(1)　「運営申合せ」決定までの経緯

国会審議活性化法が公布された後も、引き続き国会対策委員長の下に設置された実務者協議で、

党首討論の運営に関する協議が続けられた。また、平成 11 年９月 10 日には、与野党の国会対策委員会幹部、予算委員会及び議院運営委員会理事による会談において、自民、自由、民主、明改の４党が、第 146 回国会における党首討論の試行を提案した。なお、同月 14 日から 18 日にわたり、英国の「首相のクエスチョンタイム」をはじめとする議会制度の実情調査のため、衆参両院合同による英国議会制度等実情調査議員団が派遣された[2]。

平成 11 年 10 月 29 日に召集された第 146 回国会では、同年 11 月 10 日及び 17 日の２回にわたり、衆参予算委員会の合同審査会の形で党首討論が試行された。その後、議院運営委員会理事を中心とする衆参両院の議員 19 人から構成される「新制度に関する両院合同協議会」が設置され、党首討論の運営について、試行を踏まえた協議が進められた。その結果、平成 12 年１月 18 日に「国家基本政策委員会等の運用等、国会審議のあり方に関する申合せ」が衆参の各党代表者で合意され、翌日の国会対策委員長会談において確認された。同申合せに基づき、党首討論の運営に関する協議機関として「両院合同幹事会」が設置され、同年２月 16 日に「国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ」（以下「運営申合せ」という。）が決定された（資料３参照）。

なお、この運営申合せについては、その見直し条項に基づき、平成 15 年２月７日の両院合同幹事会で、開会回数を増やすよう与野党ともに努める、討議時間を 40 分から 45 分に拡大するなどの変更が行われた。

また、平成 21 年６月 11 日の両院合同幹事会において、党首討論の傍聴についての申合せが合意された（資料４参照）。

(2) 「運営申合せ」の概要

ア　総理と討議を行う野党党首の条件

衆議院又は参議院において所属議員 10 名以上を有する野党会派の党首が、総理と討議を行う。

（図表３）会派別所属議員数（令和６年６月 23 日（第 213 回国会会期終了日）現在）

衆　議　院		参　議　院	
会　派　名	所属議員数	会　派　名	所属議員数
自由民主党・無所属の会	２５８	自由民主党	１１５
立憲民主党・無所属	**９９**	**立憲民主・社民**	**４０**
日本維新の会・教育無償化を実現する会	**４５**	公明党	２７
公明党	３２	**日本維新の会・教育無償化を実現する会**	**２１**
日本共産党	**１０**	**国民民主党・新緑風会**	**１１**
国民民主党・無所属クラブ	**７**	**日本共産党**	**１１**
有志の会	４	れいわ新選組	５
れいわ新選組	３	沖縄の風	２
		ＮＨＫから国民を守る党	２
無所属	７	各派に属しない議員	１２
欠員	０	欠員	２
計	４６５	計	２４８

※　太字は総理と討議を行う条件を満たす野党会派

[2] 衆議院からは、羽田孜君（総団長、衆議院団長、民主）、中山正暉君（副団長、自民）、逢沢一郎君（自民）、島聡君（民主）、井上義久君（明改）、小沢一郎君（自由）、西田猛君（自由）、穀田恵二君（共産）、森喜朗君（自民）、冬柴鐵三君（明改）、参議院からは、岡野裕君（副団長、参議院団長、自民）、上野公成君（自民）、今泉昭君（民主）、山下栄一君（公明）、吉川春子君（共産）、三重野栄子君（社民）、戸田邦司君（自由）、奥村展三君（参議院の会）が参加

イ　討議

合同審査会においては、当該内閣の基本政策と各党の基本政策及び時々の重要テーマについて総理と野党党首が相互に議論を展開するものとし、国家の基本政策を審議する委員会にふさわしい内容のものとする。

ウ　開会日時

合同審査会は、会期中、週１回45分間(当初は40分間)、水曜日午後３時から開会する。

ただし、総理が、衆議院又は参議院の本会議、予算委員会若しくは重要広範議案審査の委員会に出席する週には、開会せず、また、閉会中には開会しない。

エ　会長及び開会場所

合同審査会の会長は、衆参の国家基本政策委員長が交互に務めるものとする。

開会場所は、衆参第１委員（会）室を交互に使用し、会長の属する議院において開会することを原則とするが、委員（会）室の都合により、会長の属しない議院においても開会できる。

また、委員席の配置は、与党と野党の対面方式とする。

（図表４）合同審査会配置図（衆議院第１委員室の場合）

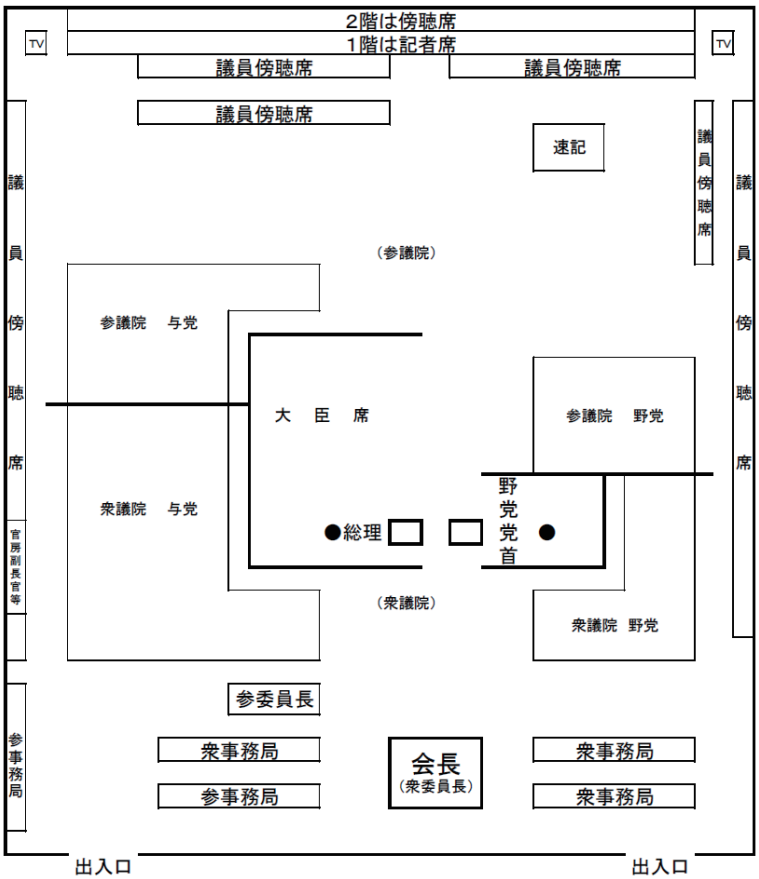

オ　時間配分

45 分間の各党時間配分は、野党間で調整する。その配分時間は、総理の発言時間を含む(いわゆる「往復方式」)。

カ　発言通告

野党党首は、発言の項目及びその要旨等を示して、原則として開会日の前々日正午までに通告する。

3　直近の党首討論における主な討議内容

国家基本政策委員会の所管事項は、「国家の基本政策に関する事項」であることから、党首討論で討議されるテーマは、国の政策全てを網羅しており、非常に広範囲にわたっている。これまでに計 69 回開かれ、第 213 回国会の令和６年６月 19 日の党首討論における総理と野党党首の主な討議内容は、下表のとおりであった。

（図表５）第 213 回国会に行われた党首討論の概要

国会回次	年月日	会　長	場　所	討　議　者
２１３回 （常会）	令和６年 ６月19日	衆議院委員長 根本　匠君	衆議院 第１委員室	岸田文雄内閣総理大臣 泉　　健太君（立憲） 馬場　伸幸君（維教） 田村　智子君（共産） 玉木雄一郎君（国民）

討　議　内　容	討　議　者
１　政治資金規正法改正、政治改革等関係	
(1)　野党がその使途を全面公開するか廃止かと主張していた政策活動費について、自民党が次期総選挙においても候補者や現職議員に執行する予定の有無	泉　健太君（立憲） 岸田文雄内閣総理大臣
(2)　立憲民主党が政策活動費、総合経済対策等について責任ある具体的な政策を提示する必要性	
(3)　日本維新の会と自民党の党首会談に関し、政治資金をめぐる政治改革を進めようと言ったのは日本維新の会か、自民党なのかについての確認	馬場　伸幸君（維教） 岸田文雄内閣総理大臣
２　衆議院解散、内閣総辞職等関係	
(1)　今回の討議における岸田総理の政治決断・政治発言の可能性	泉　健太君（立憲） 岸田文雄内閣総理大臣
(2)　政治資金規正法の改正について国民に信を問うため、衆議院を解散する必要性	
(3)　すぐにでも内閣総辞職をし、責任を持って仕事ができる内閣総理大臣にバトンを渡す必要性	馬場　伸幸君（維教） 岸田文雄内閣総理大臣
(4)　周囲の協力を得られずに岸田総理が四面楚歌となっていることの理由	玉木雄一郎君（国民） 岸田文雄内閣総理大臣
(5)　政治に対する信頼を回復するために岸田総理が潔く職を辞する必要性	

討　議　内　容	討　議　者
3　憲法改正関係	
(1)　憲法審査会において国会を止めずに憲法改正の条文等の議論を進める必要性	泉　健太君（立憲） 岸田文雄内閣総理大臣
(2)　憲法改正ができない理由	馬場　伸幸君（維教） 岸田文雄内閣総理大臣
4　選択的夫婦別姓関係	
(1)　選択的夫婦別姓制度という課題の先送りの可否に対する岸田総理の認識	泉　健太君（立憲） 岸田文雄内閣総理大臣
(2)　同姓か別姓かを選択できず同姓を強制されることにより、女性が個人の尊厳を傷つけられ、不利益を被っていることに対する認識	田村　智子君（共産） 岸田文雄内閣総理大臣
(3)　選択的夫婦別姓に関する議論の中で、岸田総理が「家族の一体感に関わる問題」と捉えていることが特定の価値観の押し付けに他ならないとの意見に対する所見	
5　物価高対策関係	
物価高などで国民生活が厳しい中、電気・ガス価格激変緩和対策事業を復活させる必要性	泉　健太君（立憲） 岸田文雄内閣総理大臣

(注)会派名の略称は当時のもの

4　党首討論の課題

近年、形骸化が指摘されている党首討論を活性化させるために、以下のような課題が指摘されている。

(1) 開会回数の確保

党首討論は、導入当初の平成12年に８回開かれたが、その後、減少傾向にあり、平成29年、令和２年、令和４年及び令和５年は１回も開かれなかった。

開会回数については、平成26年５月27日に、衆議院の与野党７党（自民、民主、維新、公明、みんな、結い、改革）の国会対策委員長が「国会審議の充実に関する申し合わせ」で、党首討論を毎月１回実施することで合意したものの、党首討論の運営について協議する「両院合同幹事会」には諮られておらず、正規のルールにはなっていない。

なお、平成30年７月20日には、超党派の議員による「『平成のうちに』衆議院改革実現会議」が、テーマを決めて２週間に１回開催することや、夜間開催を提言した。

(2) 討議時間の拡大

党首討論の開会回数が減っている背景には、全体の討議時間が45分間であり、また、野党の多党化で１党当たりの時間が確保できず、議論が深まらないという事情もある。直近の令和６年６月19日の党首討論における配分時間は、立憲民主党・無所属に26分、日本維新の会・教育無償化を実現する会に12分、日本共産党に４分、国民民主党・無所属クラブに３分であった。

与党は、野党が求める討議時間の拡大については、総理に負担増となることから難色を示しており、一方、野党も、審議時間の長い予算委員会を重視して、党首討論の開催を積極的に求めない傾向にあるとも報じられている。

また、制度のモデルとなった英国は二大政党制であることから、現在の日本の運営方法は、野党の多党化が進んだ現状に適していないとの指摘もある。

(3) 発言時間における「片道方式」の導入

「運営申合せ」において、「野党党首及び総理は、配分時間を厳守し、相互の発言時間を考慮しつつ、簡潔に発言を行うものとする」とされており、また、党首討論の冒頭でも、合同審査会の会長が「発言は簡潔にするように」と注意喚起している。

しかし、実際には、相手の質問に正面から答えなかったり、持論を長々と展開したりして、議論がかみ合っていないと指摘されることもある。こうしたこと等から、平成30年には、立憲民主党の枝野幸男代表（当時）が「意味のないことをだらだらしゃべる総理を相手に、今の党首討論という制度の歴史的意味は終えた」と述べ、安倍晋三総理（当時）からは「党首討論終わった後、枝野さんは、党首討論の歴史的な使命は終わったと、そうおっしゃった。まさに今のやり取りを聞いていて、本当に歴史的な使命が終わってしまったなと、こんなように思った次第でございます」との発言があった。

立憲民主党は同年７月17日、国会改革の一環として、党首討論について、討議時間の拡大や、野党の配分時間に総理の発言時間を含めない「片道方式」の導入等を提言した。

資料１

国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律の概要

（要綱より抜粋）

第一　趣旨（第１章関係）

この法律は、国会における審議を活性化するとともに、国の行政機関における政治主導の政策決定システムを確立するため、国家基本政策委員会の設置及び政府委員制度の廃止並びに副大臣等の設置等について定めるものとする。

第二　国家基本政策委員会の設置（第３条関係）

各議院に、常任委員会として国家基本政策委員会を設置するものとする。

第三　政府委員制度の廃止（第２条及び第４条関係）

一　国会における政府委員制度を廃止するものとする。

第五　副大臣等の設置等

一　副大臣及び副長官の設置（第８条関係）

1　内閣府及び各省に副大臣を、各大臣庁に副長官を置くものとする。

三　大臣政務官及び長官政務官の設置（第10条関係）

1　内閣府及び各省に大臣政務官を、各大臣庁に長官政務官を置くものとする。

資料２

英国議会のクエスチョンタイム

英国議会には、議員が政策課題や時事問題について政府に対し情報の開示や説明を求める手段として、口頭質問、緊急質問及び書面質問の３種類の質問制度が設けられている。クエスチョンタイムとは、このうち、本会議の場で議員が首相及び閣僚に答弁を求める「口頭質問（口頭答弁を求める質問－Questions for oral answer)」の時間を指すものである。

英国のクエスチョンタイムは、1961 年に導入されたものであり、下院本会議場において、月曜日から木曜日までの本会議の冒頭、与野党の議員による質問に対し各省大臣が順番に日を定めて答弁に立つ形で行われている。その中でも、「首相のクエスチョンタイム」は水曜日の正午から 30 分間行われるもので、その時々の政策課題について野党党首を含む与野党議員と首相との間で討論が展開されている。

（図表６）党首討論（日本）と首相のクエスチョンタイム（英国）との主な相違点

	党首討論（日本）	首相のクエスチョンタイム（英国）
導入時期	2000 年２月	1961 年７月※１
実施形態	国家基本政策委員会合同審査会（討議）	下院本会議（口頭質問）
議事整理	会長（衆・参の国家基本政策委員長が交代で務める。）	下院議長
日　　時	週１回水曜日午後３時から 45 分間 （ただし、総理が本会議又は予算委員会等に出席する週には開会しない。）	毎週水曜日正午から 30 分間 （毎週必ず開会する。）
討 議 者	内閣総理大臣と 野党（衆議院又は参議院において所属議員 10 名以上を有する野党会派）党首	首相※２と ・野党第１党党首 ・野党第２党党首 ・抽選で選ばれた 10 名程度の下院議員 ・議長指名による６名程度の下院議員

※１　1961 年６月以前は、各大臣に対するクエスチョンタイムの中で、首相にも質問していた。
※２　首相が他の公務の日程の都合で出席できない場合は、代わりの者が答弁することもある。
しかし、首相の欠席率は比較的低い。

資料３

（H12.2.16 両院合同幹事会）
（H15.2. 7 見直し反映）

国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ

１．合同審査会の開会（総理と野党党首との討議）

衆議院及び参議院の国家基本政策委員会は合同審査会を開き、内閣総理大臣（以下、総理という。）と野党（衆議院又は参議院において所属議員 10 名以上を有する野党会派）党首との直接対面方式での討議を行う。

合同審査会においては、当該内閣の基本政策と各党の基本政策及び時々の重要テーマについて総理と野党党首が相互に議論を展開するものとし、国家の基本政策を審議する委員会にふさわしい内容のものとする。

２．開会日時

合同審査会は、会期中、週１回 ~~40 分間~~ 45 分間、水曜日午後３時から開会する。ただし、総理が、衆議院又は参議院の本会議、予算委員会若しくは重要広範議案審査の委員会に出席する週には、開会しない。また、閉会中には開会しない。

３．会長

合同審査会の会長は、衆議院の国家基本政策委員長と参議院の国家基本政策委員長が交互に務めるものとする。~~毎会期、初回の会長は、衆議院の委員長とする。~~

会長に事故があるときは、会長の属する議院の理事が、会長の職務を行う。

４．開会場所

衆議院第１委員室と参議院第１委員会室を交互に使用し、会長の属する議院において合同審査会を開会することを原則とする。ただし、委員（会）室の都合により、会長の属しない議院においても開会することができるものとする。

委員席の配置は、与党と野党の対面方式とする。

５．両院合同幹事会の設置

合同審査会の運営について協議するため、両院合同幹事会を設置する。両院合同幹事会は、両院の委員長のほか、両院併せて 11 名の幹事（自民４、民主２、明改２、自由１、共産１、社民１）により構成する。理事の割当てのない会派については、オブザーバー幹事とする。

６．配分時間

~~40 分間~~ 45 分間の各党時間配分については、野党間で調整する。

当該配分時間は、総理の発言時間を含むものとする。

７．野党党首の発言等

野党党首は、委員として発言する。

野党党首が出席できない場合の対応については、野党間で調整し、両院合同幹事会において協議する。

８．総理の欠席

総理が、合同審査会に出席できない場合の対応については、両院合同幹事会において協議する。

９．総理以外の国務大臣の陪席

総理以外の国務大臣は、原則として合同審査会に陪席する。

なお、内閣法制局長官は、陪席する。

10．発言通告

野党党首は、発言の項目及びその要旨等を示して、原則として開会日の前々日正午までに通告する。

11．パネル等の使用

パネル等の資料を使用する必要がある場合には、予め両院合同幹事会に提示し、会長の許可を得なければならない。

12. 会議における発言（会長の議事整理）

会議における発言は、会長の議事整理に従う。

野党党首及び総理は、配分時間を厳守し、相互の発言時間を考慮しつつ、簡潔に発言を行うものとする。

13. 開会通知

合同審査会開会の通知は、衆議院公報及び参議院公報をもって行う。

14. 傍聴及び録音、撮影の許可

合同審査会における傍聴及び録音・撮影は会長が許可する。

15. 見直し

本申合せについては、第 147 回国会における合同審査会の運営の状況を踏まえ、国会審議の活性化を図る観点から必要がある場合には、所要の見直しを行うものとする。

資料４

国家基本政策委員会合同審査会の傍聴について

平成 21 年６月 11 日
（両院合同幹事会合意）

議員は、国家基本政策委員会合同審査会において、総理と野党党首が静謐な環境のもと討議を行えるよう、不規則発言等、議事の妨げとなるような言動は、厳に慎まなければならない。

以上、申し合わせる。

内容についての問合せ先
国家基本政策調査室　江成首席調査員（内線 68640）

予算委員会

予算調査室

所管事項の動向

１　我が国の財政状況

(1) 一般会計における歳出・歳入の状況

令和６年度一般会計歳出（当初）は、112.6 兆円が計上された。令和５年度一般会計歳出（当初）から 1.8 兆円減額されているが、特定目的予備費の減額[1]と防衛力強化資金の繰入れ[2]という特殊要因を除けば、実質的には令和５年度当初予算を上回る額となっている。歳入は租税及び印紙収入が 69.6 兆円（歳入全体の 61.8%）、公債金は 35.4 兆円、公債依存度は 31.5%となっている。

一般会計における歳入・歳出の状況

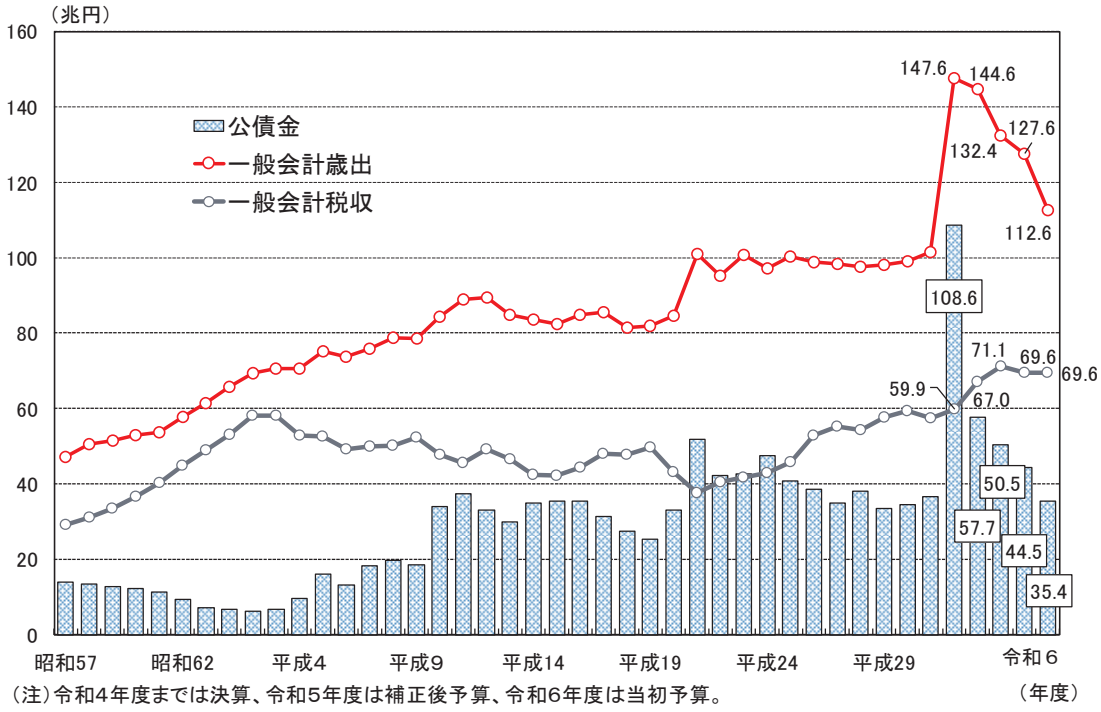

（注）令和4年度までは決算、令和5年度は補正後予算、令和6年度は当初予算。

（出所：財務省資料より作成）

近年の一般会計歳出では、国債の元利払いに充てられる費用（国債費）、社会保障関係費及び地方交付税交付金等が歳出全体の約７割を占めている。とりわけ高齢化等の影響により社会保障関係費が急増しており、令和６年度予算案では一般歳出[3]の過半を占めている。

---

[1] 令和５年度当初予算では、特定目的予備費として「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」に４兆円、「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」に１兆円の、計５兆円が計上されたが、令和６年度当初予算案では「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」の１兆円へと減額されている。なお、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」は、令和５年度補正予算で「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」に使途の変更がなされた。

[2] 令和５年度当初予算では 3.4 兆円が計上されたが、令和６年度予算案では皆減となっている。

[3] 歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いた経費。

一般会計歳出の主要経費の推移

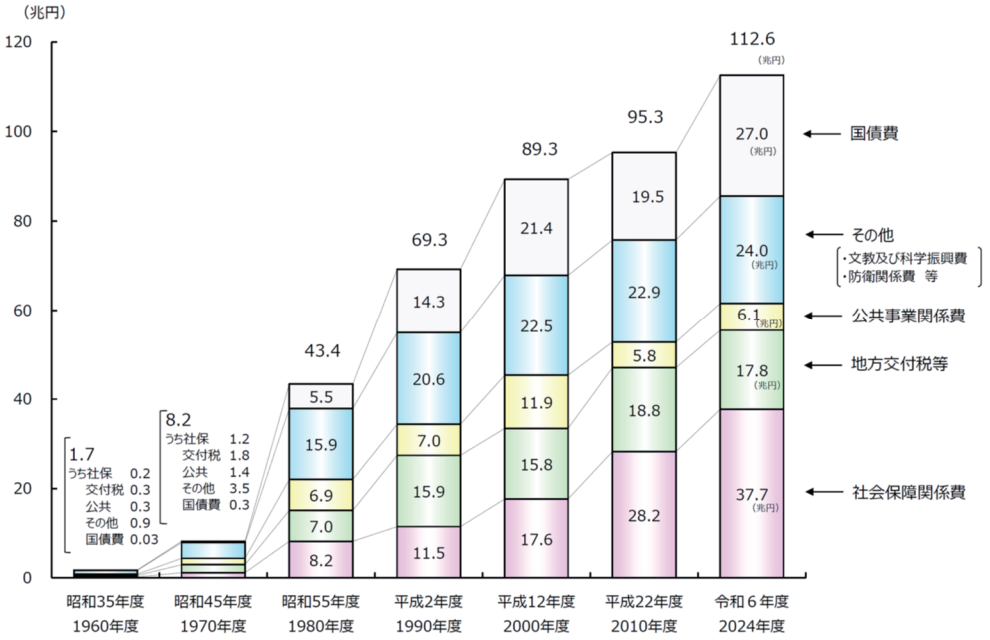

（注）平成 22 年度までは決算、令和６年度は政府案による。
（出所：財務省主計局『我が国の財政事情（令和６年度予算政府案）』（令和６年１月））

歳入面では、税収構造がこの 30 年間で大きく変化している。平成２年度と令和６年度の税収構造を比較すると、消費税が税収全体の 7.7%（4.6 兆円）から同 34.2%（23.8 兆円）へ大幅に増加し、最大の税収項目となっている。他方で、所得税は同 43.3%（26.0 兆円）から同 25.7%（17.9 兆円）へ、法人税は同 30.6%（18.4 兆円）から同 24.5%（17.0 兆円）へと減少している。

一般会計税収の推移

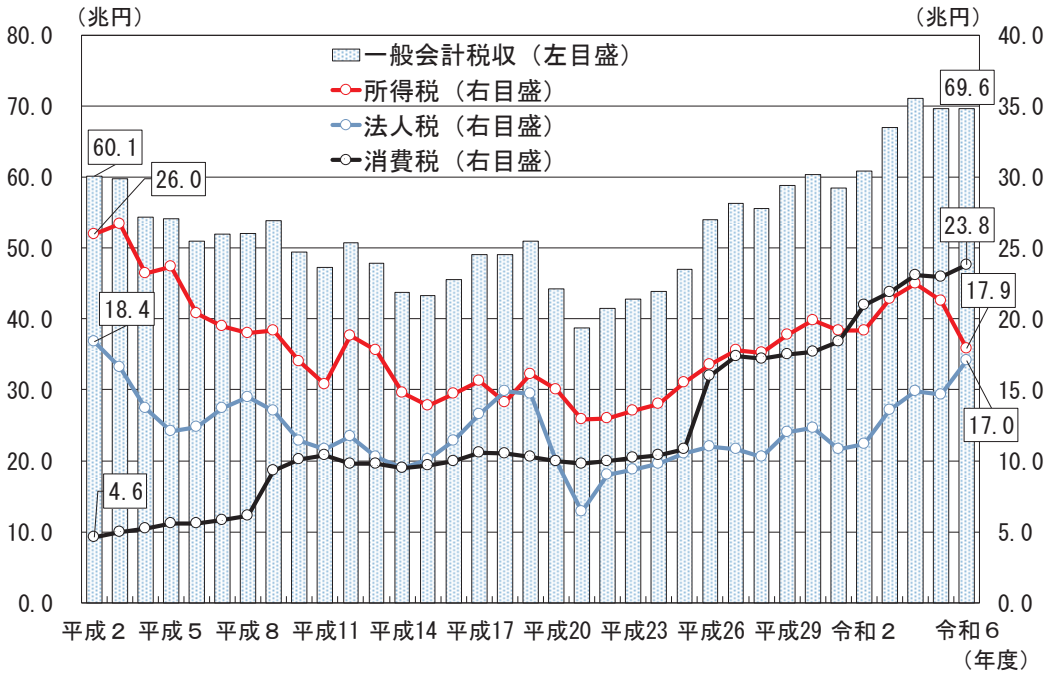

注：令和４年度までは決算、令和５年度は補正後予算、令和６年度は当初予算。
（出所：財務省資料より作成）

(2) 普通国債残高の推移

普通国債[4]残高は累増の一途をたどっており、令和６年度末には 1,105 兆円に上ると見込まれている[5]。財務省によれば、特例公債の発行から脱却することのできた平成２年度以降の普通国債残高累増の要因としては、高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加といった歳出の増加、過去の景気変動による税収減といった歳入の減少が挙げられている。近年は、新型コロナウイルス感染症、物価高騰等への対応のため積極的な財政出動が行われ、普通国債残高は一段と増加している。

公債残高の累増

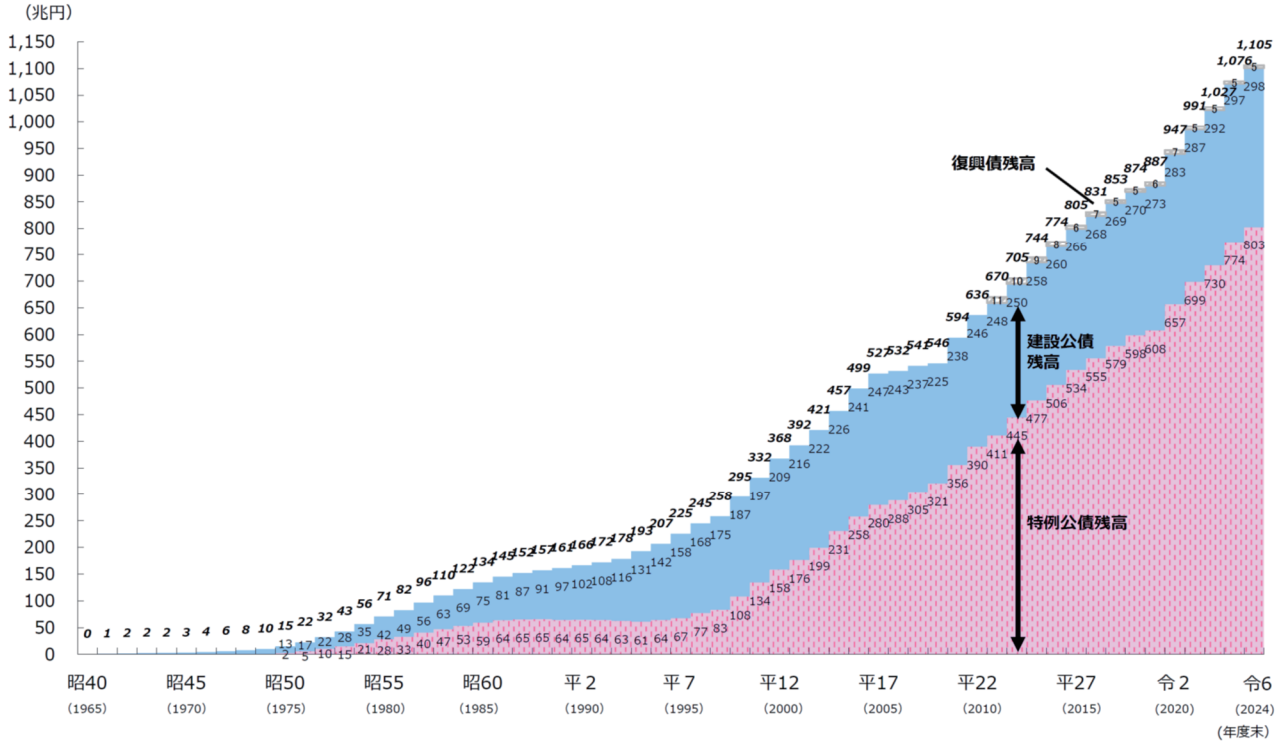

（注１）令和４年度末までは実績、令和５年度末は補正後予算、令和６年度末は政府案に基づく見込み。
（注２）普通国債残高は、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、昭和 40 年度の歳入補填債、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特例公債、年金特例公債、ＧＸ経済移行債及び子ども・子育て支援特例公債（仮称）を含む。
（注３）令和６年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は 1,061 兆円程度。
（出所：財務省主計局『我が国の財政事情（令和６年度予算政府案）』（令和６年１月））

(3) 国及び地方の長期債務残高

普通国債残高以外にも借入金や地方債務残高などの長期債務が存在している。令和２年度には、新型コロナウイルス感染拡大に対応するため新規国債発行額が 108.6 兆円と過去最大になったことや名目ＧＤＰの水準が落ち込んだことから、国と地方の長期債務残高の対ＧＤＰ比は大幅に上昇した。その後も高水準で推移しており、令和６年度末には 1,315 兆円（対ＧＤＰ比 214%）に達すると見込まれている[6]。

[4] 償還や利払いが主に税財源によって賄われている国債。
[5] 令和６年度予算政府案に基づく見込み。
[6] 政府経済見通しに基づく見込み。

国及び地方の長期債務残高

（単位：兆円）

	平成							
	2	10	15	20	25	26	27	28
国	199 （197）	390 （387）	493 （484）	573 （568）	770 （747）	800 （772）	834 （792）	859 （815）
普通国債残高	166 （165）	295 （293）	457 （448）	546 （541）	744 （721）	774 （746）	805 （764）	831 （786）
対GDP比（%）	37 （37）	55 （55）	87 （85）	106 （105）	145 （141）	148 （142）	149 （141）	152 （144）
地方	67	163	198	197	201	201	199	197
対GDP比（%）	15	30	38	38	39	38	37	36
国・地方合計	266 （264）	553 （550）	692 （683）	770 （765）	972 （949）	1,001 （972）	1,033 （991）	1,056 （1,012）
対GDP比（%）	59 （59）	103 （103）	131 （130）	149 （148）	190 （185）	191 （186）	191 （183）	194 （186）

	平成		令和					
	29	30	元	2	3	4	5	6
国	881 （832）	901 （850）	914 （870）	973 （964）	1,017 （1,002）	1,053 （1,037）	1,102 （1,067）	1,136 （1,092）
普通国債残高	853 （805）	874 （823）	887 （843）	947 （937）	991 （976）	1,027 （1,012）	1,076 （1,041）	1,105 （1,061）
対GDP比（%）	154 （145）	157 （148）	159 （151）	176 （174）	179 （176）	181 （179）	180 （174）	180 （172）
地方	196	194	192	192	191	187	183	179
対GDP比（%）	35	35	35	36	34	33	31	29
国・地方合計	1,077 （1,028）	1,095 （1,044）	1,106 （1,062）	1,165 （1,156）	1,208 （1,193）	1,239 （1,224）	1,285 （1,250）	1,315 （1,270）
対GDP比（%）	194 （185）	197 （188）	199 （191）	216 （214）	218 （215）	219 （216）	215 （209）	214 （206）

（注１）計数は各年度末の数値。
（注２）ＧＤＰは、令和４年度までは実績値、令和５年度及び令和６年度は政府経済見通しによる。
（注３）債務残高は、令和４年度までは実績値。国は、令和５年度については補正後予算、令和６年度については予算に基づく見込み、地方は、令和５年度及び令和６年度については地方債計画等に基づく見込み。
（注４）東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債及び、基礎年金国庫負担２分の１を実現する財源を調達するための年金特例公債、ＧＸ経済移行債、及び子ども・子育て支援特例公債を普通国債残高に含めている。
（注５）令和４年度末までの（ ）内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。令和５年度末、令和６年度末の（ ）内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。
（注６）交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成 19 年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成 19 年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分（令和６年度末で 28 兆円）である。
（注７）このほか、令和６年度末の財政投融資特別会計国債残高は 92 兆円。

（出所：財務省『日本の財政関係資料』（令和６年４月）より作成）

２　財政健全化に向けた取組

(1) 財政健全化目標

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年６月 15 日閣議決定）に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」（第３章）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和３年６月 18 日閣議決定、以下「骨太の方針 2021」という。）において、経済と財政の一体的な再生を目指し、全ての団塊世代が 75 歳になるまでに財政健全化の道筋を確かなもの

とする必要があるとされ、2025 年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支[7]（プライマリーバランス（以下「ＰＢ」という。））黒字化と、債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指す財政健全化目標が設定された。

（「骨太の方針 2021」で定める歳出の目安）
機動的なマクロ経済運営を行いつつ成長力強化に取り組む中で、2022 年度から 2024 年度までの３年間について、2019 年度から 2021 年度までの３年間の基盤強化期間と同様の歳出改革努力を継続することとし、以下の目安に沿った予算編成を行う。
① 社会保障関係費については、基盤強化期間においてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、その方針を継続する。
② 一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、これまでの歳出改革の取組を継続する。
③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

（出所：「骨太の方針 2021」より作成）

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和４年６月７日閣議決定）では、累次の方針で掲げられていたＰＢ黒字化目標への直接的な言及がなくなり、「財政健全化の『旗』を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。」とする一方で、「経済あっての財政であり、現行の目標年度により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。」「必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。」とする考え方が示された。「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和５年６月 16 日閣議決定）においても財政健全化について 2022 年の表現が踏襲された。

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和６年６月 21 日閣議決定、以下「骨太の方針 2024」という。）では、2030 年度までの６年間を対象期間とする、新たな経済財政の枠組みである「経済・財政新生計画」が盛り込まれるとともに、「2025 年度の国・地方を合わせたＰＢ黒字化を目指す」とされ、ＰＢ黒字化目標が３年ぶりに明記された。2025 年度から 2027 年度までの３年間の予算編成については、「（骨太の方針 2021 に基づき、2022 年度から 2024 年度までの３年間に行われた、）これまでの歳出改革努力を継続する」旨の方針が示された。

(2) 国・地方を合わせたＰＢ黒字化の見通し

内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（令和６年７月 29 日経済財政諮問会議提出）によれば、2025 年度の国・地方を合わせたＰＢ対ＧＤＰ比は 0.1％程度の黒字になると見込まれている。なお、この試算には令和６年度補正予算の編成が織り込まれていない。補正予算の編成が必要となった場合には、その規模次第で 2025 年度のＰＢ黒字化が達成困難になる可能性もある。

[7] 基礎的財政収支（プライマリーバランス）とは、「借入れを除く税収等の歳入」から「過去の借入れに対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標。

国・地方のＰＢ（対ＧＤＰ比）

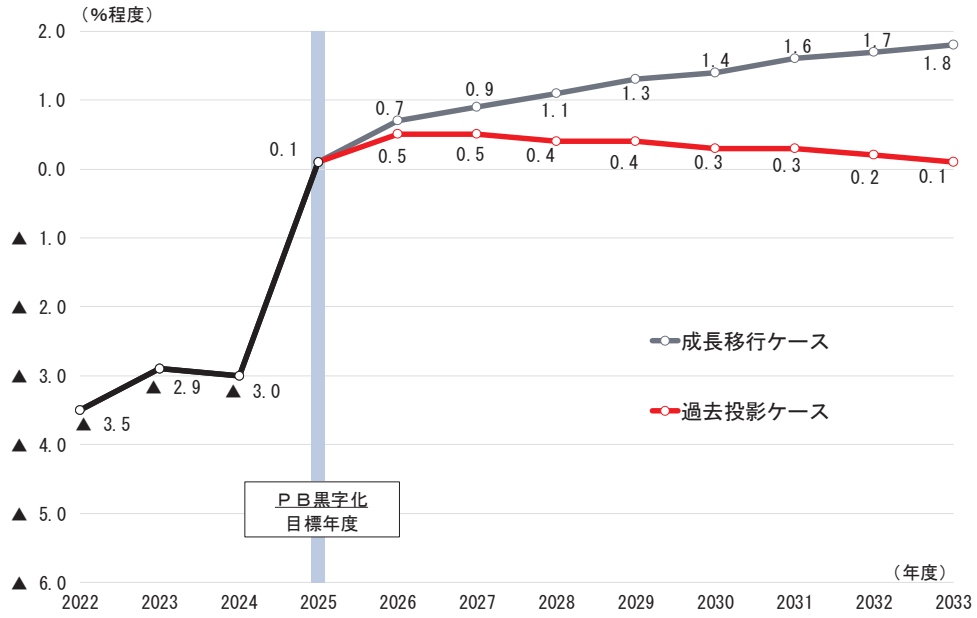

（出所：経済財政諮問会議資料より作成）

３　令和７年度予算編成に向けた動き

(1) 骨太の方針 2024

同方針では、今後は景気の緩やかな回復が続く中で、賃金上昇が物価上昇を上回っていることが期待されるとの情勢認識を示した上で、令和７年度予算編成に向けて以下の四点の考え方を示している。

① 持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を新たなステージへと移行させていく。

② 令和７年度予算において、本方針に基づき、第３章で定める中期的な経済財政の枠組み[8]に沿った予算編成を行う。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。

③ 持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速、防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成とする。

④ ＥＢＰＭ[9]やＰＤＣＡ[10]の取組を推進し、ワイズスペンディングを徹底する。単年度主義の弊害是正、本方針における重点課題への対応など、中長期の視点に立った経済・財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた取組を進める。

---

[8] 「経済・財政新生計画」のこと。

[9] Evidence Based Policy Making の略。①政策目的を明確化させ、②その目的のため本当に効果がある行政手段は何かなど、「政策の基本的な枠組み」を根拠に基づいて明確にするための取組。

[10] Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の４つの視点をプロセスの中に取り込み、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

(2) 令和７年度概算要求

令和６年７月 29 日の経済財政諮問会議における「令和７年度予算の全体像」の取りまとめ等を経て、同日、「令和７年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」が閣議了解された。その概要は以下のとおりである。

令和７年度予算は、「骨太の方針 2024」に基づき、経済・財政一体改革を推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。

１．要求・要望

○　年金・医療等については、前年度当初予算額に高齢化等に伴ういわゆる自然増（4,100 億円）を加算した範囲内で要求。ただし、増加額について、「新経済・財政再生計画 改革工程表」及び「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組み、「骨太の方針 2024」等を踏まえつつ、その結果を令和７年度予算に反映させる。

○　「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」第１条第３項に規定する防衛力整備計画対象経費については、「防衛力整備計画」を踏まえ、所要の額を要求。

○　「こども未来戦略」で示された「こども・子育て支援加速化プラン」の施策については、同戦略に基づいて要求。

○　地方交付税交付金等については、「経済・財政新生計画」との整合性に留意しつつ要求。

○　義務的経費については、前年度当初予算の額の範囲内で要求。義務的経費を削減した場合には同額を裁量的経費で要求可。令和７年度の参議院議員通常選挙に必要な経費等の増減については加減算。

○　その他の経費については、前年度当初予算額の 100 分の 90（「要望基礎額」）の範囲内で要求。

○　持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速、防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に対応する等のため、「骨太の方針 2024」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」等を踏まえた重要な政策について、「重要政策推進枠」を措置する。

各省大臣は、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に 100 分の 300 を乗じた額及び義務的経費が前年度当初予算の額を下回る場合にあっては、当該差額に 100 分の 300 を乗じた額の合計額の範囲内で要望。

２．要求期限

○　要求・要望に当たっては、８月末日の期限を厳守。

３．予算編成過程における検討事項

○　要求・要望について、施策・制度の抜本的見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより真に必要なニーズにこたえるため精査を行う。また、要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において適切に反映。その上で、物価高騰対策、賃上げ促進環境整備対応等を含めた重要な政策については、必要に応じて、「重要政策推進枠」や事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行うこととし、予算編成過程において検討を加え、「骨太の方針 2024」で示された方針を踏まえ措置。

（出所：財務省資料より作成）

８月 31 日に締め切られた令和７年度の概算要求総額は 117 兆 6,059 億円と、過去最大となった。高齢化の進展を反映して、社会保障関係費[11]の要求額が 32 兆 4,375 億円となったほか、防衛力整備計画等に基づく防衛力の抜本的強化を実現するため、防衛関係費[12]の要求額が前年度予算から 8,140 億円の増加となる８兆 5,389 億円となった。また、利払費を

[11] 厚生労働省から要求された年金・医療等に係る経費。

[12] 防衛省が所管する経費に、防衛省のシステムに係るデジタル庁所管経費を含めたもの。

計算する際の想定金利である予算積算金利が 2.1%[13]に引き上げられたことに伴い、国債費の要求額が前年度予算から 1 兆 9,026 億円増加し 28 兆 9,116 億円となった。なお、概算要求の段階では金額を明示せず事項のみを要求し、経費等については予算編成過程で検討を行ういわゆる「事項要求」についても各府省庁から多数の要求・要望が示されており[14]、実質的な要求・要望額は更に膨張するものと考えられる。

令和 7 年度の財政投融資計画要求総額は 12 兆 7,237 億円であり、令和 6 年度当初計画から 6,139 億円の減少となっている。

令和 7 年度概算要求基準（イメージ）

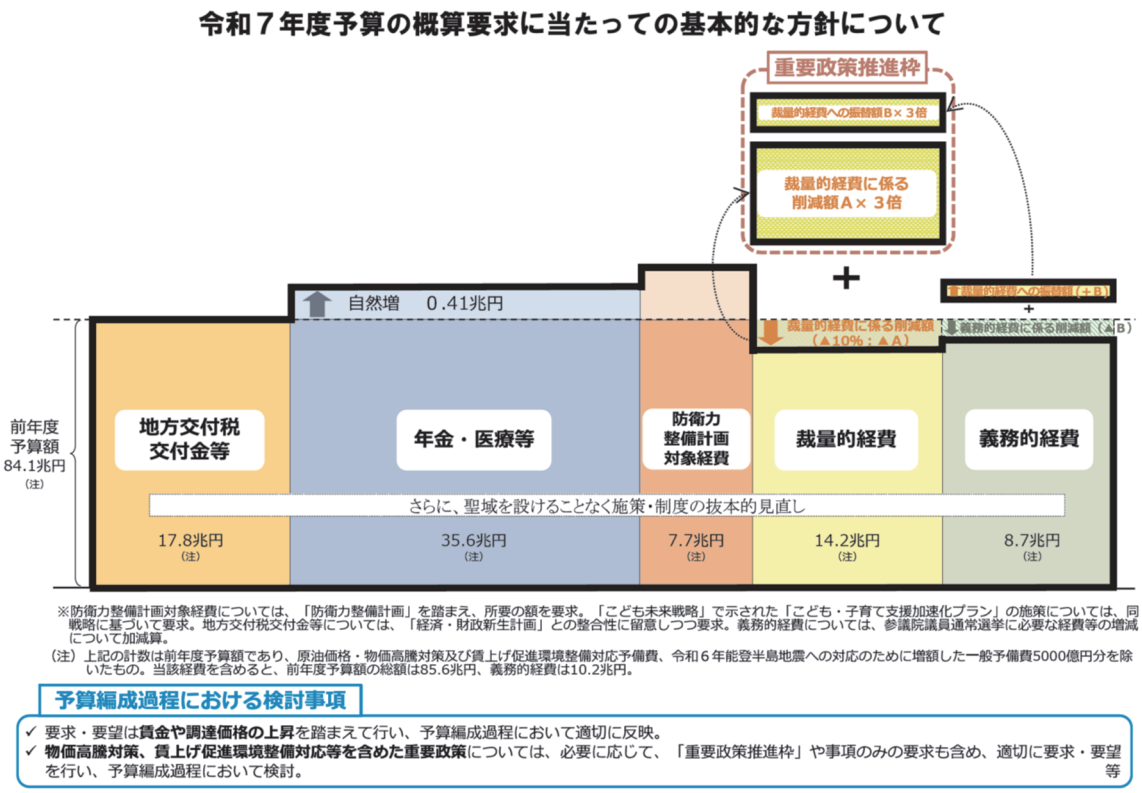

（出所：財務省資料）

4　今後の課題

(1)　「金利のある世界」における国債費の増大

令和 7 年度の概算要求では、一般会計総額が 117.6 兆円と過去最大を更新した。ほぼすべての省庁で要求額が増加する中、国債費も過去最大の 28.9 兆円と見積もられている。内訳を見ると、償還費が約 18 兆円と前年度比 3.8%増であるのに対し、利払費は約 11 兆円と同 12.8%増で、利払費の増加が顕著になっている。我が国ではこれまで低金利が続いていたため、国債残高が増加する下でも利払費が減少してきていた[15]が、令和 5 年度補正後予

[13] 令和 6 年度予算の予算積算金利は、1.9%であった。

[14] 例えば、国土交通省の「防災・減災・国土強靭化のための 5 か年加速化対策」や、財務省の「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」等が事項要求とされている。

[15] 平成 27 年度から令和 4 年度にかけて、普通国債残高は 805 兆円から 1,027 兆円に増加したにもかかわらず、利払費は 8.3 兆円から 7.1 兆円まで 7 年連続で減少を続けた。

算以降、利払費は増加に転じている[16]。政府は、令和７年度の利払費の算出に用いる想定金利を令和６年度から 0.2%引き上げて 2.1%としている[17]。

国債は、償還期限を迎えたものから、順次、新たな金利水準の国債に置き換わっていく。今後「金利のある世界」が本格化する中で、多額の国債を抱えている我が国では金利上昇の影響が大きくなることが予想され、これに耐えられる財政構造への転換を進めていく必要性が高まっている。

(2) ＰＢ黒字化目標の達成と財政の持続性確保に向けた更なる取組

「骨太の方針 2024」では、2025 年度の国・地方を合わせたＰＢ黒字化の目標が３年ぶりに明記された。また、「中長期の経済財政に関する試算」（令和６年７月 29 日経済財政諮問会議提出）では、2025 年度のＰＢ対ＧＤＰ比が 0.1%程度の黒字になるとの見通しが示された。ＰＢ黒字化は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」（2002 年 6 月 25 日閣議決定）において 2010 年代初頭の達成が目標とされて以来、度々延期されてきており、今回、初めてその達成が視野に入ったことは、我が国の財政の持続性を確保する上で重要な一歩と考えられる。

他方、ＰＢ黒字化目標の達成を疑問視する見方もあり、基礎的財政収支の赤字が 2024 年度から 2025 年度にかけて急速に縮小して黒字に転じるとの政府見通しに対する違和感や、価格（デフレーター）の見通しを高めに想定することで税収見通しを高くしている可能性等が指摘されている[18]。また、この見通しには 2024 年度の補正予算が想定されてないため、今後補正予算が編成されれば、その規模によっては達成が困難となることも予想される。短期間で編成される補正予算は、当初予算に比べて厳格な査定が難しく、国会審議に費やす時間も短いことから、財政規律の緩みが生じやすい[19]。これらを踏まえると、2025 年度ＰＢ黒字化の達成は依然として不確実性が高いものとも考えられる。

財政の持続性を確保する上ではＰＢ黒字化がゴールではなく、「骨太の方針 2024」でも示されている通り、債務残高のＧＤＰ比を安定的に引き下げていくことが重要である。前述のように、今後、国債の利払費の増加が懸念される状況では、利払費も含めた財政収支のコントロールが必要となるだろう。2025 年度のＰＢ黒字化目標の達成如何にかかわらず、足元の財政状況や経済情勢の変化を踏まえ、財政の持続性が保たれるよう新たな目標とその達成に向けた取組が求められる。

---

[16] 令和５年度補正予算：7.6 兆円、令和６年度予算：9.7 兆円。

[17] 政府は、平成 19 年度以降、想定金利を引下げまたは据え置きとしており、平成 29 年度から令和４年度までは過去最低の 1.1%としていたが、日本銀行による金利操作の運用見直しを受けて長期金利が上昇したことを反映し、令和６年度予算において利払費の算出に用いる想定金利を 17 年ぶりに 1.9%に引き上げた。

[18] 木内登英「基礎的財政収支（ＰＢ）の 2025 年度黒字化は本当か」ＮＲＩナレッジ・インサイト　コラム（2024.7.29）

[19] 特別枠で要望した事業が補正予算で復活する傾向も強まっているとの指摘もある。（『日経新聞』（2024.9.5））

財政健全化目標に用いられるフロー指標

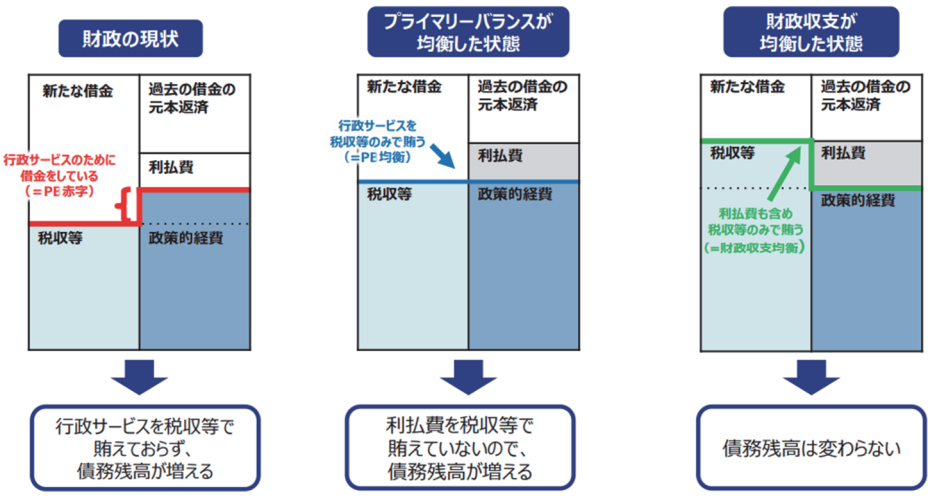

（出所：財務省『日本の財政関係資料』（令和６年４月））

なお、コロナ禍を経て見られた財政上の変化[20]の一つとして不用額の増加が挙げられる。不用額は、予算の効率的な執行や予算作成後の予見し難い事情の変更等によっても発生するため、直ちに「不要」を意味するものではないが、コロナ禍以降の拡大が目立っている。不用額の発生した要因を適切に把握し、適正な予算の編成・執行に活かしていくことも、財政の持続性確保に向け、地道ながら重要な取組と考えられる。

不用額の推移

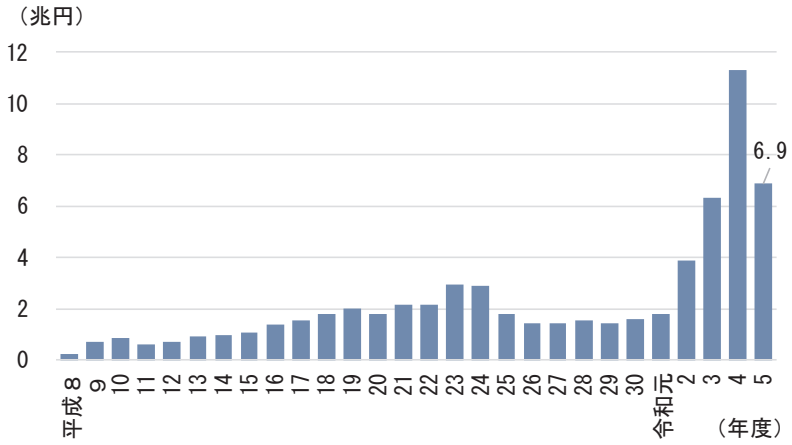

（出所：財務省財政統計（予算決算等データ）統計表第 14 表より作成）

内容についての問合せ先
予算調査室　奥川首席調査員（内線 68660）

[20] コロナ禍を経て見られた財政上の変化には、この他予備費の増大や基金の急増も挙げられる。これらについては、『各委員会所管事項の動向－第 213 回国会（常会）における課題等－』（衆議院調査局　令和６年２月）予算委員会部分（188～190 頁）を参照されたい。

決算行政監視委員会

決算行政監視調査室

所管事項の動向

１　決算等

決算は、国の一会計年度における予算執行の実績を表示したものであり、財政国会中心主義の下、議会における審査を通じ、予算に基づいて行われた財政行為についての内閣の責任を明らかにし、将来の財政計画や予算編成等に資するものである。

憲法第90条第１項は、決算について、「すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない」として内閣に国会提出を義務づけており、その提出時期は、「翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする」（財政法第40条第１項）とされている。この点に関し、決算の早期審査の観点から、決算の提出を早めることを内容とする要請が参議院より内閣に対して行われたことを背景として、平成15年度決算からは、国会が開会している場合には11月20日前後に提出されている[1]。

令和５年度決算については、令和６年７月31日に概要が公表されており、今後、会計検査院の検査を経て、同院が作成する検査報告とともに、内閣から国会に提出されることとなる。

(1) 令和５年度決算の概要（令和６年７月31日公表）

一般会計決算は、収納済歳入額140兆2,016億円、支出済歳出額127兆5,788億円であった。また、財政法第６条の純剰余金は、8,517億円であった。この純剰余金は、歳出において、予備費の使用決定額が予算計上額よりも少なかったことなどにより６兆8,910億円が不用となったことのほか、歳入において、税収が見込みを２兆4,651億円上回り、日本銀行納付金等の税外収入が見込みを１兆7,032億円上回った一方で、公債金を９兆5,000億円減額したことなどにより発生したものである。

特別会計決算（13特別会計の単純合計）は、収納済歳入合計額428兆2,654億円、支出済歳出合計額412兆5,344億円であって、計15兆7,309億円の決算上の剰余金が発生し、そのうち、５兆4,319億円を積立金に積み立てるなどし、２兆152億円を令和６年度一般会計へ繰り入れ、８兆2,837億円を各特別会計の令和６年度歳入に繰り入れることとした[2]。

---

[1] 11 月後半に国会が開会しておらず、その時期に決算が国会に提出されなかった例としては、平成 16 年度決算、平成 26 年度決算及び令和２年度決算があり、第 164 回国会（常会）の召集日（平成 18 年１月 20 日）、第 190 回国会（常会）の召集日（平成 28 年１月４日）及び第 207 回国会（臨時会）の召集日（令和３年 12 月６日）にそれぞれ提出された。

[2] このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は３兆 699 億円であり、これは基金残高（将来の国債償還のために積み立てられているもの）等である。これについては、同特別会計の令和６年度歳入に繰り入れることとした。

令 和 ５ 年 度 一 般 会 計 決 算 概 要 （ 剰 余 金 ）

令和6年7月31日 主計簿締切り時点
（単位：億円、単位未満切捨）

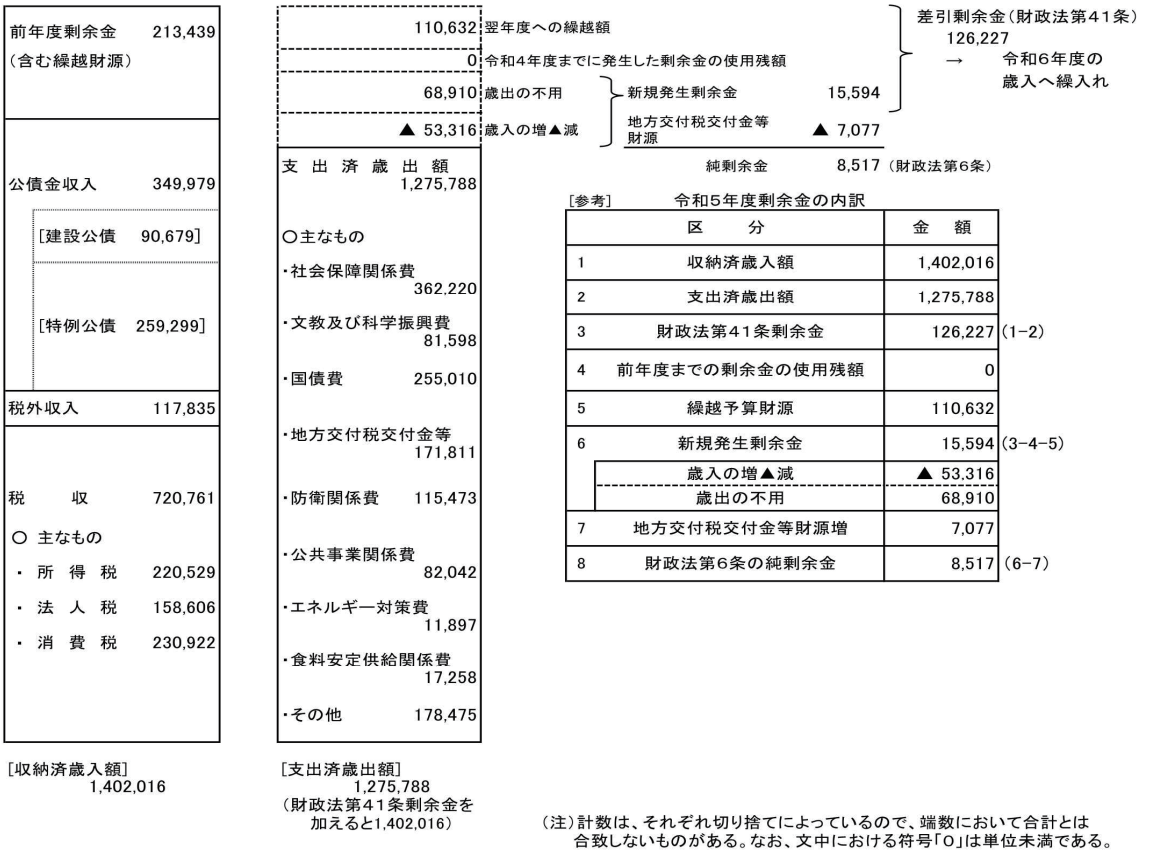

[参考] 令和5年度剰余金の内訳

	区分	金額	
1	収納済歳入額	1,402,016	
2	支出済歳出額	1,275,788	
3	財政法第41条剰余金	126,227	(1−2)
4	前年度までの剰余金の使用残額	0	
5	繰越予算財源	110,632	
6	新規発生剰余金	15,594	(3−4−5)
	歳入の増▲減	▲ 53,316	
	歳出の不用	68,910	
7	地方交付税交付金等財源増	7,077	
8	財政法第6条の純剰余金	8,517	(6−7)

（注）計数は、それぞれ切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。なお、文中における符号「0」は単位未満である。

（出所）財務省資料を加工

(2) 令和２年度決算、令和３年度決算及び令和４年度決算に関する議決

本委員会は、令和６年の第213回国会（常会）において、令和２年度決算、令和３年度決算及び令和４年度決算に関する審査を終了したところである。各年度決算に関する「議決案」については、令和６年６月17日の委員会での議決（賛成多数）を経て、同月18日に本会議で議決（賛成多数）され、内閣に送付された。その内容は次のとおりである。なお、本議決の指摘事項に対して内閣が講じた措置は次の常会において報告されることとなる。

令和２年度、令和３年度及び令和４年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書に関する議決

本院は、各年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一　予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

１　予算への多額計上が常態化している予備費については、予備費使用額を財源とする予算の大半を翌年度に繰り越している事例や国会開会中、特に年度末に使用決定が行われていることに加え、多額の不用額を生じさせており、このような財政運営を改めるよう努めるべきである。

本院における決算の議決や審議内容が、次年度以降の予算編成に反映され効率的で適切な予算執行につながるよう迅速かつ適宜適切な決算審議の実現に向けた取組に一層協力すべきである。

公益事業については、国の財政歳入 100 兆円に加え、個人の金融資産を活用したインパクト投資や公益法人・ＮＰＯなどの新しい公共による課題解決を目指し、そのための寄附制度、税制や金融政策等の見直しを検討すべきである。

税と社会保障費の負担については、可処分所得の増加によって我が国の経済成長を加速させるため、適切な国民負担の在り方を検討すべきである。

2　被災者の避難先での支援については、避難先とのつながりが復興時の連携に果たす役割を考慮し、被災者に対する被災地、避難先の両地域での適切な支援が受けられるよう二地域居住対策を講じるべきである。

3　消防団員の確保については、処遇改善や企業の理解促進を図るとともに、消防団員に準中型免許制度の新設に伴う負担を軽減するなど、地域防災力強化のための連携した対策を講じるべきである。

4　外国人材受入れの課題については、今後外国人材を受入れて、定着を促そうとしている自治体に対し、多言語翻訳サービスの導入、日本語教育の充実や居住環境整備をはじめ、地域での共生社会に向けた取り組みを支援すべきである。

5　ＳＤＧｓについては、目標達成への進捗が遅れている分野を中心に、具体的なアクションプランを策定するとともに、外交面において、我が国は途上国支援だけでなく、ポストＳＤＧｓに向けた国際的な議論に主導権を発揮すべきである。

6　厳しい教員不足の状況については、教師の処遇改善や選考時期等を工夫するとともに、情報リテラシーや生成ＡＩ、データ活用などの新しい教育分野に必要な教員の人材確保を図るべきである。

また、給料を含めた再任用教員の処遇改善に取り組むとともに、教員志望者を増やすために効果の出ている好事例を横展開するなど、適切な措置を講じるべきである。

7　緊急小口資金や総合支援資金については、その償還等が困難な者に対する継続した支援や相談など丁寧な対応を行うべきである。

被災地におけるリハビリテーション職種の活動支援については、自治体と保健医療専門職団体との平時からの連携強化を促し、被災地での介護・福祉人材の迅速な確保やロジスティクス業務への支援の在り方を検討すべきである。

8　総合食料自給率については、数値目標を政策評価の対象とした上で、食料安全保障の観点からその達成状況について検証する仕組み作りの検討を進めるべきである。

農業政策については、次世代の農業者を確保するための方策として、就農や経営に係る資金的支援、相談体制の整備及びロボットや水管理システム等を活用したスマート農業の推進を実施すべきである。

9　我が国のエネルギー政策については、今後の電力需要増加を見越した上で温室効果ガス削減目標の実現を図りながら、太陽光発電設備の諸問題や賦課金値上げへの対応を強化しつつ再生可能エネルギーの導入を促進すべきである。

中小企業、小規模事業者の脱炭素化については、既存の補助事業の対象外となっている事業についても支援や補助が受けられるようにするなどして、脱炭素に係る事業に安心して取り組める環境を整備すべきである。

10　財政支出の削減については、公共施設の長寿命化やかかりつけ医制度など、予防的な政策に積極的に取り組み、そのために必要な資金を調達する財政スキームを検討すべきである。また、治水対策についても、流域治水の考え方を取り入れ、地元住民の調査や意見を踏まえ適宜見直すべきである。

少子化対策下での国土形成については、出生率の低い自治体から高い自治体への移住を促進する施策や、地方移住者等を就農に結び付けるため、当初は身分保証をする農業公社のような施策を検討すべきである。

インバウンド振興については、訪日外国人旅行客の旅行消費の拡大を促進するのみならず、我が国の伝統工芸品や特産品等のプロモーションにつながる事業を推進すべきである。

11　在日米軍の施設区域にあるＰＣＢ廃棄物については、我が国が一部費用負担し処理しており、早急に全てを処理する必要があることから、処理方法を検討すべきである。

二　会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を粛正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

三　決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

２ 令和５年度予備費使用等の概要及び審議状況

予算の執行段階において、当初予想し得なかった事態の発生や、事情の変更等により、経費の不足が生じたり、新たな経費が必要となることは免れ得ないことから、憲法第87条は「予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。」（第１項）とし「すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。」（第２項）と定めている。

令和５年度一般会計予備費の予算額は5,000億円であって、その使用総額は3,077億円であり、差引使用残額は1,922億円である。

また、令和５年度においては、令和４年度に引き続き、一般会計予算総則により使用範囲が規定された「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」[3]が設けられ、当該予備費の予算額は２兆円（補正後）[4]であって、その使用総額は１兆1,310億円であり、差引使用残額は8,689億円である。

なお、令和４年度に引き続き、「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」が設けられ、当該予備費の予算額は5,000億円（補正後）[5]であったが、その使用はなかった。

特別会計予備費の予算総額は7,286億円（補正後）[6]であって、その使用総額は19億円であり、差引使用残額は7,266億円である。

特別会計予算総則第21条第１項（歳入歳出予算の弾力条項）の規定による経費増額総額は710億円である。

予備費の使用等については、第213回国会（常会）の令和６年３月19日に「令和５年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）」外２件[7]が、同年５月21日に「令和５年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）」外１件[8]がそれぞれ提出され[9]、同年６月20日の本委員会への付託後、第214回国会（臨時会）に継続されている。

３　会計検査院による報告

(1) 国会及び内閣に対する報告（随時報告）

会計検査院は、会計検査院法第30条の２の規定により、意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、毎年度の検査報告の作成を待たず、随時、その検査の結果を国会及び内閣に報告できることとされている。第213回国会（常会）の開会以降に会計検査院が行った報告は次のとおりである（令和６年９月24日現在）。

報　告　件　名	報告年月日
マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について	令和6. 5.15

[3] 当初予算で「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」として設けられた後、補正予算で使途変更。

[4] 当初予算で４兆円計上、補正予算で２兆円減額。

[5] 当初予算で１兆円計上、補正予算で5,000億円減額。

[6] 当初予算で7,936億円計上、補正予算で650億円減額。

[7] 「令和５年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）」及び「令和５年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）」。

[8] 「令和５年度特別会計予算総則第 21 条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）」。

[9] 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等については、早期の審議機会の確保の観点から、予備費の使用決定に係る閣議決定日等を基準として、毎年４月から翌年１月までの分を記載した「その１」と２月及び３月の分を記載した「その２」の二つに区分されて国会に提出されている。

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

各議院又は各議院の委員会は、国会法第105条の規定により、会計検査院に対し、特定の事項について検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。会計検査院は、会計検査院法第30条の３の規定により、検査要請があった事項について、検査の結果がまとまり次第、要請元に報告している。

なお、第213回国会（常会）の開会以降に会計検査院は国会からの検査要請事項に関する報告を行っていない（令和６年９月24日現在）。

４　政策評価及び行政評価・監視に係る調査結果

国会の行政監視機能を充実・強化するため、本委員会は、総務省が行う評価及び監視等の調査結果についての調査に関する事項を所管している。総務省が行う評価及び監視には、政策評価と各行政機関の業務の実施状況について行う行政評価・監視がある。

(1) 政策評価

政策評価には、①各行政機関が行う政策評価と、②総務省が行う政策評価がある。①は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行うことが基本となっている。これに加え、②は評価専担組織としての総務省が、政策を所掌する各行政機関とは異なる立場から、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を行うため、複数行政機関にまたがる政策の評価（統一性・総合性確保評価）及び各行政機関の評価のチェック（客観性担保評価）を実施している。

令和６年度において、総務省が行った客観性担保評価の取組結果として、「令和４年度規制に係る政策評価の点検結果」が令和６年３月７日に公表されている[10]。

なお、第213回国会（常会）の開会以降に総務省は統一性・総合性確保評価に基づく勧告等を行っていない（令和６年９月24日現在）。

(2) 行政評価・監視

行政評価・監視は、総務省が各行政機関の業務の実施状況等を調査して、その結果に基づき、各行政機関に対して勧告等を行い、行政運営を改善させようとするものである。

第213回国会（常会）の開会以降に総務省が行った行政評価・監視に基づく勧告等の状況は次のとおりである（令和６年９月24日現在）。

[10] https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/kisei.html

名　称	勧告等 年月日	勧告等の 相手先府省	勧告等の概要
浄化槽行政に関する調査 ＜結果に基づく勧告＞	令和6．2．9	環境省	①判定の考え方の見直し・定量的基準の設定、②判定に、法定検査結果を活用するための措置、③清掃業者や保守点検業者からの情報収集の仕組みを有効に機能させるための措置、④浄化槽台帳の整備・活用方法の提示、デジタル化の検討
医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査－小学校における医療的ケアの実施体制の構築を中心として－ ＜結果に基づく通知＞	令和6．3．8	文部科学省	①関係部署等と連携した医療的ケア児の早期把握、保護者等への早期のアプローチの促進、②看護師の確保が困難である要因を踏まえた支援方策の検討、③医療的ケア実施者の配置・採用形態の工夫等による付添いの解消の取組の促進、④必要な物品の備蓄・準備方法をあらかじめ取り決めておくなど、災害発生時にも医療的ケアが実施できる環境の整備
太陽光発電設備等の導入に関する調査 ＜結果に基づく勧告＞	令和6．3.26	経済産業省	①トラブル等の未然防止に向け経済産業省による現地調査を強化。現地調査は、地方公共団体から通報のあった発電事業者の情報等を活用し効率的・効果的に実施、②地方公共団体に対し、設備情報、情報提供フォーム等を周知、③法令違反等の状態が未改善の場合の経済産業局から経済産業省本省への協議基準等を整理し文書指導等を着実に実施し、改善されない場合は交付金の留保などの必要な措置を適確に実施
社会的養護に関する調査－里親委託を中心として－ ＜結果に基づく勧告＞	令和6．6．7	こども 家庭庁	①未委託里親に児童を委託するため短期委託やショートステイ事業の活用推進、②保育所等入所の優先利用の徹底や保育所等に係る措置費支給の検討、③障害児・被虐待児を委託している里親への専門的な研修機会の付与の検討、④里親不調に関する全国の事例を把握・分析し、未然防止に資する情報を児童相談所に周知

ため池の防災減災対策に関する調査 ＜結果に基づく通知＞	令和6. 6.21	農林水産省	①防災重点農業用ため池の指定漏れがないか確認し、検討を行うよう全国の地方公共団体に促すこと、②ため池の評価の結果等について、住民の迅速な避難行動につなげるための公表の在り方を検討すること、③ため池ハザードマップについて、総務省の調査でみられたような事例がないか全国の地方公共団体に点検を促し、不適切事例の解消につなげること
「ごみ屋敷」対策に関する調査 ＜結果に基づく通知＞	令和6. 8.28	環境省、厚生労働省、総務省（消防庁）及び国土交通省	市区町村における多種多様なアプローチを組み合わせた部局横断的な対応を可能とする観点から、関係省庁が連携し、活用可能な支援方策や取組事例等の情報をパッケージとして示すこと

（出所）総務省資料を基に作成

内容についての問合せ先

決算行政監視調査室　水谷首席調査員（内線 68680）

災害対策特別委員会

第三特別調査室
（災害対策特別委員会担当）

所管事項の動向

１　最近の自然災害をめぐる状況

(1) 我が国における自然災害の状況

我が国は、その位置、地形、気象等の自然的条件から、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り等による災害が発生しやすい環境にある。

最近の我が国の主な自然災害

年　月　日	災　害　名	主な被災地	死者・行方不明者数(人)
R元. 9. 7～ 9. 9	令和元年房総半島台風	関東地方（特に千葉）、伊豆諸島	9
10.10～10.13	令和元年東日本台風	関東、東北地方	１０８
2. 7. 3～ 7.31	令和２年７月豪雨	全国（特に九州地方）	８８
3. 7. 1～ 7.14	７月１日からの大雨(熱海市土石流災害等)	全国（特に静岡）	２９
8. 7～ 8.23	８月の大雨	全国（特に長野、広島、長崎）	１３
4. 9.17～ 9.20	令和４年台風第14号	九州、中国、四国地方	5
9.23～ 9.24	令和４年台風第15号	東海地方（特に静岡）	3
5. 5. 5	石川県能登地方を震源とする地震(M6.5)	石川	1
6.29～ 7.16	梅雨前線による大雨	福岡、佐賀	１４
6. 1. 1	令和６年能登半島地震(M7.6)	石川、富山、新潟	３７９
8.27～ 8.31	令和６年台風第10号	全国（特に九州、四国、東海地方）	8

（出所）令和６年版防災白書、内閣府資料、消防庁資料等より作成（※死者数には災害関連死を含む。）

(2) 令和６年能登半島地震

令和６年１月１日16時10分、石川県能登地方でマグニチュード7.6の地震が発生し、最大震度７を観測するなど北陸地方を中心に強い揺れが観測され、石川県珠洲市や能登町では高さ４ｍ以上（推定）の津波が襲来した。津波による浸水、海岸の隆起、土砂崩壊等に伴う交通網の寸断、停電、断水など甚大な被害が発生するとともに、広い範囲で液状化による被害が生じた。各地で火災、住宅倒壊等が発生し、死者376名（うち災害関連死149名）、住家被害131,215棟（令和６年９月24日付消防庁資料[1]）の被害が発生した。

政府は、同日、非常災害対策本部を設置して[2]対応に当たり、同月11日、この地震による災害を「激甚災害」[3]及び「特定非常災害」[4]に指定し、同月19日には、「非常災害」[5]に

---

[1] 富山県の公表情報において住家被害で「未分類」と表記されている情報は反映されていない。

[2] 政府は、１月１日 17 時 30 分に防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部を設置したが、被害状況等に鑑み、同日 22 時 40 分に内閣総理大臣を本部長とする非常災害対策本部に格上げした。非常災害対策本部会議は計 15 回開催された。

[3] ６(5)激甚災害制度 参照

[4] 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成８年法律第 85 号）に基づき指定される。指定により、被害者の行政上の権利利益の保全等を図るための各種措置（免許証等の有効期間の延長等）がとられる。

[5] 「大規模災害からの復興に関する法律」（平成 25 年法律第 55 号)に基づき指定される。指定により、地方公共団体の要請に基づき、災害復旧事業等に係る工事を国等が代行できる。

指定した。非常災害対策本部においては、同月25日、緊急に取り組むべき施策についての「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」を決定した。

その後、６月末に策定された石川県の「創造的復興プラン」の方針に沿って、国・県・市町の関係者が緊密な連携を図り、創造的復興を進めていくため、「能登創造的復興タスクフォース」が設置され、次官級をトップとする約150人規模の関係省庁職員が被災地に常駐して活動を行っている。

(3) 令和６年台風第10号

令和６年台風第 10 号は、日本付近で動きが遅くなり、非常に強い勢力となって奄美群島に接近し、８月 29 日８時頃に鹿児島県薩摩川内市付近に上陸した。その後、ゆっくりとした速度で九州や四国を通って東海道沖へ進み、９月１日に熱帯低気圧に変わった。

鹿児島県では最大風速 30m/ｓを超える猛烈な風を観測[6]し、８月 28 日には、鹿児島県（奄美地方を除く）の市町村に暴風、波浪、高潮の特別警報が発表された。西日本から東日本の太平洋側を中心に記録的な大雨となり[7]、同月 31 日にかけて、鹿児島など７県[8]で線状降水帯が発生するとともに、大気の状態が非常に不安定となり、宮崎、鳥取、埼玉及び岐阜の４県で竜巻などの激しい突風による被害が発生した。

政府は、同月 28 日、災害が発生するおそれの段階で特定災害対策本部を設置して対応に当たった。台風の影響により、各地で河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生し、死者８名、住家被害 2,379 棟（９月４日付消防庁資料）の被害が生じ、神奈川、静岡、愛知、岐阜、福岡、大分、宮崎及び鹿児島の８県 188 市町村で災害救助法が適用[9]された。

２　国土強靱化の推進

(1) 強靱化法及び強靱化基本計画

東日本大震災を契機に、強靱な国づくりを進めていく必要性が認識されたことにより、平成25年12月（第185回国会）に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「強靱化法」という。）が成立した。強靱化法は、国土強靱化の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）の策定など国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、内閣に国土強靱化推進本部を設置することを定めている。

強靱化法に基づき、国土強靱化推進本部は「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で、施策分野（個別施策分野と横断的分野）ごとに、国土の健康診断に当たる「脆

---

[6] 九州の複数の観測地点で８月の最大風速の観測史上１位の値を更新した。

[7] 複数の観測地点で 72 時間降水量の観測史上１位の値を更新し、８月 27 日から９月１日までの総雨量は、東海や九州南部で 900㎜ を超えるなど平年の８月の月降水量の２倍以上となった所があった。

[8] 鹿児島県、宮崎県、大分県、徳島県、香川県、兵庫県及び三重県の７県

[9] 災害が発生するおそれ段階の適用（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第２条第２項）を含む。

弱性評価」を行い、その結果を受けて政府は、基本計画を閣議決定している[10]。なお、基本計画においては、毎年度の国土強靱化に係る施策の進捗を評価し、これを踏まえて取り組むべき方針を取りまとめた計画を年次ごとに策定することとされている[11]。

(2) 防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策

平成30年12月、政府は、「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」[12]を定め、特に緊急に実施すべき施策について３年間（平成30年度～令和２年度）で集中的に実施することとした[13]。その後、引き続き、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要があるとして、令和２年12月、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を閣議決定した。同対策は、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について取組の更なる加速化・深化を図ることとし、令和３年度から７年度までの５か年に追加的に必要となる事業規模（おおむね15兆円程度）等を定め、重点的かつ集中的に対策を講ずることとしている[14]。

(3) 強靱化法の改正

地方自治体等からは、５か年加速化対策終了後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的な対策の実施が求められていたが、同対策は法律に根拠を持たないため、今後の継続性等に不安の声もあがっていた。

このような状況に鑑み、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、令和５年６月（第211回国会）、強靱化法が改正され、「国土強靱化実施中期計画」を法定するとともに、従来、基本計画等の策定に当たって、政府が意見を聴取してきた学識経験者等で構成される会議体を「国土強靱化推進会議」として明文化した。

---

[10] 強靱化基本計画はおおむね５年ごとに見直しを行うものとされている（平成 26 年６月閣議決定、平成 30 年 12 月改定、令和５年７月改定）。

[11] 令和６年７月 26 日、「国土強靱化年次計画 2024」が決定された。

[12] 重要インフラの緊急点検を実施した結果等を踏まえ、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、３年間で集中的に実施することとして取りまとめられたものであり、民間事業者等による事業も含め、おおむね７兆円程度を目途とする事業規模をもって目標の達成を図ることとされた。

[13] ３か年緊急対策の完了を踏まえた成果については、「国土強靱化年次計画 2021」（令和３年６月国土強靱化推進本部決定）において、全体としては目標はおおむね達成したと評価できるとされている。

[14] ４年目となる令和６年度当初予算までに約 12.5 兆円の事業規模（うち国費約 6.2 兆円）となっている。

３　地震・津波対策

(1) 南海トラフ地震対策

ア　南海トラフ法に基づく地震対策

平成26年３月、中央防災会議において、駿河湾から四国沖を経て日向灘に至る南海トラフ沿いで発生する大規模な地震（以下「南海トラフ地震」という。）[15]について「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」[16]（平成14年法律第92号）に基づき、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策に関する事項等を定める「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（以下「南海トラフ基本計画」という。）が策定されるとともに、「地震防災対策推進地域」（29都府県707市町村）及び「津波避難対策特別強化地域」（14都県139市町村）が指定された。

イ　南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応（南海トラフ地震臨時情報等）

令和元年５月31日に、中央防災会議は、南海トラフ基本計画の変更を決定した[17]。変更された南海トラフ基本計画では、大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合には、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとし、同情報が発表された場合に国、地方公共団体のとるべき対応が明示された。同年６月には、内閣府から、最新のデータに基づく被害想定の再計算の結果が公表され、新たな被害想定では、死者最大23万１千人、全壊・焼失棟数最大209万４千棟、経済的被害最大213.7兆円とされている。

令和６年８月８日、16時42分に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、宮崎県日南市で震度６を記録したほか、東海地方から奄美群島にかけて震度５強～１を観測した。この地震を受け、政府は19時15分に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表[18]した後、防災担当大臣が、関東から沖縄県の太平洋側の地域に対し、今後１週間、日頃からの地震の備えの再確認や直ちに避難できる態勢をとるよう呼びかけを行った。各自治体や事業者においては、避難所の開設や新幹線の減速運転、海水浴場の閉鎖等の措置がとられた。政府は、15日の17時をもって巨大地震注意に伴う防災上の呼びかけを終了したが、今後、自治体や事業者の対応状況を検証するとともに、情報発信の在り方を検討することとしている。

---

[15] 政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の評価では、今後 30 年以内にＭ８～９クラスの地震が発生する確率は 70～80％とされている。

[16] 平成 25 年 11 月（第 185 回国会）、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が改正され、題名も本文のとおりに改められた。

[17] 南海トラフ基本計画は、その後、令和３年５月に施行された災害対策基本法等の改正等を踏まえ、同月にも変更されている。

[18] 同発表に先立ち、17 時 30 分から南海トラフ地震に関する評価検討会を開催し、「南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと考えられる」と評価された。

南海トラフ地震臨時情報

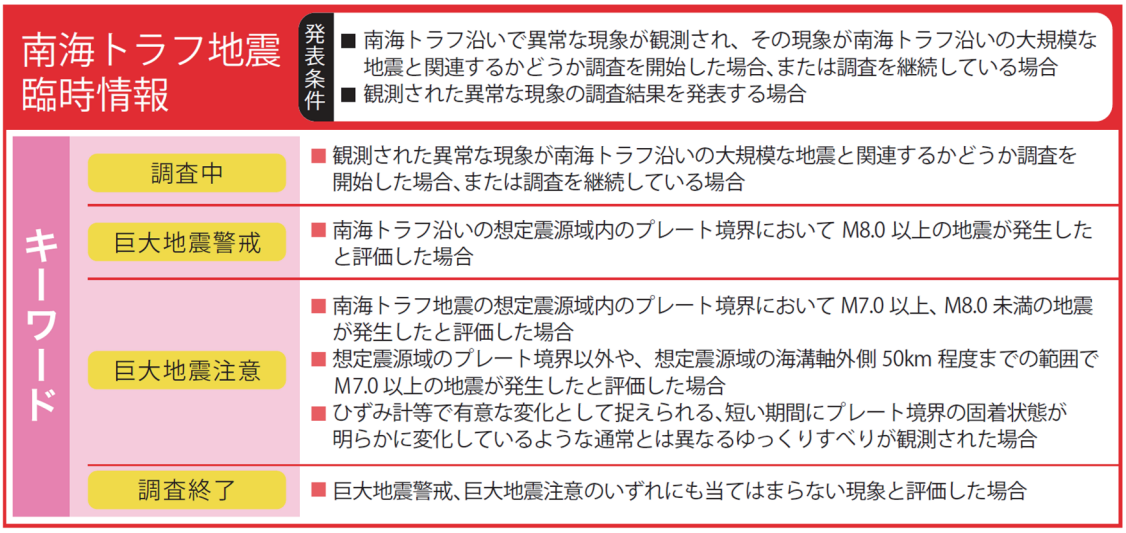

（出所）内閣府資料

ウ　南海トラフ基本計画の見直し

南海トラフ基本計画の策定からまもなく10年を迎えることを踏まえ、令和５年３月に中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ巨大地震防災対策検討ワーキンググループ」が設置された。同WGは、基本計画に掲げた防災対策の進捗状況の確認と課題の整理を行うとともに、「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」[19]で検討した新たな計算手法を用いて、防災対策の進捗を反映した被害想定の見直しを行い、今後推進すべき新たな対策の検討を進めることとしている[20]。

(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策

ア　日本海溝・千島海溝法に基づく地震対策

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震[21]である。これらの地域における地震については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成16年法律第27号。以下「日本海溝・千島海溝法」という。）に基づき、地震防災対策が進められてきた。

令和３年12月、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」において東日本大震災の教訓等を踏まえ、最大クラスの津波を伴う巨大地震が発生した場合の被害想定が公表され、令和４年３月には防災対策を取りまとめた報告書が公表され

[19] 令和５年２月、最新の科学的知見を踏まえ、津波高や震度分布、被害想定手法等を検討するため、内閣府に設置された。

[20] 当初は、令和５年度内にワーキンググループのとりまとめを予定していたが、令和６年１月に発生した能登半島地震の影響により、予定が変更された。

[21] 政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の評価では、様々なケースが想定されているが、例えば、根室沖で今後 30 年以内にM7.8～8.5 程度の地震が発生する確率は 80%程度とされている。

た[22]。その中で、「巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、後発地震への注意を促す情報の発信が必要である」とされた[23]。

また、同年５月には、先行して地震防災対策の見直しが進められてきた南海トラフ地震と同程度に対策を強化するため、日本海溝・千島海溝法が改正された。法改正を受け、同年９月には「地震防災対策推進地域」（８道県272市町村）及び「津波避難対策特別強化地域」（７道県108市町村）が指定されるとともに、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」が変更され、同計画においても、後発地震への注意を促す情報の発信とその対応について盛り込まれた。

イ　後発地震への注意を促す情報の発信等（北海道・三陸沖後発地震注意情報等）

「後発地震への注意を促す情報」については、情報発信の必要性の指摘を踏まえ、「日本海溝・千島海溝沿いの後発地震への注意を促す情報発信に関する検討会」[24]において、災害情報学や地震学、防災教育等の観点から適切な情報発信及び防災対応の呼びかけの方法について、ガイドライン作成に向けた検討が進められ、令和４年11月に報告書が公表された。内閣府は同月、同報告書を踏まえ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信することとし[25]、同情報が発信された際にとるべき防災対応を自治体が検討する際に参考とする事項をまとめた「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」を公表した。

(3) 首都直下地震対策

ア　首都直下地震対策の概要

首都圏において、大規模な首都直下地震[26]が発生し、政治、行政及び経済の中枢機能に障害が生じた場合、我が国全体にわたって国民生活及び経済活動に支障が生じるとともに、その影響が海外に波及することが懸念される。また、首都圏に集中している膨大な人的・物的資源への被害も懸念されるところである。平成25年12月に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」[27]が示した被害想定では、死者は最大約２万３千人、全壊・倒壊家屋は最大約61万棟、経済的被害は最大約95兆円とされている。

平成26年３月、「首都直下地震対策特別措置法」（平成25年法律第88号）[28]に基づき、首都中枢機能の維持をはじめとする首都直下地震に関する施策の基本的な事項を定める

---

22 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書（令和４年３月 22 日）

23 今回想定している日本海溝・千島海溝沿いの震源域の近傍での事例として、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震では、Mw7.3 の先発地震が発生した２日後に Mw9.0 の後発地震が発生している。

24 令和４年８月、中央防災会議の下に設置された。

25 同情報の運用は、令和４年 12 月 16 日から開始された。

26 政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の評価では、今後 30 年以内に南関東でＭ７クラスの地震が起きる確率は 70％程度とされている。

27 平成 24 年３月、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に設置された。

28 平成 25 年 11 月（第 185 回国会）、首都直下地震発生時の首都中枢機能の維持と、国民の生命、身体及び財産の保護を目的として制定された。

「首都直下地震緊急対策推進基本計画」[29]及び首都直下地震発災時に政府が業務を円滑に継続するための対応方針や執行体制を定める「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」が策定されるとともに、「首都直下地震緊急対策区域」（10都県の309市区町村）及び「首都中枢機能維持基盤整備等地区」（東京都の千代田区、中央区、港区及び新宿区）が指定された。

令和７年３月には、減災目標を定めた首都直下地震緊急対策推進基本計画の策定から10年が経過することから、令和５年12月、中央防災会議防災対策実行会議の下に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策が検討されている[30]。

イ　帰宅困難者対策

他の地域での大規模地震と比して特に問題となる帰宅困難者等対策[31]について、内閣府は、平成27年３月、官民が連携して帰宅困難者対策の検討を行う際の参考となるよう、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」を策定した。

その後、鉄道など公共交通機関の耐震対策の進展や、スマートホンの普及などデジタル化の進展などの社会状況の変化等を踏まえ、内閣府は、令和３年11月、「首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会」を設置し、令和４年８月に「帰宅困難者等対策に関する今後の対応方針」を取りまとめた。この対応方針に沿って、関係機関との具体施策に関する検討や上記検討委員会からの意見聴取を経て、令和６年７月、ガイドラインが改定された。

改定ガイドラインには、①帰宅困難者等の適切な行動判断のための情報提供の在り方、②一斉帰宅抑制後の帰宅場面における再度の混乱発生の防止、の２つの観点が追加された。従来からの「一斉帰宅抑制の基本原則」（原則３日間）を前提とし、帰宅が可能な状況になった場合であっても直ちに帰宅を開始するのではなく、分散帰宅に努めることとしている（分散帰宅の基本原則）。

４　雪害対策

我が国では、地理的、地形的国土条件により日本海側を中心として毎年多量の降雪・積雪があり、雪下ろしなど除雪作業中の事故や雪崩災害により、多くの人的、物的被害が発生している。

特に、恒常的な降積雪に見舞われ、産業の発展や生活水準の向上が阻害されている豪

---

[29] 平成 27 年３月 31 日、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更が閣議決定され、今後 10 年間で達成すべき減災目標等が設定された。

[30] 同ワーキンググループの検討は、令和５年 12 月 20 日の第１回会合以降、能登半島地震の影響により中断していたが、６月から検討が再開され、令和７年６月を目途に取りまとめを予定している。

[31] 東日本大震災では、首都圏において約 515 万人（内閣府推計）の帰宅困難者が発生し、首都直下地震発生時に備え、帰宅困難者等対策を一層強化する必要性が顕在化した。なお、「首都直下地震対策検討ワーキンググループ（平成 24 年～25 年）」の最終報告（平成 25 年 12 月）では、平日の 12 時に都心南部直下の地震が発生した場合、東京都市圏で約 1,700 万人の帰宅困難者が発生すると想定されている。

雪地帯については、「豪雪地帯対策特別措置法」（昭和37年法律第73号）[32]に基づき、豪雪地帯対策基本計画が策定され、雪害の防除をはじめとした総合的な豪雪地帯対策が実施されてきた。

令和４年３月（第208回国会）、豪雪地帯の現状に鑑み、同法が議員立法により改正された。主な内容は、①豪雪地帯対策の基本理念の新設、②財政上の措置に関する規定の見直し、③豪雪地帯の特性を踏まえた防災施策の促進、④地域における除排雪の安全確保のための交付金の交付その他の措置、⑤除排雪時の死傷事故防止、⑥幹線道路の交通の確保等のための規定の追加、⑦特別豪雪地帯における特例措置[33]の有効期限を令和14年３月31日まで10年間延長、等である。

令和４年12月、政府は、法改正及び近年の豪雪地帯をとりまく課題への対応等を踏まえ、豪雪地帯対策基本計画を見直し、①「基本理念」の創設、②重点事項として「除排雪の担い手の確保と除排雪体制の整備」の新設、③重点事項として「親雪・利雪による個性豊かな地域づくり」の新設等の変更を行った。

５　火山対策

環太平洋火山帯に位置する我が国は、世界に約1,500あるといわれる活火山のうちの111が存在[34]する世界有数の火山国であり、有史以来、数多くの火山災害に見舞われてきた。

火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがある地域等においては、「活動火山対策特別措置法」（昭和48年法律第61号。以下「活火山法」という。）により、避難施設緊急整備地域や降灰防除地域の指定に基づき、施設整備等に補助等が講じられる。同法は、平成26年の御嶽山噴火災害の教訓を踏まえて平成27年に改正され、国は、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針[35]を策定するとともに、火山災害警戒地域を指定することとされ、火山災害警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、都道府県・市町村、気象台、地方整備局等、火山専門家、自衛隊、警察、消防を必須構成員とする火山防災協議会の設置が義務付けられた。令和６年８月現在、50火山[36]について、火山災害警戒地域（23都道県、179市町村（延べ203市町村））が指定されている。

また、火山災害警戒地域に指定された市町村は、地域防災計画において、警戒地域内にある集客施設等（ホテル、ビジターセンター等）で、火山現象の発生時における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを「避難促進施設」

---

[32] 同法に基づき、24 道府県の 532 市町村が豪雪地帯に指定されており、このうち 15 道県の 201 市町村は特別豪雪地帯に指定されている（令和６年４月１日現在）。

[33] 基幹的市町村道の改築の道府県による代行、公立小中学校等の施設整備費の国の負担割合のかさ上げ

[34] 我が国の活火山については、火山噴火予知連絡会が「概ね過去１万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」と定義している。

[35] 平成 28 年２月 22 日に策定された。

[36] 「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として、火山噴火予知連絡会によって選定された 51 の常時観測火山（令和６年８月１日に中之島が追加された。）のうち、周辺に住民や登山者等が存在しない硫黄島を除く 50 火山

として指定することが義務付けられ、避難促進施設においては、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための「避難確保計画」を作成することが義務付けられた。

令和６年３月31日現在、避難促進施設の指定状況は、延べ202市町村中、指定済みが72市町村（約36%）、未指定（「候補施設と協議中」等を含む。）が58市町村（約28%）、「該当する施設なし」が72市町村（約36%）となっており、避難確保計画の作成状況は、避難促進施設を指定済みの72市町村中、全ての施設で作成済みが43市町村（約60%）、一部の施設で作成済みが18市町村（約25%）、未作成が11市町村（約15%）となっている[37]。

近年、火山活動が活発化した際の備えが急務となっており、活動火山対策を更に強化する対応が求められている状況に鑑み、令和５年５月（第 211 回国会）に活火山法が改正され、避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等、登山届提出の容易化等、火山に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保、火山調査研究推進本部の設置、火山防災の日（８月 26 日）等について定められた（令和６年４月１日施行）。

６　災害に関する法制度等の動向

(1) 避難対策（災害対策基本法、避難情報に関するガイドライン等）

ア　避難情報に関するガイドライン

市町村長には、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）により、災害が発生するおそれがある場合等において必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する権限が付与されており、多くの市町村は、内閣府の策定した「避難情報に関するガイドライン」[38]を参考にして避難指示等の発令基準を定めている。

同ガイドラインは、災害の教訓等を踏まえて度々改定されており、令和元年５月には、水害・土砂災害等からの住民の主体的な避難行動を支援するため、防災情報からとるべき行動を直感的に理解できるものとするよう、避難のタイミングについて「警戒レベル」を５段階に整理し、段階ごとに住民がとるべき行動を明確化する等の改定が行われた。

しかしながら、令和元年東日本台風（台風第19号）等で顕在化した、行政による避難情報や避難の呼びかけの分かりにくさ等の課題を踏まえて、令和３年４月（第204回国会）に災害対策基本法が改正され、避難勧告・避難指示の避難指示への一本化及び緊急安全確保の指示の創設が行われた。

また、内閣府は同年５月、法改正等を踏まえて、同ガイドラインを改定した[39]。

---

[37] 令和４年９月に公表された、総務省の「「火山防災対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告」では、避難促進施設の指定や避難確保計画の作成に関する取組が十分に進捗していない状況等を踏まえ、内閣府に対し、改正活火山法の趣旨・目的、避難確保計画の必要性・重要性等の周知徹底や、現場の計画作成に係る課題等の把握・分析、計画作成の進捗などを勧告している。

[38] 平成 29 年１月の改定により、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」から「避難勧告等に関するガイドライン」に名称が変更され、令和３年５月の改定により、現在の名称に変更された。

[39] 避難のタイミングを明確にするため警戒レベル４の避難勧告と避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化、避難場所等への避難が安全にできない場合に自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報を警戒レベル５「緊急安全確保」として位置付け、早期の避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル３の名称を「高齢者等避難」に見直し、等

５段階の警戒レベル

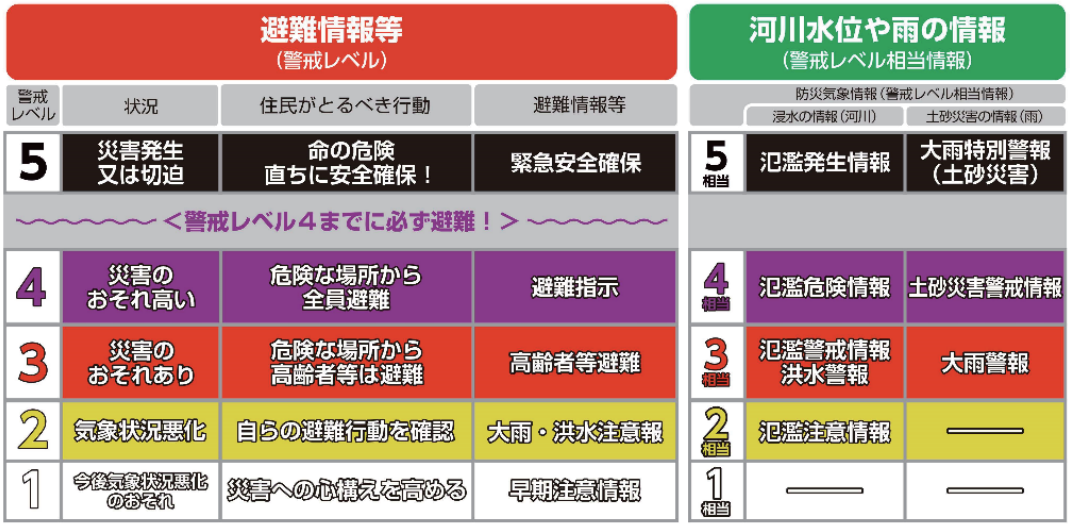

市区町村長は、河川や雨の情報（警戒レベル相当情報）のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等（警戒レベル）の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

（出所）内閣府資料

イ　避難行動要支援者に係る個別避難計画

高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、平成25年（第183回国会）の災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ、同年８月に内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において、避難行動要支援者一人ひとりについて具体的な避難の在り方を定めておく「個別避難計画」を策定することが望ましいとされた。

しかしながら、近年の災害においても高齢者や障害者が犠牲となっている実情があるため、令和元年東日本台風等を踏まえて、令和３年４月（第204回国会）に同法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされた（同年５月20日施行）。また、内閣府は同年５月、法改正等を踏まえて、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定し、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画について、市町村が主体となり、地域の実情に応じておおむね５年程度で作成に取り組むとする目標等が盛り込まれた。

各市町村（1,722団体[40]）における個別避難計画の策定状況は、令和６年４月１日現在、1,581団体（91.8％）が策定に着手し、141団体（8.2％）が未策定となっている。また、個別避難計画の「80％超を策定済」が240団体（13.9％）、「策定済20％以下」が883団体（51.3％）等となっている（令和６年６月28日付内閣府・消防庁資料）。

[40] 石川県管内市町（19 市町）は、令和６年能登半島地震の影響に鑑み、本調査の対象としていない。

(2) 災害対策関連法の整備

令和６年８月26日、令和６年能登半島地震復旧・復興支援本部（第９回）において、岸田内閣総理大臣から、能登半島地震の教訓を踏まえ、政府の災害対応体制の強化、被災者に寄り添った支援体制の強化、初動対応などにおける連携の強化を図るために必要な法改正[41]に向けた作業を進める旨の発言があった。

(3) 災害救助法による救助

「災害救助法」（昭和22年法律第118号）は、一定規模以上の災害が発生した場合等[42]に適用され、現に救助を必要とする者に対し、避難所の設置や応急仮設住宅の供与、食品の給与や飲料水の供給、住宅の応急修理などの救助が、原則として現物により行われる。

同法に基づく救助は、都道府県知事等[43]が行い[44]、市町村長がこれを補助して実施することとされており[45]、救助の程度、方法及び期間は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（内閣府告示）（以下「救助の実施基準」という。）に従って都道府県知事等が定めることになっている。令和元年房総半島台風（台風第15号）等では、多くの家屋に被害が生じ、被災者の日常生活に著しい支障が生じたことから、内閣府は、令和元年10月、救助の実施基準を改正し、住宅の応急修理について、これまでの内容[46]に加え、準半壊[47]の場合も同法による救助の対象とすることが認められた（同年８月28日から適用）。

また、住宅の応急修理については、工事業者の不足等により修理期間が長期化し、その間、被災者が避難所生活等を継続せざるを得ない事例が多数存在することが課題となっていた。これまでは、応急修理と応急仮設住宅への入居との併給は認められていなかった[48]が、令和２年７月豪雨の被災地方公共団体から、応急修理期間中の被災者の住まいの確保を求める声があったこともあり、令和２年７月、内閣府は、応急修理の期間が１月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊以上の被害を受け、他の住まいの確

---

41 災害対応の司令塔を担う「防災監」（仮称）のポストを新設する方針（８月 27 日 朝日新聞）、災害発生時、即座に応援に入れるよう 1,000 人規模の態勢確保（同月 26 日 ＮＨＫニュース）等が報道されている。

42 令和３年の第 204 回国会で成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第 30 号）により、災害が発生するおそれがある場合で、国の災害対策本部（特定・非常・緊急）が設置されたときにも適用することが可能になった（令和３年５月 20 日施行）。

43 平成 30 年の第 196 回国会で成立した「災害救助法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 52 号）により、内閣総理大臣が指定する救助実施市については、救助実施市の長が実施することとされた（平成 31 年４月１日施行）。令和５年４月３日現在で、13 市が救助実施市に指定されている。

44 法定受託事務として行う。

45 救助に関する事務の市町村長への委任は可能

46 ①住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理ができない者、②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者（いわゆる大規模半壊）、が対象とされていた。

47 損害割合が 10％以上 20％未満。なお、各区分の損害割合は、全壊が 50％以上、大規模半壊が 40％以上 50％未満、中規模半壊が 30％以上 40％未満、半壊が 20％以上 30％未満、準半壊に至らない（一部損壊）が 10％未満となっている。

48 これらの点について、令和２年３月 31 日、総務省行政評価局は、「災害時の「住まい確保」等に関する行政評価・監視－被災者の生活再建支援の視点から－結果報告書」に基づき、併給を可能とすべきこと、救助期間を見直すことを内閣府に勧告していた。

保が困難な者を対象に、災害の発生の日から原則６月まで応急仮設住宅への入居を可能とする事務連絡を発出した。さらに、修理期間についても、災害の発生の日から１月以内とされている完了期限を延長する取扱いが行われてきた[48]ことを踏まえ、同年６月、内閣府は、救助の実施基準に関する告示を改正し、修理期間を３月以内（国の災害対策本部が設置された場合には６月以内）に改めた。

(4) 被災者生活再建支援制度

災害時の具体的な被災者支援策については、市町村と連携しつつ、都道府県が重要な役割を担い、国がそれを支援する仕組みとなっている。

住宅被害を受けた被災者には、

①一定規模以上の自然災害により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対しては、「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災地方公共団体が一定の支援金を支給する[49]。

②同法の適用に至らない被害であった地域については、必要に応じて被災地方公共団体が支援金等による被災者支援などの措置を講じる[50]。

という枠組みにより支援が行われてきている。

同法に基づき、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金として、全壊等の世帯には100万円、大規模半壊世帯には50万円が支給されるとともに、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金として、居住する住宅を建設・購入する世帯には200万円、補修する世帯には100万円、民間住宅を賃借する世帯には50万円が支給され、基礎支援金と加算支援金を合わせて、最高で300万円が支給される。

被災者生活再建支援金の支給対象は、全壊世帯等及び大規模半壊世帯とされてきたが、令和２年11月（第203回国会）に同法が改正され、支援金の支給対象が、半壊[51]世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）まで拡大された（令和２年７月豪雨から適用）。中規模半壊世帯には、加算支援金として、建設・購入する世帯には100万円、補修する世帯には50万円、民間住宅を賃借する世帯には25万円が支給される。

---

[49] 支援金額の 1/2 に相当する額を国が補助する。

[50] 都道府県が同法と同等の範囲内で独自の支援を行った場合には、都道府県による支援金支給額の 1/2 が特別交付税により措置される。

[51] 損害割合が 20％以上 50％未満。大規模半壊及び中規模半壊については脚注 47 参照。

(5) 激甚災害制度

激甚災害制度は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、地方財政の負担の緩和又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、政令により当該災害を激甚災害として指定し、併せて適用すべき措置も指定するものである。激甚災害に指定されると、公共土木施設等や農地等の災害復旧事業への国庫補助のかさ上げ、「中小企業信用保険法」（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例等、特別の財政援助又は助成措置が講じられる。

激甚災害には、①全国規模で指定基準を上回る規模となった災害について指定される激甚災害（いわゆる「本激[52]」）と、②市町村単位で指定基準を上回る規模となった災害について指定される局地激甚災害（いわゆる「局激[53]」）がある。

②の局激の指定は、被災規模と被災地方公共団体の標準税収入等を勘案する必要があるため、年度末に一括して指定されることが通例であるが、災害発生時点で局激の要件を満たすことが明らかな場合[54]は、年度末を待たずに速やかに指定される（早期局激指定）。

本激及び早期局激の指定は、被害に係る査定見込額等が一定の基準を上回る場合に行われるものであり、関係施設の被害状況を的確に把握し、基準に照らして判断するため、一定の期間[55]を要するが、政府は、被災地方公共団体が財政面に不安を感じることなく迅速に災害復旧に取り組めるように早期に激甚災害指定を行うため、激甚災害の指定に関する政令の閣議決定を待たずに中央防災会議の答申[56]を受けた段階での指定見込みの公表等、運用の改善に取り組んできた。

平成29年12月には、中央防災会議幹事会は、激甚災害指定の更なる早期化に向け、被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、内閣府が指定基準に達したものから順次、激甚災害の指定見込みを公表すること等を決定し、これにより、災害の終息後、最速で１週間程度経った時点から指定見込みを公表することができるようになった[57]。

内容についての問合せ先
第三特別調査室　小林首席調査員（内線68740）

---

[52] 災害被害に係る査定見込額等が所定の基準を超えた場合、地域を指定することなく、その災害自体を激甚災害に指定するもの。

[53] ある特定地域に激甚な被害を及ぼすような場合に対応する制度で、市町村における被害の額が所定の基準を超えた場合、その災害と適用の対象となる地域の両方を指定するもの。

[54] 査定見込額等が局地激甚災害指定基準の２倍超

[55] おおむね１～1.5か月

[56] 激甚災害の指定に関する政令は、中央防災会議の諮問・答申を経て閣議決定される。

[57] 同決定に基づく運用の改善は、平成30年梅雨前線豪雨等（平成30年７月豪雨を含む。）による災害に初めて適用され、その後の大規模災害においても同様の措置がとられている。

政治改革に関する特別委員会

第二特別調査室

所管事項の動向

１　本委員会[1]の最近の動き、これから見込まれる動き

(1) 公職選挙法改正に向けた議論

令和６年７月に執行された東京都知事選挙において同一のポスターが多数掲示された問題などを受け、与野党において公職選挙法の改正に向けた動きが活発化していることが報じられている[2]。

７月19日には、岸田内閣総理大臣（自由民主党総裁）と公明党の山口代表が会談を行い、今秋に開会が見込まれる臨時会において公職選挙法改正を目指す方針を確認し、同日、自民、公明両党は、公職選挙法改正に向けた実務者による協議を開始したとされる[3]。さらに同日、自由民主党の浜田、立憲民主党の安住両国会対策委員長が会談を行い、臨時会において公職選挙法の改正に向けて議論を進めることで一致したとされる[4]。また、日本維新の会は、同月12日に公職選挙法の見直しに関する会合を開催しており、臨時会において独自の改正案を提出する意向とされる[5]。

さらに、９月４日、与野党６党（自民、立憲、維新、公明、共産、国民）は、公職選挙法改正を検討する実務者協議を開始し、同月11日には自民、公明両党は、ポスターに関する品位保持規定やポスターの掲示に絡んだ営利目的の行為に罰則を科すことを内容とする改正案骨子案を提示し、同案に対し、立憲、維新、国民の３党が賛同したとされる[6]。このような経緯から、第214回国会以降、各党における公職選挙法改正に向けた議論などが一層進展する可能性がある。

(2) 改正政治資金規正法の検討条項に関する議論

第213回国会において成立した改正政治資金規正法には、政治資金に関する独立性が確保された機関（いわゆる第三者機関）の具体的な内容をはじめとする検討条項が複数設けられている。

自由民主党は、改正政治資金規正法の検討条項等を議論するため、党政治刷新本部の下にワーキングチームを設置し、初会合（９月10日）を開催した。また、公明党は今秋を目途に党見解の中間取りまとめを行う方針を党のプロジェクトチーム会合（７月４日）で確

---

1 本委員会は、１月 26 日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため委員 35 人よりなる政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会として設置されたが、４月 11 日、院議によりその目的、名称及び員数が変更された。

2 『毎日新聞』（令 6.7.19）

3 『日経新聞』（令 6.7.20）

4 『読売新聞』（令 6.7.20）

5 『日経新聞』（令 6.7.20）

6 『朝日新聞』（令 6.9.12）

認したことが報じられている[7]。このような経緯から、第214回国会以降、各党における議論が進展することが考えられる。

(3) 自由討議

選挙運動をめぐる様々な課題を取り上げて議論を行うため、令和４年12月及び令和５年４月の２回にわたり、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において自由討議が行われた。同年６月には、これらの自由討議で出た主な意見を踏まえ、(1)公職選挙法等の改正に向けて、おおむね認識の一致が見られた項目、(2)さらに議論を深めるべき論点、その他問題提起があった論点を整理した「選挙運動等のあり方に関する報告書」が取りまとめられた。

なお、(1)の項目は、①公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一、②公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化、③投票所への移動支援事業等の充実であり、①、②については、公職選挙法改正が必要である。

第213回においては自由討議が行われなかったが、第214回国会以降、これまでの自由討議の内容を踏まえた議論が行われることも考えられる。

(4) 衆議院選挙制度協議会の議論を引き継ぐ議論

令和４年の公職選挙法改正に際して、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会で、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し国会において抜本的な検討を行うこと、当該検討に当たっては速やかに与野党で協議の場を設置して充分な議論を行うこと等の附帯決議が賛成多数により付された。

これを受けて、衆議院議員選出のための望ましい選挙制度の在り方等について幅広く協議するため、与野党６党の国対委員長会談の要請を受けて、令和５年２月に政党間の実務者レベルの協議機関として衆議院選挙制度協議会が設置された[8]。同協議会は、16回にわたり協議を重ね、同年12月、現行選挙制度や在り方に係る論点の整理、今後本格的な議論を更に深めていく際に必要な「視点」の提示などを内容とする報告書を取りまとめた。

報告書で提示された「視点」は、①人口動態の変化を踏まえた一票の較差の是正と地方の声の反映、②政党本位、政策本位の実現と残された課題への対応、③あるべき選挙制度と国民目線の見直しの３点で、これらは、協議会が衆議院の正式な機関（協議体）に移行した場合に議論を開始するポイントとなり得るものとされている。また、報告書では、次回令和７年国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力していくことが、次のステップとして重要であるとしている。

協議会の議論を引き継ぐ新たな協議体の設置は第213回国会では行われなかったが、令和６年６月に「政治改革の柱として衆議院選挙制度の抜本改革を実現する超党派議員連盟」が額賀衆議院議長に対し、衆議院選挙制度の抜本的な検討を行う協議体を早期に設置する

---

7 『産経新聞』（令 6.7.5）

8 『朝日新聞』（令 5.2.3）

よう申入れを行うなどの動き[9]もあり、第214回国会以降、新たな協議体の設置等に関して、議論が進むことも考えられる。

２　政治資金規正をめぐる動き

(1) 政治資金規正法改正の経緯

政治資金規正法は、昭和23年の制定以後逐次改正され、政治資金の収支の公開と政治資金の授受の規正等の強化がなされてきた。

昭和50年の法改正で、寄附の量的制限、寄附の質的制限、政治資金の収支の公開の強化などの改正がされた。

平成４年の法改正で、政治資金パーティーの対価の支払の上限は１パーティー当たり150万円までに制限され、同一の者から１パーティー当たり100万円を超える対価の支払を受けた場合には支払者の氏名及び支払金額等を収支報告書に記載することが義務付けられた。

平成６年の法改正では、資金管理団体制度の創設、収支報告書における記載基準の改正（寄附は年間５万円超、政治資金パーティーの対価の支払は１パーティー当たり20万円超）、会社、労働組合等の団体の政党・政治資金団体及び資金管理団体以外への寄附の禁止などの改正がされた。さらに、平成11年の法改正で、会社、労働組合等の団体の資金管理団体への寄附が禁止された。

その後、平成19年７月の法改正で、資金管理団体について、人件費以外の１件５万円以上の支出について収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付が義務付けられ、また、不動産の取得が制限された。さらに、同年12月の法改正で、国会議員関係政治団体制度が創設され、国会議員関係政治団体は、人件費を除く１件１万円を超える支出について収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付等が義務付けられるとともに、総務省に政治資金適正化委員会を設置する等の措置が講じられた。

直近では、令和６年の法改正で、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化等、政治資金監査の強化、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げなどの改正がされた（次の(2)参照）。

(2) 第 213 回国会（令和６年常会）における改正

ア　政治資金パーティーをめぐる問題

令和５年12月、政治資金パーティーをめぐり、いわゆる派閥の政治団体と国会議員側との間で、収支報告書に記載のない多額の資金移動があったとする問題が報道され、以降、国会では政治資金制度に関する多くの議論がなされてきた。また、各党においても政治資金制度に関する議論・検討が行われ、各党から提言や改革案が発表された。

9　『産経新聞』（令 6.6.28）

イ　各法律案の提出

令和６年５月、自民から「政治資金規正法の一部を改正する法律案（鈴木馨祐君外５名提出、衆法第13号）」（以下「自民案」という。）、立憲、国民及び有志の３会派共同提案による「政治資金規正法等の一部を改正する法律案（落合貴之君外10名提出、衆法第14号）」（以下「立憲・国民・有志案」という。）、立憲から「政治資金パーティーの開催の禁止に関する法律案（落合貴之君外７名提出、衆法第15号）」（以下「立憲案」という。）、維教から「政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（青柳仁士君他１名提出、衆法第16号）」（以下「維教案」という。）がそれぞれ衆議院に提出された。

また、第208回国会に立民[10]から提出された政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（落合貴之君外４名提出、第208回国会衆法第48号）（以下「立民案」という。）は、同国会において閉会中審査に付され、以後、第213回国会まで継続審査となっていた。

各案の概要

自民案 政治資金規正法の一部を改正する法律案 （衆法第13号）	最近における政治資金をめぐる状況に鑑み、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化、政治資金監査の強化、政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準の引下げ、いわゆる政策活動費の使途の明細の公開の導入等の措置を講ずるもの
立憲・国民・有志案 政治資金規正法等の一部を改正する法律案 （衆法第14号）	最近における政治資金をめぐる状況に鑑み、収支報告書の不記載、虚偽記入等に関する政治団体の代表者に対する罰則の強化、政治資金監査の対象となる政治団体及び事項の拡大、収支報告書のデジタル化の一層の推進、政党から公職の候補者に対してされる寄附の禁止及び渡切りの方法による支出の禁止等の措置を講ずるもの
立憲案 政治資金パーティーの開催の禁止に関する法律案 （衆法第15号）	政治資金パーティーをめぐる現状等に鑑み、政治資金パーティーの開催の禁止について定めるもの
維教案 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案 （衆法第16号）	今般の政治資金をめぐる諸問題に鑑み、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、企業・団体による寄附及び政治資金パーティーの対価の支払の禁止、政治資金パーティーの透明性及び公正性の確保、個人献金の促進、いわゆる政策活動費に係る「特定支出」制度の創設等の措置を講ずるもの
立民案 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案 （第208回国会衆法第48号）	政治に対する国民の信頼を確立し、広く国民によって支えられる政治を実現するため、会社その他の団体の政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払の全面禁止並びに個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充等の措置を講ずるもの

[10] 「立憲民主党・無所属」は、令和４年８月８日、会派略称を「立民」から「立憲」に変更した（会派名称は変更なし）。

ウ　審議経過

各案は、令和６年５月22日までに、当委員会に付託され、同日、各案を一括して議題とし、趣旨説明を聴取した後、翌23日から質疑に入り、同月27日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行った。

６月３日、自民案に対し、自民から修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、各案及び修正案について質疑を行った。同月５日、維教案及び自民提出の修正案について撤回を許可した後、自民案に対し、自民から改めて修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、各案及び修正案について質疑を行った。同日、岸田内閣総理大臣の出席の下、質疑を行った後、順次採決を行った結果、立民案、立憲案及び立憲・国民・有志案はいずれも賛成少数をもって否決すべきものと議決された。自民案については、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと議決された。

（修正の内容）
政治資金パーティーの対価支払者の氏名等に係る公開基準額の５万円超への引下げ、政策活動費の支出に係る使途の収支報告書への記載対象の拡大、政党交付金の交付停止等の制度の創設、政治資金に関する独立性が確保された機関の設置等

なお、自民案に対し、次の内容の附帯決議が付された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

１　政治資金パーティーを開催する者が同一の者から受けることができる当該政治資金パーティーの対価の支払の上限額の在り方及び政党その他の政治団体に係る政治資金パーティー以外の事業による収入の在り方について、政治活動の公正を確保する観点から、検討を行うこと。

２　政治団体の代表者が親族間で異動することによる政治資金の移動の制限の在り方について、公職を担う多様な人材を確保する観点から、検討を行うこと。

３　政党が議会制民主政治において極めて重要な存在であることを踏まえ、政党の望ましいガバナンスの在り方について、政党の自主性及び自律性の確保に配慮しつつ、法整備の要否も含めて、中長期的に検討を行うこと。

４　政治資金の適正化・透明化を図るため、適時に、正確な会計帳簿の作成や、複式簿記の導入などを含め、会計の在り方について検討を行うこと。

５　国会議員関係政治団体の収支報告書について、誰もが閲覧できるようなデータベース化を含め、検索可能性を高める情報提供の在り方について検討を行うこと。

６月６日の本会議において、自民案は修正議決され、参議院に送付された。また、立民案、立憲案及び立憲・国民・有志案は否決された。

翌７日、参議院政治改革に関する特別委員会において、自民案の趣旨説明を聴取した後、質疑に入り、同月18日に可決され、翌19日の参議院本会議で同案は可決され、成立した。

政治資金規正法の一部を改正する法律（令和６年法律第 64 号）の主なポイント

１　代表者の監督責任（監督内容の具体化）
２　監督義務違反に対する罰則の強化
３　収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例
４　預貯金による政治資金の保管
５　国会議員関係政治団体の範囲の拡充
６　翌年への繰越しの金額の確認等
７　登録政治資金監査人による政治資金監査の拡充
８　収支報告書等のオンライン提出の義務化
９　収支報告書等のインターネット利用による公表
10　政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準の引下げ
11　政治資金パーティーの対価の支払方法の制限
12　いわゆる政策活動費の使途公開
13　政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止
14　国会議員関係政治団体から寄附を受けたその他政治団体の透明性確保
15　個人寄附者等の個人情報の保護
16　経過措置
17　政党交付金の交付停止等の制度の創設のための必要な措置
18　政策活動費の支出に係る上限金額の設定及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容の早期検討
19　政治資金に関する独立性が確保された機関の設置の検討と必要な措置
20　検討
　⑴ 外国人による政治資金パーティーの対価の支払に係る収受の適正化を図るための実効的な規制
　⑵ 個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置
　⑶ 自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇措置の適用除外
　⑷ 政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点からの検討
21　施行期日（一部を除いて令和８年１月１日）

３　衆議院の一票の較差是正

(1) アダムズ方式による定数配分の導入

第45回衆議院議員総選挙（平成21年８月30日執行）の小選挙区選挙に係る一票の較差訴訟において一人別枠方式とこれによる選挙区割りを違憲状態とした最高裁大法廷判決（平成23年３月23日）等[11]を受けた各党間の協議や、「衆議院選挙制度に関する調査会答申」[12]を受け、平成28年５月20日、いわゆる「衆議院選挙制度改革関連法[13]」が成立した。同法により、小選挙区選挙の都道府県別定数配分及び比例代表選挙のブロック別の定数配分は、10年ごとの大規模国勢調査における日本国民の人口に基づきアダムズ方式により配分することとされ、平成32年（令和２年）の大規模国勢調査から導入することとされた。

アダムズ方式とは

各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致する方式。人口規模の小さい県に比較的有利とされる。

(2) 令和２年国勢調査に基づく公職選挙法の改正

令和２年国勢調査の結果に基づき、令和４年６月16日に衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案に関する勧告を受け、10月25日（第210回国会（臨時会））、同勧告を踏まえた小選挙区選挙の区割りの改定と令和２年国勢調査に基づく比例代表選挙のブロック別定数の改定を内容とする法律案が国会に提出され、11月18日、成立した（「公職選挙法の一部を改正する法律（令和４年法律第89号）」、同月28日公布、12月28日施行）。新たな区割りは、次の総選挙から適用される。また、区割りが改定された選挙区が多数に上るため、附帯決議等において、有権者に混乱が生じないよう、政府による十分な周知徹底が求められている。

なお、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法に関する特別委員会において付された附帯決議は次のとおりである。

---

[11] 第45回衆議院議員総選挙（平成21年８月30日執行）において複数の政党が掲げた衆議院議員定数削減の公約や同選挙に係る平成23年最高裁大法廷判決を受け、平成23年10月に衆議院選挙制度に関する各党協議会が設置され、協議が重ねられたが結論が得られず、平成24年11月16日、１人別枠方式を廃止した上で小選挙区の都道府県定数配分を０増５減することを内容とする「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第95号）」が成立した。同法に基づく新たな区割りにより第47回衆議院議員総選挙（平成26年12月14日執行）が行われたが、最高裁大法廷は、平成27年11月25日、０増５減の対象県以外は１人別枠方式を含む従前の基準に基づいて配分された定数の見直しが行われていないとして、違憲状態（合理的期間未経過）とする判決を行った。

[12] 平成26年６月19日に議長の下に設置された有識者による「衆議院選挙制度に関する調査会」が平成28年１月14日に提出した答申であり、その主な内容は①衆議院小選挙区比例代表並立制を維持すること、②衆議院議員の定数を10減（小選挙区６減、比例代表４減）すること、③一票の較差是正のため、小選挙区選挙の都道府県定数配分及び比例代表選挙の各ブロック別定数配分をアダムズ方式によるものとし、10年ごとの大規模国勢調査の結果により見直すとともに、中間年の簡易国勢調査の結果によって較差２倍以上の選挙区が生じたときは定数を変更せずに区割りの見直しを行うこと、などであった。

[13] 「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第49号）」

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

1　この法律の施行後においても、国会議員を選出する選挙制度は重要な課題のため不断に見直していくべきものであり、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うものとする。

2　当該検討に当たっては、速やかに、与野党で協議の場を設置し、円満かつ公正公平な運営の下、充分な議論を行い、次回の令和７年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとする。

3　今回の区割り改定により、区割りが変更される選挙区が多数に上るため、政府においては、有権者に混乱が生じることのないよう新たな選挙区に関し十分に周知徹底を行うこと。

また、同附帯決議を踏まえ、令和５年２月、衆議院の正式な機関への移行を念頭に、与野党６党（自民、立憲、維新、公明、国民、共産）の実務者による衆議院選挙制度協議会が設置された。

同協議会は、16回にわたり協議を重ね、現行制度や在り方に係る論点の整理、今後本格的な議論を更に深めていく際に必要な視点の提示などを内容とする報告書を取りまとめ、同年12月26日、与野党国対委員長に提出した[14]（１(4)参照）。

(3) 次回以降の小選挙区選挙の区割り改定

小選挙区の区割りについては、10年ごとに行われる大規模国勢調査（次回は令和12年）に基づいて都道府県別定数が見直され、区割り改定案の作成及び勧告が行われる[15]。なお、中間年（大規模国勢調査が行われた年から５年目に当たる年）に実施される簡易国勢調査（次回は令和７年）において、選挙区間の人口較差が２倍以上となったときは、各都道府県別定数は変更せずに関係選挙区の区割り改定案が作成され、その勧告が当該国勢調査の速報値の公表から１年以内に行われる[16]。

令和７年簡易国勢調査に基づく区割り改定（※平成27年簡易国勢調査の実績等に基づく想定）	
令和７年10月	簡易国勢調査実施
令和８年２月	速報値公表（日本国民の人口公表）※令和２年大規模国勢調査では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、６月の公表となった。
	区割り審が区割り改定作業を開始
令和９年２月まで	区割り審が内閣総理大臣へ区割り改定案を勧告
常会中	政府が新たな区割り改定法案を国会に提出、成立、公布
公布から１か月後（※前例による）	新たな区割り改定法施行

14　『読売新聞』（令 5.12.27）

15　衆議院議員選挙区画定審議会設置法第４条第１項

16　衆議院議員選挙区画定審議会設置法第３条第３項及び第４条第２項

(4) 第 49 回衆議院議員総選挙に係る一票の較差訴訟

令和５年１月25日、第49回衆議院議員総選挙（令和３年10月31日執行）の小選挙区選挙における区割規定の合憲性に係る訴訟について、最高裁判所大法廷は、現行の区割制度は10年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等により較差を是正することとしており、これと一体的な関係にある選挙区割りの下で拡大した較差も当該制度の枠組みの中で是正されることが予定されていることなどから、選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえず、合憲と判示した。

４　参議院選挙制度改革

平成30年改正公職選挙法（定数６増、特定枠制度導入）が適用された第25回参議院議員通常選挙（令和元年７月21日執行）の選挙区選挙における議員定数配分規定の合憲性に係る訴訟（選挙区間較差は選挙当日の有権者数比率で最大3.00倍、平成27年国勢調査の結果による日本国民人口に基づく人口比率で最大2.99倍）について、令和２年11月18日、最高裁判所大法廷は合憲とした一方で、平成30年改正は立法府における取組が大きな進展を見せているとはいえないと判示した。

この判決を受けて、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、山東参議院議長（当時）の下に設置された「参議院改革協議会」は、令和４年６月８日（第208回国会（常会））、山東議長に対し、議論を令和４年の通常選挙後の次の協議会に引き継ぐとする「参議院改革協議会報告書」を提出した。

同年11月11日（第210回国会（臨時会））、尾辻議長の下に改めて「参議院改革協議会」が設置された。さらに、同年12月16日には「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会」を設置することを決定した。令和６年６月７日（第213回国会（常会））、同専門委員会はこれまでの協議内容について取りまとめ、合区は解消すべきとの意見が大勢であるが、具体的な選挙制度の枠組みについては意見の集約が難しく、協議会において二院制の下に参議院が担う機能・役割の明確化に向け、充実した議論を求めるとともに、参議院において引き続き真摯な検討を続けるべきとする「選挙制度に関する専門委員会報告書」を松山改革協議会座長に提出した。

また、第26回参議院議員通常選挙（令和４年７月10日執行）[17]の選挙区選挙における議員定数配分の合憲性に係る訴訟（選挙区間較差は選挙当日の有権者数比率で最大3.03倍、令和２年国勢調査の結果による日本国民人口に基づく人口比率で最大3.03倍）について、令和５年10月18日、最高裁判所大法廷は、同選挙までの間、較差の更なる是正のための法改正の見通しが立つに至っていないのはもとより、その実現に向けた具体的な検討が進展しているともいい難いものの、較差は有意な拡大傾向にあるともいえず、立法府の較差の更なる是正に向けた取組について、合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれる等として、合憲と判示した。

---

[17] 参議院選挙制度については、平成30年以降法改正が行われておらず、第26回参議院議員通常選挙は第25回参議院議員通常選挙と同じ選挙区及び定数により執行された。

５　選挙等をめぐる最近の動き

(1) 投票率の低下

国政選挙・地方選挙を通じて投票率は低下傾向にあり、特に若年層で低下が著しくなっている。

第49回衆議院議員総選挙（令和３年10月31日執行）における投票率（小選挙区選挙）は、55.93％で、前回から2.25ポイント増加したものの、戦後３番目に低い投票率であった。このうち18歳の投票率は50.35％、19歳の投票率は36.02％であった。前回の衆議院議員総選挙と比べて、19歳は3.68ポイント増加したものの、18歳は0.39ポイント微減となり、全体の投票率と比較して依然低水準となった。

（図表１）衆議院議員総選挙における投票率の推移

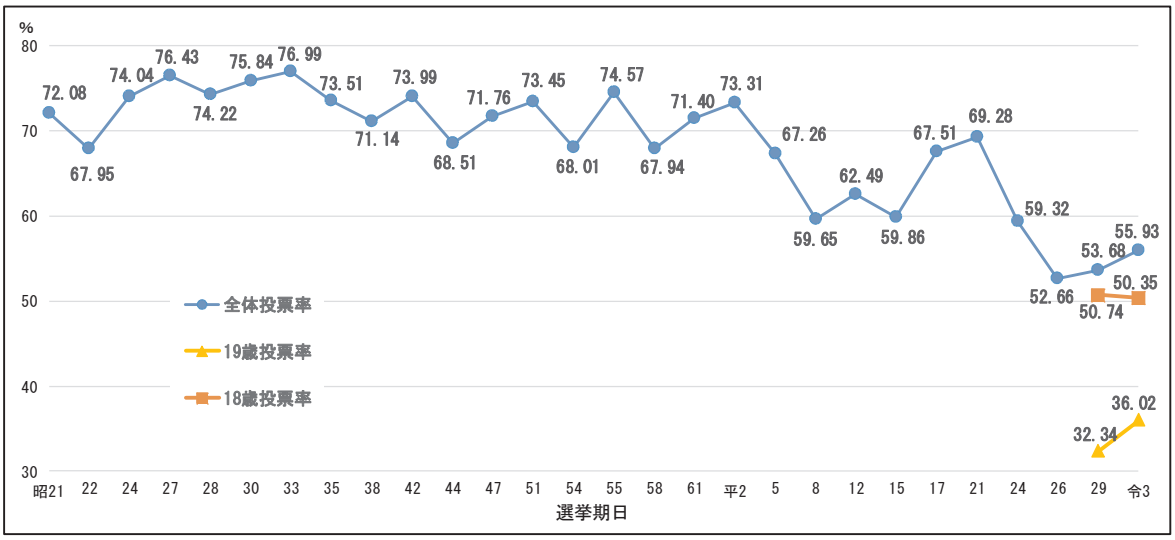

※18歳及び19歳投票率は、抽出調査による数値である。
（注）平成８年以降は、小選挙区選挙の結果である。
（出所）総務省資料をもとに当室作成

直近の国政選挙である第26回参議院議員通常選挙（令和４年７月10日執行）の投票率（選挙区選挙）は52.05％（比例代表選挙は52.04％）で、過去４番目に低かった。

（図表２）参議院議員通常選挙（地方区・選挙区）における投票率の推移

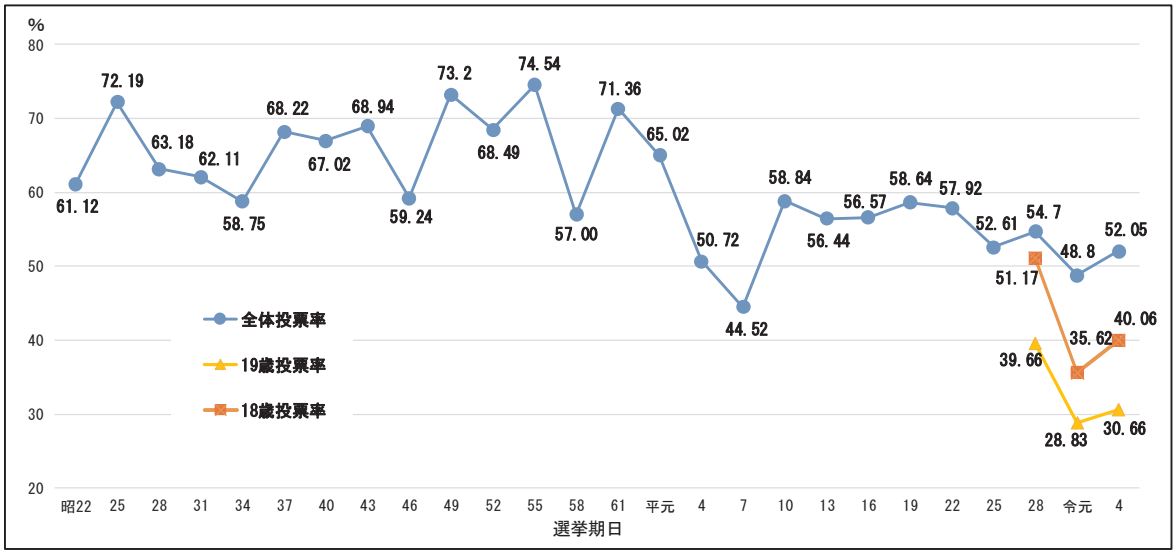

※令和４年通常選挙の結果は、速報値である。また、18歳及び19歳投票率は、抽出調査による数値である。
（出所）総務省資料をもとに当室作成

地方選挙では、令和５年統一地方選挙（前半：令和５年４月９日執行、後半：同月23日執行）における投票率は、市区町村長選挙を除き[18]、統一地方選挙が始まった昭和22年以降で最も低い投票率となった。

（図表３）統一地方選挙における議会の議員の選挙の投票率の推移

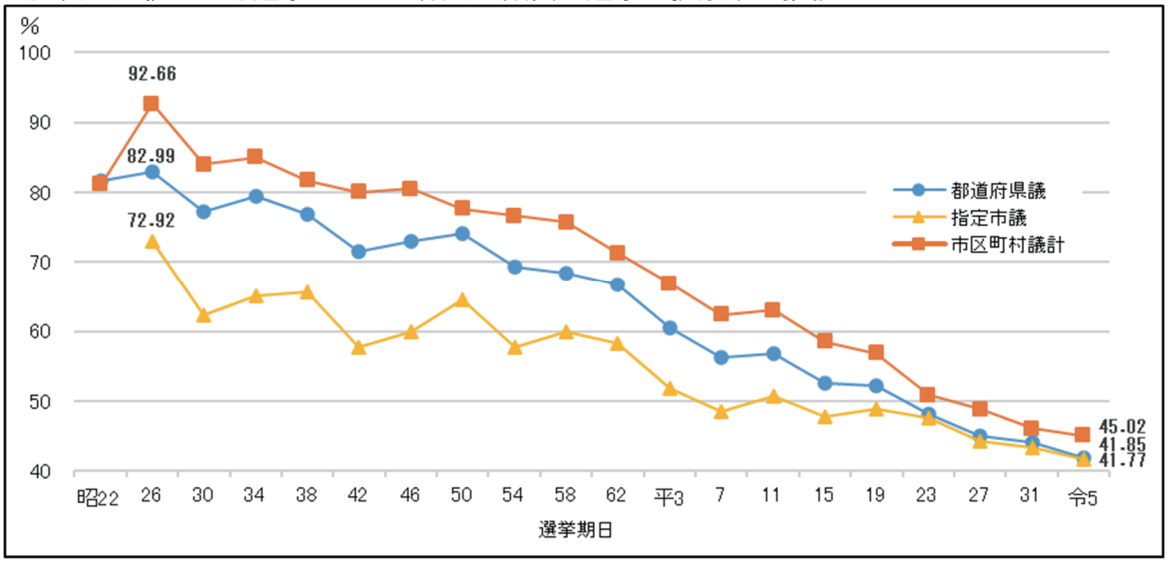

※令和５年統一地方選挙の結果は、速報値である。
（注）昭和22年の市区町村議計には指定市議を含む。
（出所）総務省資料をもとに当室作成

[18] 令和５年統一地方選挙における市区町村長選挙の投票率は47.68％（速報値）である。市区町村長選挙において、昭和22年以降で最も低い投票率となったのは、平成31年統一地方選挙における47.25％である。

こうした投票率の低下については、国会でもしばしば言及されており、過疎化や市町村合併等により投票所が減少したこと、政治的関心が低下していること等がその要因として指摘されている[19]。このような問題への対策としては、投票機会の確保については投票環境の向上に向けた取組（(2)参照）が、政治的関心の低下への対策については主権者教育の拡充等の取組（(3)参照）が行われている。

(2) 投票環境の向上方策

総務省では、平成26年５月12日から「投票環境の向上方策等に関する研究会」を開催し、投票率の向上を図るため、有権者が投票しやすい環境の整備等について検討が行われた。

同研究会では、投票環境に関する課題として、郵便等投票の対象者の拡大及び在外投票の利便性向上（インターネット投票）等が検討されており、それらの現状はイ・ウで述べるとおりである。

なお、令和４年10月14日（第210回国会（臨時会））、最高裁判所裁判官国民審査法改正案[20]が提出され、11月11日に成立した。これにより、在外国民は在外選挙と同様に、在外国民審査においても、①在外公館投票（分離記号式投票）、②郵便等投票、③国内における投票が可能となった[21]。

ア　共通投票所や移動支援等の充実

「投票環境の向上方策等に関する研究会」の報告（平成27年３月27日の中間報告、平成28年９月９日の報告）を踏まえて、平成28年には、共通投票所制度の創設等を内容とする公職選挙法等の改正が行われた[22]。

各選挙管理委員会は、大学・高等学校や有権者の利便性の高い商業施設等への期日前投票所の設置を増やしたほか、移動が困難な有権者のための投票所等への移動支援や移動期日前投票所の設置など、地域の実情等を踏まえて工夫した取組を行っている[23]。

イ　郵便等投票の対象者の拡大

「投票環境の向上方策等に関する研究会」は平成28年12月９日から、更なる投票環境の向上に向けて、在宅介護を受ける選挙人の投票機会の確保等について新たに検討を開始し、

---

[19] 第210回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第６号（令4.11.8）、第189回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第４号（平27.5.29）等

[20] 在外国民に対して最高裁判官国民審査における投票を認めていない現行制度は違憲であると判示した令和４年５月25日の最高裁大法廷判決を受け、在外国民による在外国民審査を可能とすること等を内容とした最高裁判所裁判官国民審査法改正案が国会に提出された。

[21] 「最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（令和４年法律第86号）」（令和４年11月18日公布、令和５年２月17日施行）附則第２条により、施行日以後その期日を告示される審査から適用される。

[22] 改正項目は、①選挙人名簿の登録制度の見直し（平成28年法律第８号）、②共通投票所制度の創設、期日前投票の投票時間の弾力化、投票所に入ることができる子供の範囲の拡大（平成28年法律第24号）、③都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの改善、在外選挙人名簿の登録制度の見直し、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間の見直し（平成28年法律第94号）

[23] 総務省ＨＰ「投票環境向上に向けた取組事例集」（平成29年３月）

平成29年６月13日に報告（高齢者の投票環境の向上について）を公表した[24]。同報告において、郵便等による不在者投票（郵便等投票）の対象者のうち要介護者については、現状では要介護５の者に限られている対象を要介護３及び要介護４の者まで拡大することが提言された[25]。

第196回国会（常会）の平成30年５月18日、自民党は、憲法改正推進本部と選挙制度調査会の合同会議において、郵便等投票の対象者を要介護３及び要介護４の者まで拡大する公職選挙法改正案を了承し、同日、公明党も憲法調査会などの合同会議において同改正案を了承した。自公両党は、同改正案について野党に賛同を呼びかけ、共同で国会に提出することを目指すとした[26]が、提出には至っていない。

なお、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、投票困難となっている者がいる状況に鑑み、当分の間の措置として、新型コロナウイルス感染症で宿泊施設や自宅で療養している者等のうち、一定の要件を満たしている者（特定患者等）[27]について、令和３年６月23日以降に公示又は告示される選挙において郵便等による投票を認める、いわゆる特例郵便等投票制度が設けられた[28]。ただし、令和５年５月８日の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更により、令和６年９月24日現在、同投票制度の対象となる者はいない。

ウ　インターネット投票の検討

「投票環境の向上方策等に関する研究会」は平成29年12月26日から、投票しにくい状況にある選挙人の投票環境向上や選挙における選挙人等の負担軽減、管理執行の合理化に関し、ＩＣＴの利活用などによりいかなる取組ができるかを検討し、平成30年８月10日に報告を公表した[29]。検討項目の一つである「在外投票の利便性向上（インターネット投票）」については、一定の対応方策を講じることにより、実現に向けた技術面・運用面の大きな課題は解決できること等が示された。

これを受け、総務省は、令和２年１月末から２月上旬に全国計５市区町[30]で在外選挙のインターネット投票の実証実験を行っている。

令和５年11月７日、鈴木総務大臣（当時）は衆議院総務委員会での答弁において、在外選挙インターネット投票の導入について引き続き検討し、課題の整理、対応など調査研究

---

[24] 総務省ＨＰ「投票環境の向上方策等に関する研究会　報告（高齢者の投票環境の向上について）」（平成29年６月13日）

[25] 対象が拡大すれば、郵便等投票の対象者は約184万人（要介護３の者：約94万人、要介護４の者：約91万人）増えることが想定される（厚生労働省ＨＰ「介護保険事業状況報告（暫定）」（令和６年６月分））。

[26] 『読売新聞』『毎日新聞』等（平30.5.19）、第203回国会衆議院憲法審査会議録第４号４頁（令2.12.3）北側一雄議員答弁

[27] ①感染症法又は検疫法の規定により、宿泊施設又は自宅等からの外出自粛要請を受けた者、②検疫法の規定より隔離・停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている者

[28] 「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和３年法律第82号）」

[29] 総務省ＨＰ「投票環境の向上方策等に関する研究会　報告」（平成30年８月10日）

[30] 岩手県盛岡市、千葉県千葉市、東京都世田谷区、和歌山県有田川町、福岡県小郡市

を進めるが、インターネット投票という新たな投票方法を導入することは、選挙制度の根幹に関わることであるため、各党各会派で十分な議論をいただきたい旨を述べた[31]。

第211回国会（常会）の令和５年６月６日、立憲及び維新の２会派共同で、インターネット投票の導入について、その目標時期並びに基本方針及びインターネット投票が満たすべき条件を定めるとともに、インターネット投票導入推進会議を設置することにより、これを推進することを目的とする「インターネット投票の導入の推進に関する法律案（落合貴之君外14名提出、第211回国会衆法第23号）」が提出され、本委員会において継続審査となっている。

(3) 主権者教育

平成27年の公職選挙法改正[32]により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、若年層に対する主権者教育の必要性が一気に高まり、平成28年７月執行の第24回参議院議員通常選挙に向けて、学校や選挙管理委員会をはじめ、マスコミ関係、ＮＰＯ法人、啓発団体等により、政治や選挙等に関する教育が積極的に行われた。その結果、同選挙において、18歳・19歳の投票率は全体の投票率を下回ったものの（５(1) 図表２参照）、20歳代の投票率（35.60％）を上回った。

同選挙の結果を踏まえ、主権者教育の取組の現状と課題等について整理するために開催された「主権者教育の推進に関する有識者会議」は、同選挙について、学校や選挙管理委員会などの関係者による取組が奏功して社会全体で投票参加の機運が高められたと評価する一方、当該取組が短期間において高校での知識学習等に重点を置いて行われたものであることなどを挙げ、主権者教育の取組が一過性に終わることのないよう、更なる充実を図る必要があるとした。また、主権者教育の今後の方向性については、あらゆる世代に対して継続した主権者教育の機会を提供すべきであるとした上で、発達段階に応じた取組、計画的・組織横断的な取組、国及び地方公共団体による取組それぞれについて、有効と考えられる具体的な取組や課題を提示した[33]。

これらを踏まえた主権者教育の拡充の具体的な取組として、選挙管理委員会と学校が連携して実施する選挙の体験プログラムである出前授業や、主権者教育に関する有識者をアドバイザーとして派遣する主権者教育アドバイザー制度、若者選挙啓発団体等による出前授業や同世代の者への啓発活動などが行われている。

---

31 第212回国会衆議院総務委員会議録第２号（令5.11.7）

32 「公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）」

33 総務省ＨＰ「主権者教育の推進に関する有識者会議　とりまとめ」（平成29年３月28日）

(4) 女性や若者の政治参画促進

ア　女性の政治参画の促進

(ｱ) 法律の制定等

政治分野における女性の参画拡大のために制定された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）」（以下「政治分野男女共同参画推進法」という。）は、基本原則として、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことを定めており、政党は男女の候補者数の目標設定に努めるものとしている。

本法は、令和３年６月の改正[34]により、政党その他の政治団体が自主的に取り組むよう努める事項の例示として、候補者の選定方法の改善等が規定されるとともに、セクハラ・マタハラ等に対応するための国及び地方公共団体の施策の強化が規定された。

政府は、令和２年12月25日、第５次男女共同参画基本計画を閣議決定した。本基本計画においては、これまでに引き続き、政治分野においても女性の割合が30％程度となることを目指し、衆議院議員の候補者、参議院議員の候補者、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合を2025（令和７）年までに35％とする目標を設定し、そのための具体策として、政党による自主的な取組のほか、議員活動と家庭生活を両立させる支援の充実、候補者や政治家に対するハラスメント防止の取組などが掲げられた。

なお、政府は、第３次～第５次男女共同参画基本計画に基づき、政治分野における女性の参画拡大に向け、令和５年９月までに計10回にわたり各政党に対して要請を行っている。

（図表４）各政党の女性議員に関する数値目標（女性候補者比率等）

	現状の取組	各項目に関する取組を行うに当たっての課題や問題点	今後実施予定の取組
自由民主党	国政における我が党の女性議員割合を、現在の11%から今後10年間で30%まで引き上げることを目標に取組を強化する。	衆参両院において最大議席を保持しているゆえに、現職議員の比率が高く、改選の際に女性候補比率が上昇しにくい。	・選挙区での原則公募による候補者選定 ・衆議院の比例代表上位を女性へ ・参議院比例代表において積極的に女性を擁立
立憲民主党	・最終的にはパリテを目標とする。 ・地方議会における女性議員ゼロ解消を目指す。 ・2030 年までに党の候補者、地方を含めた所属議員、党職員の女性比率を３割にすることを目指す。	―	「現状の取組」を継続実施
日本維新の会	―	―	―

[34] 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第67号）」（令和３年６月16日公布、同日施行）

	現状の取組	各項目に関する取組を行うに当たっての課題や問題点	今後実施予定の取組
公明党	あらゆる分野で活躍されている人材を輩出することを念頭に置いているため、特に数値目標の設定はしていないが、女性新人候補の積極的な擁立を行っている。2022年参院選では新人候補の女性割合は25%、2023年統一地方選挙では、新人候補の女性割合は45%と増加してきている。同統一地方選挙では女性当選者数が全政党トップとなった。 ※地方議員総数（2936名）のうち、女性議員の割合が３割(992名)を超えている。(2023年11月末日現在)	仕事や子育て、介護などの生活上の課題を抱えている方が多い中、立候補することは大変な決断をお願いしなければいけないのが現実。不安や課題の解決にきめ細かく相談に乗りながら、積極的に女性候補の発掘に努めている。	・女性新人候補を積極的に擁立し、当選することで、着実に女性議員の割合を増やしていく。 ・女性候補に関する数値目標について、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に定める政党の努力義務にのっとり、党内で検討していく。
日本共産党	・女性候補者比率50% ・地方議会では現在、女性議員の比率で41%、県議では58%となっている。さらに国会、地方議会ともに目標の実現を目指す。	小選挙区では多様な候補者の擁立、当選が困難。比例代表中心の制度への改革が求められる。	議員比率においても男女50%50%を目指す。
国民民主党	女性候補者比率35%	―	―
れいわ新選組	数値目標は特段設けていないが、公募審査等では男女分け隔てなく面接を行い、女性候補者の選定も積極的に行っている。	少数政党ゆえ、明確な数値目標を設定するには至っていない。	今後、国政選挙を重ねていく中で、数値目標を設定するまでに至りたい。
社会民主党	・候補者擁立の中で女性(自認も含む)を考慮 ・半数以上を追求	―	各種地方段階における対話会の実施等
みんなでつくる党	地方選挙、国政選挙ともに女性候補者比率50%を目標とする。	女性が選挙に立候補するための環境整備が遅れていることに対する党が取り組むべき支援策の整理	女性候補者募集キャンペーンを展開予定
参政党	性別を問わず、人物本位で選定しているため数値目標は定めていない。引き続き立候補の割合が少ない 50 歳未満の女性候補者の人材発掘・育成に力を入れていく。	―	―

（出所）内閣府資料をもとに当室作成

(ｲ) 国政選挙の状況

衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合の推移を見ると、昭和61年以降おおむね上昇傾向にあるが、諸外国と比較すると依然として低い水準にとどまっている。

（図表５）衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合

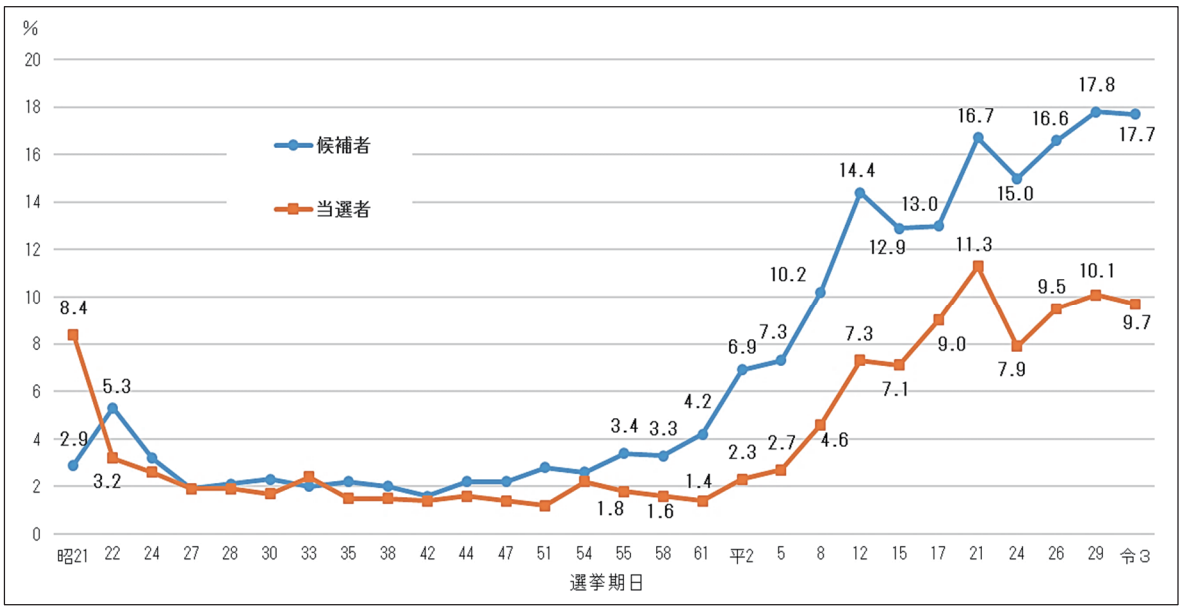

（出所）総務省資料をもとに当室作成

第49回衆議院議員総選挙（令和３年10月31日執行）は、政治分野男女共同参画推進法及び同改正法の施行後初めての総選挙であったが、候補者のうち女性は186人で、候補者全体に占める割合は、前回総選挙からほぼ横ばいの17.7%であった。また、当選者のうち女性は45人で、当選者全体に占める割合は、前回をやや下回る9.7%であった。

一方、第26回参議院議員通常選挙（令和４年７月10日執行）においては、候補者のうち女性は181人で、候補者全体に占める割合は33.2%であった。また、当選者のうち女性は34人で、当選者全体に占める割合は27.4%（通常選挙と合併して行われた補欠選挙の当選人を除く。当該当選人を含めると35人となり、28%）であり、候補者・当選者とも女性の占める割合は過去最高であった（いずれも速報値）。

イ　被選挙権年齢の引下げ

選挙権年齢の18歳以上への引下げを踏まえ、被選挙権年齢の引下げについても各党で議論が始められた。第197回国会（臨時会）の平成30年11月28日、超党派の若手議員による「若者政策推進議員連盟」が、各党の政策責任者に、若者の政治参加促進のための提言を申し入れ、その中に「各級選挙の被選挙権年齢の一律18歳への引下げ」が盛り込まれた[35]。

第26回参議院議員通常選挙（令和４年７月10日執行）においても、各党が被選挙権年齢の引下げを公約に掲げた[36]。

35　「若者政策推進議員連盟」提言（平成30年11月28日）、『朝日新聞』（平30.11.29）等

36　自民党は「被選挙権年齢も引下げの方向で検討します」（総合政策集2022Ｊ－ファイル）、立憲民主党は「現行の各種選挙の被選挙権年齢を７歳引き下げ」（政策集2022）、公明党は「被選挙権年齢の引き下げをめざします」（参院選2022政策集）、日本維新の会は「衆参両院の被選挙権年齢を18歳に引き下げる」（維新八策2022）、国民民主党は「各級選挙に立候補できる年齢について、衆議院議員、市区町村長、地方議員は18歳、参議院議員、知事は20歳とする」（政策パンフレット）、共産党は「被選挙権年齢を引き下げます」（2022参院選挙政策）、ＮＨＫ党は「被選挙権の引き下げを積極的に提案していく」（ＮＨＫ党の公約）とする旨をそれぞれ掲げた。

第208回国会（常会）の令和４年５月20日、立民から、衆議院議員及び都道府県の議会の議員等については18歳以上に、参議院議員及び都道府県知事については23歳以上に、それぞれ被選挙権年齢を引き下げること等を内容とする「公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（落合貴之君外４名提出、第208回国会衆法第39号）」が提出され、本委員会において継続審査となっている。

内容についての問合せ先
第二特別調査室　花房首席調査員（内線68720）

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

第一特別調査室
（沖縄及び北方問題に関する特別委員会担当）

所管事項の動向

１　沖縄関係

(1) 沖縄振興

ア　沖縄の日本復帰と特別措置法の制定・改正の経緯

米国の施政権下におかれた沖縄は、戦後 27 年にわたり我が国の復興政策や産業政策等が適用されなかったこともあり、本土に比べて社会資本整備や産業基盤の面で大きく立ち遅れていた。このほか、広大な米軍施設・区域の存在や基地依存型と言われる経済構造、低い県民所得、高い失業率など多くの分野において本土との著しい格差が存在していた。そのため、政府は、沖縄の日本復帰に先立って「沖縄振興開発特別措置法」「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律[1]」「沖縄振興開発金融公庫法」等の法律を制定し、昭和 47（1972）年５月の復帰以降、これらの法律に基づいて沖縄振興策を進めてきた。

沖縄振興開発特別措置法は、沖縄の特殊事情に鑑み、沖縄の振興開発を図る施策を推進することを目的とした 10 年間の限時法であり、昭和 47（1972）年５月 15 日の施行後、２度の期限延長を経て、平成 13（2001）年度までの約 30 年間、同法に基づき国が策定する沖縄振興開発計画（第１次～第３次計画）により様々な施策が実施された[2]。その結果、社会資本整備の面では本土との格差が縮小するなど一定の成果が上がったものの、１人当たり県民所得は全国平均の約７割にとどまり、失業率も全国平均を大きく上回るなど、依然として沖縄の特殊事情に起因する課題が存在していた。

（図表１）沖縄の特殊事情

歴史的事情	先の大戦における苛烈な戦禍。その後、四半世紀に及ぶ米軍の占領・統治
地理的事情	本土から遠隔。広大な海域(東西1000km, 南北400km)に多数の離島
社会的事情	国土面積0.6%の県土に在日米軍専用施設･区域の70.3%が集中。脆弱な地域経済

等

（出所）内閣府資料を基に当室作成

こうした状況の下、従来の社会資本整備に加え、沖縄の地域的特性を生かした民間主導による自立型経済の構築と豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とした「沖縄振興特別措置法」が 10 年間の限時法として平成 14（2002）年３月に新たに制定（同年４月１日施行）され、沖縄の特殊事情に鑑み、同法に基づいて国が策定する沖縄振興計画（第４次計画）により振興策が進められることとなった[3]。

---

[1] 沖縄の復帰後、直ちに、本土の諸制度を適用した場合、沖縄の社会、経済の全般にわたって急激な変化を伴うことから、制度の移行過程における県民生活の安定や企業の保護等を目的として制定された。経済分野の特別措置として、沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置や揮発油に係る揮発油税の軽減措置等が盛り込まれた。

[2] この期間に実施された施策には、高率補助制度や沖縄開発庁（現在は内閣府沖縄担当部局）への予算の一括計上等がある。

[3] このとき、新たに盛り込まれた特別措置は、銀行業・証券業等の金融業務の集積を図るための「金融業務特別地区」等の創設や国際的に卓越した教育研究を行う大学院を置く大学の整備等である。

沖縄振興特別措置法は、平成 24（2012）年３月に改正され、同年４月１日から 10 年間の限時法として施行された。この改正では、法の目的に「沖縄の自主性の尊重」が追加されるとともに、沖縄県が主体的に施策を展開できるよう、沖縄振興計画の策定主体が国から県に変更されたほか、使途の自由度が高い沖縄振興一括交付金の創設や経済特区制度の拡充・創設等が行われた。県は、政府が策定した沖縄振興基本方針を踏まえ、同年５月に、同法に基づく沖縄振興計画（平成 24 年度～令和３年度）（第５次計画）としての性格を併せ持つ「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」を策定し、各種振興策を実施した。

その後、同法は平成 26（2014）年３月に改正され、従来の「金融業務特別地区」を抜本的に見直した「経済金融活性化特別地区」に係る特例措置の創設、航空機燃料税の軽減措置の対象となる路線の範囲の拡大等が行われた。

イ　令和４年の沖縄振興特別措置法の改正及びその後の沖縄振興策

令和４（2022）年３月、同月末に期限が切れることとなっていた沖縄振興特別措置法が改正された[4]。改正法の延長期間はこれまで同様に10年とした一方、施行後５年以内の見直し規定が新たに盛り込まれた。この改正では、更なる産業振興のため、全ての特区・地域（観光、情報通信、産業イノベーション、国際物流、経済金融）において、事業者が作成した設備投資等に係る措置実施計画の沖縄県知事による認定制度が導入されたほか、沖縄振興の充実を図るため、離島や北部地域の振興、子どもの貧困対策、脱炭素社会の実現、多様な人材を育成するための教育の充実、デジタル社会の形成等に関し、国及び地方公共団体の努力義務規定が創設された。

政府は、同年５月10日、改正法に基づき新たな沖縄振興基本方針を策定し、約半世紀にわたって講じられてきた沖縄振興策について「社会資本の整備や観光及び情報通信関連産業等のリーディング産業の成長など、一定の成果を挙げてきている」と評価した上で、子どもの貧困問題や一人当たりの県民所得の低さなど様々な課題が引き続き存在していると指摘し「沖縄振興策を総合的かつ積極的に推進していく必要がある」とした[5]。

県は、同基本方針を踏まえ、同月15日に第６次沖縄振興計画に相当する「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」（令和４年度～13年度）を策定した。同計画は、2030年頃の沖縄の将来像を示した「沖縄21世紀ビジョン」（平成22（2010）年３月策定）の後半期間に当たり、「自立的発展と県民一人ひとりが豊かさを実感できる社会の実現」を目標に、今後10年間の沖縄の施策展開の基本方向として、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）を取り入れ、社会、経済、環境の３つの分野で「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成を目指すとしている。なお、改正沖縄振興特別措置法の施行後５年以内の見直し規定を踏まえ、県は、必要

---

[4] このほか、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」や「沖縄振興開発金融公庫法」などの改正も併せて行われた。なお、これらの改正を含む法律案に対し、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、６会派共同提案による 11 項目の附帯決議が全会一致で付された。

[5] 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（骨太方針、令和４年６月７日閣議決定）においても「復帰 50 年を迎えた沖縄が、『強い沖縄経済』を実現し、日本の経済成長の牽引役となるよう、改正沖縄振興特別措置法等を最大限に活用し、観光を始めとする各種産業の振興、北部・離島地域の振興、子供の貧困対策、人材の育成、基地跡地の利用等の沖縄振興策を国家戦略として総合的・積極的に推進する」と明記された。

に応じて同計画を改定するため、令和７年度中に検証作業を終えるスケジュールを示している。

（図表２）沖縄振興計画による振興策

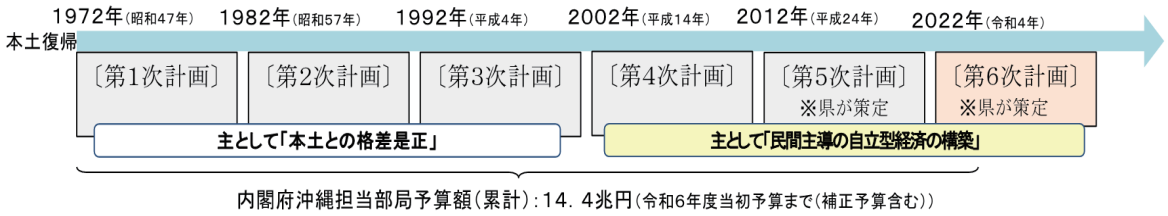

（出所）内閣府資料

ウ　沖縄振興予算（令和７年度沖縄振興予算概算要求）

沖縄振興予算については、沖縄振興計画に基づく関連事業の全体把握及び事業相互間の進度調整等を図る観点から、これらの事業に必要な経費は内閣府に一括計上され、必要に応じて事業を実施する所管府省に予算を移し替えて執行される。

令和６（2024）年８月 30 日、内閣府は、令和７年度沖縄振興予算の概算要求について、引き続き「強い沖縄経済」の実現に向けて、観光・リゾート、農水産業・加工品、ＩＴ関連産業、科学技術・産学連携分野に関する各般の産業振興施策を進めるとともに、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得等を強力に推進するための所要の経費として、令和６年度当初予算比 142 億円増の総額 2,820 億円＋事項要求とすることを公表した。令和４年度以降、４年連続で要求額が 3,000 億円を下回ることとなった[6]。

（図表３）沖縄振興予算：近年の概算要求額及び当初予算額の推移

（単位：億円）

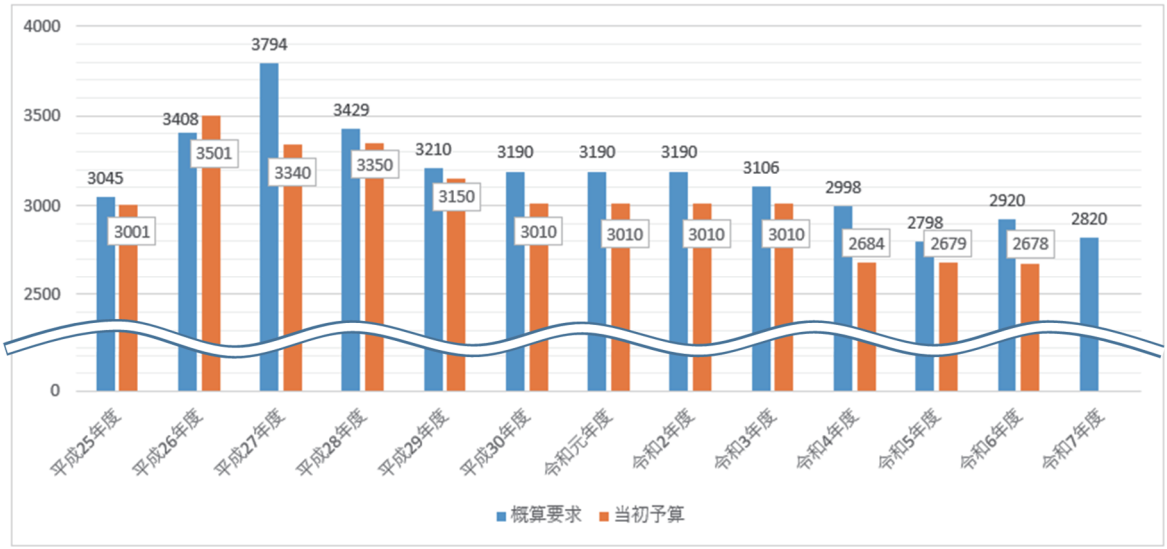

（出所）内閣府資料を基に当室作成

[6] 安倍内閣総理大臣（当時）は、平成 25（2013）年 12 月の閣議において、沖縄への投資は未来への投資であり、沖縄振興の取組を強化するため、現行の沖縄振興計画期間（平成 24～令和３年度）においては、沖縄振興予算について、毎年 3,000 億円台を確保すると表明した。以降、令和３年度まで毎年 3,000 億円台の予算額が確保されていた。

主な事項では、内閣府は、県が自主的な選択に基づき沖縄振興に資する事業を実施できる沖縄振興一括交付金について、前年度当初予算比 20 億円増の 783 億円を要求した。また、県を通さずに国から市町村や民間企業に直接配分される沖縄振興特定事業推進費について、同 15 億円増の 100 億円を要求した。

公共事業関係費等は同 10 億円増の 1,272 億円を要求し、防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策に必要な経費等について事項要求を行っている。

このほか、沖縄科学技術大学院大学（ＯＩＳＴ）、持続可能な国際観光景観モデル事業、沖縄産業競争力強化・人材育成推進事業、沖縄型クリーンエネルギー導入促進事業、沖縄国際交流体験促進事業、沖縄型スタートアップ拠点化推進事業、沖縄こどもの貧困緊急対策事業、対馬丸平和祈念事業、北部振興事業（非公共）、沖縄離島活性化推進事業、沖縄持続可能な交通環境構築推進事業、不発弾等対策経費、沖縄振興開発金融公庫補給金・出資金は、令和６年度当初予算と比べて増額の要求となった。他方、沖縄・地域安全パトロール事業は、減額の要求となった。

また、新規事業のための経費として、駐留軍用地跡地先行取得事業費に 67 億 8,000 万円、沖縄航空関連産業クラスター形成促進事業に１億円、沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた調査研究等事業に１億 7,500 万円、沖縄農林水産物条件不利性解消事業に 21 億 6,000 万円、沖縄離島住民交通コスト負担軽減事業に 30 億 8,000 万円、沖縄離島無電柱化緊急対策事業に３億円、沖縄小規模離島生活環境確保支援事業に５億円、防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業に 11 億 1,000 万円を要求した。

エ　近年の主な施策

⑺ 沖縄科学技術大学院大学（ＯＩＳＴ）の整備

沖縄科学技術大学院大学（ＯＩＳＴ〔オイスト〕：Okinawa Institute of Science and Technology Graduate University）は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興策の１つとして位置付けられており、平成 21（2009）年７月に制定された「沖縄科学技術大学院大学学園法」（以下「学園法」という。）に基づき、平成 24（2012）年９月に開学した。

学園法では、ＯＩＳＴの設置について、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とすると規定されている。

令和３（2021）年８月、内閣府の「沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会」は、ＯＩＳＴの取組等に関する評価及び今後の展開に係る最終報告を取りまとめた。同報告では、ＯＩＳＴの今後の展開について、「研究の質は高く、少数精鋭で世界レベルの研究成果をあげている」と評価した上で、「設置目的の達成には、なお国の財政支援は必要であり、国に対して適切に支援することを求める」とされた。

令和４（2022）年３月、沖縄振興特別措置法の改正に合わせて学園法も改正され、「この法律の施行後 10 年を目途として」行うこととしていたＯＩＳＴに対する財政支援の在り方その他同法の施行の状況の検討について、「おおむね５年ごと」に行うことが規定された。その後、政府が同年５月に策定した沖縄振興基本方針では、「国際的に卓越した科学技術に

関する教育研究を持続的に推進し、沖縄の振興と日本及び世界の発展に貢献できるよう、ＯＩＳＴに外部資金の調達の拡大を促しつつ、ＯＩＳＴにおける教育研究活動への支援を適切に図る」との方針が示された。

(ｲ) 子どもの貧困

沖縄の子どもを取り巻く環境については、高い離婚率や若年出生率に起因すると考えられる母子世帯の出現率（全国平均の約２倍）、１人当たり県民所得（全国最下位）のほか、非正規雇用の割合（全国６位）、大学等進学率（全国最下位）等の指標からも明らかなように、全国と比較して極めて厳しい状況であり、令和４（2022）年５月公表の沖縄県の調査による子どもの相対的貧困率も28.9％（全国：13.5％）と深刻な状況にある。

内閣府は、平成28（2016）年度から令和３（2021）年度までを集中対策期間として「沖縄子供の貧困緊急対策事業」を実施した。同事業は集中対策期間終了後も継続され、寄添い型の支援を行うための「支援員」の配置や、子どもが安心して過ごせる「居場所」の運営支援等が行われてきた。そして、令和４（2022）年５月に政府が策定した沖縄振興基本方針では、支援員の配置や子どもの居場所の運営の支援、雇用の確保を始めとする保護者の支援、担い手となる専門人材の育成・確保等の取組を通じて、子どもの貧困の解消と貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すこととした。

県は、同基本方針を踏まえて同月に策定した「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」において「子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進」を掲げ、子どものライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開、貧困状態にある子どもへの支援及びひとり親家庭等の困難を抱える保護者への支援に取り組むこととしており、現在、同計画に沿って施策を講じている。

(2) 在沖米軍基地問題等

ア　在沖米軍基地の現状と政府及び県の対応

在沖米軍基地については、これまで北部訓練場の過半や西普天間住宅地区等の返還が実現してきているが、今なお国土面積の0.6％の沖縄に、全国の在日米軍専用施設・区域面積の70.3％が集中している。

このような状況を踏まえて、政府は、沖縄の基地負担軽減に向けて、平成25（2013）年４月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」で合意された嘉手納飛行場以南の土地の返還等、現行の合意の実施に取り組んでいく考えを示している。

他方、県は、米軍基地について、県土の振興開発上の大きな制約となっているだけでなく、航空機騒音、墜落事故、米軍人等による凶悪犯罪、基地周辺での高濃度ＰＦＡＳの検出等に象徴される過重な負担を沖縄にもたらしているとしており、令和４（2022）年５月に決定した「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書」において、在沖米軍基地の更なる整理縮小や基地負担の軽減など基地問題の早期解決を図ることを求めている。

イ　普天間飛行場移設問題

(ｱ) 普天間飛行場の移設計画

在日米海兵隊の航空基地である普天間飛行場には24機のオスプレイ等が配備され、岩国飛行場と並ぶ拠点となっているが、周辺には住宅や学校等が密集しているため、その危険性の除去が課題となっている。普天間飛行場については、平成７（1995）年に発生した米軍兵士による少女暴行事件を契機として沖縄県民の怒りの声が高まったことを背景に、平成８（1996）年４月の橋本総理・モンデール駐日米国大使会談で全面返還が合意され、同年12月の「沖縄に関する特別行動委員会」（ＳＡＣＯ）最終報告において、５年ないし７年以内に代替施設が完成し運用可能になった後に全面返還されることが明記された。

その後、日米両政府、沖縄県、関係市町村の間で協議が進められ、平成11（1999）年12月に代替施設を辺野古沿岸域に建設する旨の政府方針が閣議決定された。また、平成18（2006）年５月の日米安全保障協議委員会（「２＋２」）で合意された「再編実施のための日米のロードマップ」において、辺野古沿岸域を埋め立てて２本の滑走路をＶ字型に配置する案が明記された。これらの方針は、平成22（2010）年５月の「２＋２」等において改めて確認され、その後、日米両政府の間で、普天間飛行場の固定化を避けるためには辺野古への移設が唯一の解決策であるとの立場が繰り返し確認されている。

（図表４）米軍普天間飛行場

（出所）防衛省資料

(ｲ) 辺野古崎大浦湾側の工事をめぐる経過

普天間飛行場代替施設の建設地である名護市辺野古では、平成 30（2018）年 12 月から埋立区域への土砂の投入が開始され、辺野古崎南側の埋立区域は陸地化した。

他方、辺野古崎北側の大浦湾側では、海底に広がる軟弱地盤への対応が課題となっている。防衛省は現在、軟弱地盤に約７万 1,000 本の砂杭等を打ち込んで地盤を強化する改良工事を計画しており、令和元（2019）年 12 月、この地盤改良工事を含む全体の工期を、県による設計変更承認から約 12 年、総工費を約 9,300 億円とする再試算の結果を公表した。

防衛省は令和２（2020）年４月、軟弱地盤改良工事の追加等に伴う辺野古埋立ての設計変更承認申請を県に提出したが、玉城知事は令和３（2021）年 11 月、埋立予定地の地盤の調査や環境保全対策が十分でないとして不承認とする処分を下した。

これを受けて、国は、県の不承認を取り消す等の処分を行い、県は、これらを不服として国地方係争処理委員会の審査を経て関与取消訴訟を提起したが、令和５（2023）年９月までに最高裁が県の訴えを退けて県の敗訴が確定し、県は設計変更を承認する義務を負った。その後、県は対応を検討していたが、国土交通大臣は設計変更を承認するよう県に勧告・指示し、玉城知事は期限内に承認することは困難と回答した。これを受けて、国土交通大臣は、同年 10 月に承認の代執行に向けた訴訟を福岡高裁那覇支部に提起した。同訴訟において福岡高裁那覇支部は、同年 12 月に県に防衛省の設計変更を承認するよう命じたが、県はこれを承認せず、国が代執行した。地方自治法に基づく代執行は初めてのことである。国は令和６（2024）年１月に工事を始め、８月には護岸工事に着手したが、前記の

防衛省による再試算に基づけば同飛行場の移設は早くとも 2030 年代半ば以降になるものとみられる。

辺野古埋立工事に関連した係争中の案件としては、設計変更をめぐり、県の不承認処分を取り消した国土交通大臣の裁決の取消しを求める抗告訴訟がある。これを含めて、平成 27（2015）年以降、県と国の間で 14 件の訴訟が行われているが、これまでに県が勝訴した例はない。

ウ　日米地位協定

日米地位協定[7]は、日米安全保障条約第６条に基づき、在日米軍の日本における施設・区域の使用と法的地位を規定したもので、米軍に対する施設・区域の提供手続や米軍人・軍属[8]・家族に関する出入国や租税、刑事裁判権、民事請求権等について幅広く規定している。

日米地位協定をめぐっては、例えば、米軍人・軍属による公務外犯罪では日本側が第一次裁判権を持つが、米側からの被疑者の身柄引渡しは起訴後とされているために日本側が十分に捜査できないケースがあることや、米軍基地が汚染源と見られる環境汚染が発生していても基地内への立入調査が認められないことなど、様々な問題点が指摘されている。しかし、日米地位協定は昭和 35（1960）年の締結以来、一度も改正されておらず、日米両政府は運用改善や補足協定の締結により対処してきた[9]。

これまでに行われた運用改善の例としては、平成７（1995）年の米軍兵士による少女暴行事件を受けて、殺人又は強姦という凶悪犯罪については起訴前の被疑者の身柄の引渡しに米国が「好意的な考慮を払う」ことを定めた日米合同委員会合意がある。また近年では、地位協定の内容を補足するものとして、平成 27（2015）年には環境補足協定が、平成 29（2017）年には軍属補足協定が締結された。さらに令和元（2019）年７月、米軍の施設・区域外で発生した米軍機事故に際し日本の当局が米側の設定した制限区域内に迅速に立ち入ることができるよう「航空機事故ガイドライン」の改正が行われた。ただし、これらの運用改善でも、例えば、起訴前の被疑者引渡しに応じるか否かの判断や、米軍機事故に際し日本側当局の規制線内への立入りに同意するか否かの判断が事実上、米側に委ねられているなど、依然として多くの課題[10]が残されている。

このような状況を踏まえ、県は地位協定の抜本的な見直しを求めており、平成 29（2017）年９月、17 年ぶりに地位協定の見直し案を取りまとめ、日米両政府に要請した。同案には、

---

[7] 正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」

[8] 合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するものをいう。（日米地位協定第１条（ｂ））

[9] この理由について、政府は「日米地位協定は、同協定の合意議事録等を含んだ大きな法的枠組みであり、政府としては、事案に応じて効果的に、かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきている」と説明している。第 200 回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第３号 10 頁（令和元年 11 月 27 日）有馬外務省大臣官房参事官答弁

[10] 例えば、令和５（2023）年 11 月に屋久島沖でオスプレイが墜落した際には、日本側は捜査の協力を要請したが、米側は日本側が回収した機体の残骸を回収し、日本側による主体的な墜落原因の調査や捜査が事実上不可能になった。

県が従来要請してきた起訴前の被疑者の身柄引渡しや基地内への立入り、航空法や環境、検疫等に関する国内法の適用、緊急時以外の米軍による民間空港及び港湾の使用禁止等に加え、米軍機事故等を念頭に、米軍の施設・区域外にある米軍の財産に対し日本当局が捜索、差押え又は検証する権限を明記することなどが盛り込まれている。また、県は、米国が他国と締結している地位協定について独自に調査を行い、欧州諸国や豪州、フィリピンでは、基地受入国の国内法を米軍にも適用していることなどを紹介している。

エ　在日米兵による事件の通報手続

令和５（2023）年12月に発生した在日米兵による性犯罪事件など複数の事件について、外務省が平成９（1997）年に日米間で合意した「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」に沿った情報共有を行わなかったことから、県は令和６（2024）年６月の報道まで事件を把握できなかった。こうしたことから政府は、同年７月５日から通報手続の運用を改め、捜査当局が対外的に発表していない米兵の事件の情報であっても県側と共有することとした。また、在日米軍は、事件が相次いだことを受けて米軍幹部、県、地域住民による意見交換の場としてフォーラムを創設する考えを明らかにした。

オ　南西地域の防衛体制の強化等

我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しており、尖閣諸島周辺への侵入を繰り返す中国が令和４（2022）年８月に与那国島近海に弾道ミサイルを落下させ、台湾有事の可能性も指摘されている。こうした状況の中、自衛隊は、沖縄を含めた南西地域の防衛体制の強化を進めており、平成 28（2016）年以降、与那国島及び宮古島に駐屯地を開設した。また、石垣島でも令和５（2023）年３月に駐屯地を開設し、地対空、地対艦誘導弾部隊を配備している。

令和４（2022）年 12 月 16 日、政府は、国家安全保障に関する最上位政策文書である「国家安全保障戦略」など安全保障関連３文書を閣議決定した。このうち「国家防衛戦略」では、沖縄を「安全保障上極めて重要」と位置付けたうえで、「一層厳しさを増す安全保障環境に対応しつつ、普天間飛行場の移設を含む在沖縄米軍施設・区域の整理・統合・縮小、部隊や訓練の移転等を着実に実施することにより、負担軽減を図っていく」こととしている。また、「防衛力整備計画」では、南西地域における補給処支処の新編や空港・港湾等の整備・強化に取り組むとともに、那覇駐屯地に拠点を置く第 15 旅団を「師団」に改編することとしている。

その後、令和６（2024）年８月 30 日に公表された令和７年度防衛省予算概算要求では、北大東島へのレーダー配備、石垣駐屯地への電子戦部隊配備、与那国駐屯地の沿岸監視隊の増員などのための経費が計上された。

２　北方関係

(1) 北方領土問題と平和条約締結交渉

ア　北方領土問題の発生と日本政府の基本方針

昭和 20（1945）年８月９日、ソ連は、当時まだ有効であった日ソ中立条約[11]を無視して対日参戦し、日本のポツダム宣言受諾後の同年８月 28 日から９月５日までの間に、北方四島（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島）を占領した。当時、北方四島に住んでいた約 17,000 人[12]の日本人は強制退去等を余儀なくされ、以降、今日に至るまでソ連、ロシアによる不法占拠が続いている。なお、北方領土問題について、日本政府は、「領土問題を解決し、平和条約を締結する」との基本方針[13]に基づいて、ロシア政府との間で平和条約締結交渉を行うとしている。

（図表５）北方領土の面積・元居住者等

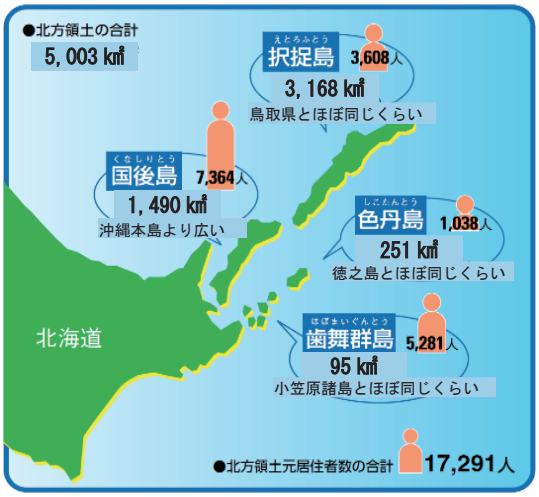

（出所）（独）北方領土問題対策協会資料を基に当室作成
面積は外務省ＨＰ（最終アクセス：令和６年９月 11 日）

イ　北方領土問題と平和条約締結交渉の歴史的経緯

北方領土問題及び平和条約締結交渉の歴史的経緯の概要は、次のとおりである。

年　月	概　要
1855 年　２月	**日魯通好条約調印（1856 年 12 月発効）** 択捉島とウルップ島の間に国境を定める。
1875 年　５月	**樺太千島交換条約署名（同年８月発効）** ウルップ島以北の千島列島を日本領とし、樺太をロシア領とする。
1905 年　９月	**ポーツマス条約署名（同年 10 月発効）** 日露戦争の結果、北緯 50 度以南の南樺太が日本に割譲された。
【第二次世界大戦開始後の動き】	
1945 年　２月	**ヤルタ協定（米英ソ三国の首脳により署名）** ソ連の対日参戦の条件の一つとして、「樺太の南部及びこれに隣接する全ての諸島がソ連に返還されること、及び千島列島がソ連に引き渡されること」が規定された[14]。
８月	**９日、ソ連が当時有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦** **14 日、日本、ポツダム宣言受諾（同年９月２日発効）** **28 日、ソ連が択捉島に侵攻開始（同年９月５日北方四島を占領）** **（これ以降、不法占拠し続けている）**

[11] 同条約の有効期間は５年間（昭和 21（1946）年４月 24 日まで有効）であり、期間満了の１年前までに破棄を通告しなければ５年間自動的に延長されると規定、ソ連は昭和 20（1945）年４月に同条約を延長しない旨を通告した。

[12] 元島民等の団体である千島歯舞諸島居住者連盟（千島連盟）によれば、令和６（2024）年６月末現在の元島民数は 5,095 人、平均年齢は 88.7 歳となっている。

[13] 外務省ＨＰでは「北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結する」としている。

[14] ソ連（ロシア）は、ヤルタ協定により、北方四島のソ連への引渡しの法的確認が得られたと主張しているが、日本は、同協定は当時の連合国の首脳間で戦後の処理方針を述べたに過ぎず、領土の最終的処理に関する決定ではなく、また当事国でないことから法的にも政治的にも拘束されないとの立場である。なお、米国も昭和 31（1956）年９月７日の覚書で、ヤルタ協定に関する法的効果を否定している。

1951 年　9 月	**サンフランシスコ平和条約署名（1952 年４月発効）** 日本が千島列島[15]と北緯 50 度以南の南樺太に対する権利、権原及び請求権を放棄することが規定された。
1956 年 10 月	**日ソ共同宣言署名（同年 12 月発効）** **（鳩山総理、河野農林大臣、松本衆議院議員－ブルガーニン議長、シェピーロフ外務大臣）** 両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約締結交渉を継続することとし、平和条約締結後に歯舞群島及び色丹島を日本に引き渡すことで合意した。
1960 年　1 月	**ソ連政府の対日覚書** （新日米安保条約締結を受け）日本からの外国軍隊（米軍）の撤退及び日ソ間の平和条約の調印を条件として、歯舞群島及び色丹島が引き渡されるだろうと通告した。 この対日覚書に対し、我が国は、同年２月の対ソ覚書により、国際約束である日ソ共同宣言の内容を一方的に変更することはできない旨反論した。
1991 年　4 月	**日ソ共同声明（海部総理－ゴルバチョフ大統領）** 北方四島が平和条約で解決されるべき領土問題の対象と初めて文書で確認した。
【ロシア連邦発足後の動き】	
1993 年 10 月	**東京宣言（細川総理－エリツィン大統領）** 領土問題を北方四島の帰属に関する問題と位置付け、この問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約の早期締結に向けて交渉を継続すること、また、日ソ間の全ての条約その他の国際約束が日露間で引き続き適用されることを確認した[16]。
1997 年 11 月	**クラスノヤルスク合意（橋本総理－エリツィン大統領）** 東京宣言に基づき、2000 年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすことで合意した。
1998 年　4 月	**川奈合意（橋本総理－エリツィン大統領）** 平和条約が東京宣言第２項に基づき四島の帰属の問題を解決することを内容とし、21 世紀に向けての日露の友好協力に関する原則等を盛り込むべきことで一致した。
2001 年　3 月	**イルクーツク声明（森総理－プーチン大統領）** 1956 年の日ソ共同宣言が平和条約締結交渉プロセスの出発点と位置付け、その法的有効性を文書で確認した。
2003 年　1 月	**日露行動計画（小泉総理－プーチン大統領）** 日ソ共同宣言、東京宣言、イルクーツク声明及びその他の諸合意が、四島の帰属の問題を解決することにより平和条約を締結し、もって両国関係を完全に正常化することを目的とした交渉における基礎と認識し、交渉を加速することを確認した。
2013 年　4 月	**日露パートナーシップの発展に関する共同声明（安倍総理－プーチン大統領）** 戦後 67 年を経て日露間で平和条約が締結されていない状態は異常との認識で一致し、双方の立場の隔たりを克服して、四島の帰属に関する問題を双方に受入れ可能な形で最終的に解決することにより、平和条約を締結するとの決意を表明した。
2016 年 12 月	**プレス向け声明（安倍総理－プーチン大統領）** 北方四島における日本とロシアによる共同経済活動に関する協議を開始することが、平和条約の締結に向けた重要な一歩になり得るとして、共同経済活動に関する交渉を進めることに合意し、平和条約問題を解決する真摯な決意を表明した。

[15] 日本は、同条約にいう千島列島に北方四島は含まれないとしており、米国も昭和 31（1956）年９月７日の覚書で「択捉、国後両島は（北海道の一部たる歯舞群島及び色丹島とともに）常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、かつ、正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければならない」としている。しかし、ソ連（ロシア）は、同条約により日本は北方四島を含む千島列島を放棄したと主張している。

[16] ソ連は、平成３（1991）年 12 月の独立国家共同体（ＣＩＳ）創設協定署名の際、ロシア、ベラルーシ及びウクライナの指導者により消滅が確認されるなどしたことから、事実上解体した。なお、エリツィン大統領は、日露間で有効な国際約束に日ソ共同宣言も含まれると発言した。

2018 年 11 月	**日露首脳会談（シンガポール、安倍総理－プーチン大統領）** 首脳会談終了後の記者会見で、安倍総理は「1956 年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる。本日そのことをプーチン大統領と合意した」と述べた。

（出所）外務省資料等を基に当室作成

ウ　近年の情勢

(ｱ) 平成30（2018）年11月の日露首脳会談後の状況とロシア側の動き

平成30（2018）年11月のシンガポールでの日露首脳会談後、日露双方は、外務大臣を責任者として平和条約に関する交渉を積み重ね、令和元（2019）年６月のG20大阪サミットの際の日露首脳会談では、平和条約締結交渉を引き続き進めていくことで一致した。その一方、同年12月には、北方四島周辺水域で操業していた日本の漁船５隻がロシアの警備当局により国後島に「連行」され、また、令和２（2020）年７月には、領土の割譲禁止等が盛り込まれた改正憲法が発効するなど、ロシア側が実効支配を強める動きも見られた。

(ｲ) ロシアによるウクライナ侵略後の状況

令和４（2022）年２月 24 日、プーチン大統領はウクライナ東部の親露派支配地域に住む住民の保護を目的に特別軍事作戦を実行すると表明し、ロシア軍はウクライナへの侵略を開始した。これを受けて翌 25 日、日本政府は、Ｇ７を始めとする国際社会と緊密に連携し、対露制裁措置を速やかに実施することとした。日本の対露制裁措置に対し、３月 21 日、ロシア外務省は声明を発表し、「ロシアには現状において日本との平和条約に関する交渉を継続する意思はない」とした上で、北方四島における共同経済活動に関する対話からの離脱や北方四島交流等の中止を表明した。

令和６（2024）年１月の施政方針演説で、岸田総理は「日露関係は、厳しい状況にあるが、我が国としては、領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持する」と表明した。一方、ロシアのメドヴェージェフ安全保障会議副議長（前大統領）は、ＳＮＳで岸田総理の施政方針演説に対する返答として、北方領土問題はロシアの憲法に基づき「永久に解決済み」との考えを示し、ロシア領との前提であれば日本との平和条約締結に反対しないとした上で、北方領土について「係争中の領土ではなく、ロシアなのだ」などと発信した。

(2) 北方四島における共同経済活動に関する動き

平成30（2018）年９月の日露首脳会談において、北方四島における共同経済活動について、５件のプロジェクト候補[17]の実施に向けた「ロードマップ」を承認した。令和元（2019）年６月の日露首脳会談において「ゴミ処理」及び「観光」のパイロット・プロジェクトを実施することで一致し、その後、国後島及び択捉島への観光パイロットツアー等が実施された。

ロシアが令和４（2022）年３月に導入したクリール諸島（北方領土と千島列島のロシア側呼称）への外国企業誘致を目的とした免税特区について、日本政府は、北方四島におけ

[17] 平成 29（2017）年９月の日露首脳会談において、早期に取り組むプロジェクトの候補として合意された①海産物の共同増養殖、②温室野菜栽培、③島の特性に応じた観光ツアーの開発、④風力発電の導入、⑤ゴミ処理のことである。

る共同経済活動の趣旨と相容れない旨を申し入れた。これに対し、ロシア外務省は、北方四島における共同経済活動に関する対話からの離脱を表明し、先行きの見えない状況となっている。

(3) 北方四島訪問に関する枠組み（北方四島交流等事業）

日本政府は、北方四島に対するロシアの管轄権を前提にした形で我が国の国民が北方四島に入域することは、北方領土問題に関する我が国の法的立場と相容れないとして、北方領土問題の解決までの間、①北方四島交流（旅券・査証を必要としない相互訪問、いわゆる「ビザなし交流」）、②自由訪問（元島民及びその家族が旅券・査証なしで元居住地等を訪問）、③北方領土墓参（元島民及びその家族による北方四島への墓参）の枠組みに基づく訪問を除き、四島への入域を行わないよう国民に求めている。

令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況やロシアによるウクライナ侵略の影響により、北方四島交流等事業の実施は見送られている。このような状況の中、北海道や元島民等の団体である千島連盟による洋上慰霊や納沙布岬での慰霊祭等が実施されてきたが、令和４（2022）年９月、ロシアは北方四島交流と自由訪問に関する合意の効力を停止する政府令を発表した。

日本政府は、「北方領土墓参の枠組みは維持されていることについては確認が取れている」としているが[18]、墓参の対象者である元島民等の団体である千島連盟がロシア最高検察庁により「千島連盟の活動がロシアの領土保全を侵害し、ロシアの憲法秩序と安全を脅かしている」との理由で「望ましくない外国ＮＧＯ団体」に指定されるなど、事業の早期再開に向けた具体的な展望は見通せない状況にある。

内容についての問合せ先
第一特別調査室　周藤首席調査員（内線 68700）

[18] 林内閣官房長官記者会見（令和６（2024）年８月１日）

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室

※肩書は当時のもの

所管事項の動向

１　北朝鮮による拉致問題

(1) 北朝鮮による拉致問題とは

北朝鮮による拉致問題とは、1970～80年代にかけて多くの日本人が行方不明となり、後に警察の捜査や元北朝鮮工作員の証言から、北朝鮮により拉致されたことが判明した問題である。当初、北朝鮮側は拉致を否定し続けていたが、2002（平成14）年９月の第１回日朝首脳会談において、金正日（キム・ジョンイル）国防委員会委員長（以下「金正日国防委員長」という。）は、小泉総理に対し、日本人の拉致を認め、謝罪した。翌10月に５人の拉致被害者の方々が帰国したが、その後は、１人の拉致被害者の帰国も実現していない。

北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。

岸田総理は、2021（令和３）年10月８日、第205回国会における所信表明演説で、「私自身、条件を付けずに金正恩（キム・ジョンウン）委員長[1]と直接向き合う決意」であると述べ[2]、安倍・菅政権の方針を引き継ぎ日朝首脳会談の実現を目指す旨を表明した。2023（令和５）年５月には、「首脳会談を早期に実現すべく、私直轄のハイレベルで協議を行っていきたい」と述べた[3]。これに対し、同月、北朝鮮側は、外務次官が「日本が新たな決断を下し、関係改善の活路を模索しようとするなら、朝日両国が会えない理由はない」との談話を発表した。

さらに、2024年に入ると、１月１日に発生した能登半島地震に関連して、金正恩委員長（以下「金委員長」という。）が、同月５日に岸田総理宛てに見舞電報を送り、２月には金委員長の妹である金与正（キム・ヨジョン）朝鮮労働党副部長が、個人的な見解として、拉致問題は既に解決済みとしながらも、「総理が平壌を訪問する日が来るかもしれない」との談話を発出した。しかし、翌月には拉致問題は解決済みだとする北朝鮮の立場を受け入れない日本政府に反発し、「日本側とのいかなる接触、交渉も無視し、拒否する」との談話を発表した。

拉致被害者の帰国が実現しないまま、2020（令和２）年に有本恵子さんの母親の嘉代子さん、横田めぐみさんの父親の滋さんが、2021（令和３）年末には、田口八重子さんの兄の飯塚繁雄さんが亡くなられた。2024（令和６）年８月末現在、帰国していない認定拉致被害者[4]の親世代で御存命なのは、横田めぐみさんの母親の早紀江さんと有本恵子さんの父親の明弘さんの２人のみとなるなど、拉致被害者だけでなく拉致被害者の親世代の高齢化が進み、深刻な問題となっている。

---

1 2016年の憲法改正で国防委員会が国務委員会に改編されたため、国務委員長

2 岸田総理は、その後の施政方針演説等においても同様の発言をしている。

3 首相官邸ホームページ「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」 2023（令和５）年５月27日

4 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」（平成14年法律第143号）第２条の規定に基づき、北朝鮮当局によって拉致されたと内閣総理大臣が認定した日本国民

(2) 経緯と現状

北朝鮮による拉致疑惑が表面化したのは、1988（昭和63）年１月に、1987（昭和62）年11月の大韓航空機爆破事件で犯行を自供した北朝鮮工作員金賢姫（キム・ヒョンヒ）が「日本人女性『李恩恵（リ・ウネ）』から日本人化教育を受けた」と供述し、翌２月に日韓両国の捜査当局が、李恩恵が北朝鮮により拉致されたとする捜査資料を発表したことがきっかけである。「李恩恵」問題は、1988（昭和63）年３月に参議院予算委員会において取り上げられ、政府は答弁で北朝鮮による拉致事件の存在に初めて言及した[5]。

拉致問題がより広く知られるようになったのは、1997（平成９）年２月、新聞各紙が、1977（昭和52）年に新潟県で失踪した少女が北朝鮮に拉致された可能性が強まったと報道してからである。また、同年１月に提出された「北朝鮮工作組織による日本人誘拐拉致に関する質問主意書（第140回国会（衆）質問第１号）」に対し、翌２月、政府は「北朝鮮に拉致された疑いのある日本人の数は、これまでに６件、９人であり、また、拉致が未遂であったと思われるものは、１件、２人であると承知している」との答弁書を国会に送付した[6]。

こうした中、同年３月に「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会」（家族会）が、また、1998（平成10）年４月には「北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会」（救う会）が、結成された。

2002（平成14）年９月17日、小泉総理と金正日国防委員長との第１回日朝首脳会談において、拉致問題に大きな動きがみられた。両者が日朝国交正常化に向けた「日朝平壌宣言」に署名した同会談において、日本側が８件11人及び欧州にて失踪した２人の拉致容疑について北朝鮮側にただしたところ、金正日国防委員長は、13人の日本人を拉致した事実を初めて認め、謝罪した。しかし、そのうち生存者は５人に過ぎず、８人は既に死亡していると通告された。拉致被害者５人は同年10月に、その御家族８人は2004（平成16）年５月及び７月に帰国・来日した。

なお、北朝鮮側が認めた拉致事案と日本側が認めていた拉致事案の内容には食い違いがあり、北朝鮮側は、日本側が調査依頼をしていなかった曽我ひとみさんについて拉致を認めた一方で、久米裕さんの入境については否定した。また、その後の調査において、北朝鮮側は、曽我ひとみさんと同時に行方不明となった母親の曽我ミヨシさんについても入境の事実はない旨主張した。

政府は、その後の調査を踏まえ、田中実さんを2005（平成17）年４月に、松本京子さんを2006（平成18）年11月に、それぞれ拉致被害者と認定したが、北朝鮮側は両名の入境を否定した。

現在、政府は、12件17人について北朝鮮による拉致被害者と認定している（図表１参照）。なお、このほかに、認定拉致被害者ではないものの、警察庁は、1974（昭和49）年６月に朝鮮籍の高敬美・剛姉弟が行方不明になった事案を2007（平成19）年４月に北朝鮮による拉致容疑事案と判断している。

---

[5] 第112回国会　参議院予算委員会会議録第15号７頁（1988（昭和63）年３月26日）梶山静六国家公安委員会委員長の答弁

[6] その後、警察庁は、1997年５月及び2002年３月に、それぞれ１件１人を新たに拉致容疑事案と判断して公表

（図表１）拉致被害者支援法に基づく認定拉致被害者[7]一覧（12件17人、■は帰国者）

		拉致被害者（敬称略） （　）の数字は当時の年齢	事　件・事　案 （　）内は失踪場所	北朝鮮からの回答	備　　考
北朝鮮側が拉致を認めた13人	第１回日朝首脳会談以前に政府が北朝鮮による拉致の疑いがあるとしていた８件11人及び欧州行方不明者２人	久米　裕（ゆたか）（52）	宇出津（うしつ）事件 （石川県） 1977年９月	入境を否定	
		横田めぐみ（13）	少女拉致容疑事案 （新潟県） 1977年11月	1986年に結婚 1987年に一児を出産 1994年病院で自殺	北朝鮮側が提供した遺骨はＤＮＡ鑑定の結果他人のものと判明
		田口八重子（22）	李恩恵（リ・ウネ）拉致容疑事案 （不明） 1978年６月頃	1984年原敕晃さんと結婚 1986年交通事故死	北朝鮮側は墓地に埋葬された遺骸は豪雨により流失と説明 北朝鮮側は李恩恵の存在を否定
		■地村　保志（23） ■地村（濵本）富貴恵（23）	アベック拉致容疑事案 （福井県） 1978年７月		2002年10月帰国 家族は2004年５月に帰国
		■蓮池　薫（20） ■蓮池（奥土）祐木子（22）	アベック拉致容疑事案 （新潟県） 1978年７月		2002年10月帰国 家族は2004年５月に帰国
		市川　修一（23） 増元るみ子（24）	アベック拉致容疑事案 （鹿児島県） 1978年８月	1979年に結婚 1979年市川修一さん心臓麻痺で死亡 1981年増元るみ子さん心臓麻痺で死亡	北朝鮮側は墓地に埋葬された遺骸は豪雨により流失と説明
		原　敕晁（ただあき）（43）	辛光洙（シン・グァンス）事件 （宮崎県） 1980年６月中旬	1984年田口八重子さんと結婚 1986年病死	北朝鮮側は墓地に埋葬された遺骸は豪雨により流失と説明
		有本　恵子（23）	欧州における日本人女性拉致容疑事案（欧州） 1983年７月頃	1985年石岡亨さんと結婚 1988年ガス中毒で死亡	北朝鮮側は墓地に埋葬された遺骸は豪雨により流失と説明
		石岡　亨（22）	欧州における日本人男性拉致容疑事案（欧州） 1980年５月頃	1985年有本恵子さんと結婚 1988年ガス中毒で死亡	北朝鮮側は墓地に埋葬された遺骸は豪雨により流失と説明
		松木　薫（26）		1996年交通事故死	北朝鮮側が提供した遺骨はＤＮＡ鑑定の結果他人のものと判明
	第１回日朝首脳会談後に政府が北朝鮮による拉致と断定した拉致容疑事案４件４人	■曽我ひとみ（19）	母娘拉致容疑事案 （新潟県） 1978年８月		2002年10月帰国 家族は2004年７月に帰国・来日
		曽我ミヨシ（46）		入境を否定	
		田中　実（28）	元飲食店店員拉致容疑事案（兵庫県） 1978年６月頃	入境を否定[8]	
		松本　京子（29）	女性拉致容疑事案 （鳥取県） 1977年10月	入境を否定[9]	

（出所）政府拉致問題対策本部ホームページ等を基に当室作成

[7] 認定日は、田中実さんが2005年４月27日、松本京子さんが2006年11月20日、それ以外の15人は2003年６月

[8] 田中実さんと、警察庁が「拉致の可能性を排除できない」とする金田龍光さんに関しては、2014年に北朝鮮側から生存が伝えられ、一時帰国も打診されたとする情報もあったが、政府は、今後の様々な働き掛けに影響を及ぼすおそれがあることから、その具体的内容や報道の一つひとつにお答えすることは差し控えたいとしている（第211回国会衆議院予算委員会議録第16号13頁（2023（令和５）年５月24日）岸田文雄内閣総理大臣の答弁等）。

[9] 松本京子さんに関しては、マカオで失踪したタイ人女性とみられる女性とともに平壌郊外に居住していることを韓国の拉致被害者でつくる「拉北者家族会」の崔成龍（チェ・ソンヨン）代表が明らかにしたことが2019年11月に報じられた。

(3) 「特定失踪者」の問題

第１回日朝首脳会談で北朝鮮側が13人の日本人拉致事案を認めた後、政府が認めている拉致被害者以外にも、「自分の家族も拉致されたのではないか」という申し出が全国から殺到したとされる。これに関し、警察庁は、北朝鮮による「拉致の可能性を排除できない事案に係る方々」を公表している。また、民間団体である「特定失踪者問題調査会」は、独自の調査に基づき北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方々を「特定失踪者」として公表している（図表２参照）。

（図表２）北朝鮮に拉致された疑いがある方々

警察庁公表　北朝鮮による「拉致の可能性を排除できない事案に係る方々」	871 人

特定失踪者問題調査会の調査による「特定失踪者」（政府認定拉致被害者を含む。）		約 470 人
	リスト公開	274 人
	拉致濃厚	77 人

（出所）警察庁及び特定失踪者問題調査会のホームページ（ともに2024年８月現在）等を基に当室作成

２　国会の対応

第 159 回国会の 2004（平成 16）年２月 13 日、北朝鮮による拉致及び核開発問題等に関する調査を行い、我が国外交政策の樹立に資するため、衆議院外務委員会に「北朝鮮による拉致及び核開発問題等に関する小委員会」が設置された。その後、小委員会に代えて、第 161 回国会の同年 11 月 30 日に、北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、「北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会」（以下「拉致問題特別委員会」という。）が衆議院に設置された[10]。

(1) 北朝鮮関連法の制定及び改正

国会は、帰国者の支援、北朝鮮への制裁等を実施するため、以下のとおり北朝鮮関連法を制定及び改正している（図表３参照）。

（図表３）主な北朝鮮関連法

① 被害者支援・人権関連法

法 律 名	制定・改正	委員会	主　な　内　容
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（拉致被害者支援法）	2002年 制　定	厚生労働	被害者及び被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、帰国被害者等の自立を促進し、被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給等必要な施策を講ずるもの
	2010年 一部改正	拉致問題	「拉致被害者等給付金」の支給期間を５年から10年に延長
	2014年 一部改正	拉致問題	永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資する等のため、老齢給付金の支給等の施策を講ずるもの
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権法）	2006年 制　定	拉致問題	2005年12月16日に国連総会で採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、北朝鮮当局による人権侵害問題の実態解明及びその抑止を図るため、拉致問題の解決を国の責務として明記し、北朝鮮による人権侵害状況が改善されない場合には、経済制裁等の必要な措置を講ずるものとするもの
	2007年 一部改正	拉致問題	政府は、その施策を行うに当たっては、拉致問題の解決等に資するものとなるよう十分に留意するとともに、外国政府及び国際機関等に対する適切な働き掛けを行わなければならないとする条項を追加

[10] 参議院は、第159回国会の2004（平成16）年６月２日に設置

② 主な経済制裁関連法

法 律 名	制定・改正	委員会	主 な 内 容
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律	2004年	財務金融	従来は国際的な枠組みの中でしか行えなかった経済制裁について、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議決定に基づき、送金の許可制や輸出入の承認制等の措置を日本単独で行うことを可能とするもの
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法	2004年	国土交通	北朝鮮船籍の入港制限を念頭に、政府が我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは、閣議決定に基づき、期間を定めて、特定の外国の国籍を有する船舶等（「特定船舶」）の日本の港への入港を禁止することができることとするもの
国際連合安全保障理事会決議第1874号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法	2010年	国土交通	国連安保理決議が、大量破壊兵器関連物資等の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入禁止措置を決定し、貨物検査の実施等を要請していることを踏まえ、我が国が特別の措置として北朝鮮特定貨物の検査等を実施するもの

(2) 拉致問題等に関する調査

拉致問題特別委員会では、(1)で述べた被害者支援・人権関連法の改正・制定に係る審査・起草を行うとともに、国政調査として、政府に対する質疑、拉致被害者家族等の参考人質疑、拉致現場等への委員派遣や視察、海外派遣、決議等を行っている（図表４参照）。

（図表４） 拉致問題特別委員会の主な活動（第213回国会閉会日まで） ※ 通常の対政府質疑を除く

事 項	内 容	実 績	直 近 の 例
参考人質疑	拉致被害者家族や有識者等からの意見聴取及び質疑	９回	2024年５月28日（第213回国会） 横田拓也家族会代表外３名
委員派遣 ・視察	拉致現場の視察や拉致被害者家族への面会等	８回 （うち視察６回）	2022年９月14日（第209回国会閉会中） 茨城県（ＫＤＤＩ八俣送信所）［委員派遣］
海外派遣	海外における北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査	２回	2017年８月27日～９月３日（第193回国会閉会中） 欧州各国における北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査のため、ベルギー外３か国を訪問
委員会決議	拉致被害者の早期帰国の実現等を求める決議を採択	３件	2013年７月26日（第183回国会閉会中） 全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のための具体的な施策の拡充を求める件
連合審査会	国の安全保障に関する件 （北朝鮮による弾道ミサイル発射等に関する件）	１回	2022年10月13日（第210回国会） 安全保障委員会外務委員会北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会連合審査会

３ 政府の取組

(1) 「拉致問題対策本部」の設置

2013（平成25）年１月、政府は、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、全ての国務大臣からなる新たな「拉致問題対策本部」を設置した（右図参照）。同対策本部は、総理大臣が本部長を、拉致問題担当大臣、内閣官房長官及び外務大臣が副本部長を務めており、各大臣は、拉致問題の解決に向け、本部長、副本部長を中心に連携を密にしている。

「拉致問題対策本部」の組織体制

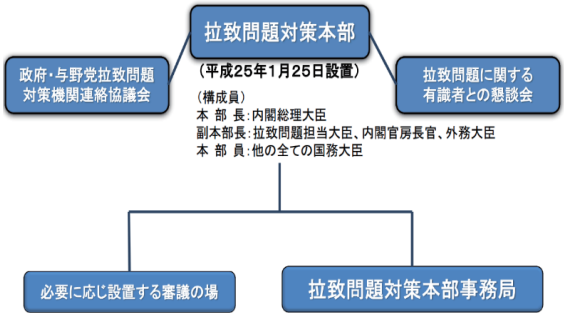

（出所）政府拉致問題対策本部ホームページ

(2) 日本と北朝鮮との会談・協議等

北朝鮮側との交渉において、日本側は拉致問題解決を含む日朝国交正常化を取り上げてきた。主な日朝会談・協議等の場として、二国間交渉や六者会合が挙げられる。

ア　二国間交渉

2002（平成 14）年９月 17 日、小泉総理は平壌を訪問し、金正日国防委員長と第１回首脳会談を行った。両首脳は、日朝両国が国交を回復するに当たって障害となっている諸問題を解決するための原則を示す「日朝平壌宣言」（図表５参照）に署名し、同宣言に基づき、同年 10 月に日朝国交正常化交渉が再開された。

（図表５）「日朝平壌宣言」の概要

- 2002 年 10 月中に日朝国交正常化交渉を再開
- 日本側は過去の植民地支配について、痛切な反省と心からのおわびの気持ちを表明
- 日本側は国交正常化の後に、無償資金協力などの経済協力を実施。1945 年８月 15 日以前に生じた財産請求権は、相互に放棄
- 日本国民の生命と安全にかかわる懸案問題について、北朝鮮側は再発しないよう適切な措置をとることを確認
- 北東アジア地域の平和と安定のために、地域の信頼醸成を図るための枠組みを整備
- 核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進
- 北朝鮮側はミサイル発射のモラトリアムを 2003 年以降も延長

（出所）外務省資料を基に当室作成

しかし、2004（平成 16）年 11 月の日朝実務者協議（於：平壌）で横田めぐみさんのものとして提供された遺骨から別人のＤＮＡが検出されるなど、北朝鮮側の説明には不自然な点が多く、その信憑性が疑われた[11]。

その後、2014（平成 26）年５月の日朝政府間協議（於：ストックホルム）で、北朝鮮側は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束した（いわゆる「ストックホルム合意」）（図表６参照）。日本側も、北朝鮮側のこうした動きを踏まえ、北朝鮮側が調査のための特別調査委員会を立ち上げ、調査を開始する時点で、我が国独自の対北朝鮮措置の一部を解除することとした。しかし、調査結果の具体的な回答がない中、北朝鮮による 2016（平成 28 年）年１月の核実験及び同年２月の弾道ミサイル発射等を受け、日本が独自制裁の実施を発表したところ、北朝鮮はこれに反発し、調査の全面中止と特別調査委員会の解体を一方的に宣言した。

これ以降、拉致問題の解決に向けた具体的な進展は見られていない。

[11] 拉致問題対策本部資料「すべての拉致被害者の帰国を目指して －北朝鮮側主張の問題点－」

（図表６）「ストックホルム合意」の概要

「ストックホルム合意」（2014年５月の日朝政府間協議に基づく合意）

北朝鮮　残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束

日　本　北朝鮮に科している独自制裁措置の一部解除を約束

(1) 合意後の経過

2014年７月	北朝鮮側が日朝政府間協議で特別調査委員会の体制を説明（１日） 北朝鮮側は調査開始を発表、日本側が独自制裁の一部を解除（４日）
2016年２月	北朝鮮の核実験（１月６日）、弾道ミサイル発射（２月７日）を受け、日本が独自制裁措置の実施を発表（10日） 北朝鮮は特別調査委員会の調査中止、同委員会の解体を表明（12日） 以後、日本側に「ストックホルム合意」に基づく公式な調査結果の回答がないまま、協議が中断

(2) 日朝の立場

日　本	北朝鮮に対して「ストックホルム合意」の履行を求めつつ、全ての拉致被害者の１日も早い帰国を実現すべく全力を尽くす
北朝鮮	「ストックホルム合意」について「既に無くなった」（宋日昊（ソン・イルホ）日朝国交正常化交渉担当大使、2017年４月17日）

（出所）外務省資料等を基に当室作成

イ　六者会合

六者会合は、北朝鮮の核問題について、その平和的解決を図るため、2002（平成14）年から2003（平成15）年の北朝鮮核危機の発生を契機に、多国間（日本、米国、韓国、中国、ロシア及び北朝鮮）で協議する場として開催されたものであり、2008（平成20）年12月まで計６回行われた。同会合は、核問題だけでなく、拉致問題の解決を含む日朝国交正常化の問題も同時に解決する包括協議の場となっていたが、非核化の検証方法などをめぐり対立が激化し、2008（平成20）年12月の「第６回六者会合に関する首席代表者会合」を最後に開催されていない。

(3) 近年の日本政府の動き

安倍総理は、2018（平成30）年１月（第196回国会）の施政方針演説までは「北朝鮮に対する国際社会の圧力を梃子としつつ、北朝鮮に拉致問題の早期解決に向けた決断を迫ることが不可欠」として、北朝鮮に対し圧力を重視する方針を維持していた。しかし、同年、平昌（ピョンチャン）冬季オリンピック競技大会や南北首脳会談を通じて南北の融和が進展したことや、６月に初の米朝首脳会談が実現するなど対話へのムードが高まる中、安倍総理も「私自身が金委員長と向き合わなければならない」と言及するようになり、2019（令和元）年５月には「私自身が金正恩委員長と向き合わなければならない、条件を付けずに向き合わなければならないという考え」であると表明した[12]。この政府の方針は、安倍政権後の菅政権及び岸田政権においても踏襲されている。

また、2018（平成30）年まで11年連続で欧州連合（ＥＵ）と共同提出していた国連人権理事会への北朝鮮人権状況決議案について、我が国は、2019（平成31）年３月の国連人権理事会では共同

[12] 2019（令和元）年５月６日　安倍総理記者会見

提出を見送るだけでなく共同提案国にもならず[13]、それ以降も国連総会[14]や国連人権理事会[15]への同決議案の提出に際してＥＵとの共同提出を見送り、共同提案国となるにとどまっている。

2021（令和３）年10月、岸田総理は総理就任後の記者会見で、「私自身、条件を付けずに金正恩委員長と直接向き合う覚悟」であると表明し、2022（令和４）年10月には「拉致問題は時間的制約のある人道問題」と述べた[16]。さらに、2023（令和５）年５月には、「首脳会談を早期に実現すべく、私直轄のハイレベルで協議を行っていきたい」と表明し[17]、同年11月には、「様々なルートを通じて様々な働き掛けを絶えず行い続けているが、早期の首脳会談実現に向け、働き掛けを一層強めていく」と述べている[18]。

本年６月13日、韓国の中央日報が、日本と北朝鮮が５月にモンゴルのウランバートルで接触していたと複数の消息筋の話として報じたが、同日、林官房長官は記者会見で「報道は承知しているが、事柄の性質上、答えは差し控える」と述べている。

(4) 北朝鮮に対する制裁措置

北朝鮮は、2006（平成18）年に初めての核実験を行って以来、核実験や弾道ミサイル発射をたびたび行うなど、国際社会への挑発行為を繰り返している。

これに対し、国連は安保理決議に基づく北朝鮮への制裁措置を実施しているが、我が国や米国、韓国等は、独自の制裁措置の実施により更に圧力を強化することで、北朝鮮に政策変更を促してきた。我が国は独自制裁措置として、2023（令和５）年以降３度にわたり、核・ミサイル開発に関与した団体や個人を資産凍結等の対象とする追加制裁措置を行った。

---

[13] 決議案に関しては、文案作成を主導する提出国と、関与の度合いは低いもののその趣旨に賛同し文案修正に参加できる提案国とがある。なお、決議案への対応を変更した理由について、菅官房長官は、３月13日の記者会見で「（２月28日の）米朝首脳会談の結果や拉致問題等を取り巻く諸情勢を総合的に検討した結果」としている。

[14] 国連総会での直近の決議は、2023（令和５）年12月に採択され、2005（平成17）年以来19年連続の採択となった。

[15] 国連人権理事会での直近の決議は、2024（令和６）年４月に採択され、2008（平成20）年以来17年連続の採択となった。

[16] 首相官邸ホームページ「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」 2022（令和４）年10月23日

[17] 首相官邸ホームページ「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」 2023（令和５）年５月27日

[18] 首相官邸ホームページ「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」 2023（令和５）年11月26日

（図表７）我が国が行っている主な制裁措置

2024年８月現在
※　下線：国連安保理決議に基づく措置

１　人・船舶・航空機の往来
(1) 人的往来の規制（国連安保理決議上の特定人物の渡航禁止も担保）
北朝鮮籍者の入国の原則禁止、日本人に対する北朝鮮への渡航自粛要請、我が国国家公務員の北朝鮮渡航の原則見合せ等
(2) 全ての北朝鮮籍船舶（人道目的のものを含む）、北朝鮮に寄港した全ての船舶（日本籍船舶を含む）及び国連安保理の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶の入港禁止
(3) 北朝鮮との間の航空チャーター便の乗入れ禁止
(4) 禁制品を積載している疑いのある航空機の離着陸・上空通過の不許可

２　物資の流れ
(1) 北朝鮮への全ての品目の輸出禁止
（安保理決議上の輸出禁止（武器（小型武器を含む）、奢侈品、航空燃料、新品のヘリコプター及び船舶等）、原油及び石油精製品の北朝鮮への供給規制も担保）
(2) 北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止
（安保理決議上の輸入禁止（武器、特定の天然資源（石炭、鉄、鉄鉱石、銅、ニッケル、銀、亜鉛等を含む）、海産物、繊維製品等）も担保）
(3) 貨物検査法等に基づく北朝鮮関連の特定貨物の検査（安保理決議上の検査を担保）

３　資金の流れ
(1) 北朝鮮の核・ミサイル計画等に関連する団体・個人の資産凍結（安保理決議に基づく措置を含む。）
(2) 北朝鮮との間の資金の移転の防止措置の強化
①北朝鮮の核関連計画等に貢献しうる活動に寄与する目的で行う送金、送金の受取、資本取引の禁止
②北朝鮮向けの送金の原則禁止
③北朝鮮を仕向地とする現金等の携帯輸出届出下限額：10万円超
(3) 本邦金融機関等による北朝鮮における支店開設及び北朝鮮の金融機関とのコルレス関係の確立、並びに北朝鮮金融機関の本邦における支店開設等の原則全面禁止

（出所）外務省資料を基に当室作成

(5) 拉致問題に関する主な広報・理解促進活動

拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることに鑑み、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006（平成18）年６月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）[19]が公布・施行された。

同法に基づき政府は、小冊子やポスターの配布、拉致問題啓発映画やアニメの上映、各種研修会等への職員の派遣、中高生を対象とした作文コンクール、教員や教員を目指す大学生等を対象とした研修、北朝鮮向けラジオ放送（日本語・韓国語）、拉致問題啓発の舞台芸術公演等を行っている。特に、北朝鮮人権侵害問題啓発週間では、政府や地方自治体等が多くの会議、シンポジウム等を開催し、国内外に拉致問題等の解決を訴えている。

また、拉致問題対策本部は、拉致問題に触れる機会の少ない若い世代への啓発活動が重要な課題となっていることを踏まえ、動画投稿サイト「ユーチューブ」に公式チャンネルを、「X（旧ツイッター）」に公式アカウントを開設して情報を発信しているほか、小中高生向け電子図書館の開設、拉致問題に関する中学生サミットの開催など、若年層への啓発も行っている。

[19] 同法は、拉致問題等の解決に向けた国の責務のほか、拉致問題等の啓発を図る国及び地方公共団体の責務、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）の創設及び同週間での国・地方公共団体の啓発事業の実施等を定めている。

4　米朝協議及び北朝鮮の動向等

(1) 米朝協議の動向

北朝鮮は、2006（平成18）年10月、2009（平成21）年５月、2013（平成25）年２月、2016（平成28）年１月、同年９月及び2017（平成29）年９月の計６回にわたり核実験を実施している。これらの核実験により、北朝鮮は、必要なデータの収集を行うなどして核兵器開発計画を進展させている可能性が高いとみられている。

（出所）外務省ホームページを一部加工

こうした北朝鮮の核開発問題等について協議するため、2018（平成30）年６月に、米国のトランプ大統領と金正恩委員長による史上初の米朝首脳会談がシンガポールで開催された。同会談においては、共同声明で、米国は北朝鮮に対し安全の保証の提供を約束すること、北朝鮮は朝鮮半島の完全な非核化に向けての取組を約束すること等が明記された。しかし、2019（平成31）年２月にベトナムのハノイで行われた２回目の交渉は非核化に向けた協議で合意に至らず決裂し、同年６月の南北軍事境界線がある板門店（パンムンジョム）での３回目の交渉では、両国が膠着状態にある非核化交渉の再開で合意するにとどまった。

米朝交渉の実現により、朝鮮半島の非核化のみならず拉致問題の解決に対する期待も膨らんだが、2019（令和元）年10月の実務者協議が物別れに終わって以降は、米朝間の公式な協議は行われていない。

2021（令和３）年１月に発足した米国のバイデン政権は、対北朝鮮政策の見直し作業を行い、「朝鮮半島の完全な非核化という目標は変わらない」とした上で、「調整された現実的アプローチ」を掲げ、北朝鮮との対話を通じた解決を目指す方針を示している[20]。しかし、同政権発足直後から複数のルートで「非核化に向けた措置をとるなら、米国も段階的に（制裁緩和で）対応する用意がある」と北朝鮮へ対話を呼び掛けてきたものの、北朝鮮は対話を拒絶し続けている[21]。

(2) 近年の北朝鮮の核・ミサイル開発の状況等

北朝鮮は、核開発に関し、2022（令和４）年１月には、米国に対して論じてきた「信頼醸成措置」の全面的な再考と「暫定的に中止していた全ての活動」の再稼働を指示したとされる[22]。これについて、防衛省は「北朝鮮は核実験を実施するための準備が整っている可能性がある」として、「引き続き、米国、韓国等と緊密に連携しながら、必要な情報の収集、そして分析及び警戒監視に全力を挙げていく」との方針を示している[23]。

また、北朝鮮は、金正恩体制（2012（平成24）年以降）になってから高い頻度でミサイル発射を繰り返しており、特に2022（令和４）年における弾道ミサイルの発射は少なくとも31回、59発と、過去最多となった。

---

[20] 2021（令和３）年５月２日　読売新聞
[21] 2022（令和４）年12月２日　朝日新聞デジタル
[22] 2022（令和４）年１月20日　時事通信ニュース
[23] 第210回国会参議院外交防衛委員会会議録第１号５頁（令和４年10月13日）浜田靖一防衛大臣の答弁

北朝鮮は、2024（令和６）年も弾道ミサイルや衛星打ち上げを目的とした弾道ミサイル技術を使用した発射を８月末までに計７回行っている[24]。

一方、国連安保理は、北朝鮮への対応を協議するため、事あるごとに会合を開催している。国連安保理は、2006（平成 18）年から 2017（平成 29）年にかけて、11 件の北朝鮮制裁決議をいずれも全会一致で採択してきたが、2022 年５月、制裁を強化する米国提出の決議案が初めて否決されるなど、欧米と中露の意見が対立し、議長声明の採択など一致した対応には至っていない。さらに、対北朝鮮制裁の実施状況を調査してきた安保理の専門家パネルが、ロシアの拒否権によって任期が延長されず、2024（令和６）年４月 30 日で活動を停止しており、北朝鮮による核・ミサイル開発への国連の監視が弱まることが懸念されている[25]。

５　国際社会への働き掛け

拉致問題の解決のためには、日本が主体的に北朝鮮側に対して強く働き掛けることはもちろん、拉致問題解決の重要性について諸外国からの理解と支持を得ることが不可欠とされる。そのため、政府は、米国や韓国を始めとする各国首脳との会談やＧ７サミット、国連関係会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題について提起している。また、2005（平成 17）年 12 月から人権担当大使を任命しているほか、米国等との共催により、拉致問題解決に向けた国連シンポジウムを開催している。

国連では、人権理事会[26]、総会（第３委員会（社会開発・人権問題）及び本会議）において、北朝鮮による外国人拉致などの人権侵害を非難した「北朝鮮人権状況決議」が採択されている。また、安保理においては、北朝鮮の人権問題について公式会合で協議する等の取組が行われている。さらに、拉致被害者家族の方々は、国内はもとより、国際シンポジウムへの参加等を通じて国際社会に拉致問題の早期解決を訴えている。

---

[24] 防衛省ホームページ

[25] 2024（令和６）年４月 30 日　ＮＨＫニュース

[26] 2006（平成 18）年３月 15 日、国連総会の決議により、国連人権委員会が発展的に解消され、同年６月に、人権問題に広く対応するための国連人権理事会が創設された。

（図表８）北朝鮮の人権問題に関する国際社会への働き掛け

１　政府の働き掛け

・2017 年５月、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況に関する日本と欧州議会との初の政策対話（於：ベルギー・ブリュッセル）
・2019 年５月、菅官房長官兼拉致問題担当大臣が国連本部で開かれた北朝鮮による拉致問題に関するシンポジウムで講演（於：ニューヨーク）
・2021 年から４年連続で「拉致問題に関するオンライン国連シンポジウム」を米国等と共催

２　国連の取組

・国連人権理事会における「北朝鮮人権状況決議」の採択（2008 年から 17 年連続）
直近の決議は 2024 年４月４日に採択（日本は 2018 年までＥＵと共同提出していたが、2019 年から 2024 年は米朝首脳会談の結果や拉致問題などを取り巻く諸情勢に鑑み、共同提出は見送り。2019 年は採択には賛成。2020 年から 2024 年は、決議案の共同提案国になり、採択に賛成した。）

・国連総会第３委員会（社会・人道問題）及び国連総会本会議における「北朝鮮人権状況決議」の採択（2005 年から 19 年連続）
直近の決議は 2023 年 11 月 15 日（第３委員会）、同年 12 月 19 日（本会議）に採択（日本は 2018 年までＥＵと共同提出していたが、2019 年から 2023 年は共同提出を見送り、共同提案国として賛同するにとどまった。）

・「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（ＣＯＩ）」最終報告書（2014 年２月公表）
北朝鮮において組織的で広範かつ深刻な人権侵害が行われていること、日本人を含む外国人の拉致や強制失踪について、北朝鮮が国家政策として関与したことなどが「人道に対する罪」に当たると認定。北朝鮮、国連等に対して勧告

・国連人権理事会の「北朝鮮の人権状況を審査する作業部会」
2019 年５月、北朝鮮に対し、拉致問題の解決等を求める 262 件の勧告を盛り込んだ報告書を採択

・国連安保理における北朝鮮人権問題の議題化
直近は 2024 年６月に開催（2014 年から４年連続で公式に議題とされたが、2018 年及び 2019 年は、開催に必要な９か国以上の賛同が得られず断念。2020 年から 2022 年は、非公式・非公開の会合が開かれ、日本、米国等が共同声明を発表。2023 年から２年連続で再び公式に議題化）

３　家族会・救う会などの最近の活動

・2019 年２月、2021 年４月及び 2023 年２月、家族会・救う会が、金委員長宛てに「全拉致被害者の即時一括帰国を決断していただきたい」とのメッセージを発表
・米国政府関係者、各国国連代表部関係者らとの意見交換（2017 年、2018 年及び 2019 年にはワシントンD. C.、ニューヨーク、2023 年及び 2024 年にはワシントンD. C. を訪問）
・国際シンポジウム等への参加（上記１で例示した政策対話やシンポジウム等）
・2019 年５月、来日したトランプ大統領と面会
・2022 年５月、来日したバイデン大統領と面会

（出所）外務省資料等に基づき当室作成

内容についての問合せ先
拉致問題特別調査室　江成首席調査員（内線 68640）

消費者問題に関する特別委員会

第一特別調査室
（消費者問題に関する特別委員会担当）

所管事項の動向

１　令和７年度消費者庁予算概算要求等の概要

(1) 概算要求の概要

令和７年度予算概算要求において、消費者庁は、一般会計 169.2 億円と東日本大震災復興特別会計 2.3 億円の合計 171.5 億円を要求している。前年度当初予算額（一般会計 141.3 億円、東日本大震災復興特別会計３億円、合計 144.3 億円）と比べると 18.9%増[1]となっている。

消費者庁は、同概算要求において、主な取組として、①消費者を取り巻く取引環境の変化への対応、②消費者市民社会の実現に向けた取組の推進、③食品関係政策の総合的な推進、④消費者政策の推進に必要な基盤の整備を挙げている。

定員については、保健機能食品に係る体制強化として 16 名、事業者の内部通報対応体制整備に対する調査の実施等のための体制整備として４名、細胞培養食品（いわゆる「培養肉」）等の規制等検討体制強化として２名、インターネット通信販売への監視強化として２名など、計 31 名を要求している。また、機構については、食品表示課保健表示室長と消費者教育推進課企画官（基盤整備担当）の新設を要求している。

(2) 地方消費者行政に対する国の支援に関する概算要求の概要

消費者行政の現場は「地域」にあり、地方公共団体による消費者行政（地方消費者行政）の役割が極めて大きい。国で法律や制度を作っても、地方消費者行政が充実していなければ、消費者が安心・安全に消費生活を送ることは困難である。

地方消費者行政は、地方自治法上の自治事務と位置付けられており[2]、地方公共団体自らが予算の措置、人員の配置に努めることにより、その充実・強化を図ることが基本とされている。しかしながら、地方財政の悪化により、地方公共団体の消費者行政予算は、平成７年度の約 200 億円から平成 20 年度には約 101 億円に半減した。平成 21（2009）年の消費者庁を設立するための法案の国会審議などにおいて、地方消費者行政の充実・強化が課題となり、政府は「地方消費者行政推進交付金[3]」などを平成 29 年度まで累計約 540 億円計上し、地方消費者行政を支援してきた。

平成 30 年度には、国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的な取組を行う地方公共団体を支援する観点から、「地方消費者行政強化交付金」が創設された。

---

[1] 百万円単位で算出

[2] 昭和 44 年の地方自治法の改正により「消費者の保護」が地方公共団体の事務（いわゆる「固有事務」）として規定された。その後、平成 12 年の地方自治法の改正により、現在では、地方公共団体における消費者行政に関する事務は「自治事務」として位置付けられている。

[3] 本交付金は、地方消費者行政の充実・強化のためのスタートアップ支援（支援例：消費生活センターの整備、消費生活相談員の計画的・集中的な養成）を目的とするものであった。

令和７年度予算概算要求においては、同交付金として 25 億円（前年度当初予算額 16.5 億円）が要求されている。このほか、同概算要求では、先進モデル事業、消費生活相談員等の担い手確保等のための費用として 1.8 億円などが要求されている。

(3) 消費者庁新未来創造戦略本部に関する概算要求の概要

消費者庁は、消費者行政の発展・創造のための新たな恒常的な拠点として、令和２(2020)年７月に「新未来創造戦略本部」を徳島県に設置した。同本部は、全国展開を見据えたモデルプロジェクトの拠点、消費者政策の研究拠点及び新たな国際業務の拠点として位置付けられているほか、首都圏における大規模災害発生時のバックアップ機能を担わせるとともに、働き方改革の拠点としても位置付けられている。

令和７年度予算概算要求においては、新未来創造戦略本部に関連して 5.1 億円（前年度当初予算額 4.9 億円）が要求されている。

(4) 食品関係政策の総合的な推進に関する概算要求の概要

紅麹を含むサプリメントによる健康被害を契機とした機能性表示食品制度の見直しが「紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合」において取りまとめられた[4]ことを踏まえ、令和７年度予算概算要求において、錠剤・カプセル剤等の機能性表示食品について、ＧＭＰに基づく製造管理に係る立入検査等を行うための必要な体制整備及び機能性表示の裏付けとなる安全性・機能性の課題について専門家の意見を聴く仕組みの導入等の機能性表示食品における安全性確保等に向けた取組等に関する費用として３億円（新規）、買上調査等による検証事業に関する費用として 0.9 億円、保健機能食品の在り方検討に資する調査研究に関する費用として 0.3 億円（新規）を要求している。

（図表１）機能性表示食品制度の信頼性を高めるための措置

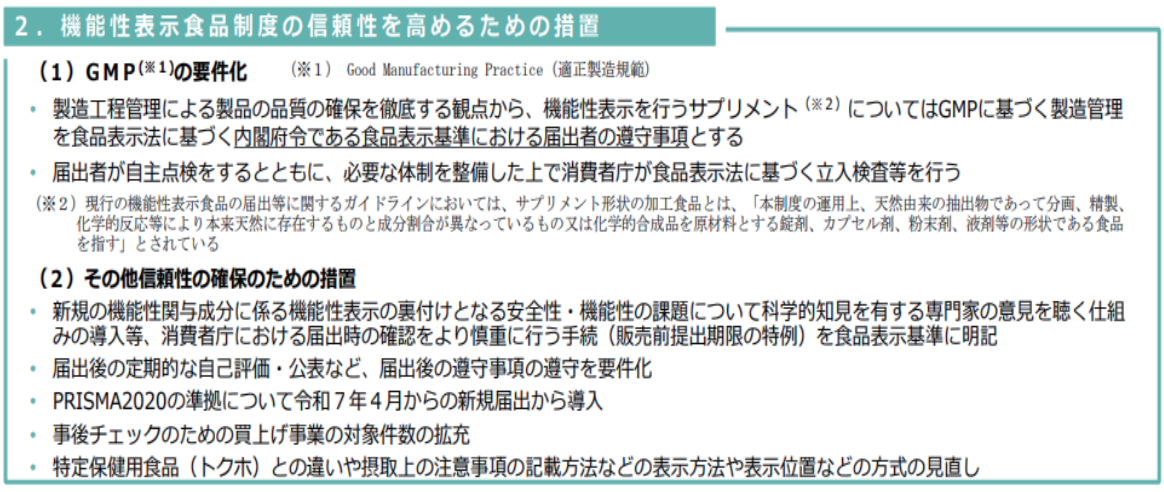

（出所）内閣官房「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」より抜粋

このほか、食品衛生基準行政の推進に関する費用として 21.5 億円、食品安全のリスクコ

[4] 令和６（2024）年５月 31 日「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」

ミュニケーションの強化に関する費用として 1.3 億円、時代に即した食品表示の検討に関する費用として 0.4 億円をそれぞれ要求している。

２　最近の消費生活相談の傾向と特徴

(1) 消費生活相談の傾向と特徴

全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談件数は、令和５（2023)年度 89 万件で、令和４（2022）年度の 89.9 万件に比べ約 9,000 件減少した。

また、相談件数について、契約当事者を年代別にみると、70 歳以上の相談の割合が 24.2%と依然として最も高くなっている。

令和５（2023）年度において、前年度に比べ相談件数の増加が見られる商品・役務等としては、①「自分宛に身に覚えのない商品が届いた」という相談や、「クレジットカードで身に覚えのない請求を受けた」という不正利用の相談がみられた「商品一般」、②「パソコン上にウイルスに感染したという警告画面が出たため、表示された番号に電話をかけたところ、セキュリティサポート費用を請求された」といった相談がみられた「他の役務サービス」、③「中古自動車の購入後に事故歴があることが分かった」という相談や、「中古自動車の購入直後から不具合が出た。修理を求めたが、修理に応じない」といった相談がみられた「四輪自動車」、④ＳＮＳで知り合った人にアフィリエイトで稼げると言われて副業の契約をしたが、指示されたとおりにしてももうからないのでやめたい」といった相談がみられた「内職・副業その他」、⑤「無料カウンセリングのみのつもりで美容外科に行ったところ、高額な契約を勧誘された」といった相談がみられた「医療サービス」などがある。

（図表２）2023 年度に件数が増加した商品・役務等（上位 10 位）

順位	商品・役務等	2023年度	2022年度	差	対前年度比(%)
1	商品一般	86,651	80,904	5,747	107.1
2	他の役務サービス	25,196	20,155	5,041	125.0
3	四輪自動車	15,619	12,804	2,815	122.0
4	内職・副業その他	11,192	8,538	2,654	131.1
5	医療サービス	10,086	7,679	2,407	131.3
6	修理サービス	17,581	15,323	2,258	114.7
7	屋根工事	9,606	7,721	1,885	124.4
8	外国為替証拠金取引	4,310	2,536	1,774	170.0
9	その他金融関連サービス	12,677	11,099	1,578	114.2
10	ファンド型投資商品	6,117	4,573	1,544	133.8

（注）表中の対前年度比は2022年度の総件数を100として算出し、小数点以下第２位を四捨五入した値である。

（出所）（独）国民生活センター「2023 年度全国の消費生活相談の状況－PIO-NET より－」

このような全国で受け付けられた消費生活相談は全国消費生活情報ネットワークシステム（ＰＩＯ－ＮＥＴ[5]）によって集約されており、その情報は法執行の端緒となったり、消費者政策の立案に活用されたりしている。

(2) インターネット通販・定期購入に関する相談

令和５（2023）年度の消費生活相談件数を販売方法・手口別にみると、１位が「インターネット通販」、２位が「定期購入」となっており、令和４（2022)年度と比べると相談件数はどちらも減少しているものの、依然として多くの相談が寄せられている。

（図表３）販売方法・手口別の相談件数（2023・2022 年度、上位 10 位）

順位	2023年度	件数	順位	2022年度	件数
1	インターネット通販	200,511	1	インターネット通販	220,570
2	定期購入	84,885	2	定期購入	102,255
3	家庭訪販	49,993	3	家庭訪販	46,134
4	電話勧誘販売	42,770	4	電話勧誘販売	37,128
5	かたり商法（身分詐称）	22,869	5	かたり商法（身分詐称）	21,605
6	代引配達	19,575	6	代引配達	21,404
7	無料商法	16,046	7	偽サイト	18,414
8	サイドビジネス商法	15,776	8	無料商法	16,698
9	フィッシング	14,393	9	フィッシング	14,362
10	偽サイト	13,962	10	サイドビジネス商法	13,879

（注１）１件の相談に複数の販売方法・手口が含まれる場合は、各々に対し１件ずつカウントしている。
（注２）「インターネット通販」「電話勧誘販売」「家庭訪販」「代引配達」は、販売方法に問題があるとカウントされたもののみを対象に集計した。
（注３）「インターネット通販」「定期購入」は、販売購入形態が「通信販売」以外のものも含めて集計した。

（出所）（独）国民生活センター「2023 年度全国の消費生活相談の状況－PIO-NET より－」

インターネット通販に関する消費生活相談は、ショッピングサイト等で商品を購入する「商品」に関する相談と、コンテンツ配信等のサービスを契約する「サービス」に関する相談に分けられ、令和５（2023)年のインターネット通販の相談は、「商品」に関する相談が約７割を占めており、相談件数が前年より増加している。

また、令和５（2023)年の通信販売における「定期購入」に関する消費生活相談について、年齢層別にみると 50 歳代以上の年齢層が占める割合が大きい傾向にあり、商品・サービス別（令和５（2023)年４－12 月）においては化粧品や健康食品が上位を占めている。

[5] ＰＩＯ－ＮＥＴ（パイオネット）とは、（独）国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。なお、現在、消費生活相談のデジタル化が進められており、ＰＩＯ－ＮＥＴは令和８年 10 月にシステム更改が予定されている。

定期購入における具体的な相談事例としては「１回のつもりで美容クリームを購入したが、後で定期購入品だと分かった。解約したいが電話がつながらない」等、消費者が定期購入であることを認識しないまま商品を注文しているケースがみられ、解約したくても事業者と連絡がとれないといった相談や、「定期縛りなしのファウンデーションを購入したが、２回目以降でないと解約できないと言われた」、「初回だけで解約したはずの定期購入の化粧品が再度届いた」等、解約をめぐる相談もみられる。

（図表４）「定期購入」に関する消費生活相談の商品・サービス別上位件数（2023 年４－12 月）

順位	商品・サービス	件数	割合
1	他の健康食品	11,202	18.7%
2	化粧クリーム	5,847	9.8%
3	養毛剤	5,408	9.0%
4	乳液	5,234	8.8%
5	ファウンデーション	4,576	7.7%
6	電子タバコ	2,881	4.8%
7	シャンプー	2,435	4.1%
8	歯みがき粉	2,333	3.9%
9	パック	2,189	3.7%
10	化粧品（全般）	1,809	3.0%

順位	商品・サービス	件数	割合
11	健康食品（全般）	1,782	3.0%
12	化粧品その他	1,463	2.4%
13	洗顔クリーム	1,111	1.9%
14	化粧水	803	1.3%
15	酵素食品	791	1.3%
16	防虫・殺虫用品	701	1.2%
17	毛髪着色料	612	1.0%
18	染毛剤	450	0.8%
19	脱毛剤	416	0.7%
20	基礎化粧品（全般）	362	0.6%

黄緑色：健康食品　　ピンク色：化粧品

（備考）１．PIO-NETに登録された消費生活相談情報（2024年３月31日までの登録分）。
２．通信販売での「定期購入」に関する相談件数。
３．品目は商品キーワード（下位）。
４．2023年４月から同年12月までの消費生活相談情報を集計。

（出所）消費者庁「令和６年版消費者白書」

このような定期購入に関するトラブルに関して、国民生活センターでは消費者に向けて、①インターネットで注文する際は、契約条件の細部までしっかり確認する、②「いつでも解約できる」と表示されていても、実際には容易に解約ができないケースもあるので、注文する前に、販売業者の情報や評判を入念に確認する、③不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談する、といったアドバイスを行うとともに、契約条件のチェックリストを作成し注意喚起を促している。

３　公益通報者保護制度の見直し

平成 12（2000）年頃から、食品偽装やリコール隠しなど、消費者の安全・安心を損なう企業の不祥事が、組織内部からの通報を契機として相次いで明らかとなった。こうした状況を踏まえ、事業者の法令遵守を推進し、国民の安全・安心を確保するため、労働者等が事業者の不正行為を通報したことを理由とした、解雇や降格などの不利益な取扱いを禁止すること等を定めた「公益通報者保護法」（平成 16 年法律第 122 号）が、平成 16（2004）年に公布、平成 18（2006）年に施行された。

同法は、公益通報者保護制度の実効性の向上を図るため、令和２（2020）年に、従業員

数 300 人超の事業者に対し、通報窓口の設置等の内部通報に係る体制整備や公益通報対応業務「従事者」の指定を義務付けるなどの改正が行われ、令和４（2022）年６月に施行された。

（図表５）令和２年改正の主なポイント

●従業員数 300 人超の事業者に対する内部通報の体制整備等（窓口設定、公益通報対応業務「従事者」指定、調査、是正措置等）の義務付け
※「従事者」に情報の守秘義務違反に対する刑事罰の導入
※従業員数 300 人以下の中小事業者は努力義務
●上記の体制整備等義務違反に対する行政措置の導入（助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）　等

（出所）消費者庁資料を基に当室作成

しかし、昨今においても、中古車販売大手ビッグモーター社（現：ＷＥＣＡＲＳ）による自動車保険の不正請求など企業の不祥事が発覚した際に、当該企業における内部通報体制の不十分さが露呈する事態が相次いだ。消費者庁においては、令和５（2023）年９月、ビッグモーター社に対し、初の公益通報者保護法に基づく指導措置を実施しており、それ以降、是正指導件数は計 24 件（令和６（2024）年３月末現在）となっている。

また、消費者庁が令和５（2023）年度に実施した、公益通報者保護制度についての就労者・民間事業者等の実態調査では、従業員数 300 人超の事業者において、従業員の過半数が制度を理解していない、勤務先の窓口について認知していない等、必ずしも周知等が徹底されていないことや、内部通報制度を導入している事業者の割合は増えている一方で、３分の２の事業者において、年間の通報件数が５件以下又は把握していないという状況であるなど、窓口が十分に活用されていない等の課題も明らかとなった。

こうした中、消費者庁は、令和２（2020）年の改正法の施行から一定期間を経過したことから[6]、令和６（2024）年５月に、有識者等による「公益通報者保護制度検討会」を設置し、検討を開始した。同検討会では、近年の公益通報者保護制度をめぐる国内外の環境の変化や改正後の同法の施行状況を踏まえ、民間事業者等における内部通報制度の導入や運用面での課題などについて検討することとされ、令和６（2024）年内を目途に取りまとめを行うこととされている。

４　不当寄附勧誘防止法施行後の動向

令和４（2022）年７月に発生した安倍晋三元内閣総理大臣に対する銃撃事件を契機として、旧統一教会に関連していわゆる霊感商法への対応の強化を求める社会的な要請が高まっていたことを踏まえ、消費者庁は「霊感商法等の悪質商法への対策検討会」を設置し、10 月 17 日、同検討会は、報告書を取りまとめた。また、10 月以降、被害者救済に関する立法に関して与野党間で協議が行われた。

[6] なお、令和２年改正法附則第５条において、施行後３年（令和７（2025）年）を目途に、法の施行状況を勘案し、法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

こうした中、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図るため、不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めた「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」（令和４年法律第 105 号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）が、令和４（2022）年 12 月 16 日に公布[7]され、令和５（2023)年６月１日をもって全面施行された。

令和５（2023）年４月、消費者庁は、不当寄附勧誘防止法の運用を担当する「寄附勧誘対策室」を設置した。同室では、消費者庁のホームページに開設されたウェブフォーム、法テラス（日本司法支援センター）に開設された霊感商法等対応ダイヤル及び全国の消費生活センター等の３つの窓口に寄せられた情報の件数等について、収集・分析が行われている。これらの窓口に寄せられた寄附の不当勧誘に関する情報の件数は 1,701 件（令和５年度（令和５年４月～令和６年３月））、そのうち、違反が疑われる内容が含まれるケースは計 97 件あり、勧告・命令の行政措置が実施されたものは０件となっている（令和６年５月９日現在)。

また、同月、消費者庁は、不当寄附勧誘防止法に基づく不利益処分（第６条及び第７条に規定されている、寄附の勧誘に関する規制等の違反に対する行政措置）に関する基準となる「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について[8]」を公表した。

なお、同法附則第５条では、施行後２年（令和７（2025）年）を目途に、法律の施行状況や経済社会情勢の変化を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

（図表６）寄附の不当勧誘※1に係る情報の受理・処理等件数概要

期間※2	令和５年度上半期 R5. 4. 1 ～ R5. 9.30	令和５年度下半期 R5.10. 1 ～ R6. 3.31
情報の受付件数	809	892
調査対象情報件数※3	70	54
新受（当期受理件数）	70	27
旧受（前期調査中件数）	—	27
処理件数	43	42
調査中件数	27	12

※１　寄附の不当勧誘：不当寄附勧誘防止法で定める配慮義務（第３条）又は禁止行為（第４条、第５条）の規定に違反するもの
※２　期間：消費者庁における手続の期間
※３　調査対象情報件数:情報の受付件数計上の全件について、寄附の不当勧誘が疑われる内容を含むものを確認した結果、調査すべき対象として受理した情報の新受及び旧受

（出所）消費者庁資料を基に当室作成

[7] 同法律とともに、霊感商法等の悪質商法の被害の発生を予防し、救済を容易にするために必要な法整備として「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律」（令和４年法律第 99 号）が同日公布された。

[8] 令和５（2023）年４月 17 日消政策第 136 号

５　食品ロスの削減の推進

2015 年に国連総会で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダ「持続可能な開発目標（ＳＤＧs)」を踏まえ、我が国では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」を家庭系及び事業系ともに 2030 年度までに 2000 年度（980 万ｔ）と比べて半減させる目標（489 万ｔ）を設定している。2022 年度において食品ロス量を 472 万ｔ（事業系 236 万ｔ、家庭系 236 万ｔ）まで削減しており、政府目標を８年前倒しで達成[9]した。

また、令和元（2019）年の第 198 回国会には、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するための「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第 19 号。以下「食品ロス推進法」という。）が議員立法により成立（同年 10 月施行）し、令和２（2020）年３月 31 日には、同法に基づき「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定され、食品ロスの削減に向けた取組が実施されている。

こうした中、令和５（2023）年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（骨太の方針）を踏まえ、同年 12 月、食品ロス削減推進会議において「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」が策定された。その具体的な施策として、未利用食品等の提供（食品寄附）を促進するため、①一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者を特定するための食品寄附に関するガイドラインの作成、②食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組みについての検討、③「食品期限表示の設定のためのガイドライン[10]」を、食品ロス削減の観点から見直すこと など[11]が示されている。

これを受けて、①、②などについて協議・取りまとめを行うため、令和６（2024）年４月、消費者庁において「食品寄附等に関する官民協議会」が設置され、令和６（2024）年度内に、①のガイドライン第一版を作成し、その趣旨を同年度内に改定予定の基本方針に盛り込むことが示された。また、③の食品の期限表示の見直しについては、同年５月、消費者庁において、「食品期限表示の設定のためのガイドラインの見直し検討会」が設置され、同年度末を目途にガイドライン案の取りまとめを行うこととされた。

---

[9] その内訳については、事業系は、半減目標（2030 年度までに 273 万ｔ）を達成したが、家庭系は、半減目標（2030 年度までに 216 万ｔ）まであと約 20 万ｔとなっている。

[10] 厚生労働省・農林水産省による「食品期限表示の設定のためのガイドライン」（平成 17 年２月）

[11] この他、飲食店等の食事提供事業者が民事・食品衛生上留意すべき事項を規定する「食べ残し持ち帰りガイドライン」の策定などの施策がある。

（図表７）食品ロス量の推移と削減目標

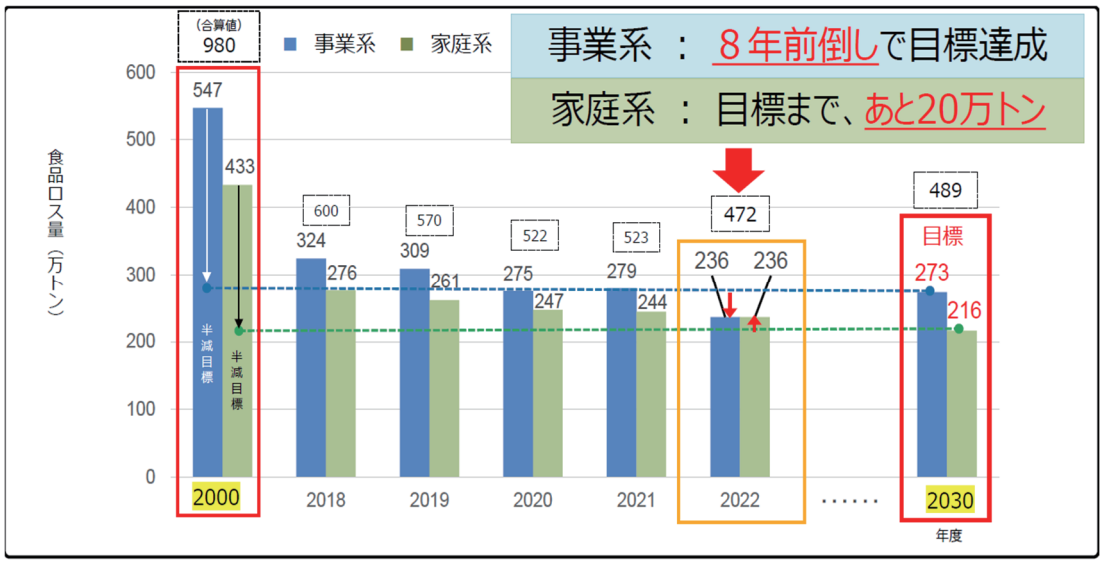

（出所）消費者庁資料

６　機能性表示食品制度をめぐる状況

機能性表示食品制度は、事業者が、食品の安全性と機能性に関する科学的な根拠などの必要な事項を販売前に消費者庁長官に届け出れば、機能性を表示することができる制度として、平成 27（2015）年４月から始まったものである。

令和６（2024）年３月 22 日、小林製薬株式会社が同社の販売する紅麹を使った機能性表示食品について、摂取した消費者において腎疾患などの健康被害が報告されたとして自主回収する旨を公表して以降、死亡事例も明らかとなり、購入者からは不安の声が上がるなど影響が広がった[12]。

同月 29 日、「紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合」（以下「関係閣僚会合」という。）が開催され、官房長官より今後の対応について指示があった[13]。これを受け、消費者庁は、４月 19 日、様々な分野の有識者から構成される「機能性表示食品を巡る検討会」を設置し、５月 27 日、同検討会は報告書を取りまとめた。こうした中、同月 31 日の第２回関係閣僚会合において、紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応が示された。そこでは、健康被害の原因究明は継続中であるものの、再発防止の取組について早急に対応が必要であるとされ、①健康被害の情報提供の義務化、②機能性表示食品制度の信頼性を高めるための措置、③情報提供のＤＸ化、消費者教育の強化、の３点について、速やかに対応を実施することとされた。

こうした状況を踏まえ、消費者庁は、８月 23 日、機能性表示食品制度が規定されている

12　『読売新聞』（2024. 3. 27）

13　今後の対応として、厚生労働省において食品による健康被害等に関する情報収集体制の見直し及び国の関与の在り方、消費者庁において今回の事案を受けた機能性表示食品制度の今後の在り方等について、５月末を目途に取りまとめるよう指示があった。（「紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合」議事要旨）

「食品表示基準」（平成 27 年内閣府令第 10 号）の一部改正を行った[14]。主な改正内容は、❶機能性表示食品について、事業者（届出者）は、健康被害と疑われる情報を収集し、健康被害と疑われる情報（医師が診断したものに限る。）を把握した場合、当該食品との因果関係が不明であっても速やかに消費者庁長官及び都道府県知事等へ情報提供すること、❷機能性表示を行うサプリメント[15]について、ＧＭＰ[16]（Good Manufacturing Practice：適正製造規範）に基づく製造管理を届出時はもとより、届出後の遵守事項とすること、❸医薬品等との相互作用や過剰摂取防止のための注意喚起を具体的に記載するなどの表示方法や、「機能性表示食品」の文字を主要面上部に枠で囲むなどの表示方式の見直し、❹新規の機能性関与成分の届出資料について、慎重な確認が必要と消費者庁長官が認める場合、その提出期限を販売日の 120 日営業日前とすることなどである。

（図表８）機能性表示食品制度に係る食品表示基準の主な改正内容

❶	・医師の診断による健康被害情報の消費者庁長官及び都道府県知事等への提供等の義務化	令和６年９月１日施行 即日実施
❷	・サプリメントに関するＧＭＰ基準の適用	令和６年９月１日施行 令和８年９月１日実施
❸	・届出情報の表示方法等の見直し	
❹	・新規成分に係る届出資料の提出期限を販売日の 120 営業日前とすること	令和７年４月１日施行 即日実施

※特定保健用食品（トクホ）についても、運用通知改正により上記❶❷を許可の要件等とする。
（出所）消費者庁資料を基に当室作成

なお、消費者委員会は、同食品表示基準改正の答申に付した附帯意見において、報告期限の短期間化、情報の積極的収集、早期の公表に向けた仕組みづくり等について、消費者庁等に対し更なる検討等を求めている[17]。

内容についての問合せ先
第一特別調査室　周藤首席調査員（内線 68700）

[14] 同日、「食品衛生法施行規則」（昭和 23 年厚生省令第 23 号）の一部改正も行われており、機能性表示食品の営業者（届出者）に対し、健康被害と疑われる情報（医師が診断したものに限る。）を把握した場合、都道府県知事等への情報提供が義務付けられた。

[15] 天然物、若しくは天然由来の抽出物を用いて分画、精製、濃縮、乾燥、化学的反応等により本来天然に存在するものと成分割合が異なっているもの又は化学的合成品を原材料とする錠剤、カプセル剤、粉末剤、液剤等の形状である加工食品

[16] ＧＭＰは原料の受入れから最終製品の出荷に至るまでの全工程において、「適正な製造管理と品質管理」を求めるもの

[17] 消費者委員会「答申書」（令和６年７月 16 日）

東日本大震災復興特別委員会

東日本大震災復興特別調査室

所管事項の動向

１　東日本大震災の概要

平成 23 年３月 11 日 14 時 46 分、東日本大震災[1]をもたらした、三陸沖を震源地とする「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」が発生した。

地震の規模は、モーメントマグニチュード 9.0 という我が国の観測史上最大であり、世界でも 1900 年以降４番目の巨大地震であった。震源域は岩手県沖から茨城県沖までに及び、長さ約 450 ㎞、幅約 200 ㎞の断層が３分程度にわたり破壊されたものと考えられている。そのため、広範囲に揺れが観測され、また大津波が発生し（岩手県大船渡市の綾里湾で 40.1ｍの遡上高を観測）、被害は広域にわたった。

また、東日本大震災は、激しい地震の揺れと巨大な津波に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の放出、拡散という、複合的かつ広域な未曽有の大災害となった。

	東日本大震災	（参考）阪神・淡路大震災
発生日時	平成23年3月11日14：46	平成7年1月17日5：46
マグニチュード	9．0	7．3
地震型	海溝型	内陸型
被災地	農林水産地域中心	都市部中心
震度6弱以上県数	8県（宮城，福島，茨城，栃木，岩手，群馬，埼玉，千葉） 震度7：宮城県北部、 震度6強：宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部	1県（兵庫）
津波	各地で大津波を観測 （最大波　相馬9．3m以上，宮古8．5m以上，石巻市鮎川8．6m以上）	数十cmの津波の報告あり、被害なし
被害の特徴	大津波により，沿岸部で甚大な被害，多数の地区が壊滅。	建築物の倒壊。長田区を中心に大規模火災が発生。
死者 行方不明者	死者 19，775名（震災関連死を含む） （岩手：5，146名、宮城：10，571名、福島3，943名） 行方不明者 2，550名（岩手：1，107名、宮城：1，215名、福島：224名）	死者 6,434名 行方不明者 3名
住家被害（全壊）	122,050棟（岩手：19，508棟、宮城：83，005棟、福島：15，480棟）	104,906棟
災害救助法の適用	241市区町村 （青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野、新潟の10都県）	25市町 （大阪、兵庫の2府県）
複合災害	東京電力福島第一原子力発電所の事故。 避難指示区域の面積1,150㎢（平成25年8月（最大））、避難者数47万人（発災当初）	－

令和6年版「防災白書」及び緊急災害対策本部とりまとめ報（令和6年3月8日）を基に作成

（出所）復興庁資料

２　復興の基本方針の策定等

平成 23 年７月、政府は「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定し、復興期間を 10 年間とし、復興需要が高まる当初の５年間（平成 23 年度～27 年度）を「集中復興期間」と位置付け、各種施策を講じてきた。復興の司令塔として、平成 24 年２月、内閣に令和３年３月末までの時限組織として復興庁が設置された。平成 28 年３月には、同基本方針

[1] 東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害は、平成 23 年４月１日の閣議了解により「東日本大震災」と呼称することとされた。

を見直し、「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定し、「復興・創生期間」と位置付けられた平成 28 年度以降の５年間（平成 28 年度～令和２年度）では、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指し、各事項に重点的に取り組んできた。

政府は令和３年３月末までの復興・創生期間の満了が近づく中、令和元年 12 月、「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定し、復興・創生期間後の各分野における取組、復興を支える仕組み・組織・財源についての方針を示した。令和元年の基本方針を踏まえ、政府は「復興庁設置法等の一部を改正する法律案」を第 201 回国会に提出し、同法律案は令和２年６月に成立、公布された。これにより復興庁の設置期間は令和 13 年３月 31 日まで 10 年間延長されることとなった。

３　「『第２期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の見直し

第１期復興・創生期間の満了を迎える令和３年３月、政府は令和元年の基本方針の見直しを行い、令和３年度から令和７年度までの５年間を新たな復興期間として「第２期復興・創生期間」と位置付け、「『第２期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定した。

地震・津波被災地域では、第２期復興・創生期間において、国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指すとしている。また、原子力災害被災地域では、福島の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第２期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組むこととし、当面 10 年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行うとしている。

第２期復興・創生期間の３年目の終わりが近づく令和６年３月19 日には、政府は、これまでの地震・津波被災地域及び原子力災害被災地域における基本的な考え方を維持しつつも、第２期復興・創生期間の開始後に大きな進展のあった復興施策の状況や、自治体の状況等を踏まえ、「『第２期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の変更を閣議決定した。

現行の基本方針には、第２期復興・創生期間の５年目に当たる令和７年度に復興事業全体の在り方について見直しを行うことが明記されている。これを受け、令和６年４月30 日、復興庁の復興推進委員会[2]は、同委員会の下に「第２期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ」を設置し、東日本大震災の発災からこれまでに実施された復興施策の総括に向けての議論をスタートした。

---

[2] 復興庁設置法に基づき、復興庁に設置。委員長（今村文彦 東北大学災害科学国際研究所教授）及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命し、東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に内閣総理大臣に意見を述べる等の事務を所掌する。

令和６年７月、ワーキンググループは、「地震・津波被災地域等に係る復興施策の総括」を公表し、地震・津波被災地域について「各施策において地域の状況に応じたきめ細かい対応が行われ、第２期復興・創生期間における復興事業の役割の全うに向けて着実に取組が進捗してきていることが確認された。」と総括した。今後、原子力災害被災地域に関する施策を中心とした総括を行い、令和７年以降に最終報告を取りまとめる見通しとなっている。

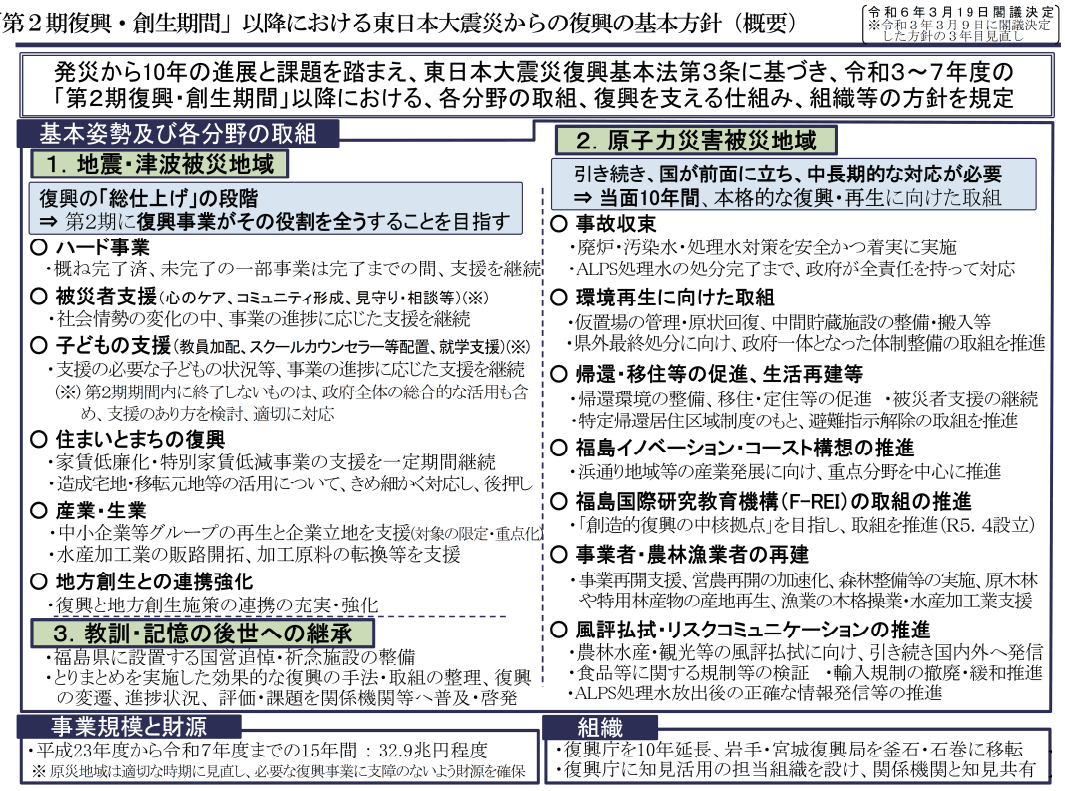

（出所）復興庁資料

４　復興財源フレーム

令和２年７月、政府は「令和３年度以降の復興の取組について」を決定し、平成 23 年度から令和７年度までの 15 年間における復興の事業規模と財源の見込みを示した。事業規模については、令和２年度までの10年間で 31.3 兆円程度、第２期復興・創生期間で 1.6 兆円程度が見込まれるとし、合わせて平成 23 年度から令和７年度までの 15 年間で合計 32.9 兆円程度と見込まれるとした。一方、財源については、実績を踏まえると 32.9 兆円程度となり、事業規模と見合うとされた。

ところが、令和５年 12 月 22 日、第２期復興・創生期間の４年目に当たる令和６年度予算が閣議決定され、事業規模を機械的に足し上げると 32.6 兆円程度に達することが明らかとなった。同日の記者会見において、土屋復興大臣は「今後、予算の執行状況や令和７年度に予算計上すべき事業等について見極めていく必要がありますが、令和７年度に必要となる事業の所要額次第では、第２期復興・創生期間の最終年度に向けて、復興財源フレームの見直しも考えられるところです。いずれにしても、令和７年度予算編成過程において財政当局とも調整していくこととなります。」と述べた。

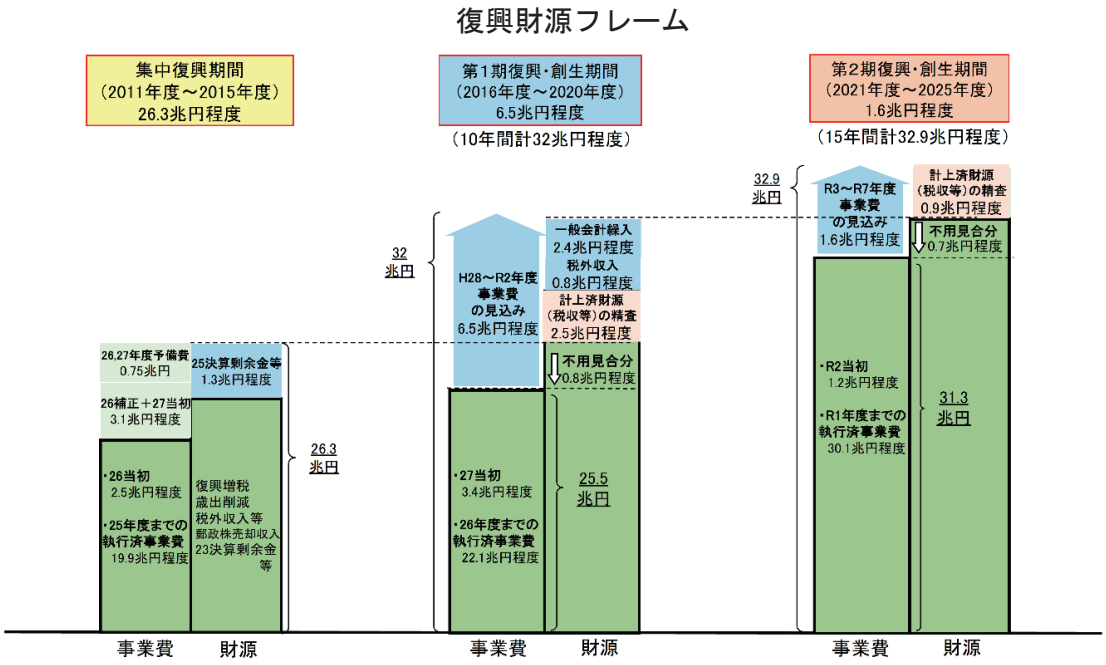

（注１）本資料は、平成 28 年４月４日の財政制度等審議会財政制度分科会資料をベースにしている。
（注２）上記の事業費には、原子力損害賠償法・放射性物質汚染対処特措法に基づき東京電力が負担すべき経費は含まれない。また、執行済事業費には、繰越額が含まれている。

（出所）復興庁資料

５　復旧・復興の現状

地震・津波被災地域では、住まいの再建やインフラ整備が進み、復興は総仕上げの段階を迎えた。また、福島における原子力災害被災地域でも、帰還困難区域の一部で住民の帰還が実現するなど、復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。

その一方で、復興の進展に伴い、引き続き対応が必要となる事業や新たな課題が明らかになっており、政府は今後も残された課題に取り組むとしている。

(1) 被災者支援

発災から 13 年６か月という時間の経過により、被災者や被災地の置かれた状況が多様化する中、今後も引き続き、きめ細かい対応をしていく必要がある。そのため、政府は避難生活の長期化に伴う見守り、心身のケア、住宅や生活の再建に向けた相談支援、生きがいづくりへの支援、災害公営住宅等でのコミュニティ形成など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を行っている。

(2) 住宅再建・復興まちづくり

住宅再建については、令和２年 12 月末時点で災害公営住宅（帰還者向けを除く。）や住宅用宅地の整備が完了した。

また、交通・物流網の整備も進み、復興道路・復興支援道路については、令和３年 12 月に約 570 ㎞が全線開通した。鉄道についても、令和２年３月にＪＲ常磐線が全線開通したことにより、被災した鉄道は全て復旧した[3]。

一方で、土地区画整理事業により生じた空き区画や防災集団移転促進事業の移転元地等

[3] ＢＲＴ（Bus Rapid Transit バス高速輸送システム）による復旧を含む。

の活用に課題があり、政府は被災自治体の取組を支援している。

(3) 産業・生業

被災３県の製造品出荷額等はおおむね震災前の水準まで回復しているが、地域・業種間で回復状況に差がある。農林水産業については、津波被災農地、漁港施設等のインフラ復旧はおおむね完了する一方で、中核産業である水産加工業の売上げは回復が遅れており、政府は販路の回復、開拓、加工原料の転換等の取組を引き続き支援している。

		震災前又は最大値	現　状
被災者	避難者数	47万人 （発災当初）	2.9万人 【令和６年２月】
	応急仮設住宅の入居者数	31.6万人 【平成24年４月（最大）】	958人 【令和５年11月】
インフラ・住まい	復興道路・復興支援道路 （青森、岩手、宮城、福島）	570km （計画）	570km（100%） 【令和３年12月】
	災害公営住宅 （青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、新潟、長野） ※帰還者向けを除く	29,654戸 （計画戸数）	29,654戸（100%） 【令和２年12月】
	高台移転による宅地造成 （岩手、宮城、福島）	18,226戸 （計画戸数）	18,226戸(100%) 【令和２年12月】
産業・生業	製造品出荷額等 （岩手、宮城、福島）	10兆7,637億円 【平成22年】	11兆6,193億円 【令和２年】
	営農再開可能な農地面積 （青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉）	19,660ha （津波被災農地面積）	18,870ha（96%） 【令和６年３月】

（出所）復興庁資料を基に当室作成

６　福島の復興・再生

(1) 福島第一原発事故に伴う避難指示区域の状況

ア　避難指示の解除状況

福島第一原発事故を受け、設定された「警戒区域」及び「計画的避難区域」は、平成 24 年４月以降、順次警戒区域が解除されるとともに、放射線量の水準に応じ、平成 25 年８月までに「帰還困難区域」、「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」に再編が完了した[4]。

再編された避難指示区域では、避難指示解除が進められ、令和２年３月、全町避難が続く双葉町の避難指示解除準備区域の避難指示が解除されたことにより、帰還困難区域を除き全ての避難指示が解除された。

[4] 避難指示区域のうち、平成 24 年３月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 50mSv を超える地域を「帰還困難区域」、20mSv を超えるおそれがあると確認された地域を「居住制限区域」、20mSv 以下となることが確実であると確認された地域を「避難指示解除準備区域」とした。

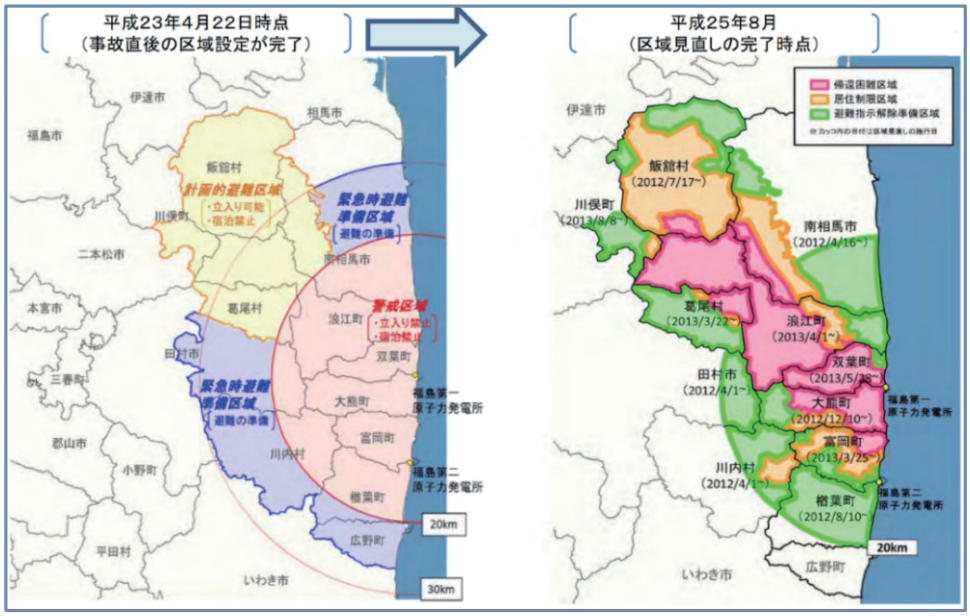

（出所）復興庁資料

イ　帰還困難区域の復興・再生

(ｱ) 特定復興再生拠点区域の復興・再生

現在も南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の７市町村に帰還困難区域が残されている。

政府は、帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしている[5]。

避難地域12市町村の居住状況（2024年5月末時点）

解除時期	区分	市町村	居住率
－	－	広野町	91.3%
2014年	全域解除	田村市（都路地区）	86.6%
2015年	全域解除	楢葉町	68.4%
2016年	一部解除	葛尾村	37.2%
2022年	一部解除（拠点）		
2016年	全域解除	川内村	83.1%
	一部解除	南相馬市（小高区等）	63.6%
2017年	全域解除	川俣町（山木屋地区）	52.4%
2017年	一部解除	浪江町	14.9%
2023年	一部解除（拠点）		
2017年	一部解除	飯舘村	33.0%
2023年	一部解除（拠点）		
2017年	一部解除	富岡町	21.4%
2023年	一部解除（拠点）		
2019年	一部解除	大熊町	7.8%
2022年	一部解除（拠点）		
2020年	一部解除	双葉町	2.0%
2022年	一部解除（拠点）		

※居住率は市町村のＨＰ等の数値を基に計算しています。

（出所）福島県資料

こうした方針等を踏まえ、平成 29 年の改正福島復興再生特別措置法により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」（以下「拠点区域」という。）を定めることが可能となった[6]。当該制度に基づき策定された双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定の下、令和５年 11 月までに、６町村の拠点区域の避難指示が全て解除された。

---

[5] 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（平成 28 年８月 31 日 原子力災害対策本部・復興推進会議）

[6] 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

(ｲ) 特定復興再生拠点区域外の復興・再生

政府は、特定復興再生拠点区域外（以下「拠点区域外」という。）についても、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」（令和３年８月 31 日原子力災害対策本部・復興推進会議）に基づき、2020 年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていくこととしている。

この拠点区域外についての政府方針を受けて、内閣府は拠点区域外を有する自治体と共同で、第１期の帰還意向確認調査を大熊町、双葉町、浪江町、富岡町及び葛尾村で実施した。そのうち、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町では拠点区域外の約 2,000 世帯のうち３割弱が帰還の意向を示した。

■特定復興再生拠点区域外：帰還意向確認調査結果（第１期）

	大熊町	双葉町	浪江町	富岡町
世帯数（世帯）	６０４	４２２	７６０	２４４
返送世帯数	３７０（６１%）	２６７（６３%）	４４４（５８%）	１８７（７７%）
帰還意向あり	１９８（３３%）	１６８（４０%）	２５６（３４%）	９２（３８%）
帰還希望なし	１０７（１８%）	３８（ ９%）	１１７（１５%）	４６（１９%）
保留	６５（１０%）	６１（１４%）	７１（９%）	４９（２０%）

※調査は、各自治体及び内閣府が共同で実施。
※調査開始及び集計時点：
大熊町（開始：令和４年８月19日、集計：令和６年１月31日）/ 双葉町（開始：令和４年８月26日、集計：令和６年３月８日）
浪江町（開始：令和４年11月30日、集計：令和５年12月5日）/ 富岡町（開始：令和４年12月23日、集計：令和６年１月17日）
※葛尾村も昨年度調査を実施。対象世帯が限られるため、個人情報保護の観点から、結果は非公表。

（出所）復興庁資料

こうした方針等を踏まえ、令和５年の改正福島復興再生特別措置法により、特定復興再生拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還等を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設された[7]。

＜福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律＞（令和５年６月９日公布・施行）

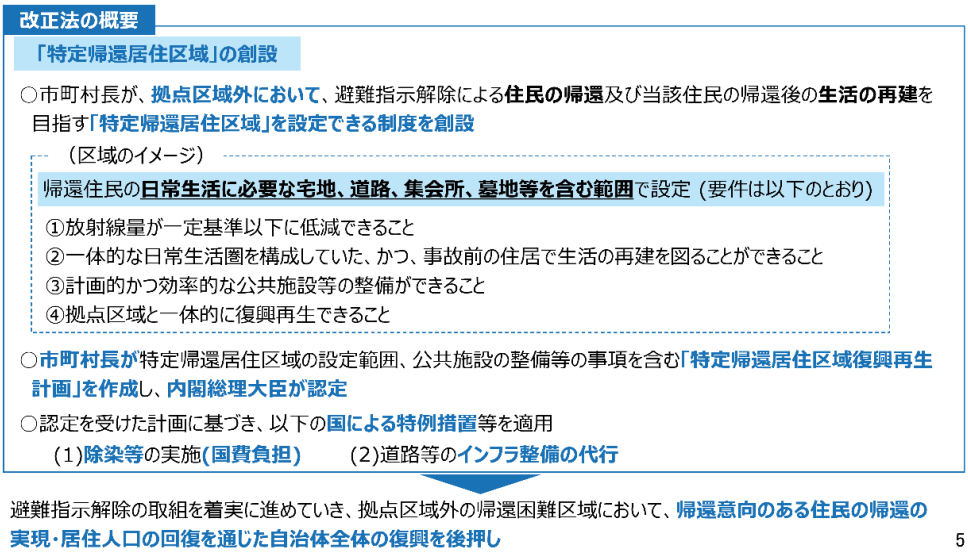

（出所）復興庁資料

[7] 市町村長は、住民の帰還意向を踏まえ、特定帰還居住区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

（出所）環境省資料を一部加工

当該制度に基づき、令和５年９月、大熊町及び双葉町の一部区域に係る「特定帰還居住区域復興再生計画」が認定され、同年 12 月から先行的な除染等が開始されている。また、令和６年度以降の本格的な除染についても、帰還意向調査を実施した他の自治体も含めて調整が進められ、令和６年４月までに浪江町及び富岡町の計画が認定され、大熊町及び双葉町の計画も変更された。同年６月には浪江町、９月には富岡町の除染も開始されている。

(2) 放射性物質による環境汚染への対処

ア　除染

福島第一原発事故により環境中に放出された放射性物質を取り除くために行われた除染は、帰還困難区域を除き、平成 30 年３月までに８県 100 市町村の全てで完了した。

現在、帰還困難区域についても除染が進められている。平成 29 年の改正福島復興再生特別措置法に基づき、同年 12 月から帰還困難区域の特定復興再生拠点区域において除染が開始され、工事全体の進捗は９割を超えており、おおむね実施済みとなっている（令和５年 11 月末時点）。また、令和５年の改正福島復興再生特別措置法に基づき、同年 12 月から帰還困難区域の特定帰還居住区域においても除染が開始されている。

イ　中間貯蔵施設の整備

福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む大量の土壌や廃棄物等を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備が、福島第一原発を取り囲む形で大熊町と双葉町で行われている。

中間貯蔵施設の施設整備に必要な用地取得も進められており、施設用地の全体面積約 1,600ha のうち、令和６年７月末までに地権者と契約済みの面積は約８割となっている。

環境省は、帰還困難区域を除く福島県内の除去土壌等について、令和３年度末までにおおむね中間貯蔵施設への搬入を完了するとの目標をおおむね達成した。現在、特定復興再生拠点区域等で発生した除去土壌等の搬入を進めている。

中間貯蔵施設で保管された除去土壌等は、法律上[8]、中間貯蔵開始後 30 年以内（2045 年３月）に福島県外で最終処分することとされている。政府は、県外での最終処分の実現に向けて、除去土壌等の減容技術の開発と活用等により、できる限り再生利用可能な量を増やして、最終処分量を減らすための取組を進めている。

---

[8] 「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」（平成 15 年法律第 44 号）

減容・再生利用の推進に当たっては、平成 28 年４月に策定し、平成 31 年３月に見直しを行った「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、具体的な取組を進めている。令和６年度を戦略目標として、基盤技術の開発を進めるとともに、最終処分場の必要面積や構造について実現可能ないくつかの選択肢を提示することとしている。その上で、令和７年度以降に最終処分場に係る調査検討・調整などを進めていく。

(3) 福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策

ア　福島第一原発の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの改訂

福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策は、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所廃止措置等に向けた中長期ロードマップ[9]」（令和元年 12 月 27 日 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議決定。以下「中長期ロードマップ」という。）に基づき行われており、中長期ロードマップには廃炉に向けた中長期の取組を実施していく上での基本方針と主要な目標工程等が定められている。

中長期ロードマップ（令和元年 12 月改訂）

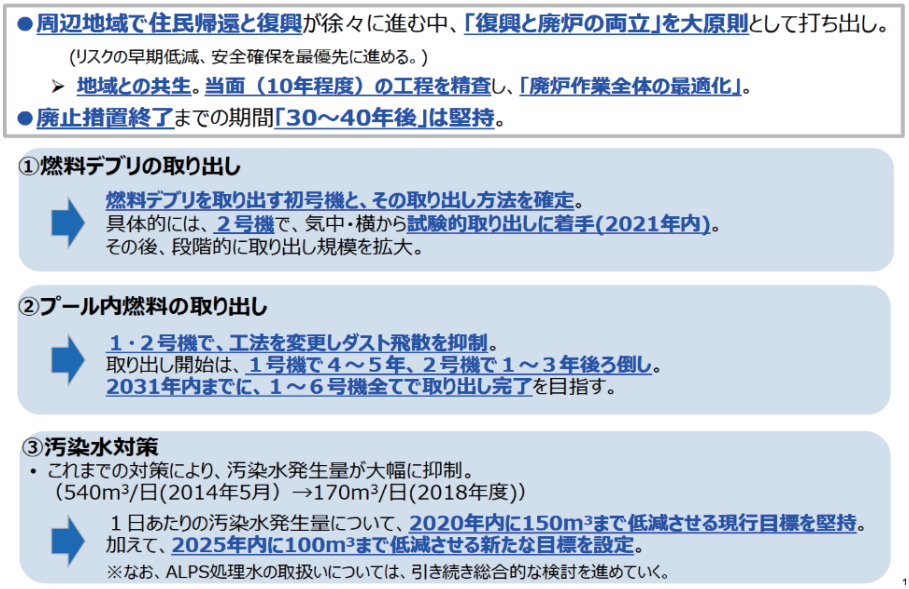

（出所）経済産業省資料

燃料デブリの試験的取り出しについては、２号機から開始することとされており、令和６（2024）年５月 13 日、取り出し装置を投入する貫通孔内の堆積物の除去を完了し、同年９月 10 日、テレスコ式（伸縮パイプ式）装置を活用し、燃料デブリの試験的取り出しを開始した。

汚染水発生量の低減に向けた取組については、令和４（2022）年度に降雨量が平年より少なかったこともあり約 90 ㎥/日と対策実施前の 1/6 程度となった。令和５（2023）年度

[9] 本ロードマップは「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所１～４号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成 23 年 12 月 21 日 原子力災害対策本部政府・東京電力中長期対策会議決定）を継続的に見直しているものである。

は１月時点で更に抑制されており、中長期ロードマップの目標を前倒しして達成できる見込みである。今後の追加対策により令和 10(2028)年度までに 50～70 ㎥/日程度に抑制することを目指している。

イ　東京電力福島第一原発のＡＬＰＳ処理水の海洋放出開始

ＡＬＰＳ処理水等のタンクによる保管量は令和５年８月 24 日時点で約 134 万 5,000t、1,000 基以上設置されたタンクの容量の約 98%に達していた。東京電力の試算では令和６年２月～６月に満杯になるとされており、廃炉を計画的に進めるための敷地の確保に支障が生じかねない状況にあった。

そのため、令和５年８月 24 日、東京電力は福島第一原発から発生するＡＬＰＳ処理水の海洋への放出を開始した。

我が国のＡＬＰＳ処理水の海洋放出計画については、令和５年７月４日に岸田総理がＩＡＥＡのグロッシー事務局長から受領したＡＬＰＳ処理水の安全性に対する評価を含む包括報告書において、「国際的な安全基準に合致している」とされ、計画通りの段階的な放出であれば、人や環境への放射線の影響は「無視できるほどごくわずかである」と評価されている。

ＡＬＰＳ処理水を処分するにあたっての安全性の確認

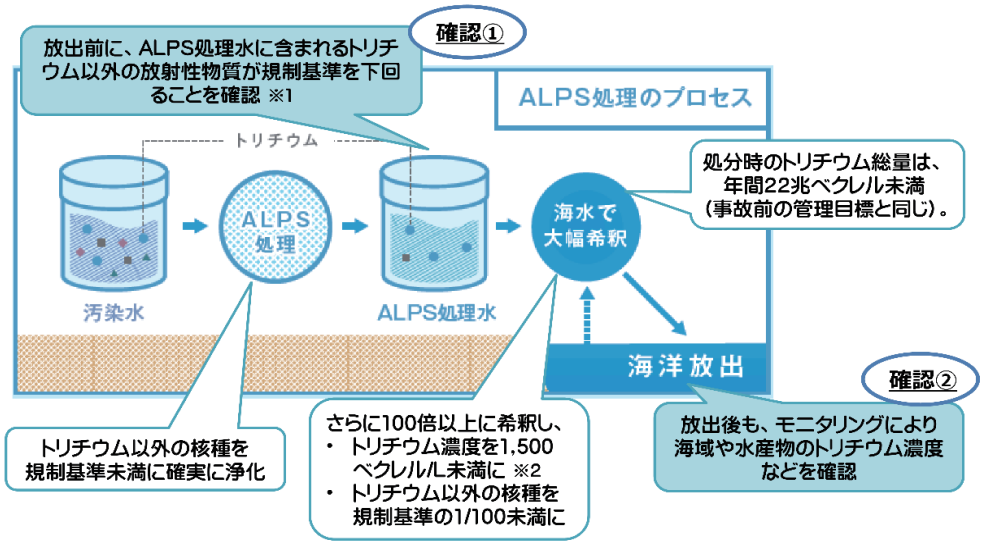

※１　各段階の測定について、**IAEAなどの第三者機関も測定し、客観性を確保。**
※２　規制基準の1/40、**WHO飲料水基準の約1/7。**2015年以降、海洋放出中のサブドレンの水の濃度と同じ。

（出所）経済産業省資料

ＡＬＰＳ処理水に含まれる放射性物質については、東京電力等が分析を行っているが、海域モニタリングについては、政府や福島県もデータを収集、公表し、国内外に安全性をアピールしている。放出開始前から海域モニタリングを実施しているが、放出開始後も大きな変化がないことが確認されている。

令和５年度は４回に分けて３万 1,145ｔのＡＬＰＳ処理水の海洋放出が行われた。令和６年度は約５万 4,600ｔを７回に分けて放出する計画で、一部タンクの解体にも着手する予定となっている。

ウ　ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う国際社会の反応

中国、香港、マカオ、ロシアは、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴い日本産水産物への輸入規制を強化した。日本からの水産物輸出は令和４年実績で 3,873 億円に上り、このうち中国、香港、マカオ向けの合計が 1,647 億円と約４割を占める。国・地域別の輸出額は、１位が中国（871 億円）、２位が香港（755 億円）となっている。農林水産省は、令和６年６月の中国向け水産物の輸出額が前年同月比 95.0%減の４億円であったと公表した。ＡＬＰＳ処理水の海洋放出以降、中国による日本産水産物の輸入停止の影響が深刻化している。

ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う輸入規制強化の現状

【中　国】2023 年８月 24 日以降、原産地が日本である水産物の輸入を全面的に暫定的に停止。
【香　港】2023 年８月 24 日以降、10 都県※の以下の産品について輸入禁止。
①水産物（生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物）、②海塩、③海藻（加工品を含む）
【マカオ】2023 年８月 24 日以降、10 都県※の以下の産品について輸入禁止。
①生鮮食品、②動物性食品、③海塩、④海藻
【ロシア】2023 年 10 月 16 日、中国の一時的制限措置に参加する旨を発表。
※10 都県：福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟

（出所）農林水産省資料を基に当室作成

このような中、令和６年９月 20 日、日本と中国は、現行の海域モニタリングを拡充し、中国を含む利害関係国による独立したサンプリング等のモニタリング活動を実施後、科学的根拠に基づき、規制基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させることで一致した。

エ　「水産業を守る」政策パッケージ

ＡＬＰＳ処理水の海洋放出以降の中国等の輸入規制強化等を踏まえ、令和５年９月４日、岸田総理は「『水産業を守る』政策パッケージ」を公表した。科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援策を講じている。

「水産業を守る」政策パッケージ
総額1007億円【300億円基金、500億円基金、予備費207億円】
令和５年９月４日
農林水産省、経済産業省、復興庁、外務省

１．国内消費拡大・生産持続対策
①国内消費拡大に向けた国民運動の展開（ふるさと納税の活用等）
②産地段階における一時買取・保管や漁業者団体・加工/流通業者等による販路拡大等への支援（300億円基金の活用）
③国内生産持続対策（相談窓口の設置、漁業者・加工/流通業者等への資金繰り支援、出荷できない養殖水産物の出荷調整への支援、新たな魚種開拓等支援、燃油コスト削減取組支援）（300億円基金、500億円基金の活用等）　等

２．風評影響に対する内外での対応
①一部の国・地域の科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃の働きかけ
②国内外に向けた科学的根拠に基づく透明性の高い情報発信、誤情報・偽情報への対応強化
③販売促進・消費拡大に向けた働きかけやイベント実施、観光需要創出、小売業界の取引継続に向けた環境整備等

３．輸出先の転換対策
①輸出減が顕著な品目（ほたて等）の一時買取・保管支援や海外も含めた新規の販路開拓を支援【予備費】
②ビジネスマッチングや、飲食店フェアによる海外市場開拓、ブランディング支援　【予備費】　等

４．国内加工体制の強化対策
①既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等の支援【予備費】
②国内の加工能力強化に向けた、加工/流通業者が行う機器の導入等の支援【予備費】
③輸出先国等が定めるHACCP等の要件に適合する施設や機器の整備や認定手続を支援（既存予算の活用）

５．迅速かつ丁寧な賠償
一部の国・地域の措置を受け輸出に係る被害が生じた国内事業者には、東京電力が丁寧に賠償を実行

（注）今回の予備費による措置は、単年度事業として対応。
（出所）経済産業省資料

(4) 福島国際研究教育機構（Ｆ－ＲＥＩ[10]）の設立

令和５年４月１日、福島県浪江町に「福島国際研究教育機構（Ｆ－ＲＥＩ）」（理事長：山崎光悦前金沢大学学長）が設立された。

Ｆ－ＲＥＩは、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す特殊法人である。

福島の優位性が発揮できる５分野（①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信）を基本とした研究開発や産業化、人材育成に取り組むとともに、既存施設等の取組に横串を刺す司令塔の役割を有する。

第一期中期計画期間（令和５年～11年度）の研究開発等の事業規模として、1,000億円程度が想定され、最終年度には、50程度の研究グループによる研究体制を目指している。

Ｆ－ＲＥＩの当初の施設設備は国が行うこととされており、復興庁の設置期間（令和12年度）内での順次供用開始を目指し、更に可能な限り前倒しに努めることとしている。

F-REI ロードマップ（イメージ）

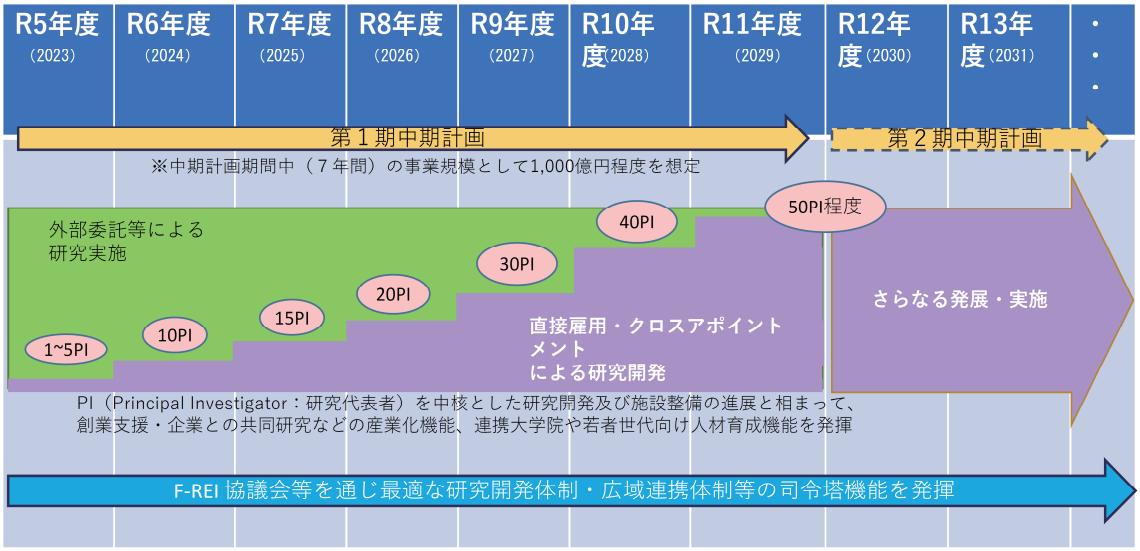

施設整備

復興庁設置期間内での順次供用開始を目指すこととし、さらに可能な限りの前倒しに努める

- ➢ 施設基本計画のとりまとめ、都市計画手続き
  - ➢ 基本・実施設計、用地取得（用地取得予定面積：概ね14ha）
    - ➢ 造成工事
      - ➢ 建設工事　→竣工後順次供用開始

（出所）復興庁資料

内容についての問合せ先
東日本大震災復興特別調査室　小林首席調査員（内線68770）

[10] 福島国際研究教育機構(Fukushima Institute for Research, Education and Innovation)の略称

原子力問題調査特別委員会

原子力問題調査特別調査室

所管事項の動向

１　原子力問題調査特別委員会の設置等

(1) 原子力問題調査特別委員会の設置

平成 23 年３月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）の調査のため、政府は、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」を設置し、同年６月から調査を開始した。

国会においても、政府から独立した立場で調査を行う第三者機関を設置することについて与野党間で協議が行われた結果、「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」（国会事故調）が設置され、同年 12 月８日に調査を開始し、翌 24 年７月に７項目にわたる提言をまとめた報告書を衆参両院の議長に提出した。

同報告書は、国会に原子力問題に関する常設の委員会等を設けて規制当局の活動を監視し、定期的に当局から報告を求めるよう提言しており、当該委員会には専門家からなる諮問機関を設けるよう求めている。同提言を受けて、第 183 回国会、平成 25 年１月 28 日の衆議院本会議において、原子力に関する諸問題を調査するための「原子力問題調査特別委員会」の設置が議決された[1]。また、諮問機関の設置については、委員会設置後も引き続き与野党間で協議が続けられ、平成 29 年５月 25 日の原子力問題調査特別委員会理事会において、助言機関「アドバイザリー・ボード」の設置が決定された。

(2) 原子力規制委員会の発足

福島第一原発事故の発生後、資源エネルギー庁の原子力安全・保安院と内閣府の原子力安全委員会によるダブルチェック体制の実効性や規制と推進の分離が不十分であることなど、これまでの原子力安全規制体制の問題点が指摘された。

これらの指摘を受け、平成 24 年９月、いわゆる３条委員会の「原子力規制委員会」[2]を環境省の外局として設置し、その事務局として「原子力規制庁」が設置された[3]。

これに伴い、原子力安全・保安院及び原子力安全委員会は廃止された。また、翌 25 年４月には、原子力規制に関する業務の一元化のため、それまで文部科学省が所管していた原子力規制に関する業務が原子力規制庁に移管された。さらに、同年の第 185 回国会において、「独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律」が成立し、翌 26 年３月に独

---

[1] 参議院においても、第 184 回国会から「原子力問題特別委員会」が設けられたが、その後「東日本大震災復興特別委員会」と統合され、第 189 回国会から第 191 回国会まで「東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会」が設置されていた。

[2] 現在の委員長の山中伸介氏は、令和４年９月、更田豊志氏の後任として任命された。また、現在の委員は、長﨑晋也委員、杉山智之委員、伴信彦委員、山岡耕春委員の４名となっている。

[3] 平成 24 年の第 180 回国会において、原子力安全規制改革関連の政府案及び自民・公明案が提出されたが、与野党協議の結果、同年６月に政府案及び対案を撤回の上、「原子力規制委員会設置法案」（衆議院環境委員長提出、衆法第 19 号）が起草され、可決・成立した。

立行政法人原子力安全基盤機構（ＪＮＥＳ）が規制委員会（原子力規制庁）に統合された。

２　現行の規制基準の概要等

(1) 原子炉等規制法に基づく規制基準の見直し

福島第一原発事故を受け、事故の教訓や最新の技術的知見、ＩＡＥＡ安全基準等の海外の動向等を踏まえた新たな規制を導入するため、平成 24 年の第 180 回国会において「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）が改正され、法の目的に、国民の健康の保護、環境の保全等が掲げられた。また、実用発電用原子炉施設（原子力発電所）については、以下の措置等が講じられた。

① 重大事故（シビアアクシデント）対策の強化
② 最新の技術的知見を取り入れ、既に許可を得た原子力施設にも新たな規制基準への適合を義務付ける制度（バックフィット制度）の導入
③ 運転期間延長認可制度の導入
④ 発電用原子炉の安全規制に関する規定の原子炉等規制法への一元化

この法改正を受けて、平成 25 年７月に、実用発電用原子炉施設の新たな規制基準（新規制基準）が施行された。

新規制基準では、地震・津波に対する基準を強化した上で、「深層防護[4]」の考え方の下、仮に新規制基準における想定を超える事故や自然災害が発生した場合においても、炉心損傷の防止、格納容器の破損の防止、放射性物質の拡散抑制など、影響を最小限に抑えられるようなシビアアクシデント対策を要求している。

（図表１）発電用原子炉に係る従来の規制基準と新規制基準の比較

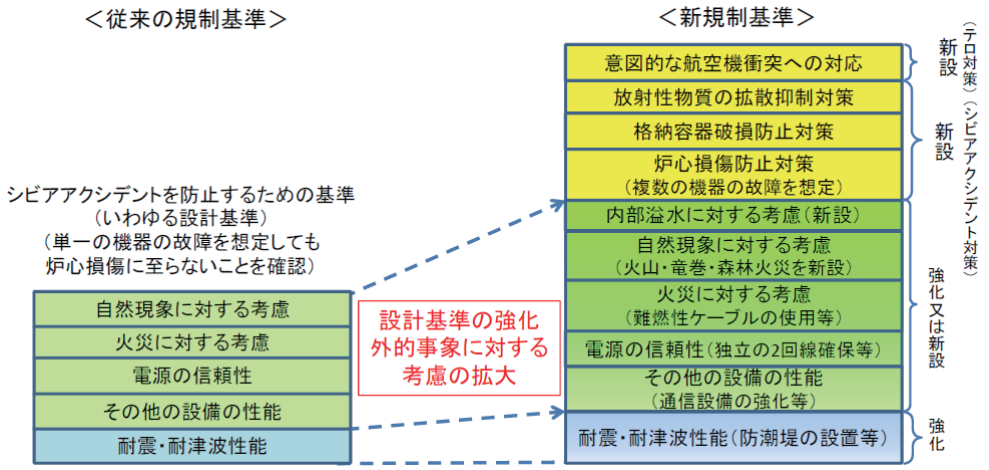

（出所）原子力規制委員会ＨＰ

[4] 原子力施設の安全確保に関する考え方の一つで、安全対策が多層的に構成されていることをいう。この考え方では、ある目標（「異常発生の防止」、「事故発生時の影響の最小化」など）を持ったいくつかの障壁（防護レベル）が設定され、各層ごとの対策が独立して有効に機能することが求められる。

(2) 実用発電用原子炉施設の適合性審査の進捗状況

平成 25 年７月の新規制基準施行を受け、各電力会社は同基準への適合性審査を相次いで申請し、原子力規制委員会において順次審査が進められている。

これまでに各事業者から 27 基の原子炉設置変更許可の申請があり、令和６年８月末現在、17 基が許可（12 基が稼働済み）され、10 基が審査中となっている。

なお、原発の再稼働に当たっては、立地自治体の同意[5]が実質的な条件となっている[6]。

（図表２）実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査状況（令和６年８月末現在）

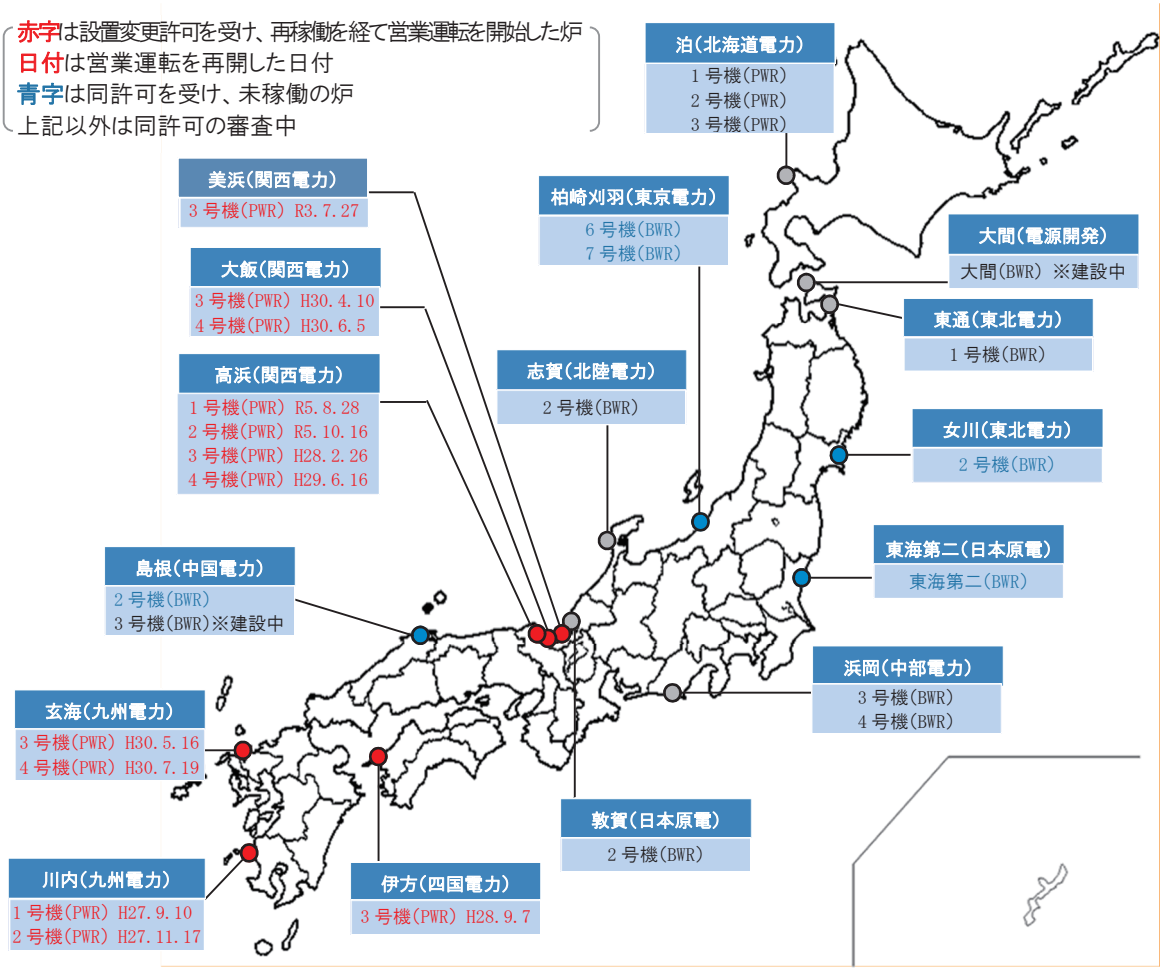

※　我が国で使用している実用発電用原子炉は、蒸気を発生させる仕組みの違いによって沸騰水型炉（ＢＷＲ）と加圧水型炉（ＰＷＲ）の２種類に分けられる。

（出所）原子力規制委員会資料を基に作成

[5] 同意は法定の要件ではないが、設備の新増設や再稼働に当たっては、原子力安全協定に基づき、原子力事業者が事前に立地自治体の同意を得ることが通例となっている。

[6] 避難計画の策定は、地域住民の安全、安心の観点から、原発が稼働するか否かにかかわらず必要であり、しっかりとした避難計画がない中での再稼働は実態として進むことはないとされている（第 211 回国会参議院経済産業委員会会議録第 10 号 10 頁（令 5.5.18）等）。

（図表３）原子炉設置（変更）許可に至った原発の審査経過等（令和６年８月末現在）

会社名	発電炉名	原子炉設置(変更)許可手続		工事計画認可	営業運転再開	運転状況等
		審査申請	審査書決定			
東北電力	女川２	2013.12.27	2020.02.26	2021.12.23		
日本原子力発電	東海第二	2014.05.20	2018.09.26	2018.10.18		
東京電力	柏崎刈羽６	2013.09.27	2017.12.27			
	柏崎刈羽７	2013.09.27	2017.12.27	2020.10.14		
関西電力	美浜３	2015.03.17	2016.10.05	2016.10.26	2021.07.27	運転中
	高浜１	2015.03.17	2016.04.20	2016.06.10	2023.08.28	2024.09 下旬営業運転開始予定
	高浜２	2015.03.17	2016.04.20	2016.06.10	2023.10.16	運転中
	高浜３	2013.07.08	2015.02.12	2015.08.04	2016.02.26	運転中
	高浜４	2013.07.08	2015.02.12	2015.10.09	2017.06.16	運転中
	大飯３	2013.07.08	2017.05.24	2017.08.25	2018.04.10	運転中
	大飯４	2013.07.08	2017.05.24	2017.08.25	2018.06.05	運転中
中国電力	島根２	2013.12.25	2021.09.15	2023.08.30		
四国電力	伊方３	2013.07.08	2015.07.15	2016.03.23	2016.09.07	停止中（定期検査中） 2024.09 下旬発送電開始予定
九州電力	玄海３	2013.07.12	2017.01.18	2017.08.25	2018.05.16	運転中
	玄海４	2013.07.12	2017.01.18	2017.09.14	2018.07.19	運転中
	川内１	2013.07.08	2014.09.10	2015.03.18	2015.09.10	運転中
	川内２	2013.07.08	2014.09.10	2015.05.22	2015.11.17	運転中

（出所）一般社団法人日本原子力産業協会資料、原子力規制委員会ＨＰを基に作成

原子力規制委員会は、本年８月、日本原子力発電敦賀発電所２号機の敷地内断層について、その活動性及び原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性が否定できず、新規制基準に適合しているとは認められないとする審査書案を了承した。同審査書案については９月 27 日までパブリックコメントが実施されている。

(3) 特重施設の設置

新規制基準は、意図的な航空機の衝突等のテロリズムへの対策として、可搬型設備の分散保管・接続を要求している。また、信頼性向上のためのバックアップ対策として、航空機の衝突等の際に遠隔で原子炉の冷却などを行うための「特定重大事故等対処施設」（特重施設）を導入している。

特重施設は、設置期限が原発本体の工事計画認可から５年以内とされているが、大規模な工事が必要なため、設置期限に間に合わないとの見通しが九州、四国、関西電力から示された。これに対して、平成 31 年４月、特重施設の期限内設置が行われない原発について、その設置者に対し、使用停止命令を行う方針が原子力規制委員会によって決定された。

ただし、同年 10 月の原子力規制委員会で、定期検査により使用を停止していることが明らかである発電用原子炉施設には、使用の停止を命ずることはしない方針が了承されている。この結果、電力各社は特重施設が期限内に完成しない発電用原子炉施設の使用を定期検査により停止しているため、原子力規制委員会による停止命令が行われたことはない。

(4) 現行の運転期間延長認可制度（令和５年改正前）

発電用原子炉を運転することができる期間は、原子炉等規制法第 43 条の３の 32 において、運転開始から 40 年とされ、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けた場合は、１回に限り、20 年を上限として延長することができることとされている。

延長が認められるためには、当該期間において安全性の基準に適合することが求められる。

これまで、関西電力高浜発電所１～４号機、美浜発電所３号機及び日本原子力発電東海第二発電所、九州電力川内原子力発電所１・２号機の運転延長が原子力規制委員会により認可されている。

(5) 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の見直し

令和４年８月に開催された政府のＧＸ実行会議[7]において、岸田内閣総理大臣は、ＧＸの推進とエネルギーの安定供給確保の観点から、既設原発の長期運転等について検討を加速するよう指示した。

この指示を受けた政府内における検討、同会議の取りまとめを経て令和５年２月、「ＧＸ実現に向けた基本方針」が閣議決定された。この中では既存原発を可能な限り活用するため、現行制度と同様に、「運転期間は 40 年、延長を認める期間は 20 年」との制限を設けた上で、原子力規制委員会による厳格な安全審査が行われることを前提に、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めることとされた。

他方、上記のような運転期間の在り方の検討が進められる中、原子力規制委員会は、どのような運転期間の定めになろうとも高経年化した発電用原子炉に関する安全規制を引き続き厳格に実施できるよう検討を行い、令和５年２月に高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要及び同安全規制を盛り込んだ原子炉等規制法改正案を取りまとめた。

そして、これらの基本方針の内容や原子炉等規制法改正案を含む「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」（ＧＸ脱炭素電源法案）が第 211 回国会に提出され、同年５月 31 日に成立した[8]。この中で既存原発の活用については、運転期間は 40 年、延長を認める期間は 20 年とした原子炉等規制法上の枠組みを維持した上で、運転期間のカウントから他律的な要因によって止まっていた一定の停止期間に限り 60 年の運転期間のカウントから除外することを認める制度を設けるなどの措置を講じている。この運転期間の定めについては、電気事業法に新たに設けられており、これまで原子炉等規制法に置かれていた規定（(4)参照）は削除されている。

また、高経年化した発電用原子炉に関する新たな安全規制として、運転開始後 30 年を超えて運転しようとする発電用原子炉に対して、10 年を超えない期間ごとに、事業者があら

---

[7] 化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の変革、すなわちＧＸ（グリーントランスフォーメーション）を実行するべく、必要な施策を検討するため、令和４年７月より政府が開催している会議。内閣総理大臣（議長）と関係大臣、有識者から構成されている。

[8] 令和７年６月６日から本格施行される予定となっている。

かじめ施設の劣化を管理するための計画（長期施設管理計画）を策定して原子力規制委員会の認可を受けることを義務付けることとされた[9]。

（図表４）高経年化原子炉の安全を確保するための制度

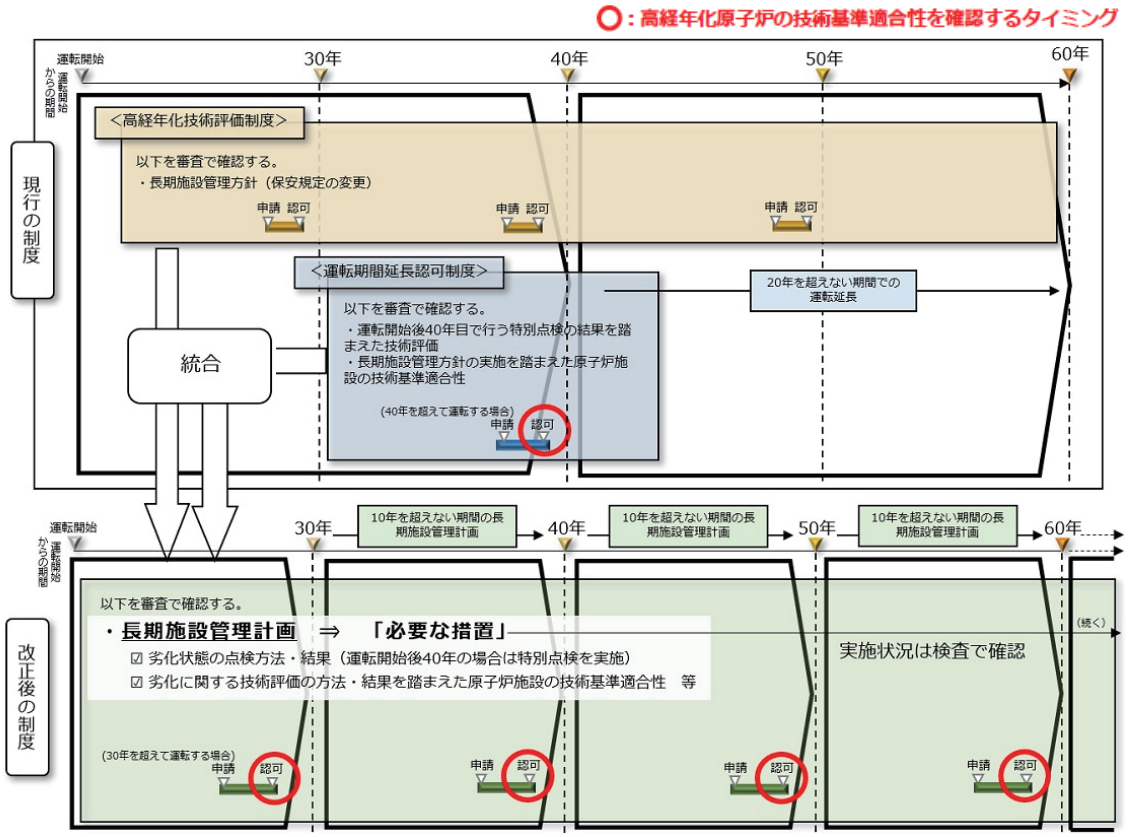

（出所）原子力規制委員会ＨＰ

３　原子力規制検査制度

(1) 現行の検査制度

平成 29 年の第 193 回国会において改正された原子炉等規制法により、事業者検査及び原子力規制検査等の見直しを始めとする原子力事業者等に対する検査制度の見直しに関する規定等が整備され、現行の検査制度（原子力規制検査）が令和２年４月１日に施行された。

それまでの検査制度には事業者が安全を確保するという一義的責任を負っていることが不明確などの問題点があったが、改正後の制度では、事業者自らに検査義務等を課した上で原子力規制検査が行われている。

これにより、原子力規制庁が、事業者に対し、自ら改善活動を積極的かつ的確に運用することを求めた上で、原子力規制検査を行うことで、事業者の弱点や懸念点等に注視して

[9] 電力会社が運転開始から 30 年を超えて運転しようとする場合に必要な審査の申請については、令和５年 10 月１日から受付が開始されている。

監督を行えるようになり、安全上の影響が大きい事象に至る前に改善に結びつくことが期待されている。

（図表５）原子力規制検査における監視業務の概略フロー

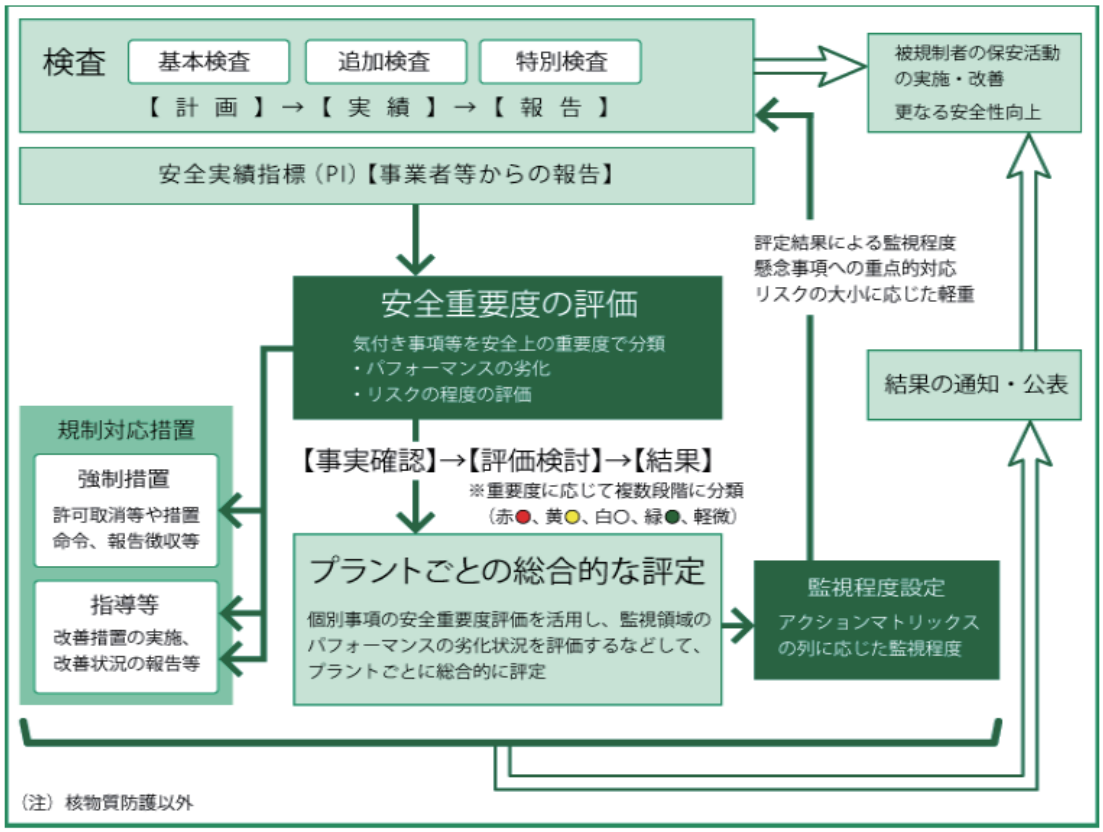

（出所）原子力規制委員会ＨＰ

(2) 東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の状況

東京電力柏崎刈羽原子力発電所では、令和２年度において、①東京電力社員が他人のＩＤカードを使用して防護区域にある中央制御室まで入域した事案と②核物質防護設備の機能の一部が喪失し、複数箇所において不正侵入を検知できない可能性がある状態となっていた事案が発覚した。

原子力規制委員会は令和３年４月、同発電所における特定核燃料物質の移動を禁止する是正措置命令を発出するとともに追加検査を開始した。その後、令和５年 12 月の原子力規制委員会において、追加検査報告書が了承され、是正措置命令の解除が決定された。

なお、同発電所の再稼働については、本年９月、政府の原子力関係閣僚会議が、再稼働に向けた対応として、避難路や屋内退避施設の整備など、避難対策の実効性向上に向けた具体的方針を決定している。

４　東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組

(1) 廃止措置等の実施に向けた基本方針等

東京電力福島第一原子力発電所は６基全てで廃炉が決定しており、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）（令和元年 12 月改訂版）に基づき、廃炉に向けた取組が進められている。

ロードマップでは、同発電所の安定化に向けた取組を３期に分けて実施することとしており、令和６年９月 10 日から２号機の燃料デブリの試験的取り出しに着手したことにより、現在は最終段階の第３期の工程に入っている。

(2) 燃料デブリの試験的取り出し

同発電所１～３号機では、事故により溶融した燃料や原子炉内構造物等が冷えて固まった「燃料デブリ」が原子炉内の広範囲に存在していることが分かっており、その総量は880トンと推定されている。現状では、原子炉建屋内は線量が非常に高く、燃料デブリの所在や状態を直接確認できる状況にないが、燃料デブリ取り出しに向け、遠隔操作機器・装置等による除染や内部状況調査が進められてきた。

平成31年２月、２号機において、燃料デブリと思われる堆積物を機器による遠隔操作で掴んで動かせることが確認された。これを踏まえ、ロードマップにおいては、最初に燃料デブリ取り出しに着手する号機を２号機とし、令和３年内に開始すること、その後、段階的に取り出し規模の更なる拡大を図っていくことが示された。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大による準備作業への影響や取り出しに使用するロボットアームの開発や設計の見直し等により、取り出し開始時期の延期が続いていたが、令和６年９月10日、試験的取り出しに着手した。

(3) 汚染水・処理水対策

ア　汚染水問題への対応

原子炉建屋内では、原子炉内に注水して冷却を続けることで低温の安定状態を維持しているが、この放射性物質に汚染された水が建屋に流入した地下水と混ざり合うことで、日々新たな汚染水が発生している。このため、平成25年９月に原子力災害対策本部が「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」を決定し、①汚染源を「取り除く」、②汚染源に水を「近づけない」、③汚染水を「漏らさない」という３つの基本方針に沿って対策が進められている。

汚染源に水を「近づけない」対策は、建屋への地下水等の流入を抑制することにより汚染水の発生量の低減を図るものである。ロードマップでは、汚染水の発生量を2025（令和７）年内に１日当たり100㎥程度に抑制することが掲げられていたが、令和５年度の実績では１日当たり約80㎥の発生量となり、目標は前倒しで達成された。今後は、2028（令和10）年度までに１日当たり約50～70㎥に抑制することを目指すとされている。

汚染源を「取り除く」対策として、原子炉建屋内に滞留している汚染水は、多核種除去

設備（ＡＬＰＳ）[10]などを含む複数の浄化設備で処理されている。汚染水を浄化処理し、放射性物質の大部分を取り除いたＡＬＰＳ処理水[11]には、ＡＬＰＳ等の浄化設備で除去できず放射性物質の環境放出に関する規制基準値を超えるトリチウム[12]が含まれるため、その取扱いについて検討が重ねられてきた。

イ　ＡＬＰＳ処理水の海洋放出

敷地内のタンクに貯蔵されているＡＬＰＳ処理水等については、令和２年12月に約137万㎥のタンクの設置が完了しているが、東京電力の試算（令和５年４月27日）によれば、令和６年２月頃から６月頃にはタンクが満杯になる見通し[13]とされていた。

ＡＬＰＳ処理水の処分方法について、政府の「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」における議論が３年以上かけて行われた結果、令和２年２月、「実績のある水蒸気放出及び海洋放出が現実的な選択肢である」こと等を内容とする報告書が取りまとめられた。

同報告書を踏まえ、政府は、令和３年４月に開催した「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」において、処分方法としては、国内での実績がある点やモニタリング等を確実に実施可能とされている点を評価して、２年後を目途に、ＡＬＰＳ処理水を海洋放出する基本方針を決定した。

基本方針では、海洋放出の具体的な方法として、風評影響を最大限抑制するため、トリチウムの濃度は、サブドレン等の排水濃度の運用目標（１Ｌ当たり1,500ベクレル未満）[14]と同水準まで海水で希釈することとし、海洋放出の実施に当たっては、周辺環境に与える影響等を確認しつつ、慎重に少量での放出から開始して客観性・透明性を最大限高めるべく放出前・放出後のモニタリングを強化・拡充することとしている。

令和３年12月に、東京電力は、ＡＬＰＳ処理水希釈放出設備等に係る実施計画を原子力規制委員会に申請した。同実施計画は、令和４年７月、原子力規制委員会より認可され、翌８月には、設備の本格工事が開始された。

その後、令和５年６月にＡＬＰＳ処理水希釈放出設備等の工事が完了し、７月に原子力規制委員会による設備の使用前検査が終了した。また、同月には、ＡＬＰＳ処理水の安全性レビューを行ってきたＩＡＥＡが「海洋放出に対する取組及び、東京電力、原子力規制

---

[10] 薬液による沈殿処理や吸着材による吸着など、化学的・物理的性質を利用した処理方法で、トリチウムを除く62種類の放射性物質を国の安全基準を満たす水準まで取り除くことができる設備。

[11] トリチウム以外の放射性物質が、環境放出の際の規制基準値を確実に下回るまで、ＡＬＰＳ等で浄化処理した水を指す。令和３年４月のＡＬＰＳ処理水の処分に関する基本方針の決定を機に風評被害防止を目的にＡＬＰＳ処理水の定義が変更された。なお、ＡＬＰＳ等で浄化処理したものの、規制基準を上回る水については「処理途上水」と呼び、これらも敷地内のタンクに貯蔵されている。

[12] 三重水素とも呼ばれるトリチウムは、水素の放射性同位体で、極めて弱いベータ線を放出する。核分裂や放射化によっても生成するが、宇宙線でも発生するため、自然界にも存在する。その多くが水の形で拡散し、原子炉や再処理施設の排気・排水中にも含まれる。トリチウムを含む水は、生物学的半減期が10日で、体内に取り込んだ場合も速やかに体外に排出され、特定の臓器に蓄積することはないとされている。

[13] 令和５年度以降の汚染水増加量を１日当たり120㎥±20㎥と仮定した場合の試算。

[14] トリチウム濃度の規制基準値は１Ｌ当たり60,000ベクレルであるため、海洋放出されるＡＬＰＳ処理水のトリチウム濃度は規制基準値の40分の１の水準となる。

委員会及び日本政府による関連の活動は、関連する国際安全基準に合致している」と結論付けた包括報告書を公表した。

このような状況を踏まえ、政府は同年８月22日、関係閣僚等会議を開催し、東京電力に対して速やかに海洋放出開始に向けた準備を進めるように求め、放出の開始は８月24日を見込むと示し、東京電力は同日に海洋放出を開始した。令和６年８月末までの１年間で、約６万トンを放出している。

なお、福島第一原発の周辺の海域等では、政府のモニタリング調整会議が策定した総合モニタリング計画等を踏まえ、関係省庁や福島県、東京電力等が連携して環境中に放出された放射性物質の拡散や移行等の状況の把握を目的として、セシウムやストロンチウム、トリチウムを中心に海域モニタリングを実施し、その濃度を計測・公表している。

放出開始後の海水中のトリチウム濃度は、運用上の上限値を下回っている。

令和６年７月には、ＩＡＥＡによる２回目のレビューミッションの報告書が公開された。同報告書では、処理水放出の実施が国際安全基準と合致していることが確認されたとしている。

５　原子力災害対策

現行の原子力災害対策は、原子力規制委員会が策定した「原子力災害対策指針」に基づき、原子力災害対策重点区域等が設定され、緊急時には定められた基準に則って避難や屋内退避等の防護措置が実施されることとなっている。

（図表６）原子力災害対策重点区域

ＯＰＡＺ：予防的防護措置を準備する区域（即時避難区域）
原子力施設から概ね半径5km圏内（発電用原子炉の場合）。
放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

ＯＵＰＺ：緊急防護措置を準備する区域（避難準備区域）
PAZの外側の概ね半径30km圏内（発電用原子炉の場合）。
・全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民の屋内退避を実施。
・放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果に基づき空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、同本部長（総理大臣）の指示を受け一時移転等を実施。

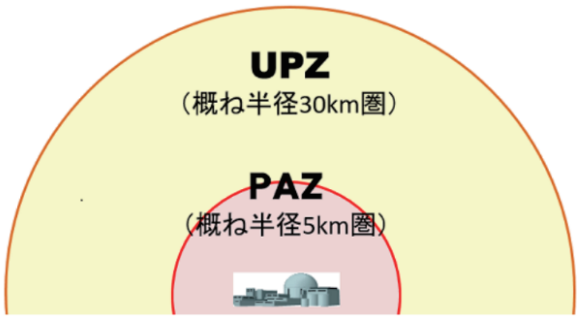

（出所）内閣府ＨＰを一部加工

地方公共団体は、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する際には、上記ＰＡＺ及びＵＰＺの数値を一つの目安として、地勢、行政区画等及び施設の特徴を勘案して原子力

災害対策重点区域を設定することとされている。また、地方公共団体は、地域防災計画等に基づき避難方法や経路等に関して避難計画を策定している。

地域防災計画・避難計画の策定に当たっては、原発が立地する13の地域ごとに内閣府が設置した「地域原子力防災協議会」及びその作業部会において、その具体化・充実化の取組が行われている。同協議会において、各自治体の避難計画を含む当該地域の「緊急時対応」が取りまとめられ、原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることが確認された上で、全閣僚と原子力規制委員長等で構成される「原子力防災会議」に確認結果が報告され、「緊急時対応」に対する国としての了承が行われる。

これまで、「原子力防災会議」において、地域の緊急時対応の確認結果が了承されたのは、川内、伊方、高浜、泊、玄海、大飯、女川、美浜及び島根の計９地域となっている。

原子力災害対策指針では、万が一、原子力発電所が全面緊急事態[15]となった場合、ＵＰＺ内の住民は被ばく低減を目的とする防護措置として屋内退避をすることとしているが、同指針では、放射性物質の放出後に空間放射線量率を踏まえた避難や一時移転の実施が定められているものの、屋内退避の解除や避難への切替えの判断は示されていないことから、原子力規制委員会において、自治体との意見交換や能登半島地震の状況等を踏まえ、屋内退避の実施や解除等の判断の在り方に関する検討が行われている。

６　核燃料サイクル

(1) 核燃料サイクルの仕組み

我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としている。

核燃料サイクルとは、原子力発電所から発生する使用済燃料の中からウランやプルトニウムといった燃料として再利用可能な物質を取り出し（再処理）、ウランやプルトニウムを混ぜ合わせた「ＭＯＸ燃料」と呼ばれる燃料に加工して、もう一度発電に利用することをいい、現在の原発（軽水炉）にＭＯＸ燃料を使用することを「プルサーマル」という。ＭＯＸ燃料を現在の原発で使用するサイクルを軽水炉[16]サイクル、高速炉を開発しＭＯＸ燃料を使用するサイクルを高速炉[17]サイクルという。

現在、再稼働を経て営業運転している12の原発のうち、ＭＯＸ燃料を使用する炉（プルサーマル炉）は４基ある。

---

[15] 原子力施設で冷却機能喪失などの事象が発生し、住民に放射線による影響が生じる可能性が高い段階。

[16] 軽水（普通の水）が減速材と冷却材に兼用されており、濃縮ウランが燃料に用いられる。軽水炉は世界の原子力発電の主流となっており、蒸気を発生させる仕組みの違いによって沸騰水型炉（ＢＷＲ）と加圧水型炉（ＰＷＲ）の２種類に分けられる。

[17] 高速炉は、核分裂により発生する高速中性子による核分裂連鎖反応を用いて発電する原子炉である。従来の軽水炉とは異なり、減速材は使用せず、冷却材には中性子を減速・吸収しにくいナトリウムを使用し、原子炉で発生した熱で水を蒸気に変えタービンを回す。
高速増殖炉は、高速炉の一種で、高速中性子による核分裂反応を用いてウラン 238 からプルトニウム 239 を生産することで、発電により使用する燃料より多くの燃料を新たに生成することができるとされている。

(2) 使用済燃料の貯蔵

再処理が行われるまで使用済燃料を安全に管理することは核燃料サイクルの重要なプロセスとなっている。使用済燃料は、各原子力発電所の貯蔵プールなどで貯蔵・管理されているが、令和５年12月末で各原子力発電所には16,660tU（トンウラン：金属ウランの重量を示す単位）が存在し、貯蔵容量がひっ迫している状況にあり、敷地内の乾式貯蔵施設の設置、使用済燃料プールのリラッキング[18]をはじめ、中間貯蔵施設の建設など、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組が実施されている。

使用済燃料の乾式貯蔵施設[19]については、令和２年９月に四国電力伊方原子力発電所、令和３年４月に九州電力玄海原子力発電所における設置変更許可が原子力規制委員会からなされている。中間貯蔵施設については、東京電力と日本原子力発電の両社が設立したリサイクル燃料貯蔵株式会社（ＲＦＳ）のむつ中間貯蔵施設が令和２年11月に原子力規制委員会から使用済燃料貯蔵事業の変更許可を受けており、本年８月には、青森県及びむつ市とＲＦＳが、操業に向けて貯蔵施設の使用期間を50年とすること等を盛り込んだ安全協定等を締結している。

また、令和５年８月、山口県上関町は、中間貯蔵施設の立地可能性調査に関する中国電力からの申入れ[20]に対して受入れを表明している。

(3) 使用済燃料の再処理

使用済燃料の再処理、ＭＯＸ燃料の加工等は、青森県六ヶ所村にある日本原燃六ヶ所再処理施設を始めとする関連施設で行われる予定となっている。発電用原子炉以外の新規制基準に基づいて審査が行われ、六ヶ所再処理施設は令和２年７月に、ＭＯＸ燃料加工施設については、同年12月に事業の変更許可がなされた。現在は、使用済燃料の再処理施設等が未完成のため、フランスで再処理・加工されたＭＯＸ燃料を使用したプルサーマルが行われているが、今後、設備の工事計画の認可等を経て、竣工、稼働すれば、年間約800トンの使用済燃料を処理することが可能とされている。

(4) 高速炉開発

我が国における高速炉開発については、日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉「もんじゅ」が平成６年に初臨界に達したが、平成７年に発生したナトリウム漏えい事故等のトラブルが相次ぎ、平成28年、原子力関係閣僚会議において、もんじゅの廃止移行措置が決定し、平成30年３月に原子力規制委員会により廃止措置計画が認可された。平成19年より運転を停止している同機構の高速実験炉「常陽」については、現在、実験炉のための研究開発等に向けた運転再開を目指しており、令和５年７月に原子力規制委員会より原子炉

---

[18] 使用済燃料プールの大きさを変えることなく、使用済燃料の貯蔵ラックの間隔を狭めることにより貯蔵能力を増やすことを指す。

[19] 貯蔵用プールで水を循環させ冷却する湿式貯蔵によって十分冷却された使用済燃料を、金属製の頑丈な容器（乾式キャスク）に収納し、空気の自然対流によって冷却する貯蔵方法。

[20] 調査・検討は、中国電力と関西電力との共同開発を前提に進めるとしている。

設置変更許可を受けている。

７　高レベル放射性廃棄物の処理・処分に関する取組

高レベル放射性廃棄物の処分方法については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（平成12年法律第117号。以下「最終処分法」という。）に基づき、地下300m以深の安定的な地層中に処分すること等が定められている。また、最終処分法に基づき、高レベル放射性廃棄物の最終処分施設建設地の選定、最終処分施設の建設と管理、最終処分、処分場の閉鎖、閉鎖後の管理等の実施主体として、原子力発電環境整備機構（ＮＵＭＯ）が平成12年10月に設立され、事業に当たっている。

最終処分法では、処分地の選定プロセスとして、①概要調査地区の選定（文献調査）、②精密調査地区の選定（概要調査）、③最終処分施設建設地の選定（精密調査）という３段階のプロセスを経ることが定められている。

（図表７）処分地選定のプロセス

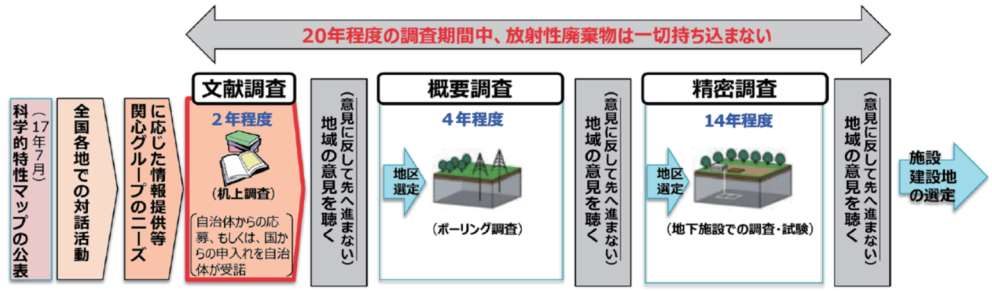

（出所）経済産業省ＨＰ

また、最終処分法に基づき、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」が策定されており、平成27年の改定においては、現世代の責任で地層処分を前提に取組を進めること、地域の地下環境等の科学的特性を国から提示すること等を通じ、国民や地域の理解と協力を得ていくことに努めること等とされた。

同方針の下、地下環境の科学的特性を提示するための要件・基準が政府において議論され、地層処分に関する地域の科学的特性を全国地図の形で示した「科学的特性マップ」が平成29年７月に公表された。同マップは、地層処分の仕組みや地質環境等についての国民的理解を深めるために、文献等により一律の基準で特性の有無を処分地の可能性として評価したものである。

処分地選定までには、処分の実施主体であるＮＵＭＯにより、様々な要素を含めて法律に基づいた段階的な調査（文献調査、概要調査、精密調査）等がなされる必要がある。そこで、科学的特性マップの公表後、最終処分事業の更なる理解の促進を図るため、ＮＵＭＯと国によって全国各地で対話活動が進められている。

また、令和２年11月より北海道寿都町と神恵内村で実施されていた文献調査について[21]、

[21] 文献調査については、令和５年９月 12 日、長崎県対馬市議会で文献調査受入れ促進を求める請願が採択さ

ＮＵＭＯが文献調査の報告書を取りまとめ、本年８月に、経済産業省の小委員会が、同報告書案を了承している。

また、佐賀県玄海町では、本年５月、国からの文献調査の申入れに対して脇山玄海町長が文献調査を受け入れる考えを表明し、翌６月から文献調査が開始されている[22]。

次の概要調査に進む場合には、最終処分法において、経済産業大臣が都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、それを十分に尊重しなければならない旨が規定されており、その意見に反して次の調査に進むことはないとされている。北海道は、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を平成12年に制定し、同条例において、特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言している。

なお、政府は、上記基本方針を令和５年４月28日に改定し、その中で、最終処分に向けた取組強化策として、①関心自治体の掘り起こしのための全国行脚とＮＵＭＯの地域体制強化、②関心等を有する自治体との協議の場の設置、③関心地域における文献調査受入れ判断の前段階からの地元関係者への段階的な申入れ、④文献調査受入れ自治体等への政府一丸となった支援などを示している[23]。

内容についての問合せ先

原子力問題調査特別調査室　鈴木首席調査員（内線 68790）

れたが、同月 27 日に比田勝市長は同調査を受け入れない方針を表明した。

[22] なお、最終処分場について、山口佐賀県知事は、新たな負担を受け入れる考えはない旨を表明している。

[23] 改定内容の要旨は令和５年２月のＧＸ実現に向けた基本方針と令和５年７月のＧＸ推進戦略の二つの閣議決定にも盛り込まれている。

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会

地域・こども・デジタル特別調査室

所管事項の動向

１　地域活性化

(1) デジタル田園都市国家構想と地方創生

ア　背景

我が国は、急速に人口減少・少子高齢化が進行しており、生産年齢人口の減少[1]が、我が国の経済成長の制約になることが懸念されている。加えて、地方からの人口流出と東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）への人口集中が続いており、地方の人手不足や地域産業の衰退等が大きな課題となっている[2]。

このため、政府は、平成26年以降、①活力ある地域社会の実現、②東京圏への一極集中の是正などを目標に掲げ、地方創生（まち・ひと・しごと創生[3]）の取組を進めてきたが、東京圏への人口集中の傾向はむしろ加速した。

しかし、令和２年に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大すると、地方移住への関心の高まりやテレワークの普及等によって、東京圏の転入超過数が減少に転じた。また、感染拡大を契機として、社会全体のデジタル化を進める気運が高まり、地方創生の取組についても、デジタル技術の活用によって加速化・深化させていく重要性が指摘されるようになった。

このような中、令和３年10月に「デジタル田園都市国家構想」を掲げる岸田内閣総理大臣が就任し、政府として、同構想を推進することとなった。

イ　デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組

「デジタル田園都市国家構想」は、岸田内閣が掲げた地方活性化策であり、デジタル技術の活用によって、地方の社会課題の解決や魅力の向上を実現し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すものである。

第２次岸田内閣（令和３年11月発足）は、「デジタル田園都市国家構想実現会議」（以下「実現会議」という。）において構想の具体化に向けた検討を進め、令和５年12月には、構想の実現に必要な施策の方向等を示した「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）[4]」（以下「総合戦略」という。）を閣議決定した。

総合戦略は、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上の取組の加速化・深化を図るため、「地方に仕事をつくる」「人の流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望

---

[1] 生産年齢人口（15～64歳人口）は、平成７年（8,716万人）をピークに減少しており、令和２年国勢調査では7,509万人（平成７年比1,208万人減）となっている。

[2] 東京圏の転入超過数の大半は若年層（15～29歳）が占めているため、地方の若い世代が出生率の低い東京圏に流出することにより、我が国全体の少子化・人口減少を加速化させているとの指摘もある。

[3] 政府は、「地方創生」と「まち・ひと・しごと創生」は「同じもの」としている（第187回国会衆議院地方創生に関する特別委員会議録第３号26頁（平26.10.15）石破地方創生担当大臣（当時）答弁）。

[4] 「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和４年12月閣議決定）の変更という形で策定されたものである。

をかなえる」「魅力的な地域をつくる」という４つの観点からの取組を推進することとしている。また、そのために必要となる「デジタル実装の基礎条件整備」として、「デジタル基盤の整備」「デジタル人材の育成・確保」「誰一人取り残されないための取組」を強力に推進し、構想の実現を図ることとしている。

なお、総合戦略では、デジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させていくとしているが、これまでの地方創生の各種取組についても、デジタル活用に限定することなく、改善を加えながら推進していくとしている。

ウ　地方創生の取組に対する国の支援

地方自治体は、総合戦略を勘案して、地方版総合戦略[5]を策定し、地方創生の取組を進めている。これに対し、国は、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく支援措置（①デジタル田園都市国家構想交付金[6]（以下「デジ田交付金」という。）のうち地方創生推進タイプ・地方創生拠点整備タイプ、②企業版ふるさと納税、③地方拠点強化税制等）や、地方財政措置[7]などによって、その取組を支援している。

地方創生関連の主な支援策は下表のとおりである。

地方創生関連の主な支援策

事業名	概　　要
企業版ふるさと納税 【令和６年度まで】 （地域再生法上の支援措置）	○地方自治体の地方創生の取組に法人が寄附を行った場合、寄附額の６割相当額を法人住民税・法人事業税等の税額から控除（損金算入措置による軽減効果と合わせて、寄附額の約９割相当額を軽減）
地方拠点強化税制 【令和７年度まで】 （地域再生法上の支援措置）	○事業者が本社機能を有する業務施設（事務所、研究所等）を①東京23区から移転する場合、②三大都市圏の中心部以外の地域において拡充する場合等に、法人税等の課税の特例（オフィス減税・雇用促進税制）により支援
地方創生移住支援事業 【デジ田交付金(補助率1/2)】	○東京23区在住者又は通勤者が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合（テレワークにより移住前の業務を継続する場合を含む。）に、移住支援金（最大100万円＋子供１人当たり最大100万円）を支給
地方創生起業支援事業 【デジ田交付金(補助率1/2)】	○地域の課題解決に資する社会的事業を新たに起業等する者に対して起業等のための伴走支援と起業支援金（最大200万円）を支給
地方創生人材支援制度	○地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、民間専門人材を市町村長の補佐役として派遣

（内閣府地方創生推進事務局資料等を基に当室作成）

なお、平成26年以降、地域再生法の数次の改正によって、地方創生関連の支援措置の拡

---

[5] まち・ひと・しごと創生法に基づく「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」をいう。地方版総合戦略の策定は任意（努力義務）であるが、ほぼ全ての地方自治体で、改訂・延長等により地方版総合戦略が策定されている（令和５年４月１日現在時点）。

[6] デジタル田園都市国家構想交付金（令和５年度補正予算：735億円、令和６年度当初予算：1,000億円）には、①デジタル実装タイプ（デジタル実装に必要な経費を支援）、②地方創生推進タイプ（地方創生に資するソフト事業等を支援）、③地方創生拠点整備タイプ（地方創生に資する拠点施設の整備等を支援）、④地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ（半導体等の大規模生産拠点整備を支援）がある。

[7] 令和６年度地方財政計画の歳出において、デジタル田園都市国家構想事業費１兆2,500億円（地方創生推進費１兆円、地域デジタル社会推進費2,500億円）が計上され、これに相当する一般財源（地方交付税等）が確保された。

充が図られており、令和６年の第213回国会（常会）においても、住宅団地を再生するための支援措置の拡充や、地方拠点強化税制の対象拡大（子育て施設等の追加）などを内容とする地域再生法の一部を改正する法律（令和６年法律第17号）が成立した。

エ　地方創生10年の取組と今後の推進方向

令和６年は、地方創生の取組が本格的に始まってから10年の節目となる。このため、実現会議は、同年６月、「地方創生10年の取組と今後の推進方向」を取りまとめた。この中で、地域によっては、人口増加など、地方創生の成果と言えるものが一定数あると評価しつつも、人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っていないとした。その上で、今後求められる取組の方向として、①東京圏への過度な一極集中への対応、②少子化への対応、③地域の生産年齢人口の減少への対応などを挙げた。このうち、①については、主な要因である女性・若者に着目し、女性・若者にとって魅力的な地域づくりに向けた検討を女性・若者の視点から行っていく必要があるなどとした。

オ　国の支援措置の拡充等に向けた動き

(ｱ) 地方創生移住支援事業の拡充

政府は、地方創生移住支援事業（前ページ**表**参照）の拡充として、令和６年度から、東京都内に本部を置く大学の学生が卒業時に地方へＵＩＪターンすることを促進するため、地方の企業において実施される就職活動に参加するための交通費への支援を行っている。加えて、令和７年度からは、同支援を受けた学生の地方移住にかかる移転費を支援することとしている。

他方、内閣官房・内閣府は、令和７年度予算概算要求の検討段階において、地方創生移住支援事業の中で、「結婚を契機として移住する女性を支援する取組を検討する」こととしていた。しかし、女性に限定して支援することなどに批判があったため、自見地方創生担当大臣は、男女・年齢の別を設けない方向で、移住支援事業の在り方について再検討するよう指示した。

(ｲ) 企業版ふるさと納税の延長

内閣官房・内閣府等は、令和７年度税制改正要望において、令和６年度までとされている企業版ふるさと納税（前ページ**表**参照）の税額控除の適用期限を５年間延長するよう求めた。企業版ふるさと納税に関しては、令和２年度税制改正による税額控除割合の引上げ等により、寄附実績が大幅に増加[8]している一方で、福島県国見町において企業の節税対策に利用されたとの指摘[9]もある。

なお、骨太の方針2024[10]では、企業版ふるさと納税について、これまでの取組状況等を総合的に検証するとともに、今後の制度の在り方を検討するとされている。

---

[8] 企業版ふるさと納税の令和５年度の寄附金額は、約470.0億円（令和元年度の13.9倍）となっている。

[9] 国見町議会高規格救急自動車研究開発事業事務調査特別委員会調査報告書（令和６年７月10日）

[10] 経済財政運営と改革の基本方針2024（令和６年６月閣議決定）

(2) 地方分権改革

ア　提案募集方式による地方分権改革

地方分権改革は、平成５年６月の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」を契機として取組が推進されてきたもので、第１次分権改革（平成５年～）、三位一体の改革（平成16年～）、第２次分権改革（平成18年～）を経て、平成26年以降は、提案募集方式による改革が進められている。

地方分権改革のあゆみ

年	主な動き	改革等の概要
平成 5	地方分権の推進に関する決議（衆参両院）	
7	地方分権推進法成立 地方分権推進委員会発足（～平成13年７月） （平成８年12月第１次～平成10年11月第５次勧告）	【第１次地方分権改革】 ・機関委任事務制度の廃止と事務の再編成 ・国の関与の新しいルールの創設 ・権限移譲 ・条例による事務処理特例制度の創設 等
11	地方分権一括法成立	
16	三位一体改革（平成14～17年骨太の方針） 国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革（平成16～18年度）	
18	地方分権改革推進法成立	【第２次地方分権改革】 ・地方に対する規制緩和 （義務付け・枠付けの見直しなど） ・国から地方への事務・権限の移譲 ・都道府県から市町村への事務・権限の移譲 等
19	地方分権改革推進委員会発足（～平成22年３月） （平成20年５月第１次～平成21年11月第４次勧告）	
23	国と地方の協議の場法成立 第１次一括法成立 第２次一括法成立	
25	地方分権改革推進本部発足 地方分権改革有識者会議発足 第３次一括法成立	
26	第４次一括法成立 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ 提案募集方式（平成26年～）	【提案募集方式】 ・委員会勧告方式に代えて、地方の発意に根ざした新たな取組として、個々の地方公共団体等から提案を募集し、提案の実現に向けて検討
27 〈 令和 6	第５次一括法成立 〈 第14次一括法成立	

（内閣府資料を基に当室作成）

提案募集方式は、従来の委員会勧告方式に代えて個々の地方自治体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行うもので、毎年１回、３か月程度の期間提案募集が実施されている。

地方からの提案等に関し政府は、毎年12月、対応方針を閣議決定し、このうち、法制化が必要な事項については、翌年の通常国会に、地方分権一括法案を提出しており[11]、平成27年から令和６年までの間に第５次一括法から第14次一括法が成立している。

なお、地方分権改革有識者会議は提案募集方式を導入してから10年目の節目を迎え、そ

[11] 地方分権改革推進本部「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年４月）

の総括と地方分権改革を一層推進する観点から、今後の方向性を取りまとめ、公表した[12]。この中では、引き続き「提案募集方式」による取組の推進を求めた上で、①提案を行ったことのある町村の割合が３割弱にとどまっていること、②近年、現行制度の見直しにとどまる提案が少なくないこと、③国民の関心が高まっているとはいえないことなどを指摘し、これらの課題への適切な対応を求めている。

イ　令和６年の提案募集

令和６年の提案募集では、内閣府において、同年１月25日から５月10日まで、地方自治体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案の募集が実施され、地方自治体等283団体から293件の提案がなされた（令和５年：236団体から230件）。

今回の提案募集においては、重点募集テーマとして「デジタル化」が設定されており、提案件数293件のうち、「デジタル化」に関する提案が107件となっている[13]。

これらの提案事項については、地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の調査・審議を経て、関係府省との調整を踏まえ、提案に関する対応方針について、年末までに地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行うとされている。

ウ　計画等の策定の見直しに関する取組

我が国においては、計画等の策定を通じた行政が進められる中で、近年、計画等の策定の義務付け等の規定（努力義務規定及び「できる」規定を含む。）が増加してきている[14]。

計画等の策定については、地方分権改革において一定の見直しが行われてきたものの、平成22年から令和２年の10年間で法律により地方公共団体が策定主体とされる計画等に関する条項数が約1.5倍になっており、地方公共団体においては、増加し続ける計画等に係る事務への対応に多大な労力を要している。

こうしたことを背景として、令和５年３月、地方分権改革推進本部における決定を経て、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」が閣議決定された。この中では、新規の計画等の策定や既存計画等の統合などの基本原則[15]を踏まえ、各府省の制度の検討等に当たっての計画行政の指針が示された。

各府省における既存計画の見直し状況については、内閣府において取りまとめられ、地方分権改革有識者会議に報告がなされている[16]。

---

[12] 地方分権改革有識者会議「地方分権改革の今後の方向性について―提案募集方式の導入以後 10 年の総括と展望―」（令和５年 12 月 15 日）

[13] 令和６年の地方からの提案状況（「第 58 回地方分権改革有識者会議・第 163 回提案募集検討専門部会 合同会議」配布資料）

[14] 計画等の策定を努力義務や任意としながら財政支援等の要件とするケースも増加傾向にある。

[15] 「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」（令和４年６月閣議決定）において、計画等の策定に関する基本原則が明記された。

[16] 第 58 回 地方分権改革有識者会議・第 163 回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録（令和６年６月 24 日）

(3)　国家戦略特区制度

ア　概要

国家戦略特区制度は、平成25年６月、第２次安倍内閣における成長戦略である「日本再興戦略」に盛り込まれ、同年12月、国家戦略特区法[17]の成立により創設された。

同制度は、規制の特例措置の整備等によって「岩盤規制」の突破口を開き、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としており、国家戦略特区における地域経済活性化の手段であるとともに、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう、積極的な全国展開も進められている。

規制の特例措置は、政令[18]により指定された区域について、国家戦略特区ワーキンググループによる調査・検討を踏まえ、必要に応じて国家戦略特別区域諮問会議において審議が行われ、国家戦略特区法等の改正により創設された後、個別の事業認定を経て実施される。

イ　国家戦略特区の指定区域

国家戦略特区には、これまでに以下の区域が指定されている。

国家戦略特区の指定区域

平成26年：東京圏（東京都・神奈川県・成田市）、関西圏（大阪府・兵庫県・京都府）、沖縄県、新潟市、養父市、福岡市
平成27年：愛知県、仙台市、仙北市
平成28年：広島県・今治市、北九州市[19]、千葉市[20]
令和４年：【スーパーシティ型】つくば市、大阪市[21]
【デジタル田園健康特区】加賀市・茅野市・吉備中央町
令和６年：【連携“絆”特区】福島県・長崎県、宮城県・熊本県
【金融・資産運用特区[22]】北海道

（内閣府国家戦略特区ＨＰを基に当室作成）

スーパーシティとは、自動運転、遠隔医療、キャッシュレス決済など生活全般にわたり、大胆な規制改革と併せてデータ連携基盤を活用して、複数の先端的サービスを提供する未来社会を先行実現することを目指すものである。また、デジタル田園健康特区は、デジタル技術を活用し、健康・医療などをはじめとした地域の課題解決に重点的に取り組むものである。スーパーシティ及びデジタル田園健康特区は、地域の活性化や持続可能な経済社会の実現を目指すデジタル田園都市国家構想を先導するとされている。

連携“絆”特区とは、地理的に離れた複数の自治体が連携して共通課題の解決を目指す

17　「国家戦略特別区域法」（平成25年法律第107号）

18　「国家戦略特別区域を定める政令」（平成26年政令第178号）

19　福岡市の区域拡大による指定

20　東京圏の一部として指定

21　大阪市は、既に国家戦略特区に指定されている大阪府とともに、スーパーシティの実現を目指している。

22　金融・資産運用特区には、既に国家戦略特区に指定されている東京、大阪、福岡に加えて、北海道が指定された。

ものであり、福島県と長崎県はドローン等の新技術実装について、宮城県と熊本県は人材不足に対処し半導体を核とした産業拠点形成について、それぞれ連携して取り組んでいる。

金融・資産運用特区とは、国内外の金融・資産運用業者の集積と成長分野の発展を目指す取組であり、新たに指定された北海道では、ＧＸ（グリーン・トランスフォーメーション）と金融集積を結び付けた取組を進める。

ウ　国家戦略特区をめぐる最近の動き

令和６年８月26日、国家戦略特別区域諮問会議において、成田空港を核とした国際航空物流拠点機能の強化について、地域一帯の国家戦略特別区域指定などを通じ、航空物流人材を確保するため外国人材の活用を検討することとされた。

同会議において、岸田内閣総理大臣（当時）は、日本全体の競争力強化の観点から国家プロジェクトとして取組を加速していく旨発言し、国土交通省等の関係省庁に対し、地元自治体と連携して、国家戦略特区制度の活用や関連インフラの整備を含めて総合的な支援策を取りまとめるよう指示した。

２　こども政策

(1) 少子化の現状

令和５（2023）年、我が国の出生数は72万7,288人と、統計を開始した明治32（1899）年以来最低の数字となり、合計特殊出生率も過去最低の1.20となった。

出生数及び合計特殊出生率の推移

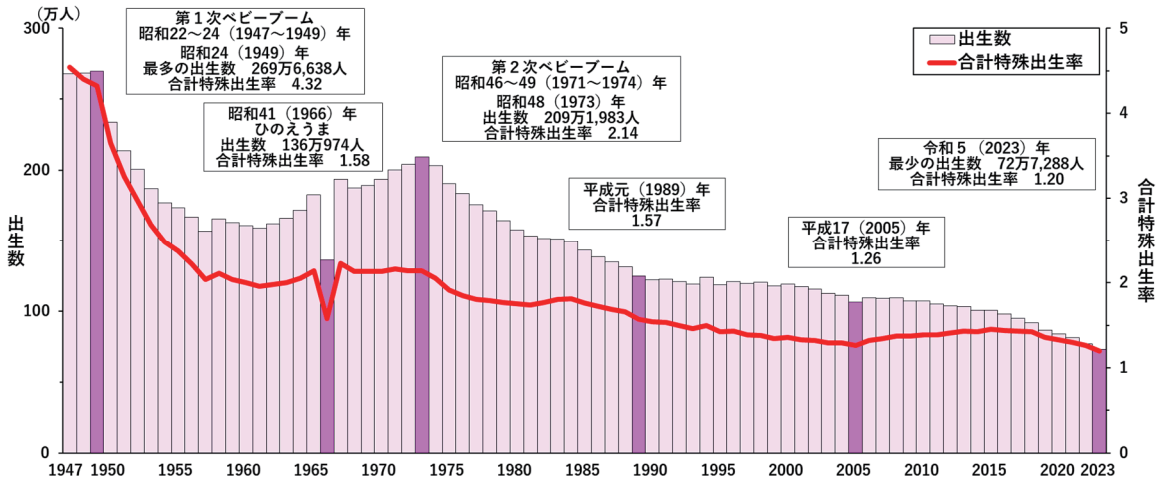

（厚生労働省「令和５年（2023）人口動態統計（確定数）」第２表－１、第２表－２を基に当室作成）

(2) こども家庭庁

こどもに関する施策は多岐にわたり、従前、担当省庁も複数にまたがっていた。このような状況の下、令和３年４月、菅内閣総理大臣（当時）は、こどもたちのために何が必要であるかという視点に立って、縦割りを打破し、組織の在り方を抜本から考えていくこと

も必要であるとの認識を示した[23]。

その後、岸田内閣において具体的な組織の在り方の検討が進められ、令和４年６月、こども家庭庁設置法[24]、関係法律整備法[25]及びこども基本法[26]が制定・公布された。そして、令和５年４月、これらの３法律が施行され、こども家庭庁が発足した。

こども家庭庁は、こども政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を実現するため、児童虐待、いじめ、こどもの貧困など、こどもをめぐる様々な課題に対し、常にこどもの視点に立って、こどもの最善の利益を第一に考え、縦割りを排した行政を進めるための司令塔として、政府内の総合調整を適切に行いつつ、各省庁より一段高い立場からこども政策を主導し、必要に応じてちゅうちょなく勧告権を行使するとされている[27]。

また、こども家庭庁は、発足後、「こども大綱」（こども基本法第９条第１項）の策定作業を進め、令和５年12月に同大綱が閣議決定された[28]。

(3) こども未来戦略

令和５年１月、岸田内閣総理大臣（当時）は、令和４年の出生数が80万人を割り込む見込みであることに触れ、少子化の問題はこれ以上放置できない課題であるとの認識を示した上で、従来とは次元の異なる少子化対策の実現に取り組む方針を表明した。

これを受けて、令和５年12月、「こども未来戦略」が閣議決定され、そのうち「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）とされた具体的施策については、今後３年間（令和８年度まで）の集中取組期間にその大宗を実施することとされた。

加速化プランでは、各年度予算において、①若い世代の所得向上に向けた取組（約1.7兆円）、②全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充（約1.3兆円）及び③共働き・共育ての推進（約0.6兆円）に計約3.6兆円の充実を図るとした。

---

[23] 第204回国会参議院決算委員会会議録第１号11頁（令3.4.5）菅内閣総理大臣答弁

[24] 令和４年法律第75号

[25] 「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（令和４年法律第76号）

[26] 令和４年法律第77号。内閣提出法案であったこども家庭庁設置法等と同時に、議員立法にて制定された。

[27] 令和５年３月24日小倉内閣府特命担当大臣記者会見要旨

[28] 「こども大綱」（令和５年12月22日閣議決定）

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

（出所）令和６年版こども白書

また、加速化プランを支える財源として、令和10年度までに、①既定予算の最大限の活用等（約1.5兆円）、②歳出改革による公費節減の効果（約1.1兆円）及び③「支援金制度」の構築（約1.0兆円）により、計3.6兆円程度の安定財源を確保するほか、これを確保するまでのつなぎとして、こども・子育て支援特例公債を発行するとした。

そして、こども未来戦略の内容を踏まえ、令和６年２月16日、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が第213回国会（常会）に提出された。同法は、同年６月５日に成立し、同月12日に公布された[29]（施行日は同年10月１日であるが、段階的に施行）。

(4) こどもまんなか実行計画

こども基本法に基づく「こども大綱」では、具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取りまとめ、こども家庭審議会において施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年６月頃を目途にこども政策推進会議において同計画を改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映することにより、継続的に施策の点検と見直しを図るとしている。

これを踏まえ、令和６年５月31日、こども政策推進会議において、「こどもまんなか実行計画2024」が決定された。

[29] 令和６年法律第47号

(5) こどもに対する性犯罪・性暴力の防止

こどもに対する性犯罪・性暴力は、こどもの心身に生涯にわたり有害な影響を及ぼすものである。特に、教育・保育等の現場においてその従事者が加害者となる場合、こどもの性的知識の未熟さや立場の弱さに乗じて行われ、第三者が被害に気付きにくく、一度発生すると継続する可能性が高い。

これを未然に防止する仕組みとして、教育職員等及び保育士については、令和３年の教員性暴力等防止法[30]の制定及び令和４年の児童福祉法の改正[31]により、児童生徒性暴力等により教員免許状の失効等及び保育士登録の取消しに至った者のデータベースの整備及び活用、資格の再授与等の制限等が規定された。

これに加えて、塾講師や放課後児童クラブの職員等の免許等を要しない職種についても、イギリスのＤＢＳ[32]制度を参考に、性犯罪歴がないことの証明を求める「日本版ＤＢＳ制度」の導入の検討が進められた。

以上を踏まえ、令和６年３月19日、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する一定の対象事業者が、児童等に対する性暴力等の防止等をする責務を有することを明らかにするとともに、そのために講ずべき措置等について定めることを内容とする「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案」が第213回国会（常会）に提出された。同法は、同年６月19日に成立し、同月26日に公布された[33]（一部を除き、公布日から２年６月以内において政令で定める日から施行）。

３　旧優生保護法被害者の救済

(1) 旧優生保護法の下で行われた優生手術（不妊手術）の概要

優生保護法[34]は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止すること等を目的として、昭和23年６月に議員立法により制定された。障害等を理由とする優生手術（生殖を不能にする手術。以下「不妊手術」という。）に関する規定が同法から削除される平成８年９月25日[35]までの間、約２万5,000件の不妊手術が実施された。

(2) 旧優生保護法被害者の救済に向けた動き

ア　旧優生保護法一時金支給法の制定（平成31年）

平成30年１月、旧優生保護法の下で不妊手術を強制されたとして、被害者らが国に損害賠償を求める訴訟が仙台地裁に提起されたことを皮切りに、同様の訴訟が相次いで提起さ

---

30 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和３年法律第57号）

31 「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第66号）

32 前歴開示・前歴者就業制限機構（Disclosure and Barring Service）

33 令和６年法律第69号

34 昭和23年法律第156号

35 平成８年９月26日、障害者の権利の実現に向けた取組が進められる中で、法律の題名を優生保護法から母体保護法に改めること、法律の目的中「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」を削除すること、障害等を理由とする優生手術に関する規定を削除すること等を内容とする「優生保護法の一部を改正する法律」が施行された。

れることとなった。そのような状況を踏まえ、旧優生保護法に基づく不妊手術等を受けた者に対する一時金の支給等を内容とする議員立法の提出に向けて、超党派で議論が行われることとなり、平成31年４月24日、旧優生保護法に基づき、あるいはその存在を背景として、障害等を理由に不妊手術等を受けた者に一時金320万円を支給する旨の旧優生保護法一時金支給法[36]が議員立法で成立した（即日公布・施行）。なお、令和６年３月29日には、一時金の支給の請求期限を５年延長する改正法が成立している（同年４月５日公布・施行）。

イ　旧優生保護法をめぐる最高裁判決（令和６年）

不妊手術の被害者からの損害賠償請求を認容するか否かについて、国は改正前民法724条後段の除斥期間[37]の適用を主張しており、下級審の判断は割れていたが、令和６年７月３日、大阪、東京、札幌、神戸及び仙台の５件の訴訟に係る最高裁判決が示された。その概要は、旧優生保護法中の障害等を理由とする不妊手術に関する規定は違憲（憲法第13条及び第14条第１項違反）であり、同規定に係る国会議員の立法行為は国家賠償法上違法の評価を受けるもので、国が除斥期間の主張をすることは信義則に反し許されないとするものであり、原告の損害賠償請求を認容した４件の判決（大阪、東京、札幌及び神戸の各訴訟）については、国の上告を棄却し、国に賠償を命じる判決が確定した[38]。また、損害賠償請求を棄却した判決（仙台訴訟）については、破棄して審理を仙台高裁に差し戻した。なお、同最高裁判決の判決正本は、同日最高裁判所長官から議長宛に送付され、同月16日、議長から本委員会に参考送付されている。

ウ　新たな補償制度の検討

最高裁判決を受けて、同月17日、原告らと首相官邸で面会した岸田内閣総理大臣（当時）は、政府を代表して謝罪した上で、係属中の訴訟については除斥期間の主張を撤回して和解による解決を速やかに目指すこと[39]、十分かつ適正な補償の額とすること、訴訟を起こしていない方や配偶者への補償も視野に入れて超党派の議員連盟と調整しながら議員立法の検討を進めていくことなどを表明した。また、原告らは、政府・国会における謝罪及び決意表明、全被害者に対する被害を償うに足りる一日も早い賠償・補償の実施、恒久対策の

---

[36] 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（平成31年法律第14号）。なお、同法は厚生労働省の所管であったが、こども家庭庁の設置（令和５年４月１日）に伴い、母体保護法とともに同庁の所管となった。

[37] 法律上の権利を行使しないときに、その権利が消滅するまでの期間。権利関係を速やかに確定させる目的がある。不法行為に対して損害賠償を求める権利については、改正前民法では行為があってから20年で消滅すると規定していた。（『日本経済新聞』（2024.5.30））
令和２年４月に改正民法が施行され、進行を中断させられる「時効」に統一されたが、除斥期間が改正民法施行の際既に経過していた場合には遡って適用されない（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）附則第35条第１項）。

[38] 判決で確定した賠償額は、不妊手術の被害者本人は1,300万～1,500万円、配偶者は200万円。

[39] 国と原告らは、９月13日、係争中の訴訟の和解合意書に調印した。合意書では、最高裁判決の賠償額をもとに、弁護士費用を除き、慰謝料として原告に1,500万円、夫婦が原告の場合は被害者に1,300万円、配偶者に200万円を支払うとした。国による謝罪の文言も盛り込まれ、偏見や差別の根絶に向けた検証や対策、原告側と定期的な協議の場を設けることなどについて、基本合意書を締結することも明記された。（『読売新聞』（2024.9.14））

実施などを求める「最高裁大法廷判決を受けての優生保護法問題の全面解決要求書」を岸田総理に手交した。

現在、超党派の議員連盟は、原告らの要求を踏まえつつ、不妊手術の被害者に対する新たな補償制度などの検討を進めているところであり、臨時会での法案提出を目指している。補償金の支給対象者の範囲（配偶者、相続人）、支給金額、認定手続及び認定基準など、その論点は多岐にわたる。加えて、最高裁では判断されていない障害等を理由とする人工妊娠中絶[40]の被害者についても、個人の尊厳を否定され、身体への侵襲を強いられたこと等に鑑み、補償の対象とするものとされている[41]。

４　デジタル社会形成

(1) デジタル社会形成基本法の概要

令和３年に制定された「デジタル社会形成基本法[42]」は、データ活用の重要性の高まりや新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなったデジタル化の遅れ等を踏まえて、社会全体のデジタル化を強力に推進するために、「デジタル社会」の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するための基本法とされている。

令和５年の法改正[43]においては、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しが、令和６年の法改正[44]においては行政機関等が保有するデータの品質の確保が、それぞれ基本方針として位置付けられた。

(2) デジタル手続法[45]の概要

令和元年５月の法改正[46]により、デジタル手続法に情報通信技術を活用した行政の推進に関する３原則（デジタル３原則）が明確化された。また、行政手続等についてはオンラインで実施することを原則としているほか、行政機関間の情報連携等による添付書類の省略が可能となっている。

---

40 不妊手術と人工妊娠中絶をいずれも受けたとして訴訟提起していたものはあるが、下級審においても人工妊娠中絶固有の慰謝料を判示したものはない。

41 「強制不妊 配偶者にも 500 万円　補償骨格案 中絶手術は 200 万円」『朝日新聞』（2024.9.14）など

42 令和３年法律第 35 号

43 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 63 号）

44 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和６年法律第 46 号）

45 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成 14 年法律第 151 号）。脚注 46 による改正により、題名が従前の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」から変更された。

46 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 16 号）

デジタル３原則

原　則	概　要
デジタルファースト	個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結
ワンスオンリー	一度提出した情報は、二度提出することを不要に
コネクテッド・ワンストップ	民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現

（「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和６年６月21日閣議決定）４頁を基に当室作成）

令和５年の法改正[47]において、行政機関等における情報通信技術の効果的な活用及び規制の見直しに資する情報の公表・活用について定めるほか、記録媒体の提出が求められる申請等の行政手続をオンラインにより行うことができる旨が規定された。

また、令和６年の法改正[48]において、公的基礎情報データベースの整備等の推進に係る措置を講ずること等が規定された。

(3) マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、マイナンバー法[49]に基づき、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることの確認を行うための基盤である。同法は、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、国民が利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めている。

マイナンバーは、本人を識別するための12桁の番号である。平成27年10月５日以降に日本国内に住民票を有する個人に対して付番され、最新の「基本４情報」（氏名、生年月日、性別、住所）と関連付けて管理されている。また、マイナンバーは、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において利用を促進することとし、マイナンバーを利用できる事務は法律又は条例において限定列挙されている（ポジティブリスト方式）。

マイナンバーカードは、本人に交付されるＩＣチップ付きのプラスチック製のカードであり、住民の申請により市区町村長から交付される。表面には基本４情報・顔写真・有効期限等が表示され、本人確認書類として利用でき、裏面にはマイナンバーが表示される。

令和５年の法改正[50]において、マイナンバーの利用範囲の拡大、マイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証）、戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加等の事項が改正された。これにより本年12月２日以降、従来の健康保険証の新規発行が終了となる。

また、令和６年の法改正[51]において、マイナンバーカードに係る機能をスマートフォンに搭載するとともに、性別について電磁的記録事項としては残しつつ、次期マイナンバーカ

---

47 前掲注 43

48 前掲注 44

49 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）

50 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 48 号）

51 前掲注 44

ードの券面記載事項から削除すること等が規定された。

(4) ガバメントクラウド

ア　ガバメントクラウド

「ガバメントクラウド」とは、国と地方公共団体の共通クラウド基盤であり、デジタル庁が整備し、国や地方公共団体が共通の基盤上でシステムを運用するもので、アマゾン・ウェブ・サービス（ＡＷＳ）など５社が提供事業者に選定されている[52]。

イ　地方公共団体によるガバメントクラウドの利用

令和３年に成立した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律[53]」は地方公共団体に対し、基幹業務について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付けている。

デジタル社会の実現に向けた重点計画[54]においては、基幹業務システム[55]を利用する全ての地方公共団体が、原則令和７年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、その環境を整備するとされた[56]。

また、「デジタル行財政改革　取りまとめ2024[57]」においては、ガバメントクラウドの利用料について、地方公共団体が利用に応じて国に支払い、国が国及び地方公共団体の利用料を一括して事業者に支払う仕組みを検討しているところ、利用料の負担と支払いを円滑に行うために必要な環境整備を併せて行う必要があるとされた。

(5) デジタル関係制度をめぐる政府の取組

ア　マイナンバー制度の推進

マイナンバーの利用や情報連携を行うべきものについて本年夏までに省庁に対して調査を行い、その結果を踏まえ、令和７年の常会への法案提出を目指すこととしている[58]。

イ　ガバメントクラウド利用料に関する保管金制度の検討

ガバメントクラウドの利用料について、地方公共団体の納める利用料を国が保管し一括して事業者に支払う保管金制度を創設するため、デジタル庁は本年の臨時会において、新法又は既存法の改正案の提出を目指しているとされる[59]。

---

52 「デジタル庁におけるガバメントクラウド整備のためのクラウドサービスの提供－令和４年度募集－の公募結果について」（令和４年 10 月、令和５年４月３日改訂）、「デジタル庁におけるガバメントクラウド整備のためのクラウドサービスの提供－令和５年度新規募集－の公募結果について」（令和５年 11 月 28 日）

53 令和３年法律第 40 号

54 令和６年６月 21 日閣議決定（以下「令和６年重点計画」という。）

55 基幹業務システムとは、国民生活に直接関係する事務に係る情報システムであって、相互に連携が必要な住民記録、地方税、介護や福祉といった地方公共団体の主要な 20 業務に関するシステムのこと。

56 令和６年重点計画 19,101 頁

57 令和６年６月 18 日デジタル行財政改革会議決定

58 令和６年重点計画 10,39 頁

59 『日本経済新聞』（2024.9.3）

内容についての問合せ先
地域・こども・デジタル特別調査室　相原首席調査員（内線68777）